

被疑者ハ何レモ日本共産黨（以下黨ト略稱）ハ國際共産黨ノ日本支部ニシテ我國君主制ヲ變革シ私有財産制度ヲ否認シ暴力的手段ニ依リプロレタリアノ獨裁ヲ經テ共產主義社會ノ實現ヲ目的トスル秘密結社ナルコト、日本労働組合全國協議會（全協）ハ「プロレタリアン」ノ日本支部ニシテ労働者階級ノ經濟闘争ト政治闘争トヲ組織指導シ革命的手段ニ依リテ我國體ヲ變革シ私有財産制度ヲ否認シ「プロレタリアート」ノ獨裁ヲ樹立センガ爲ニ日本共産黨ト協同シ闘争シツツアル革命的组合ナルコト、全協日本交通運輸労働組合（以下交通ト稱ス）ハ全協ノ産業別一組織ニシテ全協ノ目的遂行ノ爲メ交通運輸關係労働者ヲ以テ組織スル秘密結社ナルコト及赤旗并ニ第二無産者新聞（略稱第二無新）ハ黨機關紙、労働新聞ハ全協ノ機關紙、交運労働者ハ交運ノ機關紙ニシテ夫々共産黨并全協ノ主義政策ヲ宣傳煽動スル秘密出版物ナルコト、「プロレタリア科學」ハ日本プロレタリア科學研究所ノ機關紙ニシテ黨ノ外廓團體タル日本プロレタリア文化聯盟（コツプ）ノ一部門ニシテ文化運動ヲ通シテ共産黨ノ主義政策ヲ宣傳スル秘密出版物ナルコト而カモ以上ハ何レモ毎號發賣頒布ヲ禁止セラレ居ルコトヲ知悉シ乍ラ

(一) 被疑者 河野正行

- 1、昭和七年四月下旬當時日豊線重岡驛々手彌吉兄助ト相謀リ「プロ科」中心ノ車掌所グループヲ企圖シ廣瀨義輝、緒方爲五郎等ヲ指導シテ更ニ不平等分子車掌一丸清、久藤幾太郎、植木貞夫等ヲ糾合シ花見會ト稱シ大分郡八幡村佛崎公園ニ會合セシメ同年八月二十三日改選ノ現業委員候補者ニハ社會問題ニ通曉セル者ヲ選出スベシト爲シ社會問題研究會ヲ持チ内面プロ科中心ノ讀書會ヲ結成シ自ら責任者トナリプロ科ノ配付ニ努メタル處植木、久藤、一丸ハ其後退會シタルモ廣瀨、緒方ニ對シテハ同年五月頃ヨリ毎月發行ノプロ科一部宛ヲ配付シ
- 2、同年五月上旬佐伯驛附近ノ川口ニ於テ彌吉ニ前記「グループ」ノ結成經過ヲ詳報シ彌吉ヨリ全協交運ノ大分支部結成ノ相談ヲ受ケ尙ホ彌吉ヲ通シテ第二無新、労働新聞ノ配付ヲ受ケ之ヲ緒方、廣瀨ニ交付シ
- 3、支部責任彌吉ノ昭和七年九月一日上京後ハ自ら支部責任者トナリ連絡責任者トナリ連絡責任者ニ渡邊莊藏、アドレスニ小椋錡介ヲ指定シ同日ヨリ翌八年四月頃迄同期間中發行ノ労働新聞ハ大分車掌所ニ於テ緒方ニ交付シ
- 4、同年十二月ヨリ翌八年四月頃迄ノ同期間中ノ赤旗及労働新聞ヲ大分車掌所ニ於テ緒方ニ交付シ

5、昭和七年九月上京セル交通常任ノ同志タル彌吉兄助ノ運動ヲ容易ナラシムル目的ヲ以テ生活費其他ノ名義ヲ以テ同年十月金五圓ヲ渡邊ヲシテ金二圓ヲ離出送金シ

(二) 渡邊莊藏

- 1、昭和七年九月一日彌吉兄助ノ上京後ハ河野ト謀リ自ら連絡責任者トナリ労働新聞ノ交付ヲ受ケ之ヲ自宅又ハ勤先ニテ廣瀨、河野、緒方等ニ交付シ
- 2、昭和七年十二月ヨリ翌八年四月迄ノ間ニ於テ赤旗七十五部ノ交付ヲ受ケ之ヲ廣瀨、河野、緒方、小椋等ニ直接交付シ
- 3、昭和七年九月一日上京ノ全協本部常任彌吉兄助ノ運動ヲ容易ナラシムル目的ヲ以テ他ノ同志ト共ニ離金シ十月中金七圓十一月中金五圓、十二月中金五圓五十錢翌八年二月中金五圓計二十二圓五十錢ヲ送金

(三) 小椋錡介

- 1、昭和七年一月頃ヨリ彌吉兄助ノ依頼ニ依リ「レボ」及小包ノ「アド」ヲ爲シ同年一月二十日小包一個（労働新聞）二月下旬「レボ」壹通、三月中旬小包一個（われ科六部）四月中旬小包一個（われ科十部）五月中「レボ」一通、六月中小包一個（労働新聞、無新）七月中小包一個（われ科プロ科各十部）外ニ「レボ」壹通八月中「レボ」壹通ヲ東京市神田區野村清ヨリ送付ヲ受ケ何レモ彌吉ニ交付シ
- 2、彌吉上京後モ引續キレボ并小包アドトシテ勞新、赤旗十數部ヲ受ケ之ヲ渡邊、柴川忠正等ニ交付シ
- 3、昭和七年十一月渡邊ヨリ全協本部彌吉兄助ノ運動資金ノ要求アルチ十一月中一圓五十錢十二月中二圓八年二月下旬金二圓計五圓五十錢ヲ渡邊ヲ通シテ送金ス

(四) 廣瀨義輝

- 1、昭和七年四月河野正行ノ指導ヲ受ケ「プロ」科中心ノ大分車掌所グループヲ結成シ且同年八月改選ノ現業委員選出ニ際シ之ガ對策トシテ研究會ヲ開催シプロ科中心ノ大分車掌所グループヲ結成
- 2、同年五月中一丸清ニ對シテ同人ノ意識昂揚ニ努ムル爲メ第二無新、労働ヲ交付シテ「アジ」リ

3、昭和七年十二月渡邊ヨリ資金ノ要求アルヤ前後三回ニ亙リ金壹圓五十錢ヲ提供シ
(五) 緒方爲五郎

1、昭和七年四月河野、廣瀬指導下ニアロ科中心ノ大分車掌所グルーヲ結成シ
2、同年七月若松秋則ヲ煽動シ之ヲメンバーニ獲得スルト共ニ更ニ小野亮之助ヲ獲得「アロ科」「われ科」「マルクス」全集等ヲ
貸與シテ専ラ煽動ニ努メ

3、同年九月ヨリ翌八年四月迄ノ間ニ於テ渡邊ヨリ受ケタル勞新ヲ大分車掌所ニ於テ河野ニ交付シ

4、同年十二月下旬ヨリ翌八年四月迄ノ間ニ於テ渡邊ヨリ受ケタル勞新、赤旗ヲ河野、田島竹雄等ニ交付シ

5、昭和七年六月頃渡邊ヨリ全協本部資金提供ノ要求アルヤ金一圓五十錢ヲ提供シ

以テ以上ノ被疑者等ハ日本共産黨及全協ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタルモノナリ

三、檢舉ノ狀況

豫テ日豊線佐伯、重岡等ニ於テ左翼分子ノ活動アルヲ探知シ内偵中愈其確證ヲ得本年一月廿八日、九日ノ兩日ニ亙リ一齊ニ關係
者八名ヲ檢舉シタルモノナリ

本件檢舉ニ付内偵捜査ニ從事シ功勞アリタル警察官ハ當時佐伯署勤務警部補土田義人ト特高課巡查松浪謙デ其他特高課員河南(登)
警部補以下數名之ニ當ツタモノデアル

五、雜 件

これは「雜件」といふよりも、本廳古今の特高的資料の點描である、参考として摘記したるにすぎぬ。

きりしたん關係

要

きりしたん宗門ハ累年御制禁たり自然不審成者有之ハ申出へし
御ほうひととして

はてれんの訴人

銀五百枚

いるまんの訴人

銀三百枚

おみて「ハ宿」主井五人組迄一類共罪科におこなへるへき者也

國かへ申者の訴人

同 齋

正徳元年五月 日

同宿井宗門の訴人

銀百枚

奉

行

右之通下さるへしたとひ同宿もの之内たりといふとも申出る品

(此の制札保管者、日田郡光岡村渡里

により銀五百枚下さるへしかくし置「他處より」あらへるに

長 野 國 雄)

切支丹刑死の跡

豊後國岡藩七萬石は豊臣の忠臣中川清兵衛の二男清秀を祖として代々中川氏の領有する所居城を直入郡竹田町に營んでゐた。竹田
町外鏡村(現豊岡村内)元岡藩の刑場にある、南無阿彌陀佛、南無妙法蓮華經と刻した二基の石碑とそして竹田町常磐公園の中川
神社(清秀を祀る)の拜殿に吊るされた基督教の鐘とは往時切支丹がかゝる山奥迄も侵入して徳川幕府をして如何に神經を惱まし
めたかを知るに足るものがある。

寛永十五年二月島原切支丹教徒の反亂漸く平定の後も幕府は血眼になつて教徒檢舉を繼續した、萬治三年(島原亂後十七年)岡藩
五代の主中川久清の時突然長崎奉行から岡藩領内に切支丹教徒が潜在することを通知して來た、藩主を始め老職等大に驚愕して藩
の役人に命じて領内限なく調査をやつたが只一人の教徒も發見するに至らなかつた。

爰に於て岡藩は長崎奉行所の指圖に依つて踏繪を試みることになり同年八月愈宗門改めは厳しく執行された。其結果は容易に信者
を發見することを得た、これは城下竹田町より南一里半門田村の中農作右門、庄七、善兵衛の三家族であつた。

作右衛門時折用件を帯びて府内(大分)へ往來した、府内は元大友氏の居城で大友宗麟が基督教を奨励した關係上當時も同城下に
基督教は盛に行はれてゐたが作右衛門もいつしかこれに歸依して家族三名を手始めに漸次類を求めて村内に宣傳し庄七の一家十五
人と善兵衛の女房及子供七人を宗門に引入れたのである、三家族廿七人は直に捕へられて入牢寛文五年春より夏にかけて城下鏡村
の刑場で處刑された。今刑場の跡に樹つ二基の石碑は後年岡藩に於て建設したものである。

中川神社に吊された鐘が作右衛門等の宗徒と關係があるか否に付ては多くの議論があつて未だに謎とされてゐる。鐘は高さ四尺直

徑二尺厚き二寸重量八十貫匁の中央に十字架が凸出し下部に「ホスピタル、サンチアゴ」の羅馬字と「一六一二」と數字で西曆年號が鑄出され型は西班牙と目されてゐる。

西曆一六一二年は我朝の慶長十七年、百七代後水尾帝、將軍は徳川二代秀忠の時で之か後年我國に渡り次で豊後の山奥に搬入せられた其経路に就ては何等文獻の徴すべきものがない。或説によれば岡藩主中川氏は豫て基督教に歸依して居るとの噂があり其の替紋に車轡を以てした事も幕府の疑ふ所となり隠密を放つて動靜を探らしめたが遂に判明するに至らなかつた、然し鐘は其當時に宕に竹田へ持ち込まれたものはあるまいか。

又一説には寛永十一年府内の城主竹中重次が切支丹に歸依して没封された時及正保四年島原城主松倉勝家、唐津城主寺澤堅高か島原の亂の責任で没封或は減封された際城地受取の爲岡藩主が出張したことがある、其際押收物件の一として目藩へ持歸つたものであるといふのか本説らしい、之等も尙議論區々で謎の録は永久に史家を悩ましてゐる（大正十二年四月豊州紙九州史蹟物語より）

南蠻寺興廢記より

頃は人皇百七代正親町院の御宇、織田信長尾州より齋藤を伐ちて濃州を奪ひ（爾來近畿地方を討ち隨へ）高名西國に轟く、此の時九州肥前の領主龍造寺高重の領分長崎の津に南蠻船一艘着岸せり、此船に異相の者一人入り來る、其長さ九尺餘匁より頭ちさく、面赤く目丸くして鼻高く傍を見る時は肩を摺り、口廣くして耳に及び、齒は馬の齒の如く雪よりも白し、爪は熊の手足に似たり、髪は鼠色にして、其の年齢五十計りに見えたり、名はウルガン破天連といふ、南蠻切支丹國の者にて、天帝の宗門弘法の爲渡來せり、日々に長崎の靈社佛閣を徘徊するに、その異相を見る人群集をなせり、或は其異相を繪に寫し書付に記して中國に傳へ京師に入る。

これは「南蠻寺興廢記」の書き出しで即ち切支丹宗が始めて我が長崎に入り來りし相を叙したもので彼ウルガンは其後江州安土に到り時の權威信長に謁した、尤も其の間攝州住吉神社の松樹六十六本顛倒したとか、或はそれを凶事として寺社に命じて祈禱したりとかの記事あるも略す。

寛永三年から十二年すきて寛永十四年肥前國天草島に切支丹の一揆が起つた。即ち宗門の輩は原の城に立籠り關東より上使下着九

州の諸家責め圍みて翌十五年二月廿八日落城し大將四郎は細川家の神野佐左衛門が討取り男女二萬餘人原城にて滅亡とある。爾來長人南蠻宗は斷絶し又寛永十五年以來南蠻船は日本入津を停止された、天正十三年南蠻寺事件より寛永十五年天草落城まで實に五十四年の久しき間であつた、以下我郷土大分に因む之等の歴史を摘記して見たい。

吉利支丹出申所圖覽

（前略）九州地の分

豊前國 小笠原右京太夫領分、少倉より宗門七八人も出で申し候、此處に先年キリシタン寺御届候

豊後國 稻葉能登守領分白杵より宗門二人出で申候、内侍一人出で申し候、近年はキリシタン澤山出で申候、木下伊賀守領分、日

出より宗門侍一人出で申し候近年は澤山出で申候、中川山城守領分竹田より宗門二三人も出で申し候（下略）

明曆四戌年六月十六日

西曆一六三八年

一、大久保加賀守唐津へ遣され候、是も御用の時分は長崎へ参るべき由仰付けられ候、松平隠岐守、日根野織部（府内藩主）も御用の時分は長崎へ参り申す可き由仰付けられ候、日根野織部は一年の内一度宛見廻り廿日も三十日も長崎に逗留致候由長崎奉行二人井上筑後守、高力攝津守、日根野織部、松平隠岐守、大村丹後守、湊御番松平筑前守、鍋島信濃守、御役人合して十人にて候由

一、亥年ホロトカルより使者船二艘越し申し候湊の内みなけと申候所に馬場三郎左衛門、日根野織部參會し相談にて繋かせ九州中の船並に人數にて西泊と申す所の近所をしきり（西泊近所三丁□□、湊の内にて狭き所なり）大筒、石火矢をかけ、二艘の船歸帆無之様致し候由、人數も大方九州中は家老召連れ参り長崎湊に相詰め候由、其後筑後守御使に遣され亥七月朔日八時分長崎へ參看申候由、其年當番の松平筑前守長崎へ参り候衆は鍋島信濃守、高力攝津守、大村丹後守、松平隠岐守、日根野織部、各人數を率ひ参り候由、筑後守、馬場三郎左衛門宅に於て上意の通申渡し、七月晦日申刻、筑後守家來井上玄蕃を船中へ遣し候、八月朔日にホロトガル使者御請を江戸へ遣し候由、同六日に歸帆申候由

次に『井上筑後守伴天連へ不審を掛け申詰めころばせ申候論議』として一より八迄の項を挙げ次に『筑後守伴天連宗門の者共に白狀させ書付け指上げさせ候條々』と題し切支丹宗門人の處刑に就き浮説を弄したる者糾問の狀況を記したる文數ヶ條あるも省略す

長崎雜記 (抜抄)

それ長崎といふは古は深江浦といひしなり、即ち肥前國彼杵郡大村四十箇村の一にして本朝廣邑三十箇所の一、又これ五都の隨一なり(中略)

昔應永年中下總國佐倉より長崎小太郎爲直といふもの此所に落下りて代々住みしより終其氏によりて所の名となる、然るに其子甚右衛門に至り故ありて此處を退きて大村に行き今に彼地にその子孫現在せり(中略)

爰に長崎繁昌の始は永祿十年卯八月二十三日異國の高船に加里用陀といふ船きたり、當浦に始めて入津す、是より諸國の人來り集り交易す、是に依て元龜二年未三月島原の大村等のもの相謀りて森崎より一の堀の間に六町の町を立て始めて異國交易繁昌の地となるなり(中略)

此加里用陀船は元來豊後國府内に行きし船なり、八月十四日に入津したり其頃秋月三河守、大友宗麟と不和となり、依て戸次鑑連(號道雪)大將として甘木長谷川と合戦せり是等の騒動に依り交易難く則ち大村理壽は大友幕下の人なるか故に宗麟方より申越されて當浦に繋りよき港ゆへ入津するものなり(中略)享祿三年の夏豊後府内に始めて來り、鐵砲二挺獻上す、また天文二十年に石火矢を獻上す、みな大友宗麟の代なり、今長崎に來る船は永祿二年より府内に來り商賣すること七八年なり、宗麟もこの縁によりて吉利支丹宗に成られたり、然るにこの船永祿十年豊後に來りしが彼より當浦に入津して諸國の者來り集り商賣に事寄せ諸人に貨物を與へみな吉利支丹宗になりたるなり(中略)

また茲に吉利支丹伴天連に森都といふ座頭あり、元來大友家臣田原紹忍が一家にして利根才智の者なり。然るに、今年(元和元年)始めて正法を信じ邪心を改むるに於て轉ぶといふ。これ當地轉ぶの始なり、是に依りて奉行權六(長谷川權六)江戸に於て言上あり。彼の森都を召し登せられ、諸國切支丹の目明しに成さる、これより、日本國中の伴天連、伊留滿などの棟梁とも隠れ居たるが残らず相知るとなり

評に曰く田原紹忍といふ者、大友の一族なり、然るに、神道佛法を解せず、三綱五常を用ひず誠に耶蘇黨なり、たゞ金銀珠玉を取込め、吉利丹に歸服して、時々主君宗麟にも彼の宗の尊き由を勸めて、千變萬化辯舌を盡し、終には邪宗に引入れけるこそ薄情なれ。是に依りて宗麟も毎月吉利丹講とて興行し數代尊敬せし海藏寺といふ禪刹の住持貞叔和尚を疎み出し、途中にて殺害に逢せ、また、永祿十年夏山森紹庵といふ者に云ひ付け、府内住吉の社を打破り火を放つ、また元龜元年正月、紹庵が沙汰として橋本五左衛門井清田因幡守に二百餘の軍兵を相添へ、萬壽寺を燒失す。抑もこの萬壽寺といふは、大友五代出羽守貞親、徳治元年に建立して百餘人の僧を供養し、一千餘貫の領を寄附して、宗麟祖父代々の歸依寺にて佛法繁昌の禪刹なり。終に耶蘇の爲に破却せらる。又其頃吉弘内藏助といふ者あり。宗麟これに下知して豊後國中の佛像を集め薪にせよとなり。在々所々に走り廻りて神像の尊容を日々五駄十駄づゝ取寄せ打ち割りてこれを薪とす、また天正四丙子年四月四日灌佛日、清田安房守鎮忠、上野權正鎮俊を大將として、其勢四千三百餘騎にて、彦山三千の寺院坊舍諸堂まで残らず攻め破り燒き崩す。かくの如く大友家、吉利丹宗門なり、佛神を敬せず、神社佛閣を沒倒せしより領内の貴賤老小歎きしかば、これ宗麟並に紹忍を調伏するなりとて、宗麟以つての外立腹して紹忍に沙汰して神道佛法に預る程のもの一一誅伐すべし、とまで申されたり、惜しむべきかな、大友といふは鎌倉右大将頼朝の後胤にして源家の種たり、紹忍また他人に非ず時節因縁といひながら、九州の探題六箇國の主として、邪宗となり、その家終に滅亡せしこそ哀れなれ、然るにこの森都といふ座頭はその紹忍が計策にして實の首にあらず、耶蘇宗を諸人に勧めんが爲官勾當となり京夷諸國を徘徊して大名高家多くは彼が勧めにて、その宗に歸服せしなり、以前慶長十年三壽庵大寺にありし時道知に呵られ逐電して見えざりしが、今元和二年辰五月五日夜に入りて正覺寺に來り道知と討論數刻を移し忽に和國神道佛法の正法を聞き、あつと云ふ聲家中に響きしとかや、則ち作隨轉といふ、これ當地轉ぶの始なり、この時森都いふ、我は本國豊後田原紹忍が一家則ち田原源藏といひし者なりとて懺悔し涙を流し合掌して本尊阿彌陀の影像を拜む今に其像は正覺寺にあり、この上にては前非を改めんが爲天下の人の爲一一白狀すべき事あり、公儀に申上ぐべくと云ふに依りて道知其夜政所に往き此由一一言上す、奉行權六聞召され、早速江戸に言上あり(中略)

寛永六年竹中采女正奉行として下り給ふ、この時、稠しく邪宗に薰執し隠し行ずる者これを攻め轉ばすべしとて近隣なれば島原の

松倉豊後守重政越され今江戸町のうち西濱町下に屋敷を構へ、共に相對吟味あり、終には初宗の者ともを温泉に遣し、背を割りて熱湯を入れて種々責む、これに依りて轉ぶといふ者あり、また轉ばざる者は八萬といふ温泉第一の熱湯にも入れられける、また長崎にては今の西坂にて穴つりしてこれを責めらる、これに依りて寛永六年七月十四日十五日には切支丹殘らず轉んで宗旨を改めみな釋門に入りける、踏繪の始めも此時なり(中略) 誠にこれ東照大権現の御威光と謂ふべし、

竹中采女正といふは父は竹中源助重信といふ者なり、昔秀吉公に仕へて一萬石を領す(後二萬石となり)豊後高田城を領す、その上従五位下伊豆守を受領し彌勳功を勵みて病死す、その子采女正に家督を繼ぎ長崎に奉行たりしが私曲姪亂にして政を汚す、此由一一上聞に達し忽知行召上げらる、剩きへ江戸に於て生害仰付らる時に年四十八、天正十二年申歲四月六日の産なり、長崎奉行職は寛永六年より同九年迄四年の間なり同十年奉行所二人に成る、これ采女正私曲めるに依りて、二人には又私曲あるべからずとの事なり(中略)

寛永十四年丑十一月始めの頃天草島原益田四郎を大將として吉利丹とも一揆す、その頃長崎の騒動いふべからず、時の奉行所馬場三郎左衛門、榊原飛騨守二人なり然るに明年寅二月下旬終に落成して彼地に於て死亡するもの、三萬七千餘なり、即ち大將時貞が首并に其賊徒の首とも持來りて出島の前右の木に獄門に首を掛け南蠻人に見せしめ又其首を以つて西阪に埋めて塚を築く即ち今の首塚これなり。

寛永十七年辰五月十七日呂宋船一艘きたる、其時奉行所より羽書を飛ばして江上に言上あり即ち上使加賀爪民部少輔六月十四日申の刻に下著し翌日南蠻人を船より上せられ、そのまゝ入牢せしめ十六日の早且に引出し、西阪にて六十一人は死罪に行はれ其船は燒き沈めらる、殘十三人は再び日本に渡海せざるやう申合め唐船に乗せ歸朝せしめ給ふ。

正保四亥年六月二十四日黒船二艘來るこれは亞馮港よりの使者船といへり依つて九州の大名は申すに及ばず四國西國の諸大名かねてより上意相守りみな當地に來りて守護し給ふ其形程頗るまた、前代未聞なり、奉行所馬場三郎左衛門、今の西屋舖にあり。

慶安元三の春、上使井上筑後守下向ましまして立山御役所を建てらる御逗留ありて彌吉利丹宗門穿鑿あり、また新法を立つること、制禁なり、當地正法益々盛にして神社佛團覺を並べて、梵音幣帛たえず、諸人信厚の繁昌の地となりにけり天下泰平武運長久矣。

正徳二辰三仲春日

長崎光壽山正覺寺

秀法昭記

舊〇〇共獲ニ改業云々達シ 明治五三二月五日

去ル辛未八月中〇〇等ノ稱被廢身分職業モ平民可爲同様旨御達相成候處御布令取違〇〇中ニ於テ俄ニ仕來候職業相改メ遂ニハ生業ノ道ヲ失ヒ候者モ有之趣相聞候右ハ全ク是迄仕來候職業ハ即チ平民ノ職業ニ候條此旨得ト相心得生業ノ見留無之者獲ニ職業相改申間敷此旨相達候也(縣治概要より)

明治五年二月廿四日

戸籍編製ニ付一戸二宗云十達シ

是迄一戸中ニテ宗門ヲ異スルモノ有之候處差支ノ廉モ有之候條自今且那寺へ熟談ノ上一戸一宗ニ可相改事同諸寺院へ

從來一戸中ニテ宗門ヲ異ニスルモノ有之候處差支ノ彈モ有之候ニ付自今一家一宗ニ可相改候此旨可相心得候事

太陽曆ノ頒行

明治五三十一月九日、政府ハ太政官布告第三十號ヲ以テ『今般太陽曆御頒行ニ相成候ニ付、來ル十二月三日ヲ以テ明治六年一月一日ト被定候事』ト達セラル當時福澤諭吉翁ハ、改曆辨ナル一書ヲ作リテ、太陽ト太陰トノ別ヲ詳述シ、改曆ノ便利ナルヲ説明シテ次ノ如ク附記シタリ

此度ノ改曆モ其譯ヲ知ラズシテ、十二月ノ三日ガ、正月ノ元日ニナルト許リ言フテ、夢中ニ是ヲ聞キ、夢中ニ是ヲ傳ヘナバ實ニ

第二節 特高警察

驚クベキ事ナレトモ、平素ヨリ人、讀ムベキ書物ヲ讀ミ、物事ノ道理ヲ辨シテヨク其本ヲ尋ヌレバ、少シモ不思議ナル事ニアラズ、故ニ日本國中ノ人民、此改曆ヲ怪ム人ハ、必ズ無學文盲ノ馬鹿者ナリ、是ヲ怪マサル者ハ必ズ平生學問ノ心掛アル智者ナリ
 サレバ此度ノ一條ハ日本國中、智者ト馬鹿者トヲ區別スル吟味ノ問題ト言フモ可ナリ
 學者議者ハ能ク其理ヲ解スレド、當代ノ民度デハ之ヲ怪シミ驚ク者鮮ナカラサリシナリ其頃ノ狂歌ニ斯ノ如キモノアリタリ
 春と言へど鶯啼かず梅咲かず橙片から青蠟筆

書籍所載者書名等取調云々 (明治十三年十二月廿一日學達第拾四號)

從前手習師匠寺子屋杯ト唱フル者共幼童教訓之爲メ其土地限リ相用候書籍寫本刊本ニ拘ラス壹部ツツ文部省へ備置致度旨達越候條
 右書籍所載者書名册數著述者姓名并代價取調來ル明治十一年一月二十日限リ可届出此段相達候事

但實語教、商賣往來ノ如キ全國ニ通用スルモノハ取調ニ不及候事

轉宗改式云々 (明治十一年五月二日庶達第五拾四號)

轉宗改式ノ義ニ付内務省達ノ趣本年三月當廳庶布第九號ヲ以テ及布達候テハ自今各目ヨリ差出ス届書ハ用務所ニ受付ケ置キ前三ヶ月分取調メ一四七十月十五日限當廳へ進達可致此段相達候事 (但書省略)

外債償云々充の願旨 (明治十六年十二月十八日 大書記官より警保局長宛)

第二十號

當縣下豐國宇佐郡水崎村 (現戸村) 平民水ノ江新三郎ナル者兼テ信仰スル妙見宮ノ宣託ト唱へ我國外債償却方并士族救助方等負擔致度旨村役場へ願書差出タリ杯ト頻リニ風説有之候ニ付不關所轄警察署ヨリ巡查ヲ派遣シ調査致候處該人義ハ天性實直温厚ニシテ曾テ不正ノ所爲ナク極メテ物ヲ苦慮スルノ質ナル趣ニ付國家財政及舊士族ノ授産等ノ事ニ付彼是苦慮ノ餘リ神經疾ヲ引起シタルモノト認メ候モ平素ノ舉動言語ニ於テ敢テ異狀モ無之其儘ニ差置タル處計ラザリキ客月三十日同人長男水戸江政治 (舊年廿歲) ヲ召連上京ノ上内務卿ニ拜謁シ尙事件親シク言上スル由家出セラレ趣ニ有之果シテ上京ノ上何レ共推參致候事ト被存候條御參考迄及報

告候也

部下宇佐郡水崎村平民水江新三郎ナル者妙見託宣ト唱へ我國外債ヲ負擔致度旨所管戸長へ願書ノ差出候段風説聞込候處定テ神經疾ノ爲斯ル途方モナキコトヲ申唱候トハ存候得共地方愚昧ノ人民ニ到ツテハ或ハ之ヲ信向致候趣ニ有之候ニ付不關巡查ヲシテ密偵爲致候處別紙復命書ノ通申出候左スレバ如案神經疾ノ然ラシムルモノト被存候得共未ダ密偵ノ盡サマル廉モ有之殊ニ僻陋ノ愚民ニシテ國債ニ着目スルカ如キハ等閑ニ難附儀ト被思候間此上精密ノ偵察着手致置候得共不取敢此致具申候也

明治十六年十一月十六日

高田警察署長代理

警部長 山川 景範 殿

警部補 佐野 直次 郎

復命書

宇佐郡水崎村平民

水ノ江 新三郎

右之者妙見宮ノ託宣ト唱へ我日本國ノ外債ヲ負擔致度旨願出タリト云フ風聞アルヲ以テ明治十六年十一月十五日實地密偵ノ命ヲ奉シ即チ該地ニ就キ精密探偵ヲ遂行候處本人儀ハ距今七年已前ヨリ妙見宮ヲ信仰毎月命日ニハ晴雨寒暑ヲ論セス速見郡赤松村妙見宮へ參詣致居候處如何ナル病病歟ハ不明瞭候得共客年舊曆十月頃ヨリ本年舊曆三月頃迄病瘳ニ就キ更ニ他人ト交通ヲ絶テ唯樽々トシテ紙帳ノ中ニ平臥スルノミ然レトモ命日至レバ其期ヲ怠ラス參詣シ歸宅スレハ又々平臥ス其病瘳中不思議ノ託宣十二回アリ其一回ハ妙見鎮堅之地理許四方ノ間ニ金銀銅凡結推集シテ其大ナルコト警エバ豊後ハ由布獄或ハ豐前ノ馬城峠或ハ駿河ノ富士山ノ如キモノアリ今是ヲ掘得ハ朝廷ノ外債七億萬圓ヲ償還シテモ猶餘アリ其殘餘ヲ以テ全國内之衆庶救恤トシテ究民ハ貳百圓士族ニハ五百圓宛ヲ賑ハサレ其餘ノ不思議ハ未ダ探知セス然ルニ右託宣アルヲ以テコレヲ政府ニ建言シテ政府ヨリ速ニ鑛山開坑ニ着手相成度旨戸長ニ届出候得共前顯之次第何分空曠タルモノニ付戸長ハ更ニ取合サル趣キニ候政府ヨリ愈開帳ニ着手決定相成候上ハ確ト所在指示可致候杯申居候由往々噂有之右ハ長々敷羅病ニテ終ニ精神 (此間四字不明) 爲ニテ差當リ託宣ヲ唱エテ衆庶ヲ惑シ貪慾ヲ逞フスル儀無之ト密偵仕候仍テ及復命候也

明治十六年十一月廿六日

高田警察署詰

第二節 特高警察

巡查 鷺海 常作

高田警察署長代理

警部補 佐藤直次郎 殿

(註) 今一ツ此外ニ井上平(士) 巡查ノ報告書アルモ著シク虫蝕ノ爲メ全文詳細讀ミ難キモ本人ハ政府ニ對シ國債負擔ノ願書ヲ提出スルニ當リ戸長ニ其願書ノ奥書ヲ強要シタルガ如キ事實記載アリ。精神病者ノ行動ハ何時ノ世デモ中々面倒ナ者デア
ルガ本件ノ如キ一寸異色モノデア
ル

佛教演說會の取締

現在の集會取締は政談集會以外は警察官の臨監は稀れてあるが、此頃(明治二十四五年頃)は佛教演說會にも臨監してゐる様である、次は白杵警察署の日記の摘録で、回顧して甚だ面白いものがある。

一月六日 晴天

巡查部長	巡查	幸	吉	五	郎
	巡查	平	賀	庄	次郎
	巡查	夏	日	光	茂
	巡查	片	山		關

一、市濱駐在巡查會我平次ハ駐在所移轉ノ義ニ付午前十一時出署何濟ノ上直ニ歸所

一、幸巡查部長ハ午後七時ヨリ白杵町大字海添寶蓮寺ニ於テ開ク佛教演說會へ臨臨ノ處同九時廿分歸署セリ

中華民國臨時政府 成立の慶祝大會

昭和十三年一月十二日全國に魁で暴戾國民政府と絶縁中華民國臨時政府歸屬を聲明すべき縣下各地に在住の中國人五十戸百八十七名の代表者を集めた中華民國臨時政府成立慶祝大會は十二日午後一時から別府市東洋軒に於て開催されたが、これに先立ち正午から大分縣在留華僑擁護新政府歸屬大會を開會新政府を表象する五色旗を捧げて主催者を代表して大分高商修教授の挨拶あり、宣言、決議電文案等を可決し、引續き午後一時より中華民國臨時政府成立慶祝大會を開會、來賓として栗屋知事、小野別府市長、小

松郷軍分會長等參列在留中國人五十餘名着席正面に掲げた大日章旗及び五色の新國旗に最敬禮をなし座長に大分高商修光亨氏を推薦、修氏の臨時政府支持に關する烈々たる挨拶があり參列者一同を感動せしめ、東洋軒劉德錫氏から大會の經過を報告、左の如き宣言、決議をなし栗屋知事、小野別府市長小松郷軍分會長等の祝辭あり、龜川在住元大同報社長都甲久夫氏は支那語を以て一同を激勵、曩に新政府歸屬を聲明した京城總領事范黃生氏、鎮南浦領事張儀信氏、熊本縣在留中國人代表、臺灣華僑協會等よりの祝電を披露し、友邦大日本帝國及び中華民國臨時政府の萬歳を三唱盛況裡に閉會した(以下略)——當時の新聞記事——

第三節 保安警察

單に保安と稱するときは警察の代表語なるが如く最も古くより呼稱せられ居りたるもの、如きも警察事務の分課に於て保安の文字を使用せしは明治十一年十一月の改編に當り警察課(現在の警察部)に保安係、治罪係を置かれたるに始まるもの如く次で同十八年八月の處務細則改正に當り諸務、主計と共に保安課を置きて保安警察の取締を統轄したるものなるが、其後同四十年八月警務課と合して警保課と改められ更に同四十四年九月之と分離して保安課となり今日に至りたるものなり。

尤もこの間に於ける分課の變遷多々ありしと雖もそれ等は別項職制中の各課事務分掌の款に譲ること、し本節に於ては唯其取締の對象となるべき事物の變遷に付てのみ述べんとするものであるが只然し分課の變改は之隨て對象物の變遷に關係する處あるを以て先づ分課に伴ふ取締對象の異動を擧ぐれば

一、廢止に關する事項

(1)大正五年三月三十一日新に工場課の創設に依り従前の分掌事務中「工場法施行に關する事項」を分離し、(2)大正十一年五月十六日高等警察課の新設に依り「御肖像及御校章に關する事項」外十二項目の事務(詳細は職制中にあり参照)を高等警察に譲り、(3)昭和二年三月三十一日刑務警察獨立するや「司法警察に關する事項」及「移動警察に關する事項」を同警察の對象に委ね、(4)前項

第三節 保安警察

工場課が一旦廢止の上本課に合併せる、や其對象も亦保安警察の部に屬せしが昭和十四年に至り再び二月一日より「工場法施行に關する事項」外十一項目（詳細は勞政警察の部）を工場警察の所管として分離し、(5)昭和十五年四月一日には新に經濟保安警察の獨立に依りて「物資供給取締に關する事項」外十三項目（詳細は經濟保安警察の項參照）を統ひて分離した。

二、新設又は合併したる事項

前項廢止の部に於て述べたる如く一旦分離せし工場警察がその獨立十年にして大正十五年六月廢課の憂目に逢ふや再び其事務の全部を管掌した外

(1)明治二十三年豊州電氣鐵道會社の創立ありて大分府間に電氣鐵道（現在の別大電車）の議起るや之が取締の主管となり、(2)同三十四年五月頃より自轉車の輸入に依り漸次乗用者の増加に伴ひ同三十七年六月始めて之が取締規則を制定して之を管し、(3)同四十年前後の候より漸く活動寫眞興行の流行せんとするや其取締を管掌し、(4)明治の末期より大正の初期に亘り始めて自動車の本縣に入り來るや漸次使用の増加に伴ひ大正七年七月之が取締の標準を定めて其取締を管理し、(5)大正十五年には林野取締專任巡查を置き、(6)昭和七年四月には銃砲火藥取締の專任巡查を置き、(7)同十二年七月支那事變突發するや漸次經濟警察の必要且つ重視する事となり同十三年三月には石油消費規正實施に依り國費支辨巡查の配置を見る等即ち同年九月には經濟保安係を置きて現在經濟保安警察課分掌事務の全部を主管するに至りたり。

以上は保安警察に關する重要な取締の變遷事項であるがその詳細に至りては便宜上之を現在の保安警察を基準として左の八項に區別し以下順を逐ふて之を述べて見やう。

- 一、安寧
- 二、風俗
- 三、營業
- 四、交通
- 五、山林及田野
- 六、漁業及狩獵
- 七、人事
- 八、雜

一、安寧

本項は便宜上左の八項に分つて記することとす。

(イ) 行政執行 (ロ) 銃砲火藥及危險物ノ取締 (ハ) 電氣ノ取締 (ニ) 遺失物及埋藏物ノ取締 (ホ) 難破船及漂流物ノ取締

(ヘ) 度量衡ノ取締 (ト) 建築物ノ取締 (チ) 豫戒令

(イ) 行政執行

行政警察の目的完遂には何と謂つても其の制度と之が犯行の適否如何にあるや論を待たず併して其の犯行を完全ならしむるには亦相當の權力作用に據らざるを得ず。於茲が明治三十三年六月法律第八十四號は行政執行法を制定して斯かる至難の場合に於て尙能く行政警察の目的達成の爲其の任に當るべき警察官廳に對し國家の權力を附與したるなり、然るに其後國民思想の發達は一般智識の向上と共に一面亦權利自由を叫ぶに至り世上往々にして右法律を廢止して行政警察官廳より此權力を除去するか若しくは其の一部を改正して以て本法をして去勢的のものたらしめんとするの聲漸く喧しき時なきにあらざりしも卷頭既に述ぶるが如く行政警察の目的遂行上唯一無比の法律にして併かも此目的の遂行こそ即ち能く國家の安寧を保ち秩序を維持する所以にして國民の幸福從て之に待つもの多きに鑑み依然警察の寶刀として今日に及ぶものなり、尙本法執行上の利便と一面の誤解等を避くる爲め附屬の法令又は時世の變遷に伴ふ改正等其概要を知るが爲め左に關係記録の目次を添付することとした。

行政執行に關する記録の目次

(本目次に依り沿革を見ること、もし何れも内容の記載を略す)

- 明治三十三年六月法律第八十四號ヲ以テ行政執行法ヲ制定ス
- 明治三十三年六月勅令第二五三號ヲ以テ行政執行法施行令ヲ制定ス
- 明治三十三年六月廿五日縣訓令保第一〇〇號ヲ以テ行政執行法施行ニ關スル心得ヲ達ス
- 明治三十三年六月二十五日縣訓令特第二〇二號ヲ以テ行政執行法施行手續ヲ定ム
- 明治三十三年七月十三日縣訓示保第一一五號ヲ以テ憲兵ニ於テ容實淫者ニ對シ健康診斷ノ必要アリト認メ通知アリタルトキ相當措置スヘキ旨ヲ達ス

明治三十三年八月十日發保第一三九號ヲ以テ入院セシムル者資
力ナキ者ニ付テ取扱方ヲ通牒
明治四十一年一月十七日警第二〇七號ヲ以テ密賣淫人員及健康
診斷結果取調表ノコトヲ達ス
明治四十二年法律第五二號ヲ以テ行政執行法中第三條ノ一部
ヲ改正ス

大正二年十二月六日縣訓示保第五三四五號ヲ以テ行政執行法施
行手續ニ依ル健康診斷及入院治療ニ關スル取扱心得ヲ達ス
大正三年四月法律第三七號ヲ以テ公共團體ノ管理スル公共用土
地物件ノ使用ニ關スル件ヲ定ム
昭和四年四月廿五日縣警第一〇四二號ヲ以テ行政執行法第三條
ニ所謂療田ノ費用ニ關シ心得方ヲ達ス

(ロ) 銃砲火藥類及危險物の取締

△銃砲火藥類

昭和十二年の十二月警保局岡本富三郎氏は警察協會雜誌に「鐵砲鎖談」として我國火器の沿革に就いて次の様に述べてゐる、銃砲火藥の取締の沿革を知る上に於て興味ある記事と思ふので少しく抄記して見たい。

『我國に始めて鐵砲が傳來したのは天文十二年八月と普通云はれてゐるが、之は僧南畝の書いた「鐵砲記」に依るものである。しかし之を以て最初の傳來と決定することは尙計に過ぎる様である』

と「碧山目錄」や「蔭涼軒目錄」「北條五代記」「甲陽軍鑑」等數種記録の名を挙げ、次に此鐵砲傳來といふ一事が我國民心に、又狩獵の上に、或は武器の沿革に、社會組織に如何なる破紋を描いたかを述べてゐる。

岡本氏は其後「續鐵砲鎖談」を發表された。

『我國に傳來した鐵砲は、偶々戰國群雄割據といふ未曾有の戰亂時代に遭遇したる爲、決河の勢を以て全國に傳播し遂に信長の天下統一に主要なる動因を與へた。處が一旦平和が招來してしもふと、鐵砲は又反對に其平和を攪亂

する主役を演ずる様になり茲に危險物として取締を爲すの必要が生じて來た、歴史は桃山時代から江戸時代へと平和な状態が続いたのであるが、之等危險物はどう進展して行つたか、又爲政者はどんな取締をしたか等に就いて研究した材料を纏めて見よう』と、

冒頭して桃山時代から「秀吉の刀狩命令」「朝鮮征伐に於ける鐵砲の威力」等を數種の文献を掲げて詳説し我大分縣の「鐵砲の歴史」に及んでゐる。

砲 煩 傳 來 記

鼓を打ち兵刃既に交る時鐵砲とて鞠の勢な彈丸の迸ること坂を下す車輪の如く霹靂すること悶々たる電光の如くなるを一度に二三千投げ出したるに〇〇の兵多く焼殺され關櫓に火燃へつきて打消す隙もなかりけり、

太平記大元日本を攻むるの條の一齣である。(中略)降つて天文二十年南蠻國の房首と云ふ者が煩を豊後の大友宗麟に贈り、續いて天正四年ポルトガルの商船が豊後へ來て二大煩を宗麟に寄贈した。宗麟は其偉力の著大なるを喜んで「國崩し」と命名し臼杵丹生島に於ける島津氏との戰に之を持ち出して大勝を博したと大友興廢記は傳へてゐる(中略)其後文祿慶長の兩役で各大名は益々砲煩の必要性を痛感し高價な代償を拂つて南蠻から買ひ込んだ。我國に於て始めて砲煩の製造が營まれたのは慶長十六年であつた(中略)家康によつて徳川の基礎は磐石の如くに固められたのであるが、平和の攪亂要器たる銃砲火藥類は江戸時代三百年の永きに亘り如何なる運命を辿つて行つたであらうか。

江戸時代三百年は銃砲火藥類にとつては全く受難時代であつた。それは銃砲火藥類が平和の攪亂要器として使用さ

れ易いからである。家光の鎖國令は外國より新式銃砲の輸入を全く絶へてしまつた（中略）銃砲火薬類に對する極端なる制限壓迫の餘弊は愈々如實の問題となつて現はれて來た、幕末浦賀灣頭一發の巨砲は天下擾亂の火蓋となり、幕府は遂に自らの生命を絶つてしまつた。然らば徳川幕府は銃砲火薬に對し如何なる取締制限を加へたであらうか

島原の一揆

は我國に於ける火具戰の稀なる史實である。

慶安の謀叛

由井正雪浪人群を背影として謀叛を志した、彼は牛込榎町に居を構へ（中略）自宅の長屋に多數の専門職人を置いて（中略）鐵砲烟硝など作らせた。（中略）

鐵砲に對する各種の取締

徳川初期に於て島原の一揆や慶安の謀叛を背負ひ込んだ幕府は之を機會として武器就中鐵砲に對する取締を愈嚴重にしたのである。加ふるに畜類憐憫といふ宗教的政策や狩獵行政の發達は之等と密接不雜の關係に在る鐵砲に對し益重き制限を以て臨む様になつた。

○所持禁止のもの

○所持禁止並に發見者届出義務を負はせたるもの（届出人が犯人の場合は其罰を免じ却つて褒美を與へた）

○關八州に於ては百姓鐵砲不可所持旨の達

○護身銃に關するもの

等々なるも省略、以上が岡本氏記述の概要であるが、舊幕當時各藩の銃砲鑄造に對しては特に目を光らした様である、以下本縣に於ける銃砲火薬類製造販賣に關係ある人物二三を擧げて見やう。

賀來 惟熊

寛政八（九月廿八日）宇佐郡佐田村に生れ殖産興業に盡心したる實業家にして又佐田村及射爐の創設者として貢獻する所多く明治十三年二月廿五日歿享年八十五。天保の末より弘化嘉永に亘り外船頻りに出沒し國家將に漸く多事ならんとす、帆足萬里國防の策を案し惟熊に勸むるに砲術家關謙蔵を顧問として大砲を鑄造すべきを以てす。（大分縣傳人傳）惟熊はこれに依つて大砲鑄造を思ひ立ち、後島原藩の求に依りこれを鑄造したのである（現在賀來家には大砲の模型があるさうである）

加來 惟舒

惟舒は惟熊の第四子にして、本名重八郎といふ、同族惟則及村民數名と共に文久三間佐伯藩に招聘せられ鑄砲に従事すること三年二十二門の大砲を製した、然るに長州征伐の命下るや佐伯藩其姓毛利なるを以て幕府の嫌疑を受けんことを恐れて其業を停止す。

此他ポルトガル人が始めて大分のカンタレに來て後のこと、大分の駄の原に銃砲の製造をした鑄物師が住んでゐたことが文献に傳へられてゐるが、詳説を省き其一片を記して、本史の維新以前の銃砲火薬の沿革に代へたい。

鐵砲は永正ヨリ以來豊屋形（大友氏の事）ヲ以テ始元トス。享祿年中豊後屋形大友義鑑ト、伊豫屋形河野通直ト和平ヲナシ、豊州ノ通路開テ、義鑑ニ通シテ府内ヨリ鍛冶ヲ呼ビ、鹽硝ノ取ヤウ、王藥ノ制シヤウ馴ハセテ、國中ニ火器ヲ足サシム、是ヨリ鐵砲ノ功ヲ顯ハシ東國ニ及ボシテ、河野流ト通稱ス。

却說國家の安寧秩序を保持する上に於て銃砲火薬類取締の重要なるや論を待たざる處なるが殊に明治初年世上物情騒然たる時に於て一層其感を深くするものあり、然るに之に對する警察官憲の取締制度としては明治元年六月二

十日本縣に於て納涼者の花火弄ひを禁じたる程度に止まり同四年十月兵部省達に依り始めて火藥運送規則の制定を見るに至りたるもこれとてわずかに火藥類取締の一部局に過ぎずして其他に於て制度上何等完備せし記録なし之或は一般民衆の火藥類に對する智識尙幼稚なるを以て單に危險性物件取締の一局部を警察に命じ他の大部分は軍事當局の取締に委したる關係に因るものならんか。翌明治五年正月に至り布告第二十八號を以て銃砲取締規則を設くるに及び茲に漸く銃砲並火藥類の取締に就其の基礎的法制を見るに至りたり。(原文別添に付詳細を略す)其後本取締に關する法制の新設、改廢眞に幾變轉殆ど其の數限なし唯其の間劃期的大改革としては明治四十三年四月十三日法律第五十三號銃砲火藥類取締法の制定にして從來各種の方面よりする單行法規例之銃砲に、火藥に、或は煙火の製造打揚に其の他銃器、危險物の受授、携帶等々を網羅して本法一本建として取締上の完備と複雑なる法制を整理して取扱に便ならしめて今日に及ぶものなるが、此間之が取締の主管廳としては最初維新の兵變は之等取締の管轄専ら軍部にありしは元より當然にして、爾來引續き軍部管廳の所管なりしが如く我警察制度の漸く完備確立するに及び即ち明治八年六月に至り茲に始めて太政官第百十一號達を以て此事務一切を内務省管理に屬せしめて警察の主管たらしめたり。而して其間に於ける之が取締上特異性のものを擧ぐれば明治八年五月布告第九十八號は西洋形商船内に海賊防禦の爲大小砲の設備を許し(第二章第七節中水上警察並警邏船の款參照)。明治九年五月には内務省第六十七號達を以て通運會社宰領の者短銃携帶方を許す之蓋し當時は本會社に於て現在郵便事務の一部即ち遞送の事を取扱ひ居りたる等の爲め其の保全と前段商船の場合に於ける目的の爲ならんか。其他明治九年三月には布告第三十八號に依る所謂帶刀禁止令の發布あり續いて之に關聯し明治十一年三月には内務省乙第二十一號は神輿渡御の節

供奉の者帶刀心得方及昭和七年四月より銃砲火藥類取締の專任巡查を置きたる等なりとす。

尙銃砲火藥類の取締に就て一言すれば往時にありては別添明治五年制定の銃砲取締規則の外既に前記せる如く明治四年十月に兵部省達火藥運送規則を始とし同五年には陸軍省達を以て火藥類拂下の事を、同七年二月には太政官甲に依り彈藥類賣買の事を、同八年三月には内務省達に依り短銃取締規則を、同九年には布告を以て火藥庫圍線規則を、同十八年には工部省告示に依り火藥類鐵道運送條規を制定し居りて各別の法制に依り且つ主管官廳の如きも亦隨て其省を異にし居りしが明治四十三年四月法律第五十三號「銃砲火藥類取締法」の制定せらるゝに至り右の如く製造、貯藏、運送、賣買と其取締方法乃至は火藥、彈藥、銃砲、短銃等個々のものに付き各別の法規と官廳に區分され居りしものを茲に始めて統一せられ又煙火取締の如きは最初明治四十三年縣令第三四號煙火取締規則の制定に依り單に煙火のみの取締に過ぎざりしものを大正三年一月縣令第九號を以て煙火及緩燃導火線取締規則(現行)と改めて緩燃導火線をも併せ取締ることとせるが如きは又以て特筆すべきものゝやうである。

以下關係記録の主なるものを掲げて参考に資しやうと思ふ。

花 火 禁 又

第 一 則

明治元年六月二十日(四九六)
 納涼之者花火等弄ヒ中ニハ砲聲ニ紛レ候程之事モ有之御時節柄
 不可然之事ニ候以來右様之花火堅ク被禁候旨仰出候事

一、大小銃并彈藥類商賣ノ儀ハ府縣共定員商賣ノ外取扱致間敷
 右定員ノ商賣ハ其地方管廳ニ於テ精選ノ上免許狀可差遣事
 但東京大阪之儀ハ武庫司ニ於テ管轄スベキ事

銃砲取締規則 (明治五十年正月廿九日) 太政官布告二八號

銃砲取締規則別紙之通被定候條來四月ヨリ規則之通可相守事

一府下 各五員
 一縣下 各三員

第三節 保安警察

第四章 警察取締の變遷

一一二八

一、鎮臺本分管下 各一員
 但府縣下開港場等ニアルハ別ニ設ケズ
 一、開港場 各五員
 右免許差遣候商賣之姓名住所等東京武庫司へ届クベキ事

第二 則
 一、免許商人タリトモ軍用ノ銃砲彈藥類ヲ窃ニ賣買不相成賣渡候節ハ買主ヨリ官ノ免手形ヲ受取其員數ヲ照シ賣渡可申又買入ノ節ハ其官廳へ願出免手形ヲ受ケ其員數ヲ以テ買取可申事
 但東京大阪之儀ハ武庫司へ可願出事

第三 則
 一、免許之商人其賣買之銃砲彈藥類ハ多少ヲ論セス買取賣渡共其主人之姓名其他品之員數等明細附記シ軍用之物ハ免手形相添毎月其管廳へ可差出其廳ヨリ毎月十日限管轄鎮臺へ差出可申事
 但諸鎮臺ヨリ毎歲正月七月兩度半ケ年明細帳ヲ以テ東京武庫司ニ差送リ可申尤東京大阪之儀ハ武庫司ニ於テ取締可致事

第四 則
 一、彈藥之儀ハ假令些少之品タリトモ唯便利ノミヲ計リ勝手ノ場所へ差置間敷兼テ其地方管廳へ願出差置ヲ受相聞可申事
 但東京大阪之儀ハ武庫司へ願出ベキ事

第五 則
 一、華族ヨリ平民ニ至ル迄免許銃類ヲ除クノ外軍用之銃砲并幹藥類ヒストールニ至ル迄私ニ貯蓄不相成就テハ是迄銘々所持

致居候軍用銃砲ハ一々其管廳ニ持出(東京大阪ハ武庫司へ持出)別紙銃砲改刻印式之通リ番號官印ヲ受ケ可申他人へ譲リ與へ候節ハ第二則之手續ニ從フベシ
 但彈藥買入致度者モ亦二則之通リタルベシ

銃砲改刻ノ式
 干支何番 武庫司或ハ何府縣
 右所持人名番號等逐一書記シ置管轄鎮臺ヨリ東京武庫司へ差送可申事

免許之銃類
 一、和銃 四文目八分玉以下
 一、各國諸國銃
 但西洋國銃之儀ハ其玉目稍大ナレトモ散彈ヲ用ユルモノハ之ヲ許サズ

右獵用銃所持ノ者ハ其銃名員數等巨細附記シ其管廳へ届出其廳ヨリ東京武庫司へ差出可申(東京大阪ハ所持者ヨリ直ニ武庫司へ届出ベシ)萬一軍用獵用銃之差別難相辨者官へ尋出候得ハ検査ノ上免許之證印ヲ据へ可相渡事

第六 則
 一、免許獵人之外獵リニ銃獵致間敷銃獵致度モノハ其管廳へ願出候得ハ吟味之上別紙之通其廳ヨリ免許獵札可差遣事
 但免許獵人之姓名ハ其管廳ヨリ東京武庫司へ可届出事

免許獵札之式
 何府縣 何村何身分 何某
 右銃砲獵差免候事

半號干支

何府縣

印

第七 則

一、銃砲彈藥下々ニ於テ獵リニ製造不相成候尤モ新タニ奇功使利ヲ發明シ爲試製作致成者ハ其管廳へ相願管轄鎮臺へ届出免許ヲ可受事
 但製作其宜キニ適ヒ最モ便利ナル者ハ鎮臺ヨリ武庫司ニ差送リ検査ヲ遂ケ採用可相成分ハ西洋免許ノ法ニ倣ヒ何分ノ御沙汰可有之事

是迄砲銃并彈藥類賣買致來候者ハ現今所持之物品員數等無遺漏書記シ管轄廳へ爲差出其廳ヨリ東京武庫司へ可差出事
 但東京大阪ノ儀ハ賣買ノ者ヨリ直ニ武庫司へ可届出事

大小銃並彈藥商賣免許

第六大區一ノ小區竹田村居住士族

齋 田 篤 彌

第三大區一ノ小區府内西町居住商

岩 田 延 次 郎

第八大區六ノ小區日田隈町商

佐 藤 重 藏

今般右之者共ハ當管内大小銃並彈藥類商賣令免許候條其他之者右商賣不相成候事
 一、從前銃砲並彈藥類商賣致來候者現今所持之物品員數等無遺漏書記シ六月晦日限可届出事
 右之通管下一圓無洩相違者也

第三節 保安警察

壬申六月

大分縣廳

彈藥類賣買禁止ノ達 (甲第十四號)

今般詮議ノ筋有之其縣ニ於テ海軍省及鎮臺ノ用向ヲ除クノ外平常免許ノ者タリトモ銃砲彈藥類賣買運送共當分ノ内嚴禁候條此旨至急可相達候事
 明治七年二月十七日 太政大臣 三條 實美

右之通

御達有之候條若シ違背ノ者於有之ハ屹度可及處置此旨布達候事

帶刀禁止ノ件 (明治九年三月廿八日)

自今大禮服着用并ニ軍人及警察吏等制規アル服着用ノ節ヲ除ク外帶刀被禁候條此旨布告候事
 但違犯ノ者ハ其刀可取上事

帶刀禁止令の廢止

明治十年五月十九日警布告第七號帶刀禁止之件は其後發布になつた銃砲火藥類取締法及今施行規則又治安警察法第十八條等に依リこれが取締の明文あり存置の必要なきに拘らず、これを廢止して居らぬ爲類典の一頁に猶嚴として殘つて居るので、保安當局は昭和十三年七月三十日、上司に伺つてこれを斷然類典の一頁から取り除けた

擬 律 伺 (明治九年四月十七日司法卿へ)

本年第三拾號ヲ以テ帶刀ヲ被禁違犯之者ハ其刀可取上旨御布告相成候處右違犯之者ハ其刀ヲ取上ルマテニテ適合ノ罪ハ問フニ及ハサル儀ニ候哉此段奉伺候條至急御指揮被下度候也

第四章 警察取締の變遷

一一三〇

何之通 (明治九年五月廿七日)
 第五十五號 明治九年五月廿六日 令代理名
 銃砲彈藥取扱方之儀ニ付壬申正月第廿八號公布之次第モ候處猶
 亦今般内務省ヨリ達ノ旨モ有之候條左ノ通可相心得此旨布達候
 事(註、内務省達とは明治八年三月内務省達内第五號短銃取締
 規則を云ふも同規則の登載を略す)

(以下第一式獵用銃所持人名簿、第二式賣用(軍、獵)銃所
 持人名簿、第三式賣用火藥所持人名簿、雛形アルモ登載省略)
 警布第七號帶刀云々布達 明治十年五月十九日
 往々帶刀徘徊候者モ有之趣相聞取締上差支不尠候ニ付目今無謂
 帶刀候者ハ直ニ差押ヘ候條此旨布達候

第一條 銃砲之儀ハ免許商人ノ外賣買難相成御規則ニ有之候處
 讓渡買受之儀ハ銃名番號和銃ハ其玉日ヲ附シ双方連署願出候
 ハハ可及詮議候事

内務第二一號 明治十一年三月四日

附タリ軍用ニ屬スル分ハ御規則ノ通免手形可下渡候條授受
 相濟次第返還可致候事

第二條 銃砲鑄造方願出ニ於テハ詮議之上不用ニ屬スル分ニ限
 リ可及許可候條銃名番號詳記シ可願出候事

第三條 獵用銃之儀壬申年軍用銃一同取調候處其後更名或ハ小
 區替等ニテ帳簿上錯雜候ニ付更ニ取調候條各自其用務所ヘ明
 細可届出且免許商人其他從前賣用ニ貯藏ノ銃砲彈藥等區戶長
 ニ於テ無遺漏取調別紙雛形ニ照準夫々別簿ニ仕立來月廿日限
 リ可差出候事

諸神社神輿渡御之節供奉ノ者帶刀之儀ニ付明治九年七月舊教部
 省甲第五號ヲ以テ神官並官國幣社ヘ相達置候處右ハ府縣社以下
 モ同様專ラ古代之裝飾ニ模倣シ神輿ニ供奉致來候舊例有之向ハ
 其人員ノミ供奉中ニ限リ帶刀不苦尤其都度其筋ヘ可爲届出儀ト
 可心得此旨相達候事但普通祭服着用之帶刀不相成儀ハ勿論タル
 ヘシ

附タリ從前賣用ニ貯藏ノ銃砲彈藥無之小區ハ本文一同其旨
 可届出尤所持人名戶籍上ヲ根據トシ文字誤寫無之様可致注
 意事

第四條 壬申年銃砲取調之際他府縣寄留地ニ於テ検査ヲ請候者
 モ有之候ハハ銃名番號等登記シ第三條手續之通區戶長ニ於テ
 一同可届出事

遷第一號 明治十八年一月六日
 明治十七年十二月第三十一號布告ヲ以テ火藥取締規則被定候ニ
 付テハ管轄廳ニ於テ届出方左ノ通可相心得此旨相達候事

一、火藥類ノ賣買營業ヲ免許シ又ハ火藥庫設置ヲ許可シタル時
 ハ營業者ノ住所族籍氏名及火藥庫設置ノ地名番號ヲ記シ内務
 陸軍、海軍ノ三省ヘ届出ヘシ
 一、營業者ノ賣買シタル火藥類ノ種類數量ヲ統計シ毎年一月内
 務、陸軍、海軍ノ三省ニ届出ヘシ
 (註) 明治十七年十二月布告第三一號火藥取締規則は登載省
 略

危險物

年	銃砲		火藥庫		假貯藏所		煙火製造所		煙火販賣人		工場		壓縮液化瓦斯	
	商人	製造修繕	商人	假貯藏所	假貯藏所	煙火製造所	煙火販賣人	工場	製造業	貯藏業	販賣業	製造業	貯藏業	販賣業
明治二十年	五	六	二二	一七	一七	二九	二〇	一						
明治二十四年	八	一五	一三	一七	一七	三二	一九							
明治三十一年	一〇	?	一五	三二	三二	二〇	二〇							
明治三十五年	一二	二三	一八	二一	二一	三二	二〇							
明治四十年	一四	九	一八	二一	二一	三二	三三							
明治四十五年	一〇	一三	一八	一七	一七	三三	三三							
大正四年	一一	一五	一八	一七	一七	三三	三三							
大正十年	一二	二一	一八	一七	一七	三三	三三							
大正十五年	一四	九	一八	一七	一七	三三	三三							
昭和五年	一二	一五	一八	一七	一七	三三	三三							
昭和十年	一二	二六	一八	二五	二五	三三	三三							

△石 油

電氣事業の發達未だ幼稚なりし往時にありては民間絶對の必需品(燈明に使用)なりしと之が公共に及ぼす危險乃
 至は各種機械類の使用未だ寡少の爲其量的必要程度も亦比較的少量を以て足り旁々國家として此の利用亦國民の自
 由に委ねて何等の支障なかりしが文明は漸く諸工業の發達に伴ひ各種工場の使用に或は陸海交通機關に乃至は漁業

第三節 保安警察

一一三一

等々其使途頓に激増の機運を示すに至り従て招來する危険の防止或は量的制限等の必要を感ずるに至らんとするを察知し茲に始めて明治十四年八月布告第四十號を以て之が取締規則を制定したりしが、未だ其施行の急迫せざりしと加ふるに民間の之に對する諸種の設備其の他の理由に依る施行延期の懇請は最初本規則の施行期を明治十五年九月一日と規定せしに拘はらず其後同十五年同十六年と順次延期に延期を重ね、十六年三月十六日布告第十號に至りては遂に右施行期日を「追て布告する迄延期する」て所謂無期延期することゝなさしめたり（其後之が施行期日の法令は發見せず）

然るに本取締は歲月を経ると共に必要となり昭和二年七月には本縣令第五十六號を以て石油取締規則（現行）の制定を見るに至りたり。之本縣に於ける法制的其の第一歩なり、其後工業界の急激なる進展と更に空に航空機の發達等ありて此種方面の關心漸く繁からんとする時偶々昭和十二年七月支那事變の勃發は延ひて世界の國際情勢にも亦決して樂觀を許さざるものある等皆に之が危険防止的の方面のみに止まらず高度國防上の見地より之が國家的取締の寸時も忽緒に付すべからざるに至り茲に昭和十三年三月商工省令第八號は揮發油及重油販賣取締規則を設け本縣亦之に隨つて同年三月縣令第十三號を以て同則施行細則を制定し今日に至るものにして茲に漸く本取締に關する制度の完成を見るに至りたり。

然れ共其後支那事變は日一日と其區域を擴大し何時終熄に至るや到底其の豫測を許さざると他面其他の國際情勢亦漸く悪化を思はしむるものある等其の量的確保の必要は所謂「油の一滴は血の一滴」として國防上極めて重要なものたるに鑑み更に之が使用を制限すると共に一面民間の自覺協力を必要とし其結果同年縣告示第六十三號に依り

名實共に軍官民を打つて一丸とする大分縣石油消費規正委員會を設立し内に政府と縣當局の協力を以て之が目的完遂の爲警察官吏の増員經濟警察の新設等を行ひ専ら之が目的の達成に邁進中なり。

布告第四十號 明治十四年八月十三日 太政大臣

石油取締規則別冊ノ通相定メ來明治十五年一月一日ヨリ施行候

石油取締規則

第一條 石油ヲ分テ二種トス華氏溫度器百二十度以上ノ熱度ニ至ラサレハ引火セサルモノヲ第一種トシ其百二十度ニ達セサルモノ引火スルモノヲ第二種トス

第二條 點燈用ニ供スルハ第一種ノ石油ニ限リ第二種ノ石油ハ醫師化學家藥商工職家ニ於テ業用ニ供スルノ外之ヲ用フルヲ許サス

第三條 石油營業者ヲ分テ礦業者精製者問屋及ヒ小賣商ノ四種トス都テ管轄廳（東京府下ハ警視廳）ノ許可ヲ受クヘシ但シ二種以上兼業スルトキハ別ニ其許可ヲ受クヘシ

第四條 礦業者精製者問屋多量ノ石油ヲ貯藏スル場所及ヒ倉庫精製所ノ構造方ハ都テ管轄廳（東京府下ハ警視廳）ニ於テ檢査ノ上認可スルモノトス

第五條 第二種ノ石油ハ問屋ヨリ直ニ需用者ニ販賣シ小賣業者ハ第一種ノ石油ニ限リ販賣スルヲ得ルモノトス但販賣ノ時限ハ日出ヨリ日没迄ノ間トス

第六條 醫師化學家藥商工職家第二種ノ石油ヲ購買スルトキハ其數量及ヒ需用ノ趣意ヲ詳記シタル證券ヲ問屋ニ交付スヘシ

問屋ハ其數量年月日及ヒ買入ノ住所氏名ヲ別帳ニ記載シ其證券ヲ貯ヘ置クヘシ但シ幼年者及ヒ聾者聾者其他不能力ノ者ニハ販賣スヘカラス

第七條 警察官吏ハ石油精製所若クハ問屋ニ就テ石油ヲ檢査スヘシ其檢査ヲ經タルモノニアラサレハ問屋又ハ小賣商ヨリ需用者ニ販賣スルヲ得ス

第八條 檢査済ノ石油ヲ家屋内ニ貯藏スルヲ得ルハ問屋ハ第一種ノ石油五名以内第二種ノ石油五斗以内第二種ノ石油五斗以内トス小賣商ハ第一種ノ石油三石以内トシ需用者ハ第一種ノ石油二石以内第二種ノ石油五升以内トス容器ハ都テ金屬製ヲ用フヘシ

第九條 石油ヲ運搬スルトキハ其石油タルコト及ヒ其數量ヲ表記スヘシ但シ其積卸ニ必要ナル時間ノ外波止場又ハ路傍ニ置クヘカラス

第十條 此規則ニ背ク者ハ貳圓以上貳百圓以下ノ罰金ニ處ス

△瓦斯 其他

本項については別に記述すべき程のものなし只左に主要の記録を掲ぐるに止めた。

壓縮瓦斯類ノ取締ニ關スル件依命通牒 内務省發給第一一七號 大正七年九月二十日(警保局長ヨリ知事宛)

近時壓縮瓦斯類ノ爆發シテ人命財産ニ傷害ヲ與ヘタル事故頻々發生候ニ就テハ之カ禍害豫防ニ關シテハ相當御考慮相成居候儀ト被
存候得共壓縮瓦斯ノ用途ハ化學工業ノ勃興ト共ニ漸次多キヲ加ヘ將來之ニ伴フテ發生スル事故亦尠カラサルヘク察セラレ候條此ノ
際左ニ記載スルモノノ製造、貯藏、運搬ニ關シ銃砲火藥類取締法施行規則第四十八條ヲ活用シ若ハ特ニ廳府縣令ヲ制定スル等之カ
取締上必要ノ方法ヲ講セラレ度尙之カ取締ニ就テハ壓縮瓦斯ノ容器ヲ瓦斯填實前水壓検査ヲ勵行セシメ容器見易キ場所ニ壓縮瓦斯
ノ名稱、容量及内容品ノ重量、容器ノ製作年月、製造所、壓縮瓦斯填實年月及其ノ當時ノ耐壓力ヲ明記セシメ之カ貯藏ハ攝氏三十
度以下ノ場所ニ於テ日光ノ直射ヲ避ケテ之ヲ爲サシメ運搬スルニ際シテハ其ノ容器ヲ適當ニ梱包シ他物トノ擊突ヲ避ケ且ツ日光ニ
曝露セシメサル様注意セシムルハ危害豫防上最モ必要ノ事項ニ有之候條取締上遺漏ナキヲ期セラレ度候

記

- 一、液體アンモニア
- 二、液體炭酸
- 三、液體酸素
- 四、液體亞硫酸
- 五、液體鹽素
- 六、壓縮酸素
- 七、壓縮水素
- 八、壓縮アセチリン

我大分縣にては當時大分製氷會社に僅少の液體アンモニアを貯藏しあるの外殆ど無之も將來を慮り各署に對し左記示達を以て取締
方を令したり

達保第八三六五號 大正七年十月十五日

壓縮瓦斯類取締方ノ件

近時化學工業ノ勃興ト共ニ壓縮瓦斯ノ用途漸次多キヲ加フルノ傾向アリ蓋シ壓縮瓦斯類ハ其ノ取扱ヒノ方法如何ニヨリテハ人命財
産ニ不測ノ危害ヲ與フルモノナルコトハ贅言ヲ要セス就テハ豫メ壓縮瓦斯類ノ製造使用ヲナス工場會社商店等ヲ調査シ必要ノ程度

ヲ斟酌シ之カ製造、貯藏、運搬ニ關シテハ銃砲火藥類取締法施行規則第四十八條ヲ活用シ概ネ左記事項ヲ遵守セシメ危害豫防遺漏
ナキヲ期セラレヘシ

追テ取締ヲ要スヘキ壓縮瓦斯類ハ(警保局長通牒ノ八種ヲ掲記)トス

記

(警保局長通牒ノ取締要點ヲ五項ニ分テ網羅セリ)

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令ノ改正 (内務省警保局 原仙吉氏)

(昭和十一年)七月二十日の官報を以て内務省令壓縮瓦斯及液體瓦斯取締法施行令の改正が公布された。過去數年間内外から翹望
されてゐた改正が愈々實現して取締の面目を改めたことは保安警察の立場から勿論現今著しく發展躍進の途上に在る高壓化學工業
の側から見ても洵に喜ばしいことである(中略)舊施行令は二十七條で別に章別の設けは無かつたが改正施行令は附則を併せて
實に四十五條に大擴張された。

- 第一章 總則
- 第二章 製造、貯造、販賣
- 第三章 作業主任者
- 第四章 作業上制限
- 第五章 容器
- 第六章 手数料
- 第七章 雜則
- 第八章 罰則
- 第九章 附則

黃燐製摺附木ノ製造工場取締方 訓第五一八號 明治二十三年八月 日

今般當省訓令第二十八號ヲ以テ明治十八年一月當省甲第一號達ヲ廢止シタルニ就テハ自今黃燐製摺附木ノ製造ハ左ノ各項ニ準據シ
適宜取締セラレヘシ

第一條 黃燐製摺附木製造所ハ石又ハ煉瓦ヲ以テ建造スヘシ但周圍ノ家屋六十間以上ノ距離アル場所ニ於テハ木造建家ヲ用フルモ
妨ケナシ

第二條 調製室、製造品貯藏及原料室ハ各之ヲ區劃シ又乾燥室ハ之ヲ別棟ト爲シ瓦斯ヲシテ室内ニ飛散セシメサル様戶外ニ導クノ
裝置ヲ爲スヘシ

第三節 保安警察

- 第三條 工場内ハ常ニ窓戸ヲ開放シ空氣ノ流通ヲ良クスヘシ
- 第四條 製造所ノ主管ハ齒牙及齒齧ニ疾患アル者ヲシテ黃燐若クハ其合劑ノ取扱ヲ爲サシムルコトヲ得ス
- 第五條 製造所ノ主管ハ何人ヲ問ハス工場内ニ於テ飲食ヲ爲サシムルコトヲ得ス
- 第六條 合劑中ニハ合劑ノ量百分ニ付黃燐十分以上ヲ含マシムヘカラス

(ハ) 電氣の取締

本縣に於ける電氣事業は地形の關係上即ち山岳連峰の間を縫ふて各方面に河川の奔流せるは水力利用の發電事業に惠まれ従て此種の計畫亦到る處に散在せるの現状なるが、本縣最初の發電としては直入郡竹田町に起せる現在の熊本電氣株式會社なるが企業當初竹田水電株式會社と稱し明治三十二年七月の創立に係り専ら電燈を主目的としたりしが其後工業界の發達等に伴ひ之等事業への送電も亦大に資する處となり後現會社と合併今日に至りたるものなり右水力電氣の誕生と前後して起れるは別府町に於ける火力發電にて本電力は當時即ち明治三十三年四月より開業の電氣鐵道(現在別府大分電鐵株式會社の前身)に使用の目的にて幾部の餘力を以て當時の別府濱紹兩町へ電燈用として配電せしに過ぎざりき。其後大正の初期頃に至り速見郡杵築町所在國東鐵道株式會社を始めとし縣下各方面に亘り此種大小の事業勃然として續出し或は電燈に交通事業に其他の生産工業に著しき貢獻を呈しつゝあり。而して之に對する取締の施設としては明治二十四年八月逓信省訓令第七號に依る「電氣事業を營まんとする者ある時は取締法を設け大臣の認可を受くべき旨」の達に基き、同二十七年五月廿五日縣令第三十四號に依り電氣事業取締規則を設け爾來中央に於て發布の各種法令と相俟つて其取締を執行してゐる。

逓信省訓令第七號 明治二十四年八月十七日

自今其管ニ於テ電氣事業ヲ營マントスルモノアルトキハ取締方法ヲ設ケ本大臣ノ認可ヲ得テ後之ヲ許可スヘシ現ニ其事業ヲ營ムモノニ在リテハ現在實行スル取締方法ヲ詳具シ本年十月一日迄ニ之ヲ本大臣ニ報告スヘシ

大分縣電氣事業一覽 (昭和十年十月調)

會社名	所在地	資本金	開、廢年月日	備考
別府、大分電鐵株式會社	大分市新川	二百萬圓	明治三十三年五月十日開	初明治二十七年特許ヲ得專運輸事業ニ從事
竹田水電株式會社	直入郡竹田町	三十二萬五千圓	明治三十二年七月一日開	專ラ電燈事業。昭和五年五月熊本電氣株式會社ニ合併
九州電氣工業株式會社	速見郡川崎村	一百萬圓	大正九年二月九日開	カーバイド製造。最初大分電氣工業株式會社三年三月九水ニ合併改名
豊後電氣株式會社	西國東郡西眞玉村	五十萬圓	大正九年九月開	電燈及電力供給
久住、湯原電業株式會社	直入郡久住町	四十萬圓	大正四年十一月十日開	電燈
田染水力電氣株式會社	西國東郡田染村	二十萬圓	大正十年五月開	電燈。電力供給
大野水力電氣株式會社	大野郡大飼町	二十萬圓	大正十二年三月開	電燈。電力供給
森水力電氣株式會社	玖珠郡森町	十五萬圓	大正三年五月開	電燈。電力供給
明治水力電氣株式會社	南海郡郡明治村	十五萬圓	大正九年十二月廿一日開	電燈。電力供給
東豐電氣株式會社	東國東郡竹田津町	十五萬圓	大正九年十一月十日開	電燈。電力供給
蒲江水力電氣株式會社	南海郡郡蒲江町	二十萬圓	大正六年六月一日開	大正元年八月廿九日許可。電燈
上井田水力電氣株式會社	大野郡上井田村	十萬圓	大正十一年七月開	電燈
朝來水力電氣株式會社	東國東郡朝來村	十萬圓	大正十一年九月開	電燈
津江電燈株式會社	日田郡中津江村	十萬圓	大正十三年三月廿一日開	電燈
合川水電株式會社	大野郡合川村	六萬圓	大正十三年六月十六日開	電燈。電力供給

姫島電氣株式會社	東國東郡姫島村	五萬圓	大正十年七月八日開	電燈
野津原電氣株式會社	大分郡野津原村	四萬圓	大正十一年二月開	電燈
平川電氣利用組合	玖珠郡北山村		昭和九年一月一日開	電燈
株式會社富士緒電燈所	大野郡小富士村	二萬三千圓	大正十三年三月廿一日開	電燈
別府遊園鋼索鐵道株式會社	別府市流川通	三十萬圓	昭和四年十月十八日開	ケーブルカー。自動車。遊園
國東鐵道株式會社	速見郡杵築町	二百五十萬圓	大正三年三月設立	運輸營業
上津電氣利用組合	下毛郡上津村	一萬百六十圓	大正十四年七月十八日開	電燈
溝部電氣利用組合	下毛郡溝部村		昭和六年一月廿六日開	電燈
山移電氣利用組合	下毛郡山移村		昭和七年九月開	電燈
野津市村電燈電力供給組合	大野郡野津市村		大正二年八月二十七日開	電燈。電力供給
外六ヶ村電氣利用組合	直入郡荻村		昭和三年十二月開	電燈

(二) 遺失物及埋藏物の取締

本取締に關し特に記述すべきものなし只之に對し中央地方を通じ其制度の沿革を記し併せて現存記録中主なる一二を掲ぐる事にした。

(沿革) 明治三年十二月二十日太官第九四四號新律綱領中ニ得遺失物律ヲ設ケ規定ス○明治五年六月二十九日縣ニ於テ遺失物ヲ拾得又ハ埋藏品ヲ掘得タル者ノ届出方ヲ達ス○明治六年五月改定律令中ニ得遺失物律ヲ規定ス○明治七年十二月十五日乙第二三號ヲ以テ明治五年六月廿九日達ノ遺失物、埋藏物ノ拾得掘得者届出方ヲ改正ス○明治九年四月十九日布告第五五號ヲ以テ新律綱領得遺失物律ヲ改正シ改定律令中第二百八十二條乃至第二百八十六條ヲ削除スルト同時ニ同日布告第五六號ヲ以テ遺失物取扱規則ヲ制定ス○明治九年八月廿四日内務省乙第九七號ヲ以テ右規則中官沒スル物品公賣其金額取扱ノコトヲ定ム○明治九年十二月二十日内務省乙

第一三六號ヲ以テ右官沒ノ物品取扱方ヲ定示サル○明治十年九月廿七日内務省甲第二〇號ヲ以テ右規則中第六條埋藏物ニ付テノ取扱方ヲ定示サル○明治十三年七月第三六號ニ依リ改定律令第三百八十五條以下ニ遺失物埋藏ニ關スル刑罰ヲ掲ケラル○明治十四年一月三十一日布告第二號ヲ以テ遺失物取扱規則中第六條ヲ改正ス○明治十五年九月六日日本課第六二號ヲ以テ遺失物取扱規則ヲ定ム○明治三十二年三月廿四日法律第八七號ヲ以テ遺失物法ヲ制定ス○明治二十二年四月八日内務省令第四號ヲ以テ遺失物法施行細則ヲ制定ス○明治二十二年七月縣訓令第四五號ヲ以テ遺失物法取扱手續ヲ制定ス○明治四十一年十二月十八日内務省令第八五四號ヲ以テ遺失物法施行細則中第一條貴重物件及第三條高價物件ノ價格五圓以上トアルヲ三十圓以上ニ改ム○明治四十四年二月二十日縣訓令第七號ヲ以テ遺失物取扱手續中第三條第四條ヲ改正ス○大正二年 月 日法律第四號ヲ以テ遺失物法中一部ヲ改正ス○

遺失物云々 明治五年六月二十九日

遺失ノ物ヲ拾得候歟又ハ官地并私地ニ於テ埋藏ノ品ヲ掘得候者ハ直ニ何地何所ニテ何物ヲ拾得候ト詳細其身所屬ノ役所へ相届ケ其所役人ヨリ速ニ其始末柄等ノ書類相添官廳へ可訴出候其主相分リ候得ハ御規則ノ通(一半ハ本主一半ハ拾シ人)分與可致候尤三十日ノ内其主不相分候得ハ悉皆拾得シ者並掘得シ者へ下與可致候萬一右品隠シ置後日相顯レ候ニ於テハ嚴重ノ所置可申付候事

乙第廿三號遺失物云々 明治七年十二月十五日

明治五年六月廿九日遺失物ヲ拾ヒ得並埋藏物ヲ掘得候者云々ノ儀相達置候處左ノ通改正候條此旨相達候事

一、凡ソ道路ニ於テ遺失ノ金銀及ヒ衣類等拾得候者小區用務所ニ届出ノ際本主ヨリモ届出相等ニテ本主へ還付セント請フトキ其意ニ任スヘキハ勿論ニ候得共本主之ナキ時ハ其品用務所ニ領置シ其拾ヒ得シ地並小區揭傍場ニ卅日間ノ揭示ヲナシ其旨届出ヘク右揭示間遺失主相知レサル節ハ更ニ處分ノ儀可出候事

一、盜犯物取シ跡ニ捨置物品或ハ拘捕スルノ際棄去物品又ハ詐偽ノ爲メ預ケ置ク物品及ヒ他人ノ物ト換ヘ去リ跡ニ殘シ置ク物品等ハ卅日間揭示中本主アリト雖モ其賊探偵ノ用ニ供スヘキモノニ付其品ハ始末書相添可差出候事

但右品ハ賊捕縛ノ後本主ニ還付候儀ト可相心得事

一、牛馬等ト動物ハ拾主ニ善養セシメ置揭示ヲナシ若シ四十八時間以内ニ本主遺失ノ訴ヲナスモノアレハ本主ニ給付セシメ其旨可

届出尤著奏ノ費用ヲ償ヒ猶相當ノ手数料ヲ辨給セシメ候儀ト可心得事

但三日外ニ涉リ本主ヨリ訴出及揭示間本主相知レサルハ處分ノ儀可伺出事

- 一、腐敗スヘキ物品ヲ拾ヒ得ルモノアラハ其品ハ賣拂ヒ其代價ヲ用務所ニ領置シ第一條ノ通タルヘシ
- 一、埋藏物品ヲ官私ノ地内ニテ掘得ルトキハ區戸長立會検査ノ上古金銀ハ勿論衣類等ニテモ盜匪ニ係ルト見認ムル分ハ揭示ヲナシ其品ハ用務所ニ領置シ其旨可届出其他ハ其事實詳細取調書ヲ以テ處分可伺出事
- 一、拾主若シ遺失主ヨリ取還サント請フ始テ實ヲ告ケス又ハ余事ニ託シテ肯セス又ハ匿シテ自己ノ所有ト爲ント謀ル者等ハ事實詳細取調書ヲ以テ可申出事

右相定候事

得遺失物律の改正

布告第五十五號 明治九年四月十九日 太政官

新律綱領得遺失物律左ノ通改正シ改定律例第二百八十二條第二百八十三條第二百八十四條第二百八十五條第二百八十六條ヲ删除候條此旨布告候事

凡遺失ノ物ヲ得隠匿シテ官ニ送ラス及ヒ主ニ還サルル者ハ官私ヲ分タス窃盜ニ準シテ論シ一等ヲ減シ並ニ物ヲ追シテ官私ニ還給シ主ナキハ官ニ入ル

若シ官私地内ニ於テ埋藏ノ物ヲ掘得隠シテ官ニ送ラサル者罪亦同シ(以下略)

埋藏物

(明治十年九月廿七日大分縣甲第二〇號)

明治九年四月太政官第五十六號ヲ以遺失物取扱規則中第六條埋藏物掘得ル者處分之儀公布相成候處右物品ノ内古代之沿革ヲ徵スルモノモ有之候ニ付處分前一應當省ヘ届出検査ヲ可受其品ニヨリ相當代價ヲ以テ購求レ官私中分ニ係ルモノハ其價格ノ半高ヲ發掘人ヘ下附シ該物品ニ永ク博物館ヘ陳列可致候條此旨布告候事(以下略)

(ホ) 難波船及漂流物

之が取締は現今水難救護法に其根據を置き各種の施設(或は水難救濟會等)が講ぜられてゐるが、茲に其沿革を知るべき資料として本縣現存の記録を添付することとした。

甲第二號大風洪水云々 明治六年十月十二日

此度大風洪水ニ付家屋流失溺死不眇或ハ住居破潰其他家財難具舟筏處々ハ漂没其災ニ相罹リ候者共ノ艱難實ニ憫然ノ至ニ候然ルニ川下海岸ノ村々ニ於テハ右漂着ノ物品等拾ヒ取り其儘打碎キ銘々薪用ニイタシ偶流失主貫請ノ儀及示談候得ハ却テ押隠シ相與ヘサル者モ有之哉ニ相聞開明ノ今日ニ至リ右様ノ始末決シテ有之間敷答ノ處自然右様ノ儀有之人間ノ義務忘却共ニハ無之哉ト眞ニ苦慮致シ候其甚シキニ至テハ死骸流寄候節爾後ノ手數相賑ヒ突流シ候者モ有之哉ニ相聞是等ハ以ノ外ノ事ニテ人面獸心トセ謂ツヘキ者ニ候然ルニ右ニ引替ヘ朝旨遵奉人民ノ義務ヲ盡シ自分風災水害ニ相罹リ候中ニモ必死苦厄ノ者ヲ相救ヒ米金ヲ施シ又ハ流寄候死骸物品拾ヒ揚ケ届出候向モ有之追テ表出ノ節詳悉致スヘク就テハ前顯ノ者共ニ比較イタシ候ヘハ霄壤ノ遠ニ候ヘトモ全ク一時ノ過失ト被察候間難テ苦厄相救モ義務相盡シ候良民ノ善心ニ協力有之度此上不良ノ所業相働キ悔悟ノ情無之流失物品等隠シ置後日相顯ルルニ於テハ嚴重ノ處置ニ可及候條於戸保長精々注意致スヘク此旨可相心得候事(縣治概要)

布告第六十六號 明治八年四月二十四日

内國船難破及漂流物取扱規則

- 第一條 諸通船海上又ハ川筋ニ於テ難破沈没其他ノ災厄ニ逢ヒ候節救助心得方及之ニ屬スル諸費用ノ立方ハ總テ左ノ箇條ニ從テ取扱フヘシ
- 第二條 各地浦方ニ於テ難破救助ノ爲メ其管轄ヨリ區戸長其他用掛リ等ノ内ヲ以テ適宜ニ浦役人ヲ申付置クヘシ
- 第三條 諸通船難風ノ爲ニ困難シ又ハ其他災厄ニ罹リ候節ハ最

第三節 保安警察

第五條 少人數ニテ救助シ得ヘキ時ハ勿論前條ノ如ク多數ヲ要スル程ノ大難船ノ節モ浦役人ニ於テ諸事取締ヲ付ケ成丈ケ失費掛カラサル様篤ク注意致シ救助方行届候ハバ早速人數ヲ退散セシム可シ

第六條 保安シタル船具積荷其他ノ物品ハ最安全ニシテ且便利ノ場所ニ之ヲ置ヘシ尤小屋掛ヲ要シ番人ヲ差置クヘキ程ノ場合ニ於テハ夫々其手數ヲナシ諸事懇切ノ取扱ヲ致スヘシ

第七條 難破ニ逢ヒタル船長又ハ乗組ノ者ハ上陸次第直チニ電信郵便其他ノ急報ヲ以テ之ヲ船主又ハ荷主ニ報知スヘシ

第八條 難破船ヲ保安スル者ヘハ左ノ割合ヲ以テ保安料ヲ遣ハス可シ

第一、海面ニ漂流スル物品ハ其十分ノ一

第二、海中ニ沈没スル物品ハ其十分ノ一

第三、川面ニ漂流スル物品ハ其十分ノ一

第四、川底ニ沈没スル物品ハ其十分ノ一

但其所持主ノ都合ニ因リ代價又ハ現物ニテモ妨ケナシ

第九條 浦役人ハ救助ノ爲メ集マリタル人數及救助ノ爲ニ出シタル小舟現ニ難船品ヲ保安シ及ニ就テ盡力シタル證據顯然タラサルニ於テハ保安料及其他ノ貨錢ヲ割渡ス可カラス

第十條 保安シタル物品又ハ船洋等ノ餘殘物又ハ沙入り水濡レ等ノ爲ニ腐敗スヘキ恐アルモノハ二名以上ノ浦役人及船長其他重立乗組ノ者二名以上合議ノ上其所ニ於テ之ヲ入札拂ヒニ爲ス可シ

但本條ノ場合ニ於テハ浦役人ニテ成ヘク丈ケ最寄ヘ廣告シ

公ケノ場所ニ於テ入札人其他衆人ノ眼前ニテ之ヲ爲シ且其物品ノ目錄及買人ノ證書並ニ其附直段ノ第三番迄ヲ取置クヘシ

第十一條 保安物ヲ賣拂ヒタルトキハ其代價金高ノ内ヲ以テ左ニ掲載シタル諸費用ヲ其船主荷主ヨリ出サシム可シ

第一、保安料

第二、救助ノ節備人足賃及小舟賃

第三、保安物ノ爲ニ取該ケタル小屋掛入費及番人ノ賃錢

第四、乗組ノ者怪我人有之節其療養入費

第五、同前ノ者溺死スルトキ其搜索入費

第六、同前ノ者溺死ノ節埋葬入費

若シ物品賣拂金高諸費ノ高ヨリ少キトキハ其金高限リ出サシメ不足ノ分及賣拂フヘキモノモ之ナキトキハ第十五條ニ照準シテ處置スヘシ

第十二條 左ニ掲載シタル諸入費ハ之ヲ三分シ其二分ハ船主荷主ヨリ出サシメ其一分ハ之ヲ其管内民費トスヘシ

第一、難船取扱中浦役人ノ日給

第二、浦方ニ於テ難破ノ爲ニ費シタル薪炭蠟燭及筆紙墨代

第三、浦方ヨリ管轄其外等へ發シタル電信郵便及飛脚賃

第四、救助人溺死シタル時其搜索入費

第五、同前ノ者死傷スル時治療埋葬入費

第十三條 難破ノ節浦方ヨリ乗組人ニ給セシ衣服食物其他ノ必要品代料又ハ歸郷旅費給フ貨遣ハシタルトキハ證書取置キ第十九條ノ通り精算書中ニ記載シ追テ本人ヨリ償却セシム可シ

但精算取調ノ節ハ成丈ケ船主又ハ荷主ノ立會ヲ要スヘシ

第二十條 前條ノ精算書ハ管轄ニ於テ速カニ調査ヲ遂ケ不審ノ廉無之トキハ早速下ケ渡ス可シ然ル上浦役人ハ第十五條ニ記スル場合ヲ除クノ外船主荷主或ハ船長ヨリ夫々出金致サスヘシ若シ其即時辨金相成難キ分ハ相當ノ日數ヲ猶豫スヘシ

但シ(民費)ノ分ハ其管轄ヨリ取立浦役人ヘ下渡ス可シ

第二十一條 洋中ニ於テ難破或ハ打荷等有之趣ヲ以テ浦證文ヲ願出ル時ハ二名以上ノ浦役人立會ノ上船長及乗組ノ者二名以上ヲ別々ニ取調ヘ其實跡アルカ又ハ航海日記アルモノハ之ニ照シ各々符合スル時ハ浦證文ヲ作り連署調印シテ之ヲ船長ニ付與シ寫ヲ以テ管轄ニ届出ヘシ

但浦證文中左ノ箇條ヲ載ス可シ

第一、難破ニ逢ヒタル場所其時日及風波ノ模様

第二、破損ノ箇所

第三、打荷ノ種類箇數並他ノ積荷ノ種類

第四、船號及免狀ノ番號並船主船長ノ本貫苗字名乗組人員

第五、荷打シタル荷物主ノ苗字名本貫

第六、仕出シ地及仕向ケ地ノ港名

第七、乗組ノ内死傷有之トキハ其本貫苗字名年齢

第二十二條 軍艦其他ノ官有船困難候節ハ早速助船ヲ出シ精々盡力シテ救助スヘシ且其難破ノ大小ニ拘ハラズ其旨ヲ直チニ管轄ニ報知スヘシ

第二十三條 前條ノ救助ニ屬スル諸費用ハ船將又ハ其筋ノ船官ヨリ直チニ受取ヘシト雖モ總テ管轄ノ指揮ヲ受クヘシ

第十四條 大難船ノ節諸費用割賦ノ儀ハ(船體皆破沈没乗組人ノ死去及積前ノ大損害ヲ生シ荷主船主立會決算ヲ要スル等ノモノ)現場ノ救助方ヲ除クノ外各船ノ處置ヘ其管轄ニ申立テ其筋出張官員ノ差圖ヲ受クヘシ尤モ小難船ノ處置ハ二名以上ノ浦役人及船長其他重立乗組ノ者二名以上合議ノ上之ヲ決スルヲ得ヘシ

第十五條 船體積荷ヲ併セテ悉皆沈没ニ至ルノ大難船ハ浦方ニ於テ其救助ノ爲ニ許多ノ雜費相掛リ候トモ船主荷主ヨリ之ヲ取立ルヲ得ス故ニ其差出スヘキ費用ノ分ハ官費ヲ以テ支給スヘキニ付費用明細帳ヲ作り浦役人船長連署押印シ管轄ヘ差出スヘシ

第十六條 危難ヲ冒シテ乗組人ノ必死ヲ救フ者又ハ救助ノ爲盡力シテ死傷ニ至ル者アルトキハ必ス管轄ヘ届出ヘシ其事實ノ輕重ニヨリ相當ノ賞譽或ハ手當金ヲ給ス可シ

第十七條 總テ浦役人及船長合議ノ上處置シタルトキハ其事柄ヲ詳細ニ記シタル證書二通ヲ作り之ニ連署押印シ其一通ヲ船長ニ渡シ一通ヲ浦役人ニテ保チ置クヘシ

第十八條 二名以上浦役人合議ノ時ハ其内一名ハ必ス他村ヨリ出ス可シ

第十九條 難船救助ニ屬スル諸費用ハ二名ノ浦役人及船長其他重立乗組ノ者二名以上立會ノ上第十一條第十二條第十三條第十五條ニ照シテ夫々其費用ノ種類ヲ區別シ成ル可ク速カニ精算書ヲ作り之ニ難船明細書ヲ添ヘテ管轄ニ差出シ其検査ヲ受クヘシ

但第十一條ニ記載スル保安物ニ就テハ別段相當ノ手當ヲ與フ可シ

第二十四條 貢米及其他ノ官物ヲ積入候船難破ニ及候節現場救助ヲ除ク外總テノ處置ハ管廳ヘ申立ノ上其指揮ヲ受ク可シ但郵便物ヲ積込候船ハ其最寄郵便役所ヘ郵便行囊ヲ至急引渡ス可シ

第二十五條 難船取扱ノ間浦役人ノ日給ハ一日五十錢ヨリ多カラス十錢ヨリ少ナカラサルモノトス

難破ノ節備人足貨及小舟賃ハ土地ノ異同ト勞役ノ難易ニ依リテ同シカラスト雖モ各管廳ニ於テ適宜見積リ豫カシメ其額ヲ定メ置ク可シ

第二十六條 船長及擔任ノ者怠慢ニヨリ難破沈没其他ノ損害ヲ生スル時ハ右損失ヲ其者ヨリ償却セシムヘシ若災厄人智ノ前知ス可カラス人力ノ豫防スヘカラサルニ出ルコトヲ瞭然明證スル時ハ此限ニアラス

第二十七條 浦役人船長其他救助ノ者ト申合セ其保安シタル難船物ヲ沈没ト偽リ窃ニ賣買スル者ハ律ニ照シテ處分スヘシ

第二十八條 凡テ難船ノ節救助ニ託シテ積荷船具其他ノ物品ヲ窃盜或ハ掠奪スル者又ハ其窃盜掠奪ニ與スル者或ハ其本犯ヲ隠匿スル者又ハ窃盜物ト知テ之ヲ賣買スル者ハ律ニ照シテ處分スヘシ

第二十九條 以下漂着ノ部凡原因ノ知レサル難船漂着物及ヒ乗組人ナキ漂着船ヲ見附ル者ハ之ヲ浦役人ニ報知スヘシ浦役人ハ其調書ヲ作り之ヲ其管廳ヘ届出可シ

第三十條 乗組人ナキ船ハ其漂着ノ月日船ノ大小破損ノ模様等ヲ精細ニ書記シ漂着物ハ其品名箇數等精細ニ書記ルシ其漂着近傍人民輻輳ノ地ノ揭示場及ヒ船改所ヘ六十日間張出ス可シ尤モ漂着物ノ代價二十圓以上ト思量シ或ハ二十圓以下タリトモ必要ノ品柄ト思量スル時ハ其管廳ヨリ三府五港ノ管廳及ヒ税關ヘ報告シテ張出ヲナシ或ハ新聞紙ニ載セテ公告ス可シ

第三十一條 漂着物ノ持主知レタルトキハ左ノ區別ニ循ヒ處置スヘシ
第一、一ケ年以内ハ其見積代價ノ三分一ヲ取揚主ニ與ヘ其現品ハ持主ニ返還スル事
但持主ノ情願ニヨリ現品賣拂ヒ其代金ニテ受取ルコトヲ得可シ

第二、一ケ年ヲ過クレハ之レヲ公賣シ平分シ一半ハ其取揚主ニ一半ハ官ニ收ムル事
但三ケ年以内ニ其持主知レタル時ハ官ニ收メシ部分ハ下戻ス可シ

第三十二條 乗組人無之漂着船ノ持主知レタル時ハ左ノ區別ニ循ヒ處置スヘシ
第一、一ケ年以内ハ其見積代價ノ十分一ヲ見附主ヘ與ヘ其船ハ持主ニ返還スル事
但書ハ前條第一項ニ同シ
第二、一ケ年ヲ過クレハ之ヲ公賣シ其代價ノ三分一ヲ見附主ニ與ヘ其餘ノ二分ハ官ニ收ムル事
但書ハ前條第二項ニ同シ

旅費其他ノ手當等貨遣ハシ候節ハ第十三條ノ通り追テ本人ヨリ償却セシムヘシ
第三十七條 暴風雨等ニテ流失ノ材木ヲ取揚クル時ハ此規則第二十九條以下ニ照準シ其代價十分一ニ過キサル取揚料ヲ遣ハスヘシ
第三十八條 前條ノ場合ニオイテ取揚タル材木巨大ニシテ領置ニ不便ナルモノハ官ニ之ヲ公賣シ其代價ヲ以テ現物ト看做シ材主ノ有無ニ從ヒ處分スヘシ

第三十三條 前二條ニ記スル場合ニ於テハ律令得遺失物ノ條ト抵觸スルコトナカル可シ

第三十四條 凡漂着物ヲ保存シ及之ヲ公告スル等ノ事ニ付費用アルモノハ第十一條ニ照シ浦役人ノ奥印シタル證書ヲ以テ代價ノ全部中ヨリ之ヲ償却スヘシ

第三十五條 洋中ニ於テ難破イダシ桅樁其他ノ船具ニ取附キ海岸ニ漂着致シ候者有之節ハ浦役人ヨリ一通リ取調ヘ相當ノ保護ヲ加ヘ置直チニ管廳ニ届出其指揮ヲ受ク可シ尤モ本人歸郷

(ハ) 度量衡の取締

本項に付ては別に記すべきものなし左に現存記録中より主なるもの二三を登載することとした。

戊第十五號 (明治八年十二月十四日)
本年百三十五號公達度量衡取締條例御定相成候ニ付テハ追々御達ノ次第モ可有之間人民違犯ノ儀無之様可致依テ爲心得條例中一般人民ニ係リシ廉抄録別紙相達候條々テ可相心得置事(大分縣令森下景瑞)

度量衡取締條例抄録
第一條ノ内 度量衡三器權衡ハ秤秤並分銅相地方ニ於テ製作所每器一ヶ所ツツ製作請負人每器一人宛ト相定メ其管廳ニ於テ身元人物相當ノ者相撰ミ新ニ可申付事

第二條ノ内 従前ノ秤秤改役座方ハ製作所ニ於テ出來ノ新器發賣ノ日限ヨリ廢止候事

第三節 保安警察

第四條 各器製作所賣捌所共免許相成候ハハ何製作所何賣捌所ト大書イダシ候標札相掲ケサスヘキ事

第七條 賣捌所ニオイテ新製ノ器發賣日限ノ儀ハ各製作所ニテ新製ノ器概テ出來ノ上一般ヘ布告ニ可及ニ付右出來ノ期限ヲ預定シ大藏省ヘ可届出事

第八條ノ内 各管廳ニ於テ其管下製作所ニテ出來ノ各器改メ方ハ別冊度量衡検査規則ノ通り検査ノ上一々新器検査ノ印章打込下渡スヘキ事舊器改メ方ハ新器發賣ノ日ヨリ日數三百日ト定メ各官廳ニ於テ其管下ヨリ舊器持出サセ相改可申尤別冊度量衡検査規則ノ通り検査ノ上一々舊器検査ノ印章打込ミ可下渡事

第九條ノ内 舊器改方ハ第八條ノ通りタル可シト雖モ各管廳ニ

於テ改方通ク行届候様事ヲ注意スヘク就テハ管轄地ノ廣狹ニ應シ土民ノ便利ヲ計リ適宜ノ場所見計ヒ出張所ヲ設ケ官員分配イシ候等ハ都テ其地ノ便利ニ任スヘキ事

第十條ノ内 製作所賣捌所共私ニ通價ヲ高下イタシ賣買候儀不相成若シ犯フ者ハ律ニ照シ處分スヘキ事

賣捌所ニテ右通價ノ外製作所ヨリ道程ノ遠近ニ應シ運賃ヲ添ヘ其地ノ定價ヲ立候ハ不苦事

但各地ノ定價ハ賣捌所ニ於テ通價並運賃ノ割合書添ヘ其管廳ニ届ケ置カスヘキ事

第十一條 各地賣捌所ハ何地ノ製作所ヨリ買卸シ候トモ隨意タルヘク且同業中互ノ取引ハ不苦ト雖モ自儘ニ枝店取次所等取談ケサセ候儀ハ不相成事

第十三條 製作所ニテ檢印無之器賣出シ又ハ他人猥リニ製作イタシ候儀不相成若シ犯ス者ハ其品取上ケ律ニ照シ處分スヘキ事

但尺ハ尺杖等全ク一時假用ノ爲メ日盛イタシ候類ハ芋島芋等ヲ斗リ候爲メノ箱ヲ製シ賣候類ハ例外タルヘキ事

第十四條 製作所ノ外尺秤ノ日盛直シ樹ノ線鏡打替及斗概ノ修復等他人自儘ニイタシ候義不相成若シ犯ス者ハ其品取上ケ律ニ照シ處分スヘキ事

第十五條 賣捌所ニ於テ製作ハ一切禁制タリト雖モ權衡賣捌所ニテハ緒紐附替ノ儀差許候間右紐結ヒ方日印等兼テ製作所ヘ打合セ爲心得置ヘキ事

但シ緒紐代手數料等ハ最寄同業中申合ノ上定價相立セ共管

廳ヘ書上爲置ヘキ事

權衡製作所賣捌所ノ外他人自儘ニ緒紐附替候儀不相成若シ犯ス者ハ其品取上ケ律ニ照シ處分スヘキ事

第十六條 製作所賣捌所ハ一般ノ工商ト同様ニテ別段成權ケ間敷振舞ハ一切相成ラサル事

第十七條 製作所賣捌所共其管廳官員時々見廻リ諸帳面類點ノ上書上ケ原價ノ當否及製作高賣捌高等審査可致且米穀酒醬反物等ノ商家ヘモ時宜次第同様見廻リ用器ノ正否探偵イタスヘキ事製作所賣捌所共此條ニ觸レ不相當ノ儀有之候ハ管廳ニ於テ其職業差止メ代人申付共段大藏省ヘ可届出且其犯狀ニ依リテハ律ニ照シ處分スヘキ事

第十八條 新製ノ器發賣ノ日ヨリ三器共賣捌所ノ外賣買ヲ禁ス自用ノ品舊新器檢査印章有之分賣拂度者ハ同所ヘ差出候ハハ相當ノ代價ヲ以テ買取ルヘキ事

但向後三品ハ平人賣買ハ一切停止タリト雖モ秤錘皿並掛線鏡弦鏡取離シ古鐵トシテ賣買イタシ或ハ鑄造シ候儀ハ不苦事

第十九條 舊器改メ三百日ヲ過キ檢査印章無之器商業賣買ノ際ニ相用候事不相成若シ犯ス者ハ律ニ照シ處分スヘキ事

第二十條ノ内 從前ノ秤座秤座及尺工ハ自今製作賣買一切停止タリト雖モ舊器檢査印章打込相成候分ハ新器發賣ノ日ヨリ百五十日ノ内ニ各器賣捌所ニ於テ相當ノ割引ヲ以テ爲買取ヘキ事

第二十一條 舊器賣買ノ儀ハ第十八條第二十條掲載ノ通りニ候

得共舊器賣買ニ付テハ收稅ニ不及事

第二十二條 此條例中一般ノ人民ニ係リシ儀ハ各地ノ區戸長ヘモ篤ト爲相心得取締筋ニ付萬一違犯ノ者有之節ハ速ニ其管廳ヘ訴出候様兼テ可申付置事

出第二號度量衡(器)取調云々 明治九年二月四日

明治八年戊辰第十五號十二月十四日ヲ以度量衡取締條例中抄錄達書第八條ヲ相示候通追々舊器改方日限可相達候處遠隔之小區悉ク縣下ニ持出シ候様ニテハ可爲難儀ニ付管内詰所ヘ官員出張檢査可致ニ付テハ三器所在ノ多寡ニ據リ檢査日數之長短取究ノ都合モ有之候條各區内三器所持ノ員數人名一小區限り可成無遺漏様取調別紙雛形ニ倣ヒ本月廿九日限り無相違可届出候此旨相達候事

但度量衡取調書ハ副本ニ不及正本一册差出可申事 別紙雛形略之

明治九年十二月七日「出第十一號度量衡舊器云々布達」アリ

明治十年八月廿八日「租布第三十號度量衡云々即チ規則違反ノ者ナキ様注意方布達」アリ

布告第十七號 明治九年二月十九日 太政大臣 度量衡三器別紙種類表ノ通改定候條左ノ規則ノ通可相心得此旨布告候事

度量衡改定規則

第一條 三器改定ニ付各地方ニ三器製作所並賣捌所ヲ設ケ製作所ニ於テ製作セル新器來ル三月十五日ヨリ賣捌所ニ於テ發賣爲致從前ノ秤座秤座ハ同日ヨリ廢止候事

第三節 保安警察

第二條 各地方ニ舊器改所ヲ設ケ候條從前所持ノ三器來ル三月十五日ヨリ十二月廿五日マテニ右改所ヘ差出シ檢査ヲ請フヘシ右期日ヲ過キ檢印ナキ器ヲ商業上ニ用フルコトヲ禁ス時宜ニヨリ掛官商家ニ入り用器ヲ視察スヘキ事

但改所ニ於テ檢査ノ上新器ニ適合セル分ハ檢印シ廢スヘキ分ハ廢ノ字ヲ印シ總テ所持人ニ下ケ戻スヘシ

第三條 製作所賣捌所官許ノ外三器製作賣買一切不相成事 但尺ハ尺杖等一時使用ノ爲メ日盛致シ樹ハ芋島芋等ヲ量ル爲メ箱ヲ製シ又ハ賣買スルハ苦シカラス

第四條 尺度秤量ノ目ヲ盛直シ樹ノ線鏡弦鏡ヲ打替ヘ斗概ヲ修覆スル等ハ必ス製作所ヘ差出スヘク秤量ノ緒紐ヲ附替フルハ製作所又ハ賣捌ニ差出スヘシ其他ノ人自儘ニ致シ候儀不相成事

第五條 舊新器共檢印アルヲ賣拂度者ハ必ス賣捌所ニ可申出 但秤ノ錘皿又ハ樹ノ線鏡弦鏡等ヲ取離シ古鐵トシテ賣買スルハ苦シカラス

第六條 第二條以下ノ禁令ヲ犯ス者ハ其品取上ケ律ニ照シテ處斷スヘキ事

〔註〕 此後明治廿四年法律第三號を以て度量衡法發布せらる越へて同廿六年縣令甲第五號を以て度量衡取締規則を發布し其後屢々改正ありて今日に至るものである。

(ト) 建設物取締

大友氏没落以來小藩散在の地に打樹てられたる我大分縣は明治初年の置縣以來所謂大都市なく彼の舊府内(後の大分)縣知事大給近説の江戸轉居の際に謂へるが如く大分縣は「國ノ僻壤ニシテ人民ハ固陋人材ニ乏シク之ヲ三都ノ開化ニ比スレバ殆ド天淵ノ如シ」であつて文化の速度亦自ら遅々たりしと雖も一般の進歩は又獨り我大分縣のみを遺棄すべくもあらず、早くも明治二十七年には大分、別府間に電氣鐵道敷設の議起り、其他諸般の開化と共に三十年の末期頃より大分町に市制施行大分港の開築等其聲順次擡頭し來りたるに鑑み、將來の都市計畫上現在市街及今後を考慮して都市の實體たる道路と建設物の整調を痛感し、既成街道路の取締と併行すべく明治四十一年四月六日茲に始めて縣令第二十三號を以て建設物取締規則の制定を見るに至れり。爾來同年八月五日之が施行區域の指定を始とし別項記述の如く幾度かの改正と其間大正十五年法律を以て制定せられたる市街地建築物法(其後今日迄屢々改正)の施行或は昭和八年達保第三三二號高層建築物其他災害防止施設命令等に、或は昭和十年七月三十日縣令第五十號風致區規則に依る制限等により都市面目を保持すると共に之が取締は漸く周到嚴密を極め今日に至るものなるが、此間にありて一言を要するは右建設物取締規則の改正中大正元年十月三十日縣令第六號に依る改正に付て當時の知事以下主務の警察官吏は勿論一般市民に於て如何に右規則と而して之が改正に關心を有せしか、又主任官が如何に之れが爲に苦心し且つ其事動に忠實細密なりしかを窺ふに足る記録あるを以て左に之を略記して參考に資せんとす。抑も本改正は最初明治四十四年十一月十五日當時保安課僚警部河南壽氏の手に由て立案せられ不燃質物中鐵、亞鉛、ブリキの使用禁止を解くことを主體とし更に罰則の改正を便乘せしめたる程度のものなりしが、多少の字句其

他に異見あり未だ決裁に至らざるに先ち、翌年一月十日には大分市會議長より建設物取締規則に對する意見書の提出ありて同規則改廢の要望ある等、旁々遂に同年三月二日前改正案を撤回して新に全面的改正案を立てたり。然るに本案に對しても亦數箇所の字句及第二條但書里道豫定線に對する町村會の議決に付土木課長の異見、並に部内に於ても第三條第一項第一號不燃質物中鐵、亞鉛又はブリキの使用可否及同第三號煙突の裝置等に就て相當付箋論議さるゝあり一面五月二十五日には大分警察署長より鐵、亞鉛、ブリキの使用に關し「道幅九尺以上の道路に面したる建設物にして二階建以下のものゝ外使用禁止」の意見提出あり、又最後には長官より殆ど其全面に亘りて推問ある等、幾多改變の意見あり議を鍊り論を盡したる結果漸くにして同年十月三十日に發布するに至りたり。此間約一ケ年、而して改正の結果より見るときは寧ろ少部分の改正に過ぎざりしに、此の調査研究の爲め斯くも長日月を費せし等の如き採て以て聊か後者の參考となるべきものあるを信する次第なり。

家屋新築云々市中へ達シ 明治五年十月五日

家屋管作ノ義ニ付當三月中大藏省ヨリ煉化石ヲ以テ建築スルノ建言ハ新聞紙等ニモ相見ヘ候故皆人ノ知ル所ナラン尤僻陋ハ三都ト同日ノ論ニハ無之候得共當市中ノ義ハ縣廳下共相成候事ニ付成丈清潔ニ致シ候義ハ勿論ノ事ニ候因テ先般來街上ノ掃除モ嚴重致候様及布達候處猶當市中ハ過半ノ茅屋實以見苦敷次第ニ候條以來新規管作ハ勿論修理ノ向モ瓦屋又ハ煉化石等ニ可致尤貧窮ニテ其場合ニ至兼候者ハ職業勉勵自然餘力ヲ以テ出來可致様覺悟致シ追々三都ニ均シク家屋モ整列街衢清潔ニ相成候様心掛ケ可申此旨相達候事

明治六年八月廿二日「家屋新築云々廳下市中へ達シ」アリ

建設物取締規則施行區域ニ於テ道路ヲ開設變更セントスル者出願ノ件 (明治四十一年四月一日縣令第十九號)

新ニ道路ヲ開鑿シ又ハ既設道路ヲ變更スルノ路線ヲ豫定シタルトキハ該豫定路線並其ノ附近ノ地形ヲ表示シタル平面圖ヲ添ヘ當廳

ニ出願シ認可ヲ受クヘシ

前項豫定線ヲ變更シタルトキ亦同シ(明治四十一年縣令第四十號ヲ以テ本令中改正)

本令ハ明治四十一年(四月)大分縣令第二十三號建設物取締規則施行地域ニ之ヲ施行ス

大分縣令第二十三號 明治四十一年四月六日

建設物取締規則

○大三元年十月卅日縣令第六號ヲ以テ全部改正

○大正元年十一月五日縣令第八號ヲ以テ本規則施行地域ヲ規定ス

第一條 家屋其ノ他ノ建設物ヲ築造セントスル者ハ左ノ事項ヲ

具シ起工前所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ其ノ増築、改築、

移轉、模様替又ハ大修繕ヲ爲ストキ亦同シ

一、建設物ノ種類

二、建築ノ場所

三、敷地及建設物ノ圖面並構造仕様書

四、起工及落成ノ期日

前各號ノ事項ヲ變更セントスルトキモ亦所轄警察官署ノ認可

ヲ受クヘシ

第二條 國縣道及里道ノ豫定線ニ當ル土地ニ在テハ前條ノ築造

ヲ爲スコトヲ得ス但シ里道ノ豫定線ハ町村會ニ於テ之ヲ議決

シ知事ノ認可ヲ得タルモノニ限ル

第三條 第一條ニ依リ築造スル家屋其ノ他ノ構造ハ左ノ制限ニ

從フヘシ土地ノ狀況ニ依リ又ハ特殊ノ構造ヲ必要トスル建設

物ハ其ノ制限ヲ斟酌スルコトアルヘシ

第五條 建築竣成シタルトキハ使用前所轄警察官署ニ届出検査

ヲ受クヘシ

第六條 警察官署ハ危險豫防又ハ衛生上必要アリト認ムルトキ

ハ已設ノ建設物ニ對シ第三條第四條ニ依リ相當ノ施設ヲ命ス

ルコトアルヘシ

第七條 第一條、第二條、第三條第一項、第四條第五條ニ違背

シ又ハ第三條第二項及第六ノ命令ニ從ハサル者ハ拘留又ハ科

料ニ處ス前項ノ罰則ハ未成年者及禁治産者ニ在リテハ其法定

代理人ニ在リテハ其代表者ニ適用ス

第八條 本令ノ全部又ハ一部ヲ施行スル地域ハ別ニ之ヲ指定ス

明治四十一年八月五日縣令第四十九號ヲ以テ左記地域ニ建設物

取締規則ノ全部ヲ施行シ八月十日ヨリ實施ノ旨發令セリ

一、大分郡大分町ノ大部 二、速見郡別府町ノ大部

〔註〕 以下明治四十四年建設物取締規則改正當時ノ立案書ノ

一部である。

明治四十四年十一月十五日立案

警察部長 黒崎	警部 阿南 壽	衛生課長 市川 課 僚
内務部長	警務課長 課 僚	保安課長 藤原 課 僚
事務官令村	官房主事 指原 文書係	
土木課長		

建設物取締規則改正案

明治四十一年四月大分縣令第廿三號建設物取締規則第三條第一

號但書ニ鐵、亞鉛、ブリキヲ用フルコトヲ禁ジ同條第一項但書

第三節 保安警察

一、屋根ハ凡テ不燃質物ヲ以テ覆葺スルコト但シ鐵、亞鉛、

ブリキヲ用フヘカラス

二、敷地ノ地盤ハ其ノ高サ周圍ノ地面ヨリ平均以上タラシム

ルコト

三、煙突ハ屋上六尺以上突出セシムルコト但石炭ヲ燃料ニ使

用スルモノハ十二尺以上タラシムヘシ

四、床ハ地盤ヨリ一尺五寸以上ノ高サヲ有セシムルコト

五、左ニ記載シタル部分ハ不滲透質物ヲ以テ築造スルコト

イ、尿管、下水溜、肥料溜、汚水放出口及其周圍ニシテ

汚物ノ滲透シ易キ部分

ロ、井戸流

ハ、土地ニ定着スル汚物溜

ニ、動物飼養舍ノ地盤及付屬汚物溜

ホ、下水道

六、便所、下水溜、肥料溜其ノ他ノ汚物溜所ハ飲料ニ供ス

ル井戸ヨリ十尺以上ノ距離ヲ有セシムルコト

前項制限ノ外危險豫防上若ハ衛生上必要アリト認ムルトキハ

警察官署ニ於テ相當ノ施設ヲ命スルコトアルヘシ

第四條 便所、下水溜、肥料溜、汚物溜、動物飼養舍及汚水放

出口ハ道路ニ面シテ築造スルコトヲ得ス

ニ於テ土地ノ狀況ニヨリ又ハ特殊ノ構造ヲ必要トスルモノニ對

シテハ斟酌スルコトトナリ居レリ而シテ右制限ヲ付シタル要點

ハ主トシテ火災防禦ニ際シ不便ナリトスルニ在リタル由ナルモ

研究スル處ニヨレハ其必要ヲ認メサルノミナラス事物ノ進歩ニ

伴ヒ危險又ハ風致上障害ナキ方法ニヨリ廣ク之等材料ヲ使用セ

ントスルモノ可有之存セラレ候尙第七條ノ罰則ハ漫然拘留又ハ

科料ニ處ストアルヲ以テ旁々左案ノ通り縣令改正相成可然哉相

伺候

大分縣令第 號

明治四十一年四月大分縣令第二十三號建設物取締規則中左ノ通

リ改正シ發布ノ日ヨリ之レヲ施行ス

明治四十四年 月 日

大分縣知事

第三條第一項第一號中「但以下」ヲ削ル

第七條第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上二十圓未満ノ科料ニ第

一條第三條第一項及第四條ニ違背シ又ハ第三條第二項及第六條

ノ命令ニ從ハサル者ハ二圓以上十圓以下ノ科料ニ第五條ニ違背

シタル者ハ參同以下ノ科料ニ處ス

(右案ニ對スル付箋)

第二條ハ禁止條件第三條第一項ハ制限條件ナルニ依リ何レモ第

一條ニ依リ出願スルモ許可スヘキモノニアラス依テ此條項ニ

違反スルモノハ出願ノ條件ニ違フ者ナルニ依リ第一條違犯ト

シテ處分スヘキヲ正當ト思料ス(許可ヲ得サル儘築造シタル

者亦同シ）依テ第一條違犯者ニ對シ科料二十圓未滿ニ處セハ可ナルヘシ

又第一條第四條及第三條第二項第六條ノ命令等ニ於テモ犯情極メテ輕微ナルモノアルヘク依テ最低額ヲ定ムルノ必要ナカルヘシ最高額即チ何圓以下ノ科料トナス方可ナルベシ（曾我）

第七條 本則第一條第二條ニ違背シ又ハ第三條第二項并ニ第六條ノ命令ニ從ハサルモノハ二十圓未滿ノ科料ニ第三條第四條第五條ニ違背シタルモノハ十圓以下ノ科料ニ處スト更メラレテハ如何（小野）

建設物取締規則ニ對スル意見書 大市第一六號

本市ノ發展日ヲ逐フテ隆ナルト共ニ各地ヨリノ移住者益々多キヲ加ヘ從テ家屋ノ新築漸ク盛ナラントスルモ動モスレハ建設物取締規則ニ拘束サレ不便ヲ感スルコト鮮シトセス爲メニ本市ノ發展ニ支障ヲ與ヘ從テ縣力ノ弛張ニ關スルコト頗ル大ナルモノアルヲ認メ候ニ就テハ之ヲ各都市ノ狀況ニ稽ヘ當地方ノ現狀ニ觀建設物取締規則ニ幾分ノ改廢ヲ加ヘ叙上ノ不便ヲ除キ進ンテ街衢ノ整成ヲ期スルハ當地方ノ繁盛ヲ促ス而已ナラス縣力ノ發達ニ資スル所多カルヘキヲ確信仕候ニ付明治四十一年四月縣令第二十三號建設物取締規則中左ノ改廢ヲ加エラレシコトヲ致切望候

右市制第四十六條ニ由リ意見書提出仕候也

明治四十五年一月十日

大分縣知事 昌谷彰殿

大分市會議長 河野 卓治

記

- 一、規則第二條ノ但書ハ擴築ノ場合ニモ之ヲ適用スルコトニ追加サレタシ
- 二、同第三條第一項第一號但書ヲ撤廢シ猶當分そぎ葺ヲモ許サレタシ
- 三、同上第三號ノ屋上云々ハ地盤ト屋上トノ兩關係ニ基キ煙突ノ高サニ相當制限ヲ設ケラレタシ
- 四、同上第六號家屋ト井戸トノ距離ノ制限ヲ撤廢シ同條第一項第五號ヲ勵行サレタシ
- 五、規則第六條ノ精神ニ一歩ヲ進メ既設ノ建設物中市街連舊地ノ草葺ハ一定ノ年限ヲ附シ禁止又ハ改築ノ條項設ケラレタシ但市街地ヲ隔テ危險ノ虞ナキ所ニ在ル乾魚製造所ノ如キハ此限ニアラス

追テ家屋建築ニ際シ道略溝渠等ヲ侵害スル者多々有之様見受候ニ付此等ハ嚴重ノ取締ヲ爲シ他日官民双方ノ煩累ヲ豫防致サレ度申添候也

十月十六日

警察部長 黑崎眞也殿

昨日長官々邸ニ召サレ豫テ提出中ノ建設物取締規則改正案ニ對シ大體ニ於テ認可シ爲シ置クモ別紙記載ノ項目ニ對シ熟考方警察部長ヘ相談シ可然措置スヘキ旨指示相成候條一應上申候也

尙別紙ハ長官ノ談話ヲ聽取セシニ過キサルヲ以テ文責素ヨリ小職ニアリ從テ文意不可解ノ處モアラン尙ホ口頭ニテモ上申可致申添ヘ也

(別紙)

第一條 中、築造セントスル者ハ云々ノ「築造」ト云フ文字ハ廣キ意義ニ解スルヲ至當トスルヤ亦増築、改築、移築、移轉、模様換又ハ大修繕云々トアリ其程度ハ實際ノ狀況ニ依リ定ムルモノナリト雖モ出來得ヘクバ其程度ヲモ一般ニ知ラシムルコトニシタシ一考アリタシ

第二條 中、里道中ニハ縣費支辨ノモノアリ之等ハ稍々國縣道ニ準スヘキ性質ナルヲ以テ之等ノ里道迄モ議決知事ノ認可ヲ得タル云々ハ面白カラサルモノト思考ス但以下ノ縣費支辨ニアラサル里道云々ニ訂正シテハ如何

第三條 第一條ニ依リ築造スル云々文字ハ面白カラス故ニ第一條ノ認可ヲ受ケ築造スル家屋其他ノ構造ハ云々ト修正シテハ如何

同條中建設物ヲ築造スル場合若クハ公益ノ爲メ移轉又ハ模様換ヲ爲ス場合アルヲ以テ建設物ヲモ引テ場合ヲ附スルコトトナルヤニ考ヘラル故建設物ハ勿論公益ノ爲メ移轉云々トカ云フ風ニ修正シテハ如何

第三條 第一號ノ但書（但土地ノ狀況ニヨリ：使用ヲ禁スルコトアルベシ）全削除スルハ湯ノ平大火ノ復命書ヲ見ルモ火災消防上不利不使ヲ來スハ免レサルモノナラン折角制限ヲ加ヘアルヲ削除シ再ヒ制限ヲ爲スノ必要生シタリト假定スルモ更ニ又制限ヲ加フルノ容易ナラサルコトヲ思フニ付今ニ一應熟考ヲ要ス

第六條ノ罰則ヲ通觀スルニ刑罰ノ程度ニ甲乙ナキカ如シ最モ第

第三節 保安警察

一條第二條ノ如キ無願築造スルカ如キハ不都合ニハ相違ナキモ能ク規則上ノ制限ヲ承知シナカラ之ニ違背シ若シクハ命令ニ從ハサルカ如キハ都テ惡ムヘキ行爲ニアラス哉如何

規則中築造物云々建築物云々ト二様ノ文字使用シアリ意義ニ於テ相違アリヤ若シ異ナラサレハ可成同一ノ文句ヲ使用スルヲ可ナリトス

建設物取締規則施行心得 (大正二年二月廿五日) 縣訓令第七號

第一條 建設物取締規則(以下單ニ規則ト云フ)第一條ニ依リ認可ヲ與ヘタルトキハ左ノ雛形ニ倣テ標札ヲ掲ケシム(雛形略)

第二條 規則第三條第一項第一號ニ依リ鐵亞鉛板又ハ「ブリツキ」ノ使用ヲ禁止セントスルトキハ左ノ事項ヲ調査シ具申ス

- 一、建設物ノ種類
- 二、建設ノ場所
- 三、建設物ノ構造
- 四、附近ノ狀況

第三條 規則第三條第二項ニ依リ特別ノ施設ヲ命セントスル場合ハ其ノ事由ヲ具シ警務長ニ稟議スヘシ規則第五條ニ依リ既設ノ建設物ニ對シ施設ヲ命スル場合亦同シ

工場建設ニ關スル件 (大正五年十一月二十九日) 達保第八七七號

大正元年十月大分縣令第六號建設物取締規則第一條ニ依リ認可ヲ與フヘキ建設物ニシテ工場ナル場合ハ關係書類ヲ添附稟議ノ上處理スヘシ

大正五年十一月二十九日付本號ヲ以テ及示達置タル工場建設票
議ノ場合ハ自今左記書類ヲ添付セシメラルヘシ

- 一、建物ノ配置圖並ニ附近ノ見取圖
- 一、断面圖
- 一、小屋伏圖
- 一、設計書
- 一、仕様書

市街地建築物法適用區域ノ件 (大正九年十一月勅令第五四〇號)

市街地建築物法ハ東京市、京都市、大阪市、横濱市、神戸市及名古屋市ニ之ヲ適用ス

内務大臣ハ前項ニ掲クル市ノ外ニ互ル區域ニシテ都市計畫區域タルモノノ全部又ハ一部ノ區域ニ市街地建築物法ヲ適用スルコトヲ
得前項ノ規定ニ依リ市街地建築物法ヲ適用スル區域ハ内務大臣之ヲ告示ス

附 則

本令ハ大正九年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

建設物取締ニ關スル件 (大正十三年十二月三日達保第一二一八一號)

家屋ノ建設ハ建設物取締規則ニ依リ所轄警察署ノ認可ヲ受ケシメ居候處然ルニ一般民間ニ其ノ認可ヲ受ケルハ道略ニ關シテハ別ニ
手續ヲ要セサルモノノ如ク思考シ爲メニ道略管理上支障不尠趣ヲ以テ内務部長ヨリ申越ノ次第モ有之候條自今國道府縣道ニ近接ス
ル家屋建設ヲ認可セントスル場合ニ於テハ其ノ認可前必ス大分、別府兩市ノモノハ内務部ニ其ノ他ノモノハ所轄部長ニ協議ノ上相
當措置セラルヘシ

(子) 豫 戒 令

豫戒令は明治二十五年一月勅令第十一號を以て制定せられたるものにして即ち公共の安秩保持の爲め所謂無頼の徒
にして動もすれば之を害せんとするの虞あるに依り徒らに無辜の良民を苦しむる等の輩を戒め其の災害を豫防する

の目的を以て之等の者に對し其の罪を犯す以前に於て監視取締の職權を地方長官に附與したるものなるが其後本法
に對しては世上批難の聲漸く喧しきのみならず漸次警察力の充實と一面諸法制の完備と相俟つて強て存置するの要
なきに至り遂に大正の初期之れを廢止されたるが本縣に於て本法に則る被執行者の狀況等記録の現存せ
る部分に付て左に之を發載することとせり。

勅令第十一號 明治二十五年一月廿八日定

豫 戒 令

第一條 警視總監、北海道廳長官、府縣知事ハ公共ノ安秩秘序
ヲ保持スル爲メ左ノ事項ニ該當スル者ト認ムルトキハ豫戒命
令ヲ爲スコトヲ得

- 一、一定ノ生業ヲ有セス平常粗暴ノ言論行爲ヲ事トスル者
- 二、總テ他人ノ開設スル集會ヲ妨害シ又ハ妨害セントシタル
者
- 三、公私ヲ問ハス他人ノ業務行爲ニ干渉シテ其自由ヲ妨害シ
又ハ妨害セントシタル者
- 四、第二號又ハ第三號ニ掲クル妨害ヲ爲スノ目的ヲ以テ第一
ヨリ第三號マテニ記載シタル者ヲ使用シタル者

第二條 豫戒命令ハ左ノ如シ

- 一、一定ノ期限内ニ適法ノ生業ヲ求メテ之ニ従事スヘキコト
ヲ命ス
- 二、總テ他人ノ開設スル集會ニ立入り妨害ヲ爲スベカラサル
コトヲ命ス
- 三、如何ナル口實ニ拘ラス財物ヲ強請シ不當ノ要求ヲ爲シ強

第三節 保安警察

テ面會ヲ求メ脅迫ニ涉ル書面ヲ用ヒ勸告書ヲ送り又ハ如何
ナル方法タルヲ問ハス暴威ヲ示シテ他人ノ進退意見ヲ變更
セシメントシ其ノ他人ノ業務行爲ヲ妨害シ又ハ妨害セント
スルノ所爲ヲ爲スヘカラサルコトヲ命ス

四、人ヲ使用シテ總テ他人ノ開設シタル集會ヲ妨害シ又ハ妨
害セントシ又ハ他人ノ業務行爲ニ干渉シテ其自由ヲ妨害シ
又ハ妨害セントスルノ行爲ヲ爲サシメサルコト及豫戒命令
ヲ受ケタル者ヲ扶助シ又ハ使用スヘカラサルコトヲ命ス但
シ親族ノ故ヲ以テ之ヲ扶助スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前條第一號ニ該當スル者ニ對シテハ第一號第二號第三號ノ事
項ヲ併セテ命令シ前條第二號第三號ニ該當スル者ニ對シテハ
第二號第三號ノ事項ヲ併セテ命令シ前條第四號ニ該當スル者
ニ對シテハ第四號ノ事項ヲ命令ス

第三條 豫戒命令ヲ受ケタル者其現住居ヲ轉スルトキハ轉居ノ
前二十四時間内ニ其旨ヲ舊住居ノ所轄警察署ニ届出テ轉居ノ
後二十四時間内ニ其旨ヲ新住居ノ所轄警察署ニ届出ツヘシ

第四條 豫戒命令ヲ受ケタルヨリ三年以内ニ其命令又ハ第三條
ノ規程ニ違反シタル者ハ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ處罰ス

第四章 警察取締の變遷

一一五六

第二條第一號ノ違犯者ハ三日以上十日以下ノ拘留ニ處シ又ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

第二條第二號ノ違犯者ハ十一日以上二月以下ノ重禁錮ニ處ス

第二條第三號ノ違犯者ハ一月以上四月以下ノ重禁錮ニ處ス

其所犯官吏又ハ公吏ノ職務ニ對スルトキハ一等ヲ加フ

第二條第四號ノ違犯者ハ二月以上六月以下ノ重禁錮又ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三條ノ違犯者ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五條 豫戒命令ヲ爲スニハ命令書ヲ作り其命令ヲ取クル者ノ氏名、年齢、身分、職業、本籍、住所、第一條第何號ニ該當スル者タルコト第二條ニ記載シタル命令、第三條ノ全文、第四條ニ記載シタル違犯者ノ罰例並ニ命令ヲ爲シタル年月日、警視總監、北海道廳長官、府縣知事官氏名ヲ記載シテ本人ニ下付シ同時ニ之ヲ其地方ニ於テ公布ス

第六條 豫戒命令ヲ受ケタル者一年以上ヲ經過シ悔改ノ情狀著シキトキハ警視總監、北海道廳長官、府縣知事ニ於テ其命令ヲ解除スルコトヲ得此場合ニ於テハ同時ニ之ヲ其地方ニ於テ公布ス

第七條 豫戒命令ヲ取ケタル者ヲ止宿又ハ同居セシムル者ハ二十四時間内ニ其旨ヲ所轄警察署ニ届出テ又所轄警察署ノ要求アルトキハ本令ノ施行ニ關スル事項ニ付事實ノ申立ヲ爲スヘシ若シ其届ヲ怠リ又ハ不實ノ申立ヲ爲シタルトキハ三圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條 豫戒命令違犯ノ刑ハ其本住所ノ地ノ所屬監獄ニ於テ之

ヲ執行スルコトヲ得

第九條 本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

豫戒命令被執行者

○(明治三十四年九月十三日告示第 號發令)

大分縣北海道郡白杵町八百二番地土族無職業
河 本 五 朔
嘉永四年五月 生

豫戒令第一條同令第二條第二號第三號ノ事項ヲ命令ス

明治三十七年二月十九日告示第三十號ニ依十六日限解除

○(明治三十九年一月十六日告示第十一號ヲ以テ豫戒命令執行)

宮崎縣東白杵郡延岡町平民
當時大分縣速見郡杵築町三百五十番地寄留無職業
吉 田 竹 治
明治四年六月十六日生

豫戒令第一條第一號及第三號ニ該當スルヲ以テ同令第二條第一號第二號第三號ヲ命令ス

明治四十年三月三十日告示第七十五號ヲ以テ三月廿九日豫戒令第六條ニ依リ解除ス

○(大分縣告示第百三十三號 明治三十九年六月二十五日)

大分縣北海道郡市濱村大字市濱七十番地平民
醬油製造業 山 本 直 次 郎
慶應二年十月十日生

豫戒令第一條第三號ニ該當スルヲ以テ同令第二條第二號第三號ノ事項ヲ命令ス
解除年月日不明

○(大分縣告示第三十一號 明治三十九年二月十三日)

原籍 福岡縣京都郡行橋町三千六番地土族

當時 大分縣速見郡別府町野田敏雄方滞在

石類採取販賣業 小 宮 親 文
文久二年八月二十七日生

豫戒令第一條第三號ニ該當スルヲ以テ同令第二條第二號第三號ノ事項ヲ命令ス

明治四十年二月十二日告示第三十六號ヲ以テ十二日解除ナリ

○(大分縣告示第百二十六號 明治三十七年十月廿一日)

大分縣大分郡大分町千八百九番地平民

金錢貸附業 田 村 源 三 郎
安政六年八月二十三日生

豫戒令第一條第三號第四號ニ該當スルヲ以テ同令第二條第二號第三號第四號ノ事項ヲ命令ス

同縣同郡同町千七百七十四番地平民無職業

清 田 嘉 作
慶應元年十月三日生

豫戒令第一條第三號ニ該當スルヲ以テ同令第二條第二號第三號ノ事項ヲ命令ス
解除年月日不明

豫戒令第一條第一號第二號第三號ニ該當スルヲ以テ同令第二條第一號第二號第三號ノ事項ヲ命令ス

○(明治四十年一月十一日 告示第十號)

大分縣日田郡西有村大字西有田二十番地

當時同縣同郡日田町大字北豆田二百五十二番地
寄留平民日田水電株式會社理事
益 永 忠 雄
慶應二年四月十七日生

二、風 俗

風俗取締を更に分つて、(イ)社寺及宗教ノ取締、(ロ)貸座敷及藝娼妓ノ取締、(ハ)料理屋、飲食店ノ取締、(ニ)諸興行ノ取締、(ホ)形像及碑標並廣告物ノ取締、(ヘ)寄附金及議會其他射倖行爲ノ取締、(ト)競馬ノ取締、(チ)賣淫ノ取締、(リ)其他の九項に分類し其の綜合的記述を要すと認むるものは各其の卷首に之を掲ぐることにした。

第三節 保安警察

一一五七

(イ) 社寺及宗教の取締

社寺及宗教の取締に就ては古來本縣として彼の大友時代に於ける神社佛閣の破壊乃至キリシタンに對する彈壓的取締の外著しきものを發見せず。如何となれば抑も我國は古來神國と稱し上は皇室より下々の國民に至る迄敬神の念最も厚く否寧ろ崇神即ち大和魂の根源とさえ思惟せられ中古彼の佛教又外國より傳來したりしと雖も其の尊宗の觀念に於ては敬神と撰ぶなく、併かも治國の要諦は國民の信仰心の正しきと否とに依り決定せらるべきものなりとの見地より即ち我憲法は國民に宗教の自由を認めたり、於茲か警察亦維新以來社寺宗教に對し何等積極的取締の講ぜざりしと雖も、然し又全然之を放任せしにはあらず。吾に無智の信仰は動もすれば迷信に陥るのみならず我國體に背反せるが如き所謂邪教の侵入亦無之を難保、茲に至りて警察亦これが警戒を必要とし國民をして是等迷信の弊より救はんとしてたり。故に我國警察の本項取締は専ら此見地に於てのみ行はるゝを原則とせり。以上の通にして之が取締の實況に就ては遠き古昔に於ける宗教の變遷は別とし明治維新以來にありては特に記すべき記録なし以下便宜上本取締を(1)禁厭祈禱、(2)神佛教會所説教所、(3)托鉢、(4)其他に區分して現存記録中主なるものを掲ぐる事とした。

(1) 禁厭祈禱

縣甲第三四號 明治六年二月十五日

維新以來神佛混淆取分且盲人ノ官職廢止ノ儀被仰出候ニ付テハ從前坐頭ノ輩御趣意體認追々改産可致管ノ處中ニハ祈禱或ハ荒神祓ト稱シ鬼神ニ向ヒ佛經ヲ讀誦シ爲其報謝米錢等領收候者有之趣不相濟事ニ候依テ自今屹度令停止候條各自一個ノ産業相管朝旨遵守致候様本人ハ勿論父兄親族隣保ノ者共へ懇篤ニ可申論此段相達候事

甲第五十四號禁厭祈禱云々達 明治七年七月十四日

禁厭祈禱等ノ義ハ神道諸宗共人民ノ請求ニ應シ從來ノ傳法執行候ハ元ヨリ不苦筋ニ候處間ニハ之カ爲メ醫療ヲ妨ケ湯藥ヲ止メ候向モ有之哉ニ相聞以ノ外ノ事ニ候抑教導職タルモノ右等貴重ノ人命ニ關シ衆庶ノ方向ヲモ誤ラセ候様ノ所業有之候テハ朝旨ニ乖戾シ政治ノ障碍ト相成不都合ノ次第ニ候間心得違之者無之様地方官ニ於テ屹度取締可致旨教部省ヨリ達シ有之候條此旨爲心得相達候事 (註) 此後明治九年八月十日庶第八〇號に依り重て本達と殆ど同様の達ありしも登載を略す

禁厭祈禱ノ取締 明治十三年七月廿七日甲第四七號達 (縣令)

禁厭祈禱ノ儀ニ付明治七年六月教部省ヨリ神道諸宗管長へ別紙ノ通達相成教導職ニ於テ不都合ノ所爲ハ無之管ニ候處間ニハ病者ニ對シ禁厭祈禱ヲ行フカ爲醫療ヲ拒絕セシムルモノ有之人民ニ於テモ往々之ヲ妄信シ衛生ノ妨害少ナカラサル趣ニ相聞以ノ外ノ事ニ候條心得違ノ者無之様可致自然右等不都合ノ所爲見聞候ハバ遂ニ警察本分署へ可届出此旨相達候事 (別紙) 達書乙第三十三號 (明治七年六月七日教部省)

神道諸宗管長

禁厭祈禱等ハ儀ハ神道諸宗共人民ノ請求ニ應シ從來ノ傳法執行候義ハ元ヨリ不苦筋候處間ニハ之カ爲醫療ヲ妨ケ湯藥ヲ止メ候向モ無之哉ニ相聞以ノ外ノ事ニ候抑教導職タルモノ右等貴重ノ人命ニ關シ衆庶ノ方向ヲモ誤ラセ候様ノ所業有之候テハ朝旨ニ乖戾シ政治ノ障碍ト相成甚以不都合ノ次第ニ候條向後心得違ノ者無之様屹度取締可致此旨相達候事

戊第三 明治十五年七月十日 内務卿

禁厭祈禱ノ儀ニ付七年六月教部省乙第三十三號達ノ趣有之共處病者治療ノ際上カ爲メ投藥ノ時機ヲ誤リ候儀モ有之哉ニ相聞不都合候條今後信者ヨリ請求候節ハ先服藥ノ有無ヲ證明セシメ果シテ醫師診斷治療中ノ者ニ限り其望ミニ應シ不苦候條其旨屹度可相心得此段相達候事

(註)

以上の諸布達は現在「警察犯處罰令」中に「醫療妨害」として規定されてゐる。

(2) 神佛教會所說教所

本廳訓令第三十二號 明治廿二年七月九日

神佛教會所說教所取締心得

第一條 神佛教會所說教所ハ郡役所ノ許可ヲ受クヘキニ付無願開設ノモノアルトキハ速ニ之ヲ閉鎖セシムヘシ

第二條 祠宇寺院佛堂外ニ於ケル教會所說教所ニ於テハ平素神床佛壇ヲ設クルヲ得サルニ因リ若シ之ヲ設ケタルモノアルトキハ直ニ撤去セシムヘシ但平素神床佛壇ヲ設ケ置モ說教開建等ノ場合ヲ除クノ外常ニ該所ヲ閉鎖シ置クモノハ此限リニアラス

第三條 教會所說教所ニ於テ祠宇佛堂ニ等シキ裝飾ヲ爲シ聖座ノ參拜ヲ招誘スル等ノ所爲アルトキハ之ヲ差止ムヘシ人民私有地ニ於テ自祭スル祠宇佛堂ト雖モ許可ヲ經サルモノ亦同シ

第四條 教會所說教所ニ於テハ日ヲ定メ大小祭典法用ヲ爲スヲ得サルニ因リ若シ之ヲ爲スモノアルトキハ直ニ差止ムヘシ但單ニ信徒ノ葬儀靈柩回向ニ止ルモノハ此限ニアラス

第五條 教會所說教所ニ於テ神佛ノ符札ヲ製シ之ヲ配付シ又ハ種々ノ名義ヲ以テ勸財ヲナスモノアルトキハ之ヲ差止ムヘシ

第六條 教會所說教所等ニ於テ明治十五年內務省乙第四十二號達ニ違背シ禁厭祈禱ヲ爲シ又ハ誣說妄語等ヲ傳播シ人ヲ誑惑スルモノアルトキハ之ヲ差止ムヘシ相當ノ處分ヲ爲スヘシ

第七條 教會所說教所以外ノ場所ニ於テ妄ニ信徒ヲ集メ說教ヲ爲シ又ハ教會所等ニ紛敷所爲アルトキハ之ヲ差止ムヘシ

第八條 前各條ニ依リ處分ヲ爲シタルトキハ其事由ヲ詳記シ其都度郡役所及縣廳ヘ報告スヘシ

內務訓令第八九四號 明治二十三年十二月二十七日

內務大臣訓令神佛說教所ノ外家屋等ニ於テ一時說教執行ノ向ハ其都度所轄警察署ヘ届出シムヘキ旨明治二十二年訓令第六二五及訓令候處自今該届出ヲ要セス

(參照) 訓令第六二五號 明治二十二年九月四日

神佛說教之儀土地ノ都合ニ依リ地方廳ノ許可ヲ得取設タル說教所ノ外人民家屋等ニ於テ一時執行ノ向ハ別ニ出願ニ及ハス說教執行ノ者ヨリ其都度所轄警察署ヘ届出シムヘシ

(3) 托鉢

內務省戊辰第二號 明治十四年八月十五日 佛道各宗派管長ヘ

信侶托鉢解禁之儀今般別紙甲第八號布達候ニ付テハ自今左ノ條件遵守各宗派信侶(教導職試補以上)ノ内托鉢ヲ爲サント欲スル者免許方法及取締規約取調可何出相達候

托鉢免許方法並托鉢者心得

一、托鉢ヲ免許セシ時ハ左ノ雛形ニ照シ免許證ヲ交付シ其都度願者所在ノ地方廳ヘ通知シ東京ハ警視廳ヘモ通知スヘシ

一、托鉢ヲ行フハ午前第七時ヨリ第十一時迄ヲ限リトス但遠路往返ノ爲時間ヲ遷延スルハ非此限

一、托鉢者ハ如法ノ行裝ニテ免許證ヲ携帶シ行乞スルヲ常々ス施者ノ請フアルニアラザレハ人家ニ接近シ濫リニ歩ヲ駐ムヘカラス且施物ハ施者ノ意ニ任セ取テ餘物ヲ乞フ許サス

一、托鉢者ハ一列三人以上十人以下タルヘシ且公衆往來ノヲ便妨クヘカラス

一、免許證ハ何時タリトモ警察官等ノ檢閲ニ供スヘキモノトス(標牌雛形略)

虛無僧類取締

保起第一〇六號 明治二十七年五月十二日

近來縣下ニ於テ奇怪ノ行裝ヲナシ深編笠ニテ面部ヲ掩ヒ恰モ昔時ノ虛無僧ニ等シキ體ニテ明暗教會東福寺伽藍再建又ハ普教會員等種々ノ口實ヲ以テ吹簫毎戸ニ就キ多少ノ惠與ヲ乞ヒ或時ハ婦女子等ニ對シテハ施物ヲ強請シ乞食ニ等シキ所業ヲ爲ス者アル趣相聞ヘ甚タ風紀ヲ害シ警察取締上障害有之儀付自今右等ノ者律例スルヲ見當リタル時ハ身元等ヲ取調托鉢免許方並ニ托鉢心得二三四項ニ背カサルヤ否ヤヲ視察シ若シ之ニ抵觸シ又ハ一項ニヨリ通知アリタル者ハ當部ヨリ告示スヘキニ付其告示ナキ者ハ何等ノ名義アルニ拘ラス一步ニ假借セス相當ノ處置ヲナシ彼等ヲシテ違法ノ所業ヲ爲サシメサル様精々巡查ニ相示シ嚴重取締方法注意セラルヘシ

(4) 其他

第三節 保安警察

應第七十六號祭式帶刀等云々 明治九年八月九日

祭式祭服帶刀等ノ儀ニ付西塞多神社宮司ヨリ教部省ヘノ何並該者之指令別紙之通ニ候條爲心得此旨相達候事

(別紙) 祭典並祭服之儀ニ付伺

一、神社祭式ニ依ルニ官幣社例祭ヲ除ク外他ノ祭典ニハ總テ被式無之候ヘトモ當社ニ於テハ神官私費ヲ以テ其都度被式修行候條仕度御指支候儀ニ御座候哉

一、祭典之節地方官拜禮竟ルノ後別途官給ヲ不仰一社傳來之歌祭或ハ大和舞等ヲ奏シ候儀御指支之儀ニ御座候哉

一、從前之衣冠ヲ以テ祭服ト可致旨去ル壬申年十一月太政官第三百三十九號ヲ以テ被仰出候ニ付テハ有位之向ハ相當之衣袍相用候ヘトモ無位ノ者ハ相當ノ色制無之候ニ付白地ノ袍相用候テハ如何哉

一、祭典之節定雇人并奏樂人及ヒ參拜之區戸長等祭服着用不苦候哉

右條々相伺候間至急御指令奉仰候也

明治九年二月廿日 西塞多神社

權宮司 湯 谷 基 守 印

教部大輔 穴戸 磯殿

(御指令寫)

第一二條被式及歌舞執行之儀不苦
第三條無位ノ輩ハ直垂淨衣等着用可致第四條常雇奏樂人等祭事關係ノ者ハ伺之通尤區戸長等參拜ノ向ハ着服可爲勝手事

明治九年三月廿二日 (教部大輔印)

祭服袴刀之儀伺

一、去二月廿日付ヲ以テ祭服之儀伺三月廿二日之御指令ニテハ即今祭服ト被稱候者有位之輩ハ衣冠無位之輩ハ直垂淨衣ト相心得可然哉

一、本年三月廿八日太政官第三十八號ヲ以テ自今大禮服用并軍人及警察官吏等制服アル服用用ノ節ヲ除クノ外袴刀被禁候旨公布有之候處祭服之儀ハ制規アル服ト相心得可然哉

第一條 伺之通
但有位輩ト雖直垂淨衣等着用勿論不苦筋ニ候事
第二條 祭服之儀ハ制規之服ト雖同視候條袴刀不相成筋ト可心得事
明治九年五月廿四日
(教部 大輔 印)

◎大本教々々々々 昭和十一年三月
◎ひとのみち教團の檢舉昭和十一年九月二十八日大阪に於ける

明治九年四月廿五日 西塞多神社 權宮司 日野資計 印
同 宮司 湯谷基守
教部 大輔 宛
(御指令宛)

(ロ) 貸座敷及藝娼妓の取締

貸座敷と娼妓とは其業態同一たるにあらざるも娼妓は其貞操を賣るを目的とするものにて人道上は勿論風俗上の見地よりするも正に公認すべからざる程のものなるが故に常に其の自由を許さざるのみならず殊に其の稼業の場所に至りては嚴格なる制限を必要とし唯一貸座敷内に限られたり。於茲其の稼業と貸座敷とは絶對不可分の關係にあり故に古來本縣に於ても之が取締法規の如き亦常に同一の歩調を以てせり。即ち明治十一年十一月警布第十三號は其の同一縣令中に貸座敷と娼妓の兩規則を設け(此以前に於て貸座敷並に寄留宿及藝娼妓取締規則なるものありしもの、如きも何等の記録も現存せず從て其制定年月及内容等全く不明なり)更に同十八年に至りては右兩則を改めて貸座敷娼妓取締規則の名稱下に同一規則中に規定せり、後同三十三年に至り内務省令第四十四號を以て娼妓取締規則の制定せらるゝに及び始めて兩者を分離して一つは同日付縣令第四十二號に依り貸座敷取締規則を制定したり。其後之が法制に關しては屢時の改正を経て今日に至りたるものなるが更に又右兩者の取締は常に風俗上のみに止まらず、一面衛生的方面よりするも國民保健上又頗る重要な事項に屬す之れ明治四年民政部達を以て「遊女、賣婦新店開業の禁止並驅微法施設方」を始め同九年四月内務省乙第四十五號娼妓貸座敷差許の箇所は娼妓に對し檢微すべきは他に衛旨の定示等を始とし、其の他中央地方を通し幾多此種規定ある所以なり、然れ共本娼妓の檢微に關する沿革に就て生警察の節中、檢微の項目あるに依り同項に讓ることとし本項に於ては前記明治十一年警布第十三號娼妓規則中に「何病ニ拘ラス病ヲ發シタルトキハ速ニ醫員ノ診察ヲ受クベシ尤微毒疥癬等ノ微候アラバ決シテ客ニ接スベカラス」の箇條及自他の健康を保つ爲、身體及臥具は尤も清潔に爲すべきを命ずるの規定あるを附記し置くに止めん。貸座敷は前記せる如く娼妓の唯一の稼業場として恰かも宿屋的業態を爲し其の風俗に衛生に娼妓と一體的取締を要するものにして從つてこれに對する制限も亦前記する通であるが唯茲に貸座敷として娼妓と離れて一言せんとする點は、娼妓との間に於ける法規的關係は暫く措き、實質的關係に於て貸座敷業者は娼妓稼業の抱主で即ち債權者であるのみならず併かも普通の債權債務の兩者關係の夫と異なり恰かも抱主は娼妓たる婦女を金錢を以て買取りたる物品視し奴隸視することである。本縣に於ても、此思想此の風習は漸次蔓延して併かも深刻化するに至り、遂には法網を遁れんが爲には藝妓同様債務者の父兄の弱きに付入りて偽裝の養女として名實共に自己の勢力圏に置く等の手段に出ずる者さえ簇出する状態に至り尙進んでは娼妓に一定の年令制限の嚴存せるを憚り、藝妓の名義の許に貸座敷内に同棲せしめ、娼妓同様張店賣淫の行爲を殆ど公然たらしむるに至りたり。

本縣亦之に對する取締は常に周到を以て臨みたりしと雖も、之が殲滅容易ならざりしが、大正六年十一月、十二月の候に至り當時の警察部長間野一氏の一大英斷に依り管下別府町に於ける貸座敷業に對し先づ晴天の霹靂的實地一齊取締を斷行して是等不正業者を檢舉し、其の甚敷は司法處分に付すると同時に行政上の處分としても、營業の禁止或は一ヶ月乃至數ヶ月間の停止處分に付する者數戸に及ぶ等漸く不正者の一掃を得て爾來實地は勿論一面藝娼妓に對する契約等其の裏面的惡弊をも併せ取締を嚴行し今日に至れり。

藝妓に對する取締。藝妓は貸座敷娼妓等と其の業態は元より同一ならざるは勿論なるも、實質に於て其の營業たらんとする動機及び營業の場所等より自然娼妓同様の所爲に陥り易く、加之前述の如く、惡徳抱主の強制等は何等娼妓と撰ぶなく於茲か本縣亦最初貸座敷、娼妓等と同一法規を以て取締り後明治十一年十一月警布第十三號藝妓規則の如き尙其の免許地を娼妓、貸座敷の夫と同一に指定し更に娼妓の稼業をも兼ね認めたりしが其後明治十八年に至り縣令第三十一號藝妓取締規則の改正に至り此の弊を改めて茲に漸く獨立營業としての存在を認むるの曙光を得たり。而して其後更に大正十二年十二月縣令第六十七號を以て藝妓置屋營業取締規則を制定して因襲の久しき藝妓との關係に於ける恰かも彼の貸座敷對娼妓に於けるが如き弊を改めて飽迄藝妓をして獨立營業たらしむると同時に其の契約當時にも立入り以て惡徳置屋業者の芟除を期するに至りたり。其他風俗、衛生上の取締に關しても亦相當の制度を設けたるや勿論なるが、之等は概ね原文の現存せるあるを以て各添付のものに就て知られたく左に便宜上之を貸座敷及娼妓と藝妓及藝妓置屋とに區別して現存の記録を添付することとした。

娼妓の取締

内務省乙第四十五號 明治九年四月五日 内務卿

傳染病毒ノ最酷屬ナルモノハ微毒ヨリ甚シキモノ無之其禍源ハ專ラ娼妓賣淫ニ起因スレハ豫防ノ法ハ娼妓微毒検査ノ外無之娼妓貸座敷差許候場所ハ必検査方法施設可致處其方法モ無之取締不十分ノ向モ不撻哉之趣右ハ衛生上最緊要之事ニ付篤ク注意致シ速ニ方法施設取締行届候様可致此旨相達候事

但從來施行致居未タ不届出分並ニ自今施設致候分共方法取調當省へ可申出事

娼妓申請手續

警布第九號 明治十一年九月廿五日 權令名

當管内ノ婦女ニシテ他ノ府縣へ寄留娼妓ノ營業ヲナサントスル者ハ本人並近親ノ内一名連署區戸長ノ奥書調印アル願書ヲ以テ最寄警察署又ハ分署へ本人自ラ出願シ添翰ヲ申受クヘシ若シ添翰ナク直ニ他府縣ニ寄留シ出願候トモ許可無之候條此旨布達候事

警布第十三號 明治十一年十一月十四日 權令名

貸座敷并寄留宿及藝娼妓規則相廢止更ニ別紙ノ通相定來ル十二月一日ヨリ施行候條此旨布達候事(註、前の貸座敷並寄留宿及藝娼妓規則は不明)

貸座敷規則

第一條 貸座敷營業ハ左ノ免許地ニ限ルヘシ

免許地

豊後國速見郡 別府港 濱脇村市街

同 國海部郡 關 港 下ノ江港

第二條 新ニ貸座敷渡世ヲナサントスル者ハ先ツ第七條之賦金

ヲ其町村役所ニ納メ保證人連印戸長ノ奥書調印アル願書ヲ以

テ縣廳ニ出願鑑札申受ヘシ

但鑑札料金五十錢トス

第三條 廢業セントスルモノハ届書へ鑑札相添戸長ヲ經テ差出スヘシ

第四條 開業廢業トモ其都度必ス所管ノ警察署又ハ分署へ届出

シ

第五條 貸座敷免許ヲ受ケタルモノハ貸席ノ二字ヲ大書シタル看

板ヲ店頭ニ掛ケ夜分ハ標燈ヲ掲クヘシ

第六條 無鑑札營業ハ勿論鑑札貸借賣買スルヲ許サス

第七條 賦金ハ一ヶ月二回トス其月五日限り必ス上納スヘシ若

シ延滞スルモ翌月ニ越ユルヲ得ス

第八條 貸席ニ於テ娼妓ヲ寄留セシムルハ妨ケナシト雖モ藝妓

ヲ寄留セシム可ラス

第九條 客ノ姓名ハ必ス帳簿ニ留メ置クヘシ若シ金錢遺方不審

ナルカ又ハ怪シキモノト見認ルトキハ本人ノ覺ラサル様所管

第四章 警察取締の變遷

ノ警察署又ハ分署へ報告スヘシ
 但客ノ名簿ハ毎日所管ノ警察署又ハ分署へ出シ檢閲ヲ受クヘシ
 第十條 故ラニ娼妓へ金錢衣類等ヲ貸與シ爲メニ轉業ノ妨ケヲナス可ラス
 第十一條 明治五年第二百九十五號公布年季解放ノ御趣意ヲ體認シ東轉ノ所業ヲナス可ラス
 第十二條 寄留ノ娼妓他ニ轉移セントコトヲ望ムトキハ無故自由ヲ妨クヘカラス
 第十三條 前數條ニ違フモノハ相當ノ處分ニ及ヘシ
 警布第十三號 明治十一年十一月十四日 權令名

娼 妓 規 則

第一條 娼妓ノ營業ヲナサントスルモノハ總テ本籍近親ノ内一名其寄留地ノ身元引受人連署及戶長ノ與書調印アル願書ヘ戶籍書相添本人出願ノ上願出ベシ
 但戶長ノ調印申受ノ節先づ第八條ノ賦金ヲ其町村役所ニ納メ署クベシ
 第二條 年齡十五年未滿ノモノハ出願スルヲ許サズ
 第三條 娼妓ノ營業ハ貸席ニ限ルベシ
 第四條 娼妓營業ノ免許ヲ得タルモノハ必ズ鑑札ヲ申受クベシ
 無鑑札營業ハ勿論鑑札ヲ携帶セズシテ客席ニ侍シ又ハ鑑札貸借賣買ヲナス可ラズ
 第五條 廢業セントスルモノハ屆書ヘ鑑札相添戶長ヲ經テ差出スベシ

第六條 開業廢業トモ其都度所管ノ警察署又ハ分署へ届出ベシ
 第七條 娼妓ニシテ藝妓ノ營業ヲ兼子ナサントスル者ハ藝妓規則ニヨリ別ニ鑑札申受ケ納稅スベシ
 第八條 鑑札料及賦金ハ左ノ通上納スベシ
 一、鑑札料 金五錢
 一、賦金 一ヶ月壹圓
 第九條 賦金收納日限ハ其月五日限リトス若シ延滞スルモ翌月ニ趣ユルヲ得ズ
 第十條 他ヨリ寄留ノモノハ旅籠屋及料理屋等ニ居住ス可カラズ
 第十一條 止ムヲ得スシテ他ニ宿泊スルトキハ必ス其事由ヲ所管ノ警察署又ハ分署へ可届出歸宅ノ節モ亦之ニ準ス
 第十二條 何症ニ拘ラス病ヲ發シタルトキハ速カニ醫員ノ診察ヲ受クヘシ尤徵毒疥癬等ノ徵候アラハ決シテ客ニ接スヘカラス
 第十三條 自他ノ健康ヲ保ツカ爲メ身體及臥具ハ尤清潔ヲ要スヘシ
 第十四條 後日正業ニ轉スルノ妨ケトナルヘキ負債ヲナササル様心懸奢修ノ所爲アルヘカラス
 第十五條 正業ニ遷ラントスルヲ貸席及寄留主等故障スルカ又ハ苛刻ノ取扱ヲナスニ於テハ所管ノ警察署又ハ分署ニ訴出ヘシ
 第十六條 前數條ニ違フモノハ相當處分ニ及フヘシ
 甲第十四號 明治十八年四月廿七日 縣令名

貸座敷及娼妓取締規則別紙ノ通改定來ル五月十五日ヨリ施行致候

貸座敷娼妓取締規則

第一章 總 則

第一條 貸座敷稼ハ左ノ免許地ニ限ルヘシ
 豐後國 速見郡 別府港
 豐後國 速見郡 濱脇村市街
 豐後國 大分郡 大分港
 豐後國 北海部郡 關 港
 豐後國 北海部郡 下ノ江港
 第二條 貸座敷稼ヲ爲サント欲スル者ハ別紙一號書式ニ倣ヒ所管郡役所ヲ經テ當廳へ願出テ免許鑑札ヲ受クヘシ
 (中略)
 第八條 娼妓ニ見世ヲ張ラセ又ハ通行人ニ遊興ヲ勸ムルヲ得ズ
 第九條 娼妓其規則ニ違フ者アルトキハ所管警察署又ハ分署ニ届出ヘシ
 第十條 貸座敷ハ客帳ヲ製シ置キ來客アルトキハ其住所氏名等ヲ詳記シ警察官吏ノ點檢ニ供スヘシ
 第十一條 遊客ノ舉動携帶品等ニ不審ノ廉アルトキハ速ニ所管警察署又ハ分署若クハ巡行ノ巡查ニ密告スヘシ
 第十二條 貸座敷稼人ハ免許地毎ニ二名ノ頭取ヲ置クヘシ
 第十三條 前條ノ頭取ハ貸座敷稼人中手ヨ互ニ選舉シ警察官ノ認可ヲ受クヘシ
 第十四條 貸座敷頭取ニ關スル費用ハ同業中協議ヲ以テ支辨ス

第三節 保安警察

第十五條 貸座敷稼ニ關スル諸願何届ハ總テ頭取ノ連署ヲ受クヘシ
 以下「第二章頭取」第十九條迄四ヶ條「第三章娼妓」第三十六條迄十七ヶ條「第四章賦金」第四十條迄四ヶ條「第五章罰則」第四十四條迄四ヶ條及「第一號書式貸座敷稼業鑑札願」、「第二號看板」、「第三號書式娼妓免許鑑札願」の各雛形あるも何れも内容の記載を省略す
 訓令特第三三八號 號明治三十三年十月三十一日
 娼妓健康診斷ニ關スル規程
 第一條 娼妓健康診斷ヲ受クヘキ日時場所ハ豫メ娼妓ニ示達スヘシ
 第二條 娼妓健康診斷所ノ取締並診斷ニ關スル事務ハ警部又ハ巡查部長ヲシテ處辨セシムヘシ
 第三條 娼妓健康診斷ハ囑託醫ヲシテ執行セシムヘシ但シ介者トシテ婦人一名ヲ備入レ且ツ便宜小使一人ヲ使用スルコトヲ得
 第四條 娼妓出頭ノ順序ニ隨ヒ健康診斷證票ヲ受診番號ト引換交付スヘシ
 第五條 娼妓ノ健康診斷ヲ終リタルトキハ左ノ手續ヲナスヘシ
 一、健康者ニハ證票ニ其當日ヲ記シ健康ノ印及醫師ノ檢印ヲ押捺セシメ番號札ト引換ヘ本人ヘ交付スヘシ
 二、有病者ニシテ休業治療ヲ要スルモノニハ證票ニ其當日ヲ記シ有病ノ印及醫師ノ檢印ヲ押捺セシメ之ヲ本人ニ示シ其

證票ハ警察官署ニ領置シ且ツ本人ニ娼妓取締規則第十條ニ依リ治療ノ上健康診斷ヲ受ケル迄稼業ニ就クコトヲ得サル旨ヲ示スヘシ

ス但シ警察官吏衛生官吏ハ監督上必要ト認ムルトキハ此ノ限ニアラス

第六條 前條有病者及娼妓取締規則第五條第二項ノ診斷定日ニ出頭シ得サリシ娼妓全癒若クハ其事故ノ止ミタル爲メ其他臨時健康診斷ヲ受ケントスルモノアルトキハ囑託醫ヲシテ診斷セシメ前條ノ手續ヲ爲スヘシ

第八條 娼妓健康診斷囑託醫職務心得第三條ニ依リ差出シタル健康診斷成績書ハ上半年分ヲ七月十日限り下半年分ヲ翌年一月十日限り合表進達スヘシ

第七條 診所ノ内診室ニハ醫師及介者ノ外一切出入スヘカラ

(註) 本規程と同時に訓令特第三四〇號を以て娼妓健康診斷囑託醫職務心得の發布ありたるも登載を略す

娼妓の假登録に一針

要は取扱の慎重を期するにある。大正三年十二月十四日達保第七二二〇號示達娼妓登録に關する取扱方之件娼妓登録ノ申請ヲ受タルトキハ先ツ規定事項ヲ嚴密ニ調査ヲ遂ケタル後ニ於テ健康診斷證書ヲ差出サシメタル上始メテ登録ヲ了スベキコトハ娼妓取締規則施行手續第一條并明治四十一年五月廿一日警第二八一七號警保課長通牒ニ依リ明カナル所ニ候處頃日聞及ブ處ニ依レバ該登録申請書ヲ受ケ調査ノ未ダ完了セサルニ先チ直ニ健康診斷書ヲ假登録ヲ爲シ調査事項ニ於テ不都合アリタル場合ハ何時ニテモ登録取消書ヲ差出スベキ旨ノ請書ヲ徵スルノ便宜取扱ヲ爲ス向モ有之ヤノ趣果シテ右ノ如キ事實アリトセバ失當ノ處置タルハ勿論若シ登録ヲ拒マザルヲ得サル場合アリトセン乎途ニ難スコト能ハサル結果ヲ見ルノ不都合ヲ生スベシ殊ニ娼妓タラントスル者ノ多クハ普通教育ノ素養ナキ爲其身上ニ何等顧念スルコトナク動モスレバ女性ノ虛榮心ニ驅ラレ或ハ奸惡ノ徒ニ欺瞞セラルル等途ニ終生ヲ誤ル者無之ヲ保セス故ニ之ガ取扱ニ關シテハ最モ注意ヲ要スベキ次第ニ付自今必ズ規定ニ基キ之ガ登録ノ許否ヲ裁決シ不都合ナキヲ期セラルベシ

參 照 明治四十一年五月廿一日第二八一七號警保課長依命通牒拔萃

一、娼妓取締規則第一條ニ依リ健康診斷書ハ身元其他必要ナル條件ノ調査ヲ完了シ登録スルモ差支ナキ時期ニ至リテ之ヲ行フモノトス

保第六五七二號 昭和八年六月十二日

娼妓取締規則並藝妓營業取締規則、料理屋飲食店取締規則一部改正ニ關スル件

今般娼妓外出ノ自由ヲ確保センカ爲内務省令娼妓取締規則中一部改正セラレタル結果本縣令娼妓取締規則亦一部改正ト共ニ之カ權衡上藝妓及料理屋飲食店雇女ノ外出ニ對スル制限ヲモ撤廢スル様關係規則一部改正公布相成候ニ就テハ關係營業組合規約中改正ノ趣旨ニ概觸スルモノハ改正セシメ樓主雇主其ノ他ニ於テ之カ自由ヲ妨害スルカ如キコトナキヲ期スルト共ニ一切外出ニ際シテハ其ノ姿態振舞ニツキ風俗上遺憾ナキ様留意セラレ度尙此際機會アル毎ニ關係者ニ對シ改正ノ趣旨ヲ説示シ善良ナル風俗ノ維持ニ勉ムルト共ニ取締上遺憾ナキヲ期セラルヘシ

籠の鳥解放偶感

内務事務官 増田甲子七

去る六月十二日(昭和八年)内務省令娼妓取締規則第七條第二項の撤廢カ行はれて娼妓は從來と異リ、警察署長の許可を受けることなく自由に貸座敷指定地から外出々來ることゝなつた。世間ではこれを籠鳥解放と呼んで盛に歡迎して呉れた。

一體あの様な簡単なことがどうしてこんなに歡迎を受け善政などと呼ばれたのか。抑も一定の地域を限り貸座敷制度を設けた理由の一つは社會一般の風俗を汚し度くないと謂ふにある以上、醜業婦を貸座敷から自由に出せしめ世間を横行せしめたものでは其目的を充分に達成し難いではないかとこんな疑問が自然に起きて來る(中略)

外出先に於て風俗を紊すなどの事があつては以つての外であるか、何も娼妓だからと云つて單に外出する丈だつたならば、現在の社會狀態ではさう風俗を紊すとは謂ひ得ないのだから其人格權を尊重して外出制限を撤廢してやるのか當然ではあるまいか、今回の所謂籠の鳥解放についても或は貸座敷業者側に或は警察側に多少の意見もない様であるか、社會では案外といふより寧ろこんな事は當然の事として歴倒的に之を支持して呉れるのは以上の理窟を社會の誰もか心から納得してゐるからであらうと思ふ娼妓の外出の中には外泊を含むことは勿論であり、此の點は省令改正に伴ふ警保局長通牒にもはつきりと書いてある處である、而して外出に際し健康診斷書の提出を求めたり其他各種の制限を府縣令に附するのは其府縣としては相當の意見もあらうが省令改正并に警保局長通牒の外出に關する既存の一切の制限を完全に撤廢せんとする趣旨に副ふものではない、尤も娼妓か外出先で娼妓録

第四章 警察取締の變遷

等をするものは風俗を紊すものである娼妓取締規則の嚴禁する所であるから嚴かに取締る必要はあらう、云々(昭和八年八月警察協會雜誌)

警布第十三號 明治十一年十一月十四日

娼妓規則

第一條 娼妓ノ營業ヲナサント欲スルモノハ總テ本籍近親ノ内一名其寄留地ノ身元引受人連印及戶長ノ奥書調印アル願書ヘ戶籍書相添本人出願ノ上願出ヘシ

但戶長ノ調印申受ノ節先ツ第十一條ノ税金ヲ其町村役所ニ納メ置クヘシ

第二條 娼妓ノ營業ハ陪酌糸竹ヲ以テス故ニ娼妓ニ紛敷所業ハ決シテアルヘカラス

第三條 娼妓ノ營業ハ左ノ免許地ニ限ルヘシ

免許地

豊後國速見郡 別府港 濱脇村市街

同 國海部郡 關 港 下ノ江港

第四條 娼妓營業ノ免許ヲ得タルモノハ必ス鑑札申受クヘシ無鑑札營業ハ勿論鑑札ヲ携帶セスシテ客席ニ侍シ又ハ鑑札貸借賣買ヲナス可ラス

第五條 廢業セントスル者ハ屆書ヘ鑑札相添戶長ヲ經テ差出スヘシ

第六條 開業廢業トモ其都度所管ノ警察署又ハ分署ヘ届出ヘシ

第七條 娼妓ニシテ娼妓ノ營業ヲ兼ネナサントスル者ハ娼妓規則ニヨリ別ニ鑑札申受ケ納稅スヘシ

第八條 他ヨリ寄留ノ者ハ旅館屋及貸席料理屋等ニ居住ス可ラ

第九條 營業時間ハ毎日日出ヨリ午後十二時迄リ限ルヘシ

第十條 止ムヲ得スシテ他ニ宿泊スルトキハ必ス其事由ヲ所管ノ警察署又ハ分署ヘ可届出歸宅ノ節モ亦之ニ準ス

第十一條 鑑札料及税金ハ左ノ通上納スヘシ

一、鑑札料 金五錢

一、税金 一ヶ月一圓五十錢

第十二條 納稅日限ハ其月五日限リトス

第十三條 招客ノ姓名ハ成ルヘク聞知シ若シ金錢ノ遣方不審ナルカ或ハ怪シキ者ト見認ルトキハ本人ノ覺ラサル様所管ノ警察署又ハ分署ヘ密告ノ手續ヲナスヘシ

第十四條 後日正業ニ轉スルノ妨ケトナルヘキ負債ヲナサマル様心懸者修ノ所爲アルヘカラス

第十五條 正業ニ遷ラントスルヲ寄留主等故障ヲナシ又ハ苛刻ノ取扱ヲナスニ於テハ所管ノ警察署ハ分署ヘ訴出ヘシ

第十六條 前數條ニ違フ者ハ相當處分ニ及ヘシ

(註) 本規則は明治十一年十一月警布第二〇號。同十二年五月警布第六號。同年七月警布第一六號を以て夫れノ一部の改正と更に同十五年七月甲第七八號を以て全部の改正ありたるも何れも省略

娼妓取締規則 (明治一八、五、二八) 縣令甲三一號

第一條 娼妓營業ヲ爲サント欲スル者ハ別紙書式ニ依リ本人自ラ當廳ヘ願出免許鑑札ヲ受クヘシ

第二條 鑑札ヲ毀損遺失シ又ハ轉居其他ノ事故ニ依リ鑑札面ニ異動ヲ生シタルトキハ其事由ヲ詳記シ更ニ鑑札下付若クハ書換ヲ願出ヘシ

第三條 鑑札ハ貸借讓與賣買スルコトヲ許サス

第四條 廢業セントスル者ハ屆書ヘ鑑札相添(當廳ヘ差出スヘシ)

第五條 閉廢業トモ所管警察署又ハ分署ヘ届出ヘシ

第六條 客席ニ出ルトキハ必鑑札ヲ携帶スヘシ

第七條 客ノ招ニ應シ旅館屋船問屋等ニ於テ營業シ又ハ宿泊ス

ルヲ許サス

第八條 自宅客ヲニ誘ヒ或ハ宿泊セシムルコトヲ許サス

第九條 貸座敷飲食店旅館屋船問屋等ニ寄留スルコトヲ許サス

第十條 客ノ姓名ハ成ルヘク聞知シ置キ若シ金錢ノ遣方不審ナルカ或ハ不審ノ者ト見認メタルトキハ本人ノ覺ラサル様所管警察署又ハ分署若クハ巡行ノ巡查ニ密告スヘシ

第十一條 客ニ對シ猥褻ノ所業ヲナスヘカラス

第十二條 此規則ニ違背シタル者ハ違背罪ニ依リ罰セラルルノ外營業ヲ停止シ又ハ營業ヲ禁止スルコトアルヘシ

(註) その後明治二十年縣令甲第四號、同廿三號同第二十九號、同二十四號同第三十號を以て各一部の改正あるも省略

判斷を下せ (娼妓の出現) (明治二十一年十二月縣の友三號より)

一昨年各地共に娼妓の營業を許せしより恰も水の堤防を潰裂して一時に進しり出るか如く其勢滔々として遏止すべからず遂に二三百戸の小市街必ず兩三名の娼妓を見るに至れり便利至極の事と云ふべし或人はこれを風俗腐敗、道德衰滅の兆となし或人は之を商賈繁昌天下安全の基なりと論せり吾人不肖甚だ團扇の向け所に苦しむ、有識の士乞ふ幸に判斷を下して教示する所あれ。

娼妓取締規則改正の建備 (明治二十三年十二月十八日)

茲ニ本會ノ決議ヲ以テ建議仕候要領ハ娼妓取締規則ノ改正及ヒ其ノ嚴行ヲ請フノ旨趣ニ御座候回顧スレバ明治十五年以前ニ在テハ其營業者僅ニ三十四人ニ過ギザリシニ爾來漸ク其數ヲ増加シ現ニ最近ノ調査ニ依レハ實ニ百七十一人ノ多キニ至レリ而シテ近來營業者ノ有様ヲ觀スルニ唯藝ヲ鬻キ業ヲ賣ルニ止マスシテ往々言フ可ラサル所業ヲナシ風俗ヲ紊シ衛生ヲ害スル等寔ニ慨嘆ニ堪ヘザルナリ抑モ近時一層其甚ダシキヲ加ヘシモノハ或ハ取締法執行ノ緩慢ニ失セシニ依ルヤノ疑ナキ能ハズ閣下費クハ深ク其然ル所以

第三節 保安警察

ノ原因ヲ察セラレ藝妓及旅人宿、飲食店ニ對スル取締法ヲ嚴重ニ施行シ上來陳述仕候害毒ヲ速ニ洗除致候事本會希望ノ至ニ不堪此段建議仕候也(縣會議長山口半七)

藝妓置屋ノ取締

從事藝妓と藝妓置屋との間に於ける關係を見るに、置屋側に於ては因襲の久しき慣行と又其の間に於ける研究とに依り種々狡猾なる手段方法を講じ比較的可憐の境遇より出で、藝妓たらんとする者に對し其の弱點に乘じ利益を壟斷せんとし藝妓に不利なる條件を以て契約を締結し藝妓に如何なる事情あるも契約書を楯とし之を容れざるが如き一種拘束的言動を敢て爲すの弊害ありしも、本縣に於ては未だ之が取締規則の制定なき爲め置屋は之を奇貨とし倍々非行を逞ふせんとするが如き傾向あるに鑑み、之が取締規則制定の急務なるを認め茲に始めて大正十二年十二月「藝妓置屋營業取締規則」を設け藝妓其者を保護すると共に、置屋側の不正絶滅に乘出したり。(規則省略)

連保第六五號 昭和十三年十月二十六日

藝妓、酌婦ノ處遇改善ニ關スル件

風俗營業ノ取締ニ關シテハ本年七月二十九日付連保秘第三八號ヲ以テ其ノ大綱ヲ指示セル處ナルモ尙料理屋飲食店ニシテ貸座敷ト何等撰ブ所ナキ業態ニ在ル營業者及置屋營業者ノ雇傭ニ係ル藝妓酌婦其ノ他ノ雇傭女子ノ雇傭契約處遇ノ實情ヲ見ルニ一度所謂花柳界ニ入ラムカ容易ニ借金ノ返済ヲ爲シ得サルノミナラス却テ之ガ増額ヲ來ス等此社會ヨリ容易ニ脱脚シ得サル情況ニアルト共ニ一面人道内容認シ得サル幼少婦女女子ニ對シ醜業ヲ強ヒ延ヒテハ花柳病ヲ蔓延セシメ或ハ雇傭女子ヲ虐待スル等弊風ノ久シキニ涉リ改善ヲ要スヘキ事項尠シトセス故ニ之カ弊風ノ絶滅ヲ期シ雇傭女子ノ保護ト營業ノ正常化ヲ期シ以テ社會正義ノ確保ト體位向上民族發展ニ寄與スル所アラシムヘク左記ノ通り之ガ對策ヲ樹立シ來ル十一月一日ヨリ實施スルコトナリタルヲ以テ業者ニ對シ趣旨ノ徹底ヲ期シ以テ本目的ノ達成ニ努ムヘシ

記

一、酌婦

(一) 適用ノ範圍

貸座敷類似ノ行爲ヲ業態トスル料理屋、飲食店ノ雇傭女子ノ對象トスル者ニシテ荷モ娼妓類似行爲敢行ノ虞アル者ハ仲居、水仕其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハス本通牒ニ據ラシムルコト

(二) 制限事項

- (1) 年令ハ滿十八年以上ナルコト
- (2) 契約ハ原則トシテ五年以内ノ年期契約トスルコト
前借ノ借増シ其ノ他已ムヲ得サル事由アル場合ハ特ニ更
新ヲ認ムルヲ妨ケス
- (3) 酌婦ト親權者、又ハ親權者ニ代ルヘキ者ノ希望ニ依リ
特ニ賣分契約(歩合制度ヲ示ス)ヲ認ムルモ妨ケナキコ
ト但シ斯ノ場合酌婦ノ取得歩合ハ總賣揚代金ヨリ小遣費
與ヲ控除シタル殘額ノ百分ノ四十以上トナサシムルコト
- (4) 業務上感染シタル花柳病ノ治療費ハ抱主ニ負擔セシム
ルコト
- (5) 業務ニ必要ナル衣裳及部屋廻リノ諸設備ハ抱主ノ負擔
トスルコト
- (6) 備付税ノ擔稅義務ハ抱主ヲシテ確實ニ履行セシムルコ
ト
- (7) 前借金ニ對スル利息ハ認メサルコト但シ酌婦ノ都合ニ
依リ途中解約場合ニ限り前借殘金ニ對シ既往借用期間ノ

第三節 保安警察

法定利子ヲ徵スルハ差支ナシ

- (8) 酌婦ニ對シ各種ノ制壓ヲ加ヘ「身上リ」其ノ他名稱ノ
如何ヲ問ハス架空ノ賣揚代金ヲ自辨セシメ又ハ一定ノ賣
揚義務ヲ命シ或ハ父母其ノ他ノ近親者ノ葬祭ニ關シ豫メ
承認シタル歸郷休業ニ對シ賣揚代金ニ代ルヘキ金錢負擔
ヲ命スルカ如キハ禁止スルコト
- (9) 未收ニ係ル遊興費ヲ酌婦ニ辨償セシメサルコト
- (10) 酌婦ニ對シテハ諸雜費ニ充テシムル爲小遣トシテ月額
四圓以上及總賣揚高ノ百分ノ五以上ノ賞與ヲ毎月末勘定
ヲ以テ翌月三日迄ニ現金ニテ支給スルコト但シ休業五日
ヲ超ユルトキノ小遣ハ日割ヲ以テ給スルモ差支ナシ
- (11) 別借ハ契約期間ヲ通シ百圓ヲ超ユルコトヲ得ス但シ已
ムヲ得サル事由ニ因リ超過ノ必要アル場合ハ警察署長ノ
承認ヲ受ケシムルコト
- (12) 雇傭契約解除ニ關スル違約金ハ抱主ヨリ違約スル場合
ハ前借金ノ一割以上トスルコト
- (13) 酌婦ヨリ違約スル場合ハ原則トシテ之ヲ徵セサルコト但
シ抱入後一ケ年以内ニ違約スル場合ニ限り抱主ノ負擔ス
ル紹介手数料(本縣令ノ定ムル紹介手数料額以内)ノ實費
ヲ辨償セシムルハ差支ナシ
- (14) 一ケ月ニ付一晝夜以上ノ公休ヲ與フルコト
- (15) 酌婦カ客ヨリ貰ヒ受ケタル祝儀金品ハ酌婦ノ所得トス
ルコト

別記第一號乃至第三號様式ノ精算簿ヲ備ヘシメ毎月末

現在ニ於ケル精算ヲ爲サシメ時ニ檢閲ヲ行ヒ各號實踐ノ確實ヲ期セシムルコト

- (16) 酌婦ノ解雇ハ警察署長ハ承認ヲ要ス解雇届ニハ貸借計算書ヲ添付セシメ署長ハ計算ノ内容ヲ審査シ不都合ナシト認メタルトキハ承認ヲ與フヘシ

(三) 經過的取扱

- 現ニ雇入中ノ者ニシテ其ノ契約内容年令等本通牒ニ悖ルトキハ左ノ通取扱フコト
- (1) 滿十六年以上ノモノハ之ヲ認ムルコト
- (2) 賣分契約(歩合制度ヲ示ス)モノニアリテハ本通牒實施後二ヶ月以内ニ年期契約ニ改メムルコト但シ酌婦側ノ希望アルトキハ賣分契約ヲ容認スルコトヲ得
- (3) 前二號ヲ除クノ外現行契約ノ如何ニ拘ラス本通牒ニ據ラシムルコト

二、藝妓

(一) 適用ノ範圍

自賄藝妓ニ在リテハ年令ヲ其ノ他ノ藝妓及藝妓見習ニ對シテハ其ノ全部ヲ適用ス

(二) 制限事項

- 1、藝妓見習
- (1) 年令ハ滿十四年以上ナルコト
- (2) 仕込ノ期間ハ三年ヲ超ユルコトヲ得ス
- (3) 仕込料ハ仕込手数料ノ實費ヲ超ユルコトヲ得ス、此場合ニ於テモ最高二十二圓ヲ超ヘサルコト

2、藝妓

- (1) 年令ハ滿十六歳以上ナルコト
- (2) 藝妓ハ原則トシテ年期契約ニ據ラシムルコト但シ本人ト親權者又ハ之ニ代ルヘキ者ノ希望ニ依ルトキハ賣分年期契約ト爲スコトヲ得
- (3) 年期契約及賣分年期契約ノ期間ハ何レモ五年ヲ超ヘサルコト但シ賣分年期契約ニ在リテハ五年以内ト雖モ豫高前借金ニ充テタル場合ハ其ノ時ニ於テ契約ヲ解除セシムルコト
- 前借ノ借増其ノ他已ムヲ得サル事由アル場合ハ特ニ更新ヲ認ムルヲ妨ケス
- (4) 業務上感染シタル花柳病ノ治療費ハ總テ抱主ノ負擔トスルコト
- (5) 年期契約ニ在リテハ業務ニ必要ナル衣裳代ハ抱主ノ負擔トスルコト
- (6) 利息ハ銀行貸出利率ヲ超ヘサルコト
- (7) 年期契約ノモノニ在リテハ毎月四圓以上ノ小遣及總賣揚高ノ百分ノ五以上ノ賞與ヲ毎月末勤定ヲ以テ現金ニテ翌月七日迄ニ給與スルコト但シ休業五日ヲ超ユルトキノ小遣ハ日割ヲ以テ給スルコトヲ得
- (8) 別借ハ契約期間ヲ通シ貳百圓ヲ超ヘサルコト但シ已ムヲ得サル事由ニヨリ超過ノ必要アル場合ハ警察署長ノ承認ヲ受ケシムルコト
- (9) 違約金、公休、祝儀心付ノ取得、解雇等ノ取扱ハ酌ヲ適用セス

(三) 經過的取扱

婦ノ制限中(12)乃至(14)ヲ準用スルモノトス

- 現ニ抱入中ノモノニ對シテハ左ノ通取扱フコト
- (1) 現在仕込中ニ在ル十三歳未滿ノ藝妓見習ニ對シテハ他ニ轉業ノ方途ヲ講セシムルコト
- (2) 滿十三歳以上ノ者ニ在リテハ滿十五歳ニ達シタルトキヨリ藝妓タルコトヲ得
- (3) 滿十四歳ニ達セル藝妓見習ニシテ既ニ仕込ヲ終リ居ル者ニ對シテハ現行ノ例ニ依ルコトヲ得
- (4) 現在藝妓營業ノ許可ヲ受ケ居ル者ニ對シテハ年令制限

(ハ) 料理屋、飲食店ノ取締

本取締の主眼とする處は衛生、風俗の點にあるや勿論の事ではあるが一方に於て別項既に述べたる如く藝娼妓、貸座敷等の取締ありしためか其他に於ける單に飲食のみを目的とする行爲に對しては尙未だ關心の比較的薄かりしやの感なしとせざりき、現に別添明治九年勸第十七號を以て本縣に於て始めて發せられしとも認むべき「料理店旅館屋等へ召使の給仕女其他の取締方」の達に見るも營業者に對しては其人的に、行爲に將又場所等に何等の制限や義務の要求するものなし、而して明治二十五年に至り始めて料理屋飲食店取締規則を制定して、漸く許可の制を採りたりしと雖も之とて主として營業者の自治に重點を置きたるの觀なしとせざりしが、其後同二十六年には縣令甲第七號を以て右規則中に新に待合茶屋を含めて取締の對象とし、更に同三十七年十一月縣令第六十號に依り右規則を廢して新に料理屋飲食店取締規則を設け略ぼ完備するに至り爾來幾多一部宛の改正を経て經過する内世勢は漸く變

轉して巷間には漸次カフェー、バー又は各種食堂（或は簡易食堂、或はデパート内食堂、又は燒鳥、フグ鍋等と謂ふが如し）等の簇出する情勢に鑑み昭和十五年七月縣令第四十號を以て従前の規則を廢し新に劃期的、全面的料理屋飲食店取締規則を制定して之が取締の完璧を期し以て今日に至りたるものであるが、尙茲に右改正の主要なる二三の點を添申すれば（規則の條文は略）從來營業の對象となるべき業體乃至は料理屋と飲食店との區別に付ては何等の定義的規定なく唯單に取締官憲の解釋に任ずるの外なかりしため動もすれば取締の統一上時に不便なきにあらざりしを改正規則にありては先づその第一條に於て「本則ハ普通料理屋、特殊料理屋、洋食店、飲食店、又ハ喫茶店ノ營業ヲ爲ス者ニ之ヲ適用ス」として營業の種別を明かにし、その第二條に於て以上各種營業の業體を原則し更にその第三條に至りては各種營業者の使用人を仲居、酌婦、女給、給仕、水仕、雇人の六種に限定して各其業體と使用者の制限を明示したる等之蓋し眞に劃期的一大改正と稱するを得べきであらう以下現存の記録を附して見やう。

勸第十七號給仕女云々ノ邊 明治九年三月十三日

是迄料理店旅館等へ召使之給仕女又ハ良家之婦女ヲシテ三絃等ヲ弄セシメ客ノ遊興ニ供シ藝妓ニ紛敷所業往々有之哉ノ趣就テハ今般藝妓渡世之者取締規則所設條條以後酒樓客舍等ハ勿論其他ニ於テ客ニ陪座シ歌舞三絃ヲ弄シ藝妓ニ紛敷所業決テ不相成候尤不得止事情ニ據リ右渡世致度者ハ本人ノ願ニ依リ事實取調其土地ノ景狀ニ寄リ免許鑑札下渡候義モ可有之ニ付區戸長ニ於テ精々相談違犯之者無之様屹度可致取締候此段相違候事

縣令甲第四十七號 明治廿五年八月三日

料理屋飲食店取締規則

明治廿六年一月廿七日縣令甲第七號ヲ以テ「料理屋待合茶屋飲食店取締規則」ニ改メ第一條第十二條中「料理屋ノ下ニ待合茶

屋」ノ四字ヲ加フ

第一條 料理屋及飲食店ノ營業ヲ爲サントスル者ハ其種類并建物坪數間取ヲ詳記シタル圖面ヲ添へ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ飲食店ニシテ別ニ客席ヲ設ケサルモノハ圖面ヲ要

セス

第二條 左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ所管警察官署ニ届出ヘシ

一、客用ニ供スル建物ノ間取坪數ヲ増減變更シタル時（圖面ヲ添ヘシ）

二、營業者ノ死亡改氏名又ハ轉居若クハ兼業廢業シタル時

第三條 飲食物ハ總テ新鮮ヲ主トシ腐敗又ハ不潔ナルモノヲ用フヘカラス飲食器具料理場及廁間等ハ日日清潔ニ洗滌掃除ス

（シ）

第四條 飲食物ヲ店頭ニ出シ置クトキハ塵埃等ノ附着セサル様相當ノ防圍ヲ設クヘシ

第五條 通行人ニ強テ飲食ヲ勸メ又ハ來客ヲ宿泊セシムヘカラス

醉倒シテ起ツ能ハサル客アリタルトキハ直ニ所管警察官署又ハ巡行ノ巡查又ハ巡查駐在所へ届出ヘシ（書面ヲ要セス）

第六條 來客ノ爲メ藝妓ニ非ル者其他遊藝鑑札ヲ所持セサル者ヲシテ歌舞音曲ヲ弄セシムルコトヲ得ス

第七條 來客ノ注文外ニ酒肴ヲ勸メ又ハ強テ藝妓等ヲ招カシムル等ノ所業ヲ爲スヘカラス

第八條 酌婦、水仕、下女等ト稱シ雇入ルル婦女ニシテ十年以上四十年以下ノ者ハ其名ノ如何ニ關セス族籍氏名年令ヲ詳記シ所管警察官署ニ願出認可ヲ受クヘシ

解雇シタル時ハ五日以内ニ所管警察官署又ハ巡查駐在所ニ届出ヘシ

第九條 雇人ヲシテ藝妓ニ紛敷所業ヲ爲サシムヘカラス

第三節 保安警察

第十條 夜間十二時ヲ過キ歌舞音曲ヲ弄シ又ハ喧騒ナラシムヘカラス

第十一條 酒肴料ノ抵償トシテ來客ノ所持品ヲ押ヘ又ハ受領スヘカラス來客ニシテ若シ之ヲ置ントスルモノアルトキハ警察官吏ニ届出ヘシ

第十二條 料理屋ノ業ヲ營ム者ハ所管警察官署ノ命スル所ニ從ヒ營業組合ヲ設クヘシ

第十三條 組合ハ營業上各自遵守スヘキ規約ヲ協議決定シ所管警察官署ノ認可ヲ受クヘシ

第十四條 組合ニ關スル費用ハ同業者ノ負擔タルヘシ

第十五條 組合ハ正副頭取各一名ヲ選舉シ所管警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ

第十六條 本則第一條ヨリ第十一條ニ至ル各條ニ違背シタルモノハ刑法第四百廿七條第八項ニ據リ一日以上三日以下ノ拘留又ハ貳拾錢以上壹圓貳拾五錢以下ノ科料ニ處ス

附 則

現令ノ營業者ハ昭和二十五年九月三十日迄ニ本則規定ノ手續ヲ爲スヘシ

（註）本則は爾來數次に亘り局部的改正をなしつゝ進み來りしも時代の趨勢に従ひこれか根本的改正の要を認め即ち昭和十五年に於て劃期的改正を斷行して今日に至る

大分縣令第二十五號 明治二十八年八月十六日

飲食物ヲ店舗ニ陳列シ又ハ行爲シ煮焚又ハ洗滌ヲ要セス其儘食用ニ販賣スルモノハ砂塵ノ附着又ハ蟲類ノ蟻集ヲ防ク爲メ硝子

板若クハ布巾類ヲ以テ相當ノ覆蓋ヲ設クヘシ違フモノハ刑法第四百二十六條第四項ニ據リ二日以上五日以下ノ拘留又ハ五錢以上一圓五十錢以下ノ科料ニ處ス

保達第三八號 昭和十二年八月廿三日

料理屋營業取締ニ關スル件

近時社會生活ノ理複雜化ニ伴ヒ地方農漁村ニ至ル迄所謂赤提燈式料理屋營業ト認ムヘキモノ相當跋扈シ醇朴ナルヘキ地方ノ美俗ヲ害シ質實剛健ノ氣風漸次消磨セントスルノ傾向ニアル風致上特ニ時局柄寒心ニ堪ヘサルモノアリ此際各位ハ管内ノ實情ニ應シ爾今此種料理屋營業ニ對シテハ概ネ左記方針ニ則リ適切ナル取締ト併セテ社會風教、衛生上特段ノ留意ヲ拂ハルヘシ

一、都市、農村ヲ不問各々地方ノ實情ニ應シ成ルヘク新規許可

(二) 諸興業の取締

興行取締の目的は申す迄もなく風俗、衛生、及因て來るべき危害豫防等に存し之が目的物として興行夫れ事態と共に興行者、諸藝人、場所乃至は見物人を撰ぶのであるが今其の制度の沿革を逐ふて見るに、明治元年十一月發布の布告に於ては興行中演劇に付て無錢見物を禁じて其の他に及ばず、同六年には縣の達を以て角抵、芝居、輕業、曲馬其の他一切の襍劇類興行に及びしと雖も之又其の度數と期間及税金等に重きを置き其の他は之を取締るべき當時の戸保長取扱の心得に過ぎず、其後同九年に至りて八月九月と二回に亘る縣の達あるを見るも一つは興行の時間を制限し一つは興行者に對する一部行為の禁止に止り、同年九月庶第九十二號始めて興行取締を從來の戸保長より改

めて警察官吏に移管せしも、其の内容に何等の改變なきのみならず之が許否權の如きも依然として區戸長に委ねたりしを、同十一年十一月に至り警布第十四號を以て其の總てを舉げて警察の管理とせり。同十三年七月本第百八十一號は茲に劇場出張巡査の心得を定め風俗、衛生、危害の取締其の他公秩保持の見地より略ぼ其の主目的に近き方針は布かれたり。然れ共之れ劇場に極限して未だ一般の夫に及ばざると内容的のものにして一般に對する何等の法的羈束力を有せざりしが、同年十月甲第四十八號に依り諸興行取締規則（原文なく内容の詳細不明）の制定に於て稍々完備したるものゝ如く更に同二十年一月縣令甲第二號諸興行取締規則の改定に依り茲に全く本取締の總てを網羅して之を盡し、爾來幾多の改正に依り今日に至りたるが、更に各種藝術の發達と時勢の變遷とは明治の晩年より大正の初期に亘り漸く活動寫眞の新生あり、併かも其の取締をして依然在來の諸興行と同一視すべきに非らざるを思はしむるもの縣に於ては大正五年十月始めて之が取締に對する方針を定めて第一線取締の衝にある警察署長に示達し又、同十一年に至りては活動寫眞説明業者取締規則を制定して之に備ふると共に同十三年四月には更にフィルム取締規則を制定したり、其の後同十四年に至りては政府に於ては映畫法の發布を以て之が全國的取締の統一と完全を期し本縣亦附屬の法制を定めて今日に至りたり、本項取締の變遷は大要右の如くにして其の間に於ける推移の狀況に至りては現存せる記録中の主なるものに就て知らるべく左に其原文を登載することとした。

(1) 演劇

演劇場揭示ノ文 明治五年二月五日

貴賤ノ差別ナク無錢ニテ見物ノ儀ハ戊辰十一月御布告モ有之堅令禁止候條若理不盡ノ輩於有之ハ差押置早々可申出者也

演劇云々管下へ達シ 明治六年三月二十二日

演劇ノ義ハ風俗ノ良否ニ關係スル處不鮮候ニ付心得方追々及布告置候處中ニハ小區内ニ於テ毎度興行願立或ハ延日等敷出候向モ有

之其節限無之漸々怠惰ノ風ヲ生シ遂ニ人民營生ノ障礙ヲモ醸成シ以ノ外ノ事ニ候諸縣ニ於テハ既ニ斷然差止或ハ人民ヨリ劇場諸具ヲ賣却シ學校建築ノ費用ニ供セン事ヲ出願セシ所モ有之左モ有度事ニ候得共僻陋邊土從來ノ固陋弊習一時開化ニ難立至候當分ノ間是迄ノ通り興行可爲勝手候條左ノ通り相心得尙戸長保長ヨリ精々説諭ヲ加ヘ速ニ開化善良ノ民ト成リ營生富有ノ基相立候様深ク注意可致候事

角抵、芝居、輕業、曲馬其他一切雜劇ノ類興行ハ各小區ニテ年中一度ノ外願出候義不相成候事

諸社祭禮ニ付例年仕來ノ演劇ト雖モ定限ノ外ハ不相成候尤最奇小區申談シ數種演劇ヲ一時同場ニテ興行ハ可爲勝手候得共甲ノ小區ニテ願立候演劇乙ノ小區ニテ興行候義ハ不相成候事

興行ハ二十日前願書差出免許ノ上日限並場所木戸棧敷等取極メ更ニ届出定書下ケ渡ノ義可願出候事

興行ノ日數ハ自今晴雨ヲ論セス日數ヲ以テ可申立事

免許日數ノ外追願延日不相成候尤雨天日數過半ニ及ヒ候節ハ更ニ其旨可届出事

興行ノ時節ハ戸長保長ニテ區内小前職業ノ繁閑ヲ斟酌シ營生ノ障礙不相成様注意可致候事

木戸棧敷敷受取候興行ハ左ノ通り稅納申付貧民救助金ニ加入致候事

税金	芝居一日	五拾錢	角力同	貳拾五錢	曲馬同	貳拾錢
	輕業同	貳拾錢	此外雜劇	拾五錢		

芝居興行の時間

應第八十三號 明治九年八月十八日 權參事名

芝居興行之儀是迄時限無之ニヨリ白晝ハ營業上差間ノ趣ヲ以テ多ク夜中ノミノ興行ニ有之候處近來ハ午後十時ニ至ラサレハ開場セス依テ曉ヲ目ニ至ル哉ニテ實ニ晝夜ヲ顛倒シ人ノ健康ヲ害シ且延テ近傍居民ノ迷惑ヲ醸スノミナラス翌日營業ノ妨ケ亦幾分カナシトセス加之風俗ノ良否ニモ干渉シ甚以不都合之義ニ付爾來芝居ハ勿論雜戲興行之儀總テ午後十二時迄ト時限ヲ定候條自然右時限ヲ

過實様ノ節ハ從令演戲ノ央ナリトモ管理屯所ヨリ差止ムヘキ義モ可有之候此段豫メ相達置候條區内ハ無遺漏可願示候事

一、明治九年九月十八日應第九十一號ヲ以テ演劇興行ノ際ニ於ケル(ツナキ)ノ廢止方及同日付應第九十二號ヲ以テ演劇或ハ相撰

興行取締ハ從來區戸長ニ於テ爲シ來リシカ自今管理ノ警察官吏ニ於テ之ヲ行フ旨ヲ達シタリ

一、明治九年十二月十三日應第三百三十號ヲ以テ芝居興行ニ關シ曩ニ八月十八日付應第八十三號ト略同様ノ意味ニ於テ時限ニ關スル取締ノ達書アリ

應第三百十二號社寺境内ニテ演劇云々 明治九年十一月十七日

社寺境内ニ於テ演劇ノ義ニ付兼テ達及指令ノ次第モ有之候處右ハ詮議ノ次第有之悉皆取消候條此旨可相心得尤以後神樂并ニ能ニ限リ猥褻ノ所作無之分ハ神社奉納ノミ其境内ニ於テスルモ不苦候條神官限り開置其都度可届出候尤神樂並能ト雖モ賑ノ爲ニシテ營業ニ亘ルノ嫌アルモノ及相撰芝居初メ凡テ雜劇ニ至テハ縱令奉納タルモ境内ニ於テ興行候義ハ一切不相成儀ト可相心得此旨相達候事

租違第三十號併優雜劇等渡世ノ者云々 明治十年九月七日

管内併優并ニ雜劇渡世ノ者昨明治九年縣稅施行以降無免許營業ノ者ハ決シテ無之筈ニ候處近來右渡世ノ者儘無鑑札ニテ徘徊致候趣以ノ外心得違ノ事ニ候右等ハ速ニ願出鑑札申受候様可致尤今後演劇雜劇興行ノ節ハ出張ノ巡查ニ於テ本人鑑札有無取糺シ無鑑札ノ者ハ直ニ差止或ハ時宜ニ據リ拘引可及義モ可有之候條心得違ノ者無之様豫テ注意可致旨懇々説示シ若シ強テ苦情申出候者ハ本人召連參廳指揮ヲ受可申此旨相達候事

(註) 其後明治十一年十二月警布第二十二號及同第二十三號を以て再度興行に關する布達あるも何れも税金に關する事項を主とし又明治十三年七月本第百八十一號は「劇場出張巡查心得」を達し居るも現行のものと同と殆ど異なる所なきを以て以上何れも登載を省略せり

石油 使用 禁止 明治十三年七月三十一日甲第四八號達(縣令)

演劇其他諸興行場ニ於テ自今石炭油ヲ以點燈候義一切不相成候條此旨布達候事

「註」明治二十年一月十四日縣令甲第二號「諸興行取締規則」は第一章劇場第二章寄席に分け廿條に互る規則なりしが大正四年

七月縣令第二十九號興行取締規則の全面的改正に依り廢止された。尙この以前に明治十三年一月甲第四八號に依り興行取締規則を定めあるも條文を略す。

脚本樂譜條例

勅令第七十八號 明治二十年十二月廿八日

第一條 演劇脚本及樂譜ハ出版條例及版權條例ニ依リ之ヲ出版シ及版權ヲ所有スルコトヲ得

第二條 演劇脚本若クハ樂譜ヲ出版シテ版權ヲ有スルモノハ版權年限中ハ其興行權(即チ利益ノ爲公衆ノ前ニ演スル權)ヲ併セ有スルコトヲ得

但シ興行權ヲ有セントスルトキハ其脚本又ハ樂譜ニ興行權所有ノ五字ヲ記載スヘシ

第三條 演劇脚本及樂譜ノ興行權ハ制限ヲ附シ若クハ附セスシテ之ヲ賣渡シ讓與スルコトヲ得

第四條 演劇脚本若クハ樂譜ノ興行權ヲ犯シタル者ハ興行權所有者ニ對シ損害賠償ノ責ニ任スヘシ著作者又ハ其相續者ノ承諾ヲ經スシテ未出版セサル脚本若クハ樂譜ヲ興行スルモノ亦同シ

第五條 興行ニ關スル損害賠償ノ責ハ其興行權ヲ犯シタル最終ノ月ヨリ一年ヲ以テ期滿特免ノ期トナス

喫煙取締ニ關スル件

達保第三八八號 大正九年二月二十一日

劇場、活動寫眞館其他多衆ヲ收容スル娛樂場ニ於テハ現在喫煙室ノ設ケアルモノ殆無之狀況ナルガ本件ハ設備ノ爲メ費用ヲ要スルト業態上公衆ノ喫煙ニ便ナラシムルトニ依リ因襲ノ久シキ之ガ設備ヲ見ルニ至ラサルモノナランモ近來活動寫眞館等ノ娛樂場到ル處ニ流行セルノ狀況ニ伴ヒ觀客充満ノ盛況ヲ呈シ而カモ當業者ニ於テハ一ニ觀客ノ多カラント欲スルノ念ニ驅ラレ其ノ結果座席ノ如キ空隙ヲ見サルモノ不少此間ニ處シ公衆中喫煙ヲ縱ニスル者往々有之當ニ危險ナルノミナラス他人ノ衣類ニ燒痕ヲ印シ時ニ或ハ喫煙ニ原因シテ火災ヲ發生スルコトナキヲ保シ難ク火災豫防其他危險豫防上相當考慮ヲ要スヘキ義ト思料セララルニ就テハ將來常設興行場新設ノ場合ハ觀客席ト區別シ隔壁ヲ有スル相當ノ喫煙室ヲ設ケシムルコトヲ許可ノ條件トスル考ニ付願書受理ノ際其ノ方針ニテ調査セラレ度尙既設ノ常設興行場ニ在リテモ其ノ構造ニ大ナル影響ヲ及ホサスシテ相當ノ喫煙室ヲ設備シ得ルモノハ可成速ニ其ノ設備ヲナサシメ其ノ設備困難ナルモノニ對シテハ當業者ヲシテ公衆ニ對シ少クトモ興行中ハ喫煙ヲ爲ササルノ注意(例

ハハ觀客ノ賭易キ場所ニ「注意禁煙」ト大書セル貼紙ヲ爲ス様ノ類)ヲ與ヘシメ以テ警察ノ取締ト一般ノ自衛トニ依リ漸次喫煙ノ弊風ヲ矯正シ公會場内ニ於ケル良俗ノ馴致方ニ努メラルヘシ

興行ノ前賣券ノ取締

昭和十年一月二十四日達保第一一二三號ト部長名

興行ニ關スル入場料金ノ收受ハ通常興行場ニ於テ入場スル觀衆ヨリ徵集シツツアル所ナルガ近時興行者ニシテ豫メ其入場券ヲ作成シ所謂前賣ト稱シ戸口ニ就キ之ヲ配付シ入場ヲ勸誘スルモノブルヤニ及聞候處斯クテハ強テ入場ヲ勸誘スルコトトナリ被勸誘者ノ迷惑ハ勿論ニシテ之ニ伴フ弊害亦甚ダシキモノアリ相當取締ノ要有之様思料セラレ候爾今特別ノ事情アリ警察署長ニ於テ特ニ認メタル場合ノ外ハ入場券ノ前賣ハ之ヲ禁止スル様取締相成度

(2)活動寫眞

活動寫眞取締ニ關スル件

達保第七二七九號 大正五年十月二十八日

本件取締ニ關シテハ本年七月警察會議ノ際指示ノ次第モ有之充分取締ノ事ト信スルモ近時神奈川縣ニ於テ舶來ノ面白キ活動寫眞ヲ同好ノ士ニ觀覽セシムト稱シ會費一圓五十錢宛ヲ徵シ入場券約數十枚ヲ自己ノ懇親ノ友人ヲ通シテ同好者ヲ募リ男女醜體ヲ寫セル各種猥褻ナル原版ヲ集會者一同ニ對シ密ニ映寫觀覽セシメタル事例アリ本行爲ニ付テハ直ニ刑事訴追ニ附セラレ(刑法百七十五條適用)既ニ上告審ニ於テ有罪ノ判決ヲ與ヘラレ居ルノ狀況ニ有之風俗取締上看過スヘカラサル義ニ付向後特ニ嚴重注意ノ上此種行爲ヲ爲ス者發見ノ場合ハ假借ナク刑事訴追ニ附シ之カ根絶ニ努メラルヘク尙活動寫眞興行ニ關シテハ興行取締規則第二十七條ニ依ルノ外寫眞又ハ其說明ニシテ左記各號ニ抵觸スルモノハ之ヲ許可セサル様以テ取締上不都合ナキヲ期セラレヘシ

記

- 一、姦通ニ關スル事柄ヲ骨子トシテ仕組タルモノ
- 二、戀愛ニ關スル事柄ヲ仕組ミタルモノニシテ特ニ劣情ヲ挑發セシムル虞アルモノ
- 三、道義ニ悖リ又ハ甚シキ殘忍ニ涉リ若ハ兒童ノ惡戯ヲ誘發セシメ其他惡戯ヲ惹起セシムルノ虞アルモノ
- 四、映畫ノ取締ト同時ニ辯士ノ說明ニシテ卑猥ノ言ヲ弄シ青年男女ヲシテ誤ラシメ或ハ詭辯ヲ弄シ害惡ヲ流スノ虞アルモノ

第三節 保安警察

(註) 活動寫眞の取締に就てに初、興行取締規則に依りこれをなし來りたるも時代の進歩と映畫法の獨立(昭和十五年)に依り茲に一大改革が斷行された。

(參考)

興行取締規則 (大正四年七月二十日)

(大分縣令第二十九號)

- 第二十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル興行ヲ爲スコトヲ得ス
 - 一、勸善懲惡ノ趣旨ニ背戾スルモノ
 - 二、犯罪ノ方法手段ヲ誘致助成スルノ虞アルモノ
 - 三、卑猥又ハ慘酷ニ涉リ若ハ風教ヲ害スルノ虞アルモノ
 - 四、妄リニ時事ヲ諷刺スルモノ
 - 五、政談ニ紛ラハシキモノ
 - 六、前各號ノ外公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊スノ虞アルモノ

前項各號ノ一ニ該當スト認ムルトキハ臨監警察官吏ニ於テ其ノ興行ヲ停止若ハ制限スルコトアルヘシ

大分縣令第四十二號 大正十一年七月十二日

活動寫眞說明書取締規則

- 第一條 活動寫眞說明ノ業ヲ爲サントスル者ハ本籍、住所、氏名、年令、藝名、履歷ヲ具シ一ヶ月以内ニ撮影シタル手札形寫眞ヲ添付シ知事ニ出願免許ヲ受クヘシ但シ縣内ニ住所ヲ有セサル者ハ假住所ヲ定メ願書ニ添付スルヲ要ス(以下十四條に亘る條文あるも省略)

大分縣令第十一號 大正十三年四月一日

活動寫眞「フィルム」取締規則

第一條 活動寫眞「フィルム」ハ當廳ニ使用認可ヲ受ケタルニ非

サレハ公開映寫スルコトヲ得ス

第二條 「フィルム」ノ使用認可ヲ受ケントスル者ハ其ノ「フィルム」ニ左ノ事項ヲ具シタル申請書ヲ添へ檢閲ヲ受ケントスル日ノ二日前當廳ニ提出スヘシ

- 一、住所、氏名(法人ニアリテハ事務所所在地、名稱及代表者氏名)
- 二、「フィルム」ノ種別及題名(外國製ノモノニ在リテハ原名及譯名共)
- 三、「フィルム」ノ長さ(尺)及卷數量目
- 四、「フィルム」ノ製造元及製造年月日
- 五、「フィルム」ノ筋書說明書(演藝ノ一部トシテ映寫スヘキモノニ在リテハ演藝筋書共) 正副二通但シ第一號、第二號様式ニ據ルヘシ

他縣ニ於テ試寫檢閲ヲ爲シタル上使用認可ヲ與ヘタル「フィルム」ニ付テハ其ノ效力存續期間内ノモノニ限り認可證憑ヲ提示スルコトヲ得

前項ニ依リ使用認可證憑ヲ提示シタル場合ニ於テ別ニ支障ナシト認メタルトキハ試寫檢閲ヲ省略スルコトアルヘシ

第三條 「フィルム」ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スト認メタルトキハ使用認可セズ但シ其ノ該當部分ノ切斷ヲ命シテ使用ヲ認可スルコトアルヘシ

- 一、皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆スルノ虞アルモノ
- 二、朝憲紊亂等不穩ナル思想ヲ鼓吹シ又ハ諷刺スルノ虞アルモノ

三、國交ノ親善ヲ害スルノ虞アルモノ

四、妄ニ時事ヲ諷シ又ハ政談ニ紛ハシキモノ

五、勸善懲惡ノ趣旨ニ悖ルノ虞アルモノ

六、犯罪若ハ犯罪ヲ隱蔽スル手段方法ヲ諷刺助成スルノ虞アルモノ

七、自殺ノ方法ヲ示シ模倣心ヲ誘致スルノ虞アルモノ

八、嫌惡、不倫、卑猥又ハ慘酷ニ涉ルノ虞アルモノ

九、教育上惡影響ヲ及ホスノ虞アルモノ

十、其ノ他公安ヲ害シ又ハ善良ナル風俗ヲ紊ルノ虞アルモノ

十一、破損又ハ磨滅ノ其數モノ

筋書說明書ニシテ前項各號ノ一ニ該當スルモノト認メタルトキハ說明ノ改訂ヲ命スルコトアルヘシ前二項ノ規定ニ依リ切斷セラレタル「フィルム」ハ之ヲ當廳ニ領置シ筋書說明書ノ改訂ヲ命シタル箇所ハ之ヲ朱註ス

第四條 筋書說明書ノ正本ハ使用認可證明ノ爲メ一定ノ記載及證印ヲ爲シタル上之ヲ下附ス

第二條第二項ノ規定ニ基キ他縣ノ認可證憑ノ提示アリタルトキハ之ニ一定ノ記載及證印ヲ爲スコトアルヘシ「フィルム」ノ使用認可有効期間ハ一箇年トス但シ特別ノ事由アルトキハ之ヨリ短キ期間ヲ定ムルコトアルヘシ

第五條 使用認可ヲ受ケタル「フィルム」ノ題名又ハ認可證印

ヲ受ケタル筋書說明書ヲ増減又ハ變更セムトスルトキハ當廳ノ認可ヲ受クヘシ

第六條 認可證印ヲ受ケタル筋書說明書ヲ亡失又ハ毀損シ再下附ヲ受ケムトスルトキハ其ノ事由及第二條第一項各號ノ事項ヲ具シ筋書說明書一通ヲ添へ當廳ニ申請スヘシ

第七條 使用認可シタル「フィルム」ト雖モ必要アリト認メタルトキハ更ニ切斷若ハ說明書ノ變更ヲ命シ又ハ認可ヲ取消スコトアルヘシ

第八條 前條ノ規定ニ依リ認可ノ取消處分ヲ受ケタルトキハ認可證印アル筋書說明書ヲ當廳ニ提示シテ認可證印ノ抹消ヲ受クヘシ

第九條 領置ニ係ル「フィルム」ハ左ノ場合ニ限り申請者ノ請求ニ依リ之ヲ還付ス但シ使用認可ノ有効期間後六ヶ月ヲ經過シタルトキハ當廳ニ於テ適宜廢棄處分ヲナスコトアルヘシ

一、當廳ノ與ヘタル使用認可ノ證憑ヲ提示シ其ノ有効期間經過シタルトキ及有効期間内ノモノニ在リテハ抹消ヲ受ケタルトキ

二、當廳ニ於テ使用認可シタル「フィルム」ニ對シ爾後他縣ニ於テ認可ヲ與ヘ其ノ有効期間内ニアルモノニ付テハ認可證憑ノ抹消ヲ受ケタル上之ヲ併セテ提示シタルトキ

第十條 活動寫眞ノ說明ハ使用認可ヲ受ケタル筋書說明書ニ準據スヘシ

第十一條 第一條、第五條、第八條、第十條ニ違反シタル者又ハ第七條ノ命令ニ從ハサル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

(第一號様式。第二號様式。省略)

活動寫眞事務取締打合せ (大正十四年八月警察協會雜誌第三〇〇號)

内務省に於ては去る四日(八月)より三日間に亘り活動寫眞取締方に關し各廳府縣主任を召集して事務打合せを開かれたか其劈頭に於て川崎警保局長挨拶の要(中略)左の如くである。

記

本年七月一日より活動寫眞「フィルム」の檢閲を當省に統一するに至りたるを以て此際諸般の打合を爲す必要を生し酷暑に拘らず特に各位の參集を煩したる次第なり。活動寫眞は各位の已に承知せらるゝ如く最近益々發達流行して至る所にか興業を見ざるこ
となく民衆娛樂として他に比類なき勢力を占むるに至り齊に娛樂の方法たるに止まらず教育、産業、政治其他諸種の宣傳の具に供
せらるゝの傾向も亦漸く著しく善惡共に其の社會人心に及ぼすの影響頗る大なるものあるに至れり従つてこれに對する、警察取締
の主要方法たる檢閲に付ては特に注意に注意を加へ一面優良なる映畫の發達を阻害することなく他面社會に有害なる映畫は十分に
之を取締ることを要し其判斷には自ら特種の智識と經驗とを要し専門的に其の事に當らしむるの必要あり、是れ今回檢閲を中央に
統一するに至りたる理由の一なり從來檢閲は地方に於て之を行ふの制なりしを以て其管轄を異にする毎に一箇の「フィルム」に付
ても數次或は數十次檢閲を反覆せざるべからざるの不便あり之か爲に行政上の能率を浪費するのみならず當業者には不要の手續と
煩累とを科し又地方に依り判斷を異にするものあるか爲に時には其適從する所に迷はされたる等の事例を生ずるに至り若し之を統
一して檢閲し其の效力を全國に認むるに於ては官民共に得る處少からざるものあるべし是れ其の檢閲を統一したる理由の二なり。
既に檢閲を統一したる以上は其の機能を完全に發揮し統一檢閲に依て得んとする所期の効果を納むるに努めざるべからざるは論を
俟たず、然るに地方に於ては自ら人情風俗を異にするもののみならず都鄙に依り文化の程度も亦相違するものある等今後の檢
閲實施に際しては彼是斟酌考慮を要するもの多々あるべく又地方に散在する「フィルム」に付ては中央に於て檢閲を行ふが爲に不
便を感じるに至るものもあるべく更に地方取締官憲に於ては自ら檢閲を行はざるが爲に自然取締の徹底を期し難きものあるに至る
等過渡期に於ける法規の運用并之か實際の取締に付ては特に考究を要するもの尠からざるべく是等の點に關し實際地方に在りて取

締の任に當る各位の意見を聴取し以て新制度の運用を圓滑ならしむること切要なるものあるを感ず。之を要するに統一檢閲のこと
たる行政上の見地に於ては可成優良なる「フィルム」の發達を助勢すると共に不良有害なるもの、出現を防止し清新なる娛樂堅實
なる思想の傳播に活動寫眞の社會的勢力を向はしめんとするに在り各位は宜しく意を之に致し十分に當務者と打合を遂げ本打合せ
開催の目的を達し今後に於ける活動寫眞の取締に關し一層の努力を致されんことを切望する。

(この間昭和九年には「皇室に關する活動寫眞フィルム取締方」同十二年十月には警保局より「支那事變に關する實寫活動寫眞フ
イルムの檢閲」等の記録あるも何れも省略す)

映畫關係法令ノ施行ニ關スル件 昭和十五年一月三十日達保第五四五號

映畫法並映畫法施行規則ノ施行ニ伴ヒ之ガ施行細則本日公布二月十一日ヲ期シ實施セラル、コト、相成候處映畫法ノ目的トスル所
ハ近時映畫ノ普及及發達著シク獨リ國民ノ娛樂トシテノミナラス教化報道宣傳等ノ機關トシテ顯著ナル機能ヲ發揮シ其國家的任務
愈重大ヲ加ヘ采レルニ鑑ミ今後一層映畫ノ質的向上ヲ圖リ映畫事業ノ健全ナル發達ヲ助成シ以テ映畫ヲ通シ國民文化ノ進展ニ資セ
ントスルニ在ルヲ以テ之ガ執行ニ當リテハ叙上ノ目的并ニ其内容ニ付充分ノ研究ヲ遂ゲ併テ映畫界ノ實情ニ付周到ナル理解ヲ重ネ
徒ラニ消極的取締ニ陥ルコトナク廣ク國民文化政策的見地ニ立脚シテ積極的ニ其育成指導ヲ圖リ潑刺タル國民文化ノ創造發展ニ貢
獻セシムル様特ニ留意ノ上訓令并左記要項ニ依り運用上遺算ナキヲ期セラルベシ

(左記省略)

尙「大正十二年三月十日達保第一九一五號警察部長通牒活動寫眞說明業者取締ニ關スル件以下映畫法施行細則發布へ至ル迄ノ諸通
牒ハ映畫法施行ト共ニ廢止セラレタル」旨が附記されてある。

映畫法實施に當つて

昭和十五年五月警察協會雜誌第四八〇號に於て内務官渡邊拾雄氏は「映畫法の實施に當りて」次の様な解説を試みて居る。映畫に
關する取締の沿革を窺ふ意味に於て抄記して見ることにした(編者)

x

x

x

先づ最近三ヶ年間の映畫有料観覧者の延人員を表示して見やう、昭和十二年九千四百萬人、昭和十三年三億四千九百萬人、昭和十四年四億一千八百萬人、其数の驚くべき多きこと、其増加率の著きを知るとき縱令從來多くの人々か映畫に就て考へてゐる如く映畫の有する本質的なものに關して、何等の考慮も拂はず、只單に漠然と社會生活に於ける一個の享樂娛樂の對象物としてしか考へない人々に於ても、その人心に及ぼす影響力の社會的實勢力の如何に甚大なるものあるかを感じしむるに充分であらう。

國家は從來この顯著なる事實に對し大正十四年の内務省令第十號活動寫眞フィルム檢閲規則、昭和十年十月内務省令第六三號輸出活動寫眞フィルム取締規則の二省令を制定し單に公安、風俗保持の見地より檢閲制度を實施し所謂警察的、消極的態度を以つて來たのである。

乍然過去四十年の歴史を有する映畫は其間驚異的發展を遂げ今や叙上の如き驚くべき社會的實勢力を有する社會生活の娛樂享樂の機關たる一面を保持しつゝ、他面啓蒙に宣傳に、教化に偉大なる實力を發揮し又藝術分野に於ても一個の地位を認めらるゝに至つた（中略）我々は昨年（昭和十四年）十月映畫法實施以來上述の如き映畫の持つ重要な文化的使命を認識しつゝ、國民文化の確立、向上、普及を目指して映畫法所定の方策實施に當つて來たのである。云々

活動寫眞といふもの

活動寫眞のことを記するに當り編者は先づ其沿革を知るべく活動寫眞といふものは、一體何時頃出來たものか又我國には何時傳つて來たものかを試みる爲、平凡社發行の大辭典を開いて見た、所が、其説明に曰く

活動寫眞

映畫のこと、明治二十六年初めて映畫が東京で公開された時つけた名稱、

映畫—撮影、現像、焼付、整理等の過程を経て出來上れるフィルムの映寫機により、映寫幕上に廓大投影されたる、一連の映像をいふ、十九世紀末歐米に於て創められたる映畫は最初から視覺に重心を置いたものであつたが、一九二六年（今

から十五年前）發聲映畫の出現によつて聽覺にも訴へるに至り、娛樂學術各方面に異常なる勢力を得るに至つた。

これに依ると其出來た時代は詳かでないが我國に初めて來たのは明治二十六年とあり、今から丁度五十年前になる、今にしてこれ

を思へば、當時我國の最も先進都市を以て自ら誇つた東京市民も五十年前この動く繪を現實に見せつけられた驚きは最近傳つて來た發聲映畫やテレビジョンの實現を見た以上に驚異の眼を見張つたであらうことを想像せらるゝ。所か、これが我郷土大分縣に初めて入つて來たのは何時頃であらうかと編者は頃日私かに大分映畫會社について調べて見たが、其資料を得難いので、以下編者個人の初めてこれを見た印象を綴つて見た。

明治三十八年の秋——と言へば彼の我帝國の國運を賭して戦つた日露戦争の終局に近い頃のことである——それは編者がまだ十五六歳の鼻垂れ小僧の頃のこと、縣下でも特に交通不便の片田舎である久住の町に、活動寫眞が來るといふ前觸れか文字通り笛太鼓鳴物入の樂隊で近郷に傳へられ、「好奇をそゝる大ビラは商店の戸袋や軒下、床屋、湯屋に貼り吊された。「活動寫眞といふものは活きた繪だ、繪か本物の人間や馬の様に飛んだり跳ねたり動くのだ」といふ、何といふ不思議なことであらう「これが果して事實ならばそれは正しく切支丹の魔法か、さもなければ人を胡麻かサインチキ師のする業であらう」と半信半疑の人々は寄るとさわると語り合つたが、でも其頃町の反物屋で京大阪へ商品の仕入に上つて彼地で實物を見て來たといふ青年店員の話では、活動寫眞といふものはそんな糺ませ物ではない正真正正、器械の作用で寫眞が動くので決して魔法や手品ではないといふことを立證した、其の中興行の當日は來た、近郷近在の老若男女一人残らず會場に詰りかけたことは申すまでもない。興行は二日間十人家族の家なれば五人宛交代で見に行くといふ風である。所が今なら此種興行で入場料を取る營利のものならば映畫館か劇場さもなければ小屋を打つてこれを上映するのであるが、此の時ばかりは其場所に特に町の學校を提供し管理者たる村長や校長は恰かも接待格といつたあんなばいで興行者を客賓として待遇したのだからたまらない、従つて彼等は觀客を遇すること其昔の恰かも下人扱ひで場内をあちこちのさばり歩いたものだ、然しこの世紀的な珍物を見ることに熱申した觀衆はそんなことは問題でない、我先にと目のあちこちから會場に押し寄せ、場外に溢れたこれ等の連中は人の肩迄のぼつて其開始を片唾を呑んで待ち呆けたのであるが、待てどくらしと中々始らない、一時間、二時間——ゴタ／＼と準備に時を費やしたあげく、やつと開幕となるに、今度は興行者が壇上に現れ開幕の挨拶や、社會文化の向上と活動寫眞と云つたやうな話さては畫面に現はるゝ映畫の筋を山鳥の尾の長々しくもつたい振つて申立、午後九時頃に至り愈映寫に移つたのであるが、本尊の映畫はどうかといふと僅かに二巻足らずの戦争物が一つで、而も

其映畫たるや、秋の稻妻の如く唯ピカ／＼光るばかりで人が走り馬が動き船が江り煙が立つといふだけで個々の表情や感激は一つも現はれず、僅に二十分足らずで終幕になつた、尤も映畫の進行につれ、けたましく時にさゝやかな音楽隊や大砲や小銃の音がしてゐたが音楽以外の物音は幕裏で、竹べらで板張を叩いたものであることか後で分つた、それでゐて入場料は驚く勿れ大人二十錢小人十五錢と云ふ法外の高さで當時番頭や丁稚奉公をしてゐたものは日給の三分も五分もこれに支拂つたわけである、それでもこの驚くべき文明の齎した珍品を見たものは、一かどの體驗を得たやうな氣持で高額の觀覽料も敢て高しとしなかつたのである、其後一二年にして編者は今度は町の外れに假小屋を打つて興行した映畫（櫻田の變）を再び老婆を伴つて見に出かけた、老婆は映寫最中水戸浪士の一人が亂闘に疲れて息せき／＼とある井戸側にかけて血刀片手に釣瓶桶を口にし水を呑む場面を見てゐたが口から水の溢れ落るを見て我を忘れアレ／＼と大きな聲を立て左右の人から大笑されたもので案内役の編者でさえこの時ばかりは思はず液下に汗を覺へたものである、爾來三十五六年の星霜移り今日社會文化の上に一大勢力を占むるに至つた映畫史の發達については今更めて申述ふる迄もない。

(3) 其ノ他興業

音曲 歌舞 取締 明治五年八月第十五號（活版發令）

能狂言ヲ始メ音曲歌舞之類者人心風俗ニ關係スル處不少ニ付左之通各管内營業ノ者共ニ可相違事

壬申 八月

教 部 省

- 一、能狂言以下演劇之類御歴代之皇上ヲ摸擬シ上ヲ褻瀆シ奉リ候躰之儀無之様厚ク注意可致事
- 一、演劇之類専ラ勸善懲惡ヲ主トスベシ淫風醜態甚チシキニ流レ風俗ヲ敗リ候様ニテハ不相濟候間弊習ヲ洗除シ漸々風俗之一助ニ相成候様致可心懸事

一、演劇其他右ニ類スル遊藝ヲ以テ渡世致候ヲ制外者等リ相唱ヘ候從來ノ弊風有之不可然儀ニ候條自今ハ身分相應行儀相慣ミ營業可致事

右之通御布告相成候條管下一圓無漏相違者也

壬申 九月

大 分 縣 廳

祭禮或晴雨乞等ノ節種々ノ舞風アルヲ以テ取締ノ難ヲ達ス（明治六年八月三十日）

諸祭禮或ハ雨乞日乞豊年祭り等ノ節村々一日ノ角力差許候處觀場一時ノ興ニ乗ジ自身ノ分際ヲモ不辯貨物其他衣帶ヲ投與シ之ヲ受クル者ヨリハ披露ト稱シ酒饌ヲ報禮スル等双方無用ノ失費ヲ生ジ終ニハ一村ノ衰微ニ可立到ノ趣以ノ外ノ事ニ候以來右等ノ弊害無之様戸保長ニ於テ取締若シ心得違ノ者於有之ハ吃度可及處分候條此段小前未々迄無洩可相違候事

甲ノ第二五號 明治六年十一月二十九日（權參事名）

諸祭典之節角力興行之儀ニ付本年第六十一號ヲ以テ及布達置候處兎角等閑ニ相心得候向モ有之趣不相濟事ニ候條戸保長ニ於テ精々取締可致候事

警第十四號 明治九年二月廿四日（大分縣令名）

自今芝居相撲其他雜戲等興行願差許候節ハ該區管理ノ巡查ヨリ保護ヲ可致筋ニ付願人ヨリ願濟興行致候旨届出候様可致此段豫メ相達置候事

但無届興行致候者有之節ハ差止候義モ可有之此旨相心得可申事

届合被之儀ニ付伺（明治九年十月十八日知事ヨリ内務卿ヘ）

從來居合抜ト稱スル者即今當管内ヘ入込人民群集之地ヲ遂行シ路旁等ヘ其場相設ケ抜刀揮擢シ或ハ放ラニ其腕肢等ニ庇付隨テ膏藥ヲ粘シ其速癒ヲ驗トシ右藥ヲ街賣シ或ハ齒牙拔取ノ治癒ヲ施シ過當貨錢ヲ貪リ剩ヘ邊境ノ地ニ於テハ愚民ヲ惑シ無謂藥物ヲ押賣等ノ不良業有之趣右ハ衛生ノ爲障礙不少ノミナラズ警察取締上ニ於テ大ニ差支有之右業體之者取締之義ハ如何相心得可然哉即今難差延事件等有之至急何分之指揮被下度此段奉候候也

右指令（明治九年十一月十四日）

伺之趣居合拔營業之者假ニ拔齒ノ治療ヲ施シ或ハ無謂藥品ヲ押賣シ愚民ヲ迷誤セシムル等不良業致候ハ、賣藥治療共差止可然候事

第三節 保安警察

無職官角力ノ論文 明治十一年十一月廿九日

從來官相撲ト唱へ農家子弟所在集合場ヲ開キカヲ角スル者アリ其弊タルヤ毎戸醜金銀ニ酒食ヲ事トシ或ハ衣帶ヲ贈リ纏頭ヲ投スル等彼此相競ヒ與ル者ハ以テ豪トナシ受ル者ハ以テ榮トナシ浪費濫用貧家往々衣被ヲ典シテ其費ヲ辯ズルニ至ル甚シキニ至テハ相撲アリト聞ケバ甲乙相誘ヒ各所遷轉留轉醉飽遂ニ自己ノ本業ヲ忘レ其極無賴ノ博徒遊手ノ蕩子ニ歸スル者比々有之等其弊枚舉ニ遑アラズ右ハ昔ニ惰農ノ媒トナルノミナラズ其風儀ヲ害スル少シトセズ有間敷事ニ付自今各人民父兄タル者懇ニ子弟ヲ曉諭シ痛ク其弊ヲ矯メ右等ノ所爲無之様厚注意可致此旨及諭達候事

但六年八月三十日附諸祭禮或ハ雨乞日乞豊年祭云々ノ達書ハ取消ス
書布第八號 明治十二年六月五日

男女同場ニ於テ擊劍會興行ノ儀ハ風俗ニ關スルヲ以テ自今不相成候條此旨布達候事
但小學年令ヲ滿十四年超過セザル男女ハ一切興行ヲ許サズ

神宮正殿、宮城等模型觀物興業取締(明治三五、五、六警部長)

保内第一九號

神宮正殿其他宮城内ニ保ル一切ノ模型ヲ作り觀物興行ヲ爲シ諸方ヲ徘徊スル者右之哉ノ趣如斯所業ヲ爲スハ神宮ノ尊嚴ニ關シ不都合ノ儀ニ付其興行ヲ許可セザルハ勿論單ニ遊覽ニ供スル者等無之様嚴重取締セラレベシ

各種講演と興業の取締 昭和七年十二月二十二日 保達第一六四六七號

近時滿洲事情又ハ日支關係等ニ關シ各地ニ於テ講演ヲ爲シツ、アリ之ガ取締ニ關シテハ大正十三年達秘第一七四〇號ニ依リ取締中ノコト、信ズルモ其取扱區々ニナリ居ルヤニ付自今斯種講演會ニシテ單ニ藝人ニ非サル素人ガ時事問題政治問題等ニ關スル講演ヲナシ少額ノ不足戰ヲ催スニモ一定ノ入場料ヲ別ニ徴セザルモノハ興行ニアラザルモノト認メラル、ヲ以テ之等ハ集會トシテ取締ヲ爲スベキモノニシテ若シ一定ノ入場料ヲ出シ演藝講演等興行行爲ニ出ルモノハ勿論興行ノ出願ヲナサシメ取締スベキナリ
右及示達候也

支那事變と諸興業

今次の支那事變の勃發が、我全國民の思想生活に如何に強き影響と示唆とを與へてゐるかは、今こゝに贅言するまでもないことであるが、就中各種の興行物から來るこれ等の傾向に就ては實に見遁すことの出來ぬ大きいものがあつて、當局は夫れ等に最も細心の注意を拂ひ其取締と指導に劃期的方針を樹立してゐる左の通牒が即ち夫れである。史を案する上に於て一つの時代相として全文を掲げて見やう。

警保局警署甲第一四〇號 (昭和十二年十一月十七日警保局長ヨリ知事宛)

近時ニ於ケル演劇レビユー、漫才、落語、紙芝居等興行ノ内容ヲ見ルニ其間往々民衆ノ嗜好ニ迎合セントスルノ餘リ娛樂ノ本質ヲ没却シテ低調卑俗ニ陥リ廢類悖倫ニ涉ルモノ無キニ非ズ又支那事變發生後ハ之ニ取材セルモノ著シキ數ニ達セル所ナルガ其内容ヲ見ルニ概ネ粗糲ニシテ動モスレバ安價ナル感激ヲ唆リ徒ラニ對支感情ヲ激發シテ禍根ヲ將來ニ貽スガ如キモノ或ハ戰爭反對戰爭嫌惡ノ念ヲ起サシムルガ如キモノ或ハ事變ニ對スル國民ノ嚴肅ナル感情ヲ傷クルガ如キモノ無シトセズ是等ノ事項ニ關シテハ夙ニ嚴重取締ヲ行ヒツ、アル様認メラル、處ナルモ現下ノ如ク舉國振張、國民ノ精神的總動員ヲ行ヒ堅忍不拔重大ナル時局ニ對處シ且今後持續スベキ時艱ヲ克服シテ愈皇運ヲ扶翼スルノ要最モ緊切ナルモノアル時代ノ要求ニ鑑ミルトキハ今後益々之ヲ勵行スルノ要顯著ナルモノアルヲ以テ爾今興行者並從業者員ヲシテ積極的ニ興行ヲ通ジ時艱克服ノ爲協力セシムル様懇談督勵シ特ニ左記各號ノ事項ヲ勵行セシムルコト、シ且之ガ脚本檢閱興行取締ノ際ハ其主旨ノ徹底ニ努ムル様適宜措置相成度此段及通牒候也

記

- 一、國體ノ本義ヲ彌々明徴ニシ日本精神ノ眞姿ヲ顯現スルニ努ムルコト
- 二、利己ニ赴キ物質ニ奔リ個人ノ自由ニ拘泥シテ國家并ニ公共ノ利害休戚ヲ没却シテ顧ミザルガ如キ弊風ヲ芟除スルニ努ムルコト
- 三、浮華ニ流レ享樂ニ耽リ淫逸ニ墮スルガ如キ風習ヲ匡シ以テ剛健ナル國民道義ノ確立ニ努ムルコト
- 四、社會ノ耳目ヲ聳動シタル犯罪事件ニ取材スルトキハ民衆ノ好奇心ヲ唆リ之ニ同情シ之ヲ模倣スルガ如キ結果ヲ招キ易キヲ以テ

之ヲ差控フルコト

五、我國經濟狀勢ノ現狀ニ即シ勤勞ノ尊重、勞資ノ協調、冗費ノ節約國內資源ノ愛護等ノ必要ヲ適切ニ闡明スルコト

六、支那事變ノ根本的原因帝國ノ方針ヲ適切ニ闡明スルコト

七、支那ノ國民性、民族性國民政府國民黨及軍隊ノ本質等ニ付明確ナル認識ヲ與フル様努ムルコト

八、銃後ノ後援ヲ益々強化スルトモニ長期ニ渉リ之ヲ持續スルノ要ヲ強調スルコト

九、構想、眞摯ヲ旨トスベク觀客ヲシテ徒ニ一時の興奮ニ驅ラレ安價ナル感傷ニ墮セシメ或ハ戰地銃後ニ於ケル活動ヲ茶化シテ國

民ノ事變ニ對スル嚴肅ナル感情ヲ傷クルガ如キコトナキ様留意スルコト

十、我が將兵ノ階級、服制、禮式、兵器、兵科任務等ニツキテモ特ニ正確ヲ期シ皇軍并ニ其ノ行動等ニ對スル理解ヲ深ムル様留意

スルコト

十一、皇軍ハ武士道精神ノ眞髓ヲ把握セルモノナルコトヲ明ニスルト共ニ其行動ハ常ニ正義基クモノナルコトヲ強調シ苟モ事ヲ構

ヘ戰ヲ好ムガ如キ印象ヲ懷カシメサル様留意スルコト

十二、銃後又ハ戰場美談等ヲ題材トスルモノニシテ陰慘、慘酷ニ過ギ却テ戰爭ヲ恐怖嫌惡スルノ念ヲ惹起セシメ或ハ兵役義務心ヲ

消磨セシムルガ如キコトナキ様留意スルコト

十三、皇軍ノ名譽威信ヲ損ジ又ハ軍紀ノ嚴正ヲ疑ハレムルガ如キコトナキ様留意スルコト

十四、人類平和、生命ノ尊重、肉親愛等ヲ漫然強調スルノ餘リ現實ヲ蔑視スルガ如キ結果ニ陥リ爲ニ犠牲奉公ノ民族的精神ヲ萎靡

減退セシムルガ如キコトナキ様留意スルコト

十五、軍事上ノ機密ヲ漏洩シ其他軍事外交上重大ナル支障ヲ來スガ如キ事ナキ様留意スルコト

十六、脚本ノ作製、興行等ニ當リテハ豫メ關係當局ノ意見ヲ徵シ能ク限リ正確ヲ期スル様努ムルコト

十七、興行時間ハ能ク限リ短縮シ且夜間ノ終了時間ヲ成ルベク早カラシムル様努ムルコト

(註) 本件は昭和十二年十一月二十四日達保第一六二一四號を以て各署長へ示達してゐる。

紙芝居の取締

これも興行の時代相である、本縣は昭和十四年四月七日達保第二〇三三號を以つて取締方針を一定して各警察署長に示達した、即ち左の通りである。

紙芝居取締ニ關スル件

標記紙芝居ニ關シテハ本縣内ニ於テハ未ダ之ガ繪畫ノ作製業者無キモ從業者ハ大分、別府、中津各市内及日田津久見町等二十數名有リテ之等使用繪畫ハ一ヶ月數千枚ノ多數ニ上リ主トシテ東京市ニ於テ作製セラレタルヲ監視廳ノ檢閲ヲ了シタル上福岡市ノ九州紙芝居本部ヲ經テ本縣内ニ轉入使用セラレ居リテ其多クハ檢閲ヲ受ケ居ルモノト認メラル、モ其他ノ府縣ニ於テ未ダ檢閲ヲ實施シ居ルモノ殆ンド無ク之等ノ府縣ヨリ轉入スルモノアルヤモ難計又此ノ繪畫作製ニ於テモ將來縣内作製ヲ豫想セラレ居ルノ實狀ナルモ之ガ取締ニ關シテハ未ダ何等統一セル規定無キ爲各警察署ニ於テモ區々ニ互リ不便不少然ルニ之等繪畫中ニハ極メテ粗惡ナル者事變ヲ反映セルモノ其他一般營業政策上ニ利用セラレ、モノ及從業者ニシテ衛生上不適當ト認メラル、モノ或ハ其ノ説明ニシテ卑猥俗惡ナル言語ヲ爲スモノ等無キヲ保シ難ク然カモ之ガ觀衆ノ多クハ第二國民タル小學兒童等ニシテ其ノ及ボス影響相當大ナルニ鑑ミ爾今別紙取締要綱ニ基キ檢閲取締ヲ實施スルコトニ決定シタルヲ以テ本要綱ノ趣旨ヲ徹底セシメ取締上萬全ヲ期セラルベシ
追テ本取締ニ當リテハ觀覽者ノ多クハ兒童ナル爲純眞ナル童心ニ及ボス影響ヲ考慮シ取締官ノ言動態度措置等ニ就テハ特ニ粗暴過酷ニ互ラザル様注意セラルベシ

取締ノ要領

一項より六項に亘り先づこれが檢閱願の手續より從業者の健康診断、台帳備付、興行取締規則第二十七條に依るの外十數ヶ條の注意事項を掲げてゐるも省略す。

(ホ) 形像、碑標、廣告物

第三節 保安警察

(1) 形 像

「形像とは人物其他動物の形體を木石又は金屬の類を以て塑像したるものを云ふ」と定義されてゐる。從來我國に於てはこれが取締の規則はなかりしも、時世の進歩、發達に伴ひ美術の發展上又は記念の爲に、公園其他公衆の往來出入する場所に鑄像、塑像、刻像等續々建設せらるゝ結果、爲に交通を妨害し或は風致を損傷し甚だしきに至りては、公安、風俗を紊るの虞なきにあらざる状態に至つたので、明治三十三年内務省令第十八號を以てこれが取締規則の發布を見たのである。蓋し其の記念の形像にして永久保存の目的を以つて常に人の目に觸れ易き往來出入の場所に建設せられんか、其形の如何に依つては、國民善良の風俗を害し不徳行爲を誘發するの虞あるよりこれが取締規則が生れたのである、これに關し本縣關係の規程通牒を擧ぐれば次の通りである。

形像建設移轉改造ノ除却等ノ許可申請ノ件 明治三十三年七月三日、縣令第二十九號

本年五月内務省令第十八號形像取締規則ニ依り形像ノ建設移轉改造又ハ除却ノ許可ヲ申請スルニハ所轄警察署ヲ經由スベシ

形像建設ニ關スル件 大正十三年四月二十三日 達保第三四二一號(警察部長)

明治三十三年内務省令第十八號形像取締規則ニ依り人物其他形像建設申請アリタル場合ニ於テ形像又ハ其礎石ヲ其他ノ部分ニ表ハス文章ニシテ帝室ニ關スルモノ又ハ國交上ニ累ヲ及ボスノ虞アリト認ムルモノニ付テハ之が圖案其他必要ノ事項ヲ豫メ同省大臣ヘ稟請ノ上處理スベキ様通牒ノ次第モ有之候條右該當事項ノ出願アリタルトキハ精細調査ノ上一件書類ト共ニ具申セラルベシ

(2) 碑 標

明治十七年十月太政官布達第二十五號墓地及埋火葬取締規則第七號を見ると「凡ソ碑表ヲ建設セント欲スル者ハ所

轄警察署ノ許可ヲ受クベシ其許可ヲ得ズシテ建設シタルモノハ之ヲ取除ケシムベシ、但シ墓地外ニ建設スルモノ亦之レニ準ズ」とあり、これに關聯し本縣では、明治十八年四月廿七日大分縣甲第十五號を以て墓地及埋葬取締規則を制定し其第十八條に「碑表及誌銘傳贊等ノ碑文ヲ刻スル墓標ヲ建設セントスル者ハ其地名事由等ヲ詳記シ圖面并碑文案ヲ添へ所轄警察署又ハ分署ニ願出ベシ但死者ノ姓名族籍官位勳爵法號生死ノ年月日建立者ノ姓名を記スルニ止ル墓標ハ此限ニアラズ」と規定し同年五月十二日諸署第二八〇號を以て其取扱手續を達せられ其第五項に「細則第十八條ノ願出アリタル時ハ其事實相違ナキヤ否ヲ審按シ差支ナキモノト認ムル時ハ許可シ事實異ル等ニテ疑ハシキモノナル時ハ意見ヲ添へ當廳ヘ稟議スベシ但官有地ニ建設センコトヲ願出タル時ハ其書類ニ理由ヲ附シ伺出ツベシ」(明治十九年九月十八日追加)とある、尤も本縣の細則は明治三十五年三月廿五日大分縣令第十二號を以つて改正され「墓地埋火葬取締細則」となつてゐるが、碑表碑銘の事は其第十七條に規程され、條文の字句は警察署に「願出ベシ」とあるのが「許可ヲ受クベシ」と變つたゞけで以前と何等變りはない、唯取扱手續のみが、舊規程では「差支ナキモノハ許可シ事實異ナルモノヲ稟議シ官有地ニ建設スルモノハ伺出ベシ」とあるを三十五年の改正手續では、其第十二條に「細則第十七條ノ願出ヲ受ケタル時ハ文中公安ニ妨害アルモノナキヤ否ヤ其他支障ノ有無ヲ調査シ之ヲ許否スベシ」と規定し其第十三條に「前條ノ許可ヲナシタル時ハ其碑文寫ヲ添へ警部長ニ報告スベシ」となつてゐる。其後本縣細則は、明治三十七年九月、大正十年十二月、昭和十四年一月と再三改正は見てゐるが、碑表に關する取締に於ては大體其趣旨に於て變更はない。

尤もこれより先、明治二十四年七月に内務省令第十一號を以て刑死者の墓標取締の規程が制定され、これに依ると

「刑死者の墓標には氏名、法號、族籍、年齢、生死の年月日を記するに止め他の事項を記入することを得ざるのみならず、其墓標は、遺骸埋葬地又は祖先墾域の外これを建設し又は異様の墓標を建設し及文字に彩色を施すことを得ず、其他警察官署の許可を受くるあらざれば、刑死者の爲公然祭祀を行ふことを得ざる」旨が規程してある、蓋し刑死者は國家の安寧秩序を妨害したる不逞の徒なるを以て其死後に於て、苟くもこれを賞揚哀悼するが如き所爲あらば隱然犯罪援助の嫌あるのみならず、等しく國家の安寧を害するの虞あるより、其墓標祭祀等に付此の如き嚴重なる制度が加へられた所以である。

然るに明治三十一年六月に至り碑表取締に關し「官有地名勝地又ハ古墳地へ碑標ノ願出アリタル場合ノ取扱方」が達せられて居る（別添）がこれは前に述べた墓地埋火葬の取締規則に於ける碑標（墓標の意）と其趣を異にしたものである、従つて其取扱事務の主管も前者は衛生課に屬し後者は現に保安課の主管になつてゐる、これが碑標に關する取締の沿革の梗概である。尙此他神社境内に於ける碑表墓標の建設及招魂社又は記念碑の建設等に關し數次の通達あるも文簡單なれば全文を添付することゝした。

碑標建設出願ニ關スル調査心得 明治三十一年六月十一日 保政第一〇三三號ノ二（警部長）

官有地名勝地又ハ古墳地へ碑標建設出願者アリタルトキハ左記各項ノモノニ限り持ニ御詮議相成候義モ有之候條其ノ場合ニ於テハ碑文ノ寫、碑標ノ物質其形狀長幅及建設位置ニ示セル圖面并建設地ノ狀況等詳細事實ヲ具シ稟伺スベキ旨其筋ヨリ通牒アリタリ右訓示ス

- 一、碑標ニ記シタル事蹟風教ニ裨益アルトキ
- 二、碑標ノ體裁其他ノ美觀ヲ添フルノ一助トナルトキ

三、碑標維持等ノ費用ヲ要スルトキハ建設者之ヲ負擔スルトキ

四、碑標ヲ建設シタル土地ヲ公用ニ供スル必要アルニ當リテハ管轄行政廳ニ於テ碑標ヲ棄却又ハ移轉スルモ故障ナキノ條件ヲ以テ建設者之ヲ國へ寄附スルモノタルトキ

神社境内ニ墓標ニ紛ハシキ碑表建設許可セザル件 明治三十九年六月二十八日 警第一八二八號（警務長）

其署部下神社境内ニ單ニ招魂碑、忠魂碑忠死者碑ト稱シ墓標ニ紛ハシキ石碑ヲ建設スルガ如キハ許可セラレ難キ旨令般其筋ヨリ通知越條備令本文ノ如キ出願アリタルトキハ違例ノ取扱無之様深ク注意セラレベシ

追テ同一記念碑ヲ一町村内二個以上ノ社寺境内ニ建設セントスル場合ハ何レカ一ヶ所ヲ撰ハシメ許可スルコトニ取計ハルベシ（參考）

本件ハ明治三十九年六月十五日（内務省社甲第九號内）内務省神社宗教兩局長ヨリ通牒アリタルモノ

神社寺院境内碑標建設出願ニ關シ取扱方 昭和六年六月廿五日 保第八一〇七號 知事通牒

神社寺院境内ニ碑標建設出願ノ場合ニ於ケル取扱ニ關シテハ從來明治三十九年二月一日警發保第十七號ニ依リ取扱相成居リ候處爾後斯ノ場合ニハ願書碑文寫碑標ノ物質其形狀長幅位置ヲ表示セル圖面建設地ノ狀況建設費ノ支出方法及知事ノ土地使用許可證ノ寫ヲ提出セシメ調査上支障無キニ於テハ署長限リ許可相成度尙該社寺ニシテ宮有名稱舊跡地ノ場合ハ明治三十一年六月十一日保收第一〇三三號ニ依リ稟議可相成ハ勿論ノ義ニ有之此段及通牒候也

招魂社又は記念碑の建設 昭和十三年二月十六日 警保局警發甲第一四號警 保局長、神社局長通牒

支那事變ニ因ル戦死者等ニ對シ其功績ヲ頌揚スル爲招魂社又ハ記念碑ヲ建設セントスルノ計畫各地方ニ有之哉ニ及開候處招魂社ノ建設ニ付テハ追テ詳細通牒可致見込ナルモ記念碑ノ建設ニ付テハ是因ヨリ國民ノ至情ニ出ヅルモノナルヲ以テ濫ニ制限スベキ儀ニハ非ザルモ未ダ事變ノ終局ヲ豫知シ得ザルニモ拘ラズ徒ニ其計畫ノ儘ニ之ヲ建設セントスルトキハ自然建設ヲ競フコト、ナリ遂ニハ諸種ノ弊害ヲ醸成スルニ至ルベシト被存候ニ付テハ一時ノ情ニ驅ラル、コトナク徐ニ前途ヲ考慮ノ上計畫セシムルコト、シ、其建設スル場合ニ在リテモ可成個々ノ建設ハ之ヲ避ケ主トシテ市町村又ハ各種有力團體等共同シテ之レガ主體トナリ市町村内全戦死

第四章 警察取締の變遷

一一〇〇

者合同ノ記念碑ヲ建設スルコト、シ且其場所並ニ設備等ニ付テハ特ニ神社境内ハ之ヲ避クルハ勿論慎重ナル考慮ヲ拂フト、モニ其維持ニ付テモ豫メ恒久的方策ヲ樹立スルコト、シ以テ忠魂ヲ千古ニ顯彰スルニ過誤ナキ様御配慮相成度
追テ將來事變終局ノ際ニ於ケル事變ニ關スル其他各種記念碑建設ニ付テモ概ネ本文ノ主旨ニ準ジ取扱相成度(本縣ハ三月一日達保第二二五六號ヲ以テ各署長ニ本文ノ主旨ヲ示達シタ)

「註」 本件に就ては尙昭和十四年三月廿三日付達保第一九號を以つて構造の華美壯大を戒め忠魂碑、忠靈塔、記念碑等に付一定の標榜を示してゐるが省略す。

碑表に關する取扱一部改正

從來碑表及碑銘傳贊等の碑文を刻したる墓標の建設を許可したるときは警察署長はこれを報告する規定であつたが事務の簡捷上これを廢することになつた(昭和一四、九、一九、訓令保第五四四六號参照)

(3) 廣告物

廣告物の取締に就き我國で始めての法規は明治四十四年七月法律第七〇號廣告物取締法の制定である。由來廣告の方法は種々雑多にて廣大なる範圍に應用され市街地たると道路たると山野たるとを問はず苟くも衆目に觸接する場所にありては一つとして其設備を見ざる所なく、中には風俗壞亂又は市街の美觀、名勝舊蹟の風致を害し、又神社佛閣にありては動もすれば崇敬の念を失はしむるが如きもの續出したるに鑑み當局は茲に其取締法を制定せられたのである。然れども此の取締は各地方共に劃一的に規定することは當時の事情として甚だ困難なりしを以つて、政府に於ては、これが禁止又は制限規定は行政官廳の命令に委任した、茲に於て本縣では明治四十四年七月二十日大分縣令第四十六號を以つて之れが施行規則を制定續いて取扱心得等を設けて爾來これが實際の取締に任じて來たのであるが、廣告物の特に目につくのは場所柄別府温泉を中心とする一帯及海岸に特に多く又其掲出意匠の方法に於ても時代と共に變遷しつゝあることが目につくのである。

法律第七十號 明治四十四年四月七日

廣告物取締法

第一條 行政官廳ハ美觀又ハ風致ヲ保存スル爲必要ナリト認ムルトキハ命令ヲ以テ廣告物ノ表示其ノ他之ニ關スル物件ノ設置ヲ禁止若ハ制限スルコトヲ得
第二條 前條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル物件ニ對シ行政官廳ハ除却ヲ命ジ其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得
第三條 廣告物、看板其ノ他之ニ關スル物件ニシテ危險ノ虞アリ又ハ安寧秩序ヲ害シ若ハ風俗ヲ紊ルノ虞アリト認ムルモノハ行政官廳ニ於テ除却ヲ命ジ其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得
第四條 第二條、第三條ノ規定ニ依ル行政官廳ノ命令ニ違反シタルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス

大分縣令第四十六號 明治四十四年七月二十日

廣告物取締法施行規則

第一條 左ノ場所ニハ廣告物ノ表示其ノ他之ニ關スル物件ノ設置ヲ爲スベカラズ但シ特別ノ事由アルモノハ其ノ事由ヲ具シ
第二條 ニ準ジ當廳ノ許可ヲ受クベシ
一、社寺境内
二、公園
三、大分市大字勢家字春日浦

第三節 保安警察

下毛瀬東城井村大字下屋形、樋田、今行、曾木、上津村大字跡田、城井村、津民村、下郷村大字大島、樋山路、宮園三郷村大字中摩、守實、字曾(以上通稱耶馬溪)
下毛郡柿山村字鳴良、玖珠郡森町大字森字西奥山(以上通稱新耶馬溪)

四、鐵道、軌道沿線(大正十三年二月二日縣令第一號ヲ以テ本號ヲ追加ス)

第二條 國縣道市街ヲ形成スル土地及之等ノ場所ヨリ觀望シ得ベキ場所ニ長サ六尺幅四尺以上ノモノ又ハ長サ四尺幅六尺以上ノモノ若クハ人體ヲ描キタル廣告物ノ設置ヲ爲サントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ヲ經テ當廳ノ許可ヲ受クベシ
一、廣告物設置ノ場所
二、廣告物設置ノ期間
三、廣告物ノ種類、大小、形狀、並ニ表示ノ方法

第三條 前二條以外ノモノト雖モ廣告物ノ表示及之ニ關スル物件ノ設置ニシテ特ニ異常ノ形態ヲ爲シ美觀又ハ風致ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ之ヲ禁止若ハ制限スルコトアルベシ
第四條 各種ノ看板ト雖モ主トシテ廣告ノ爲ニ爲スモノト認ムルトキハ之ガ改造ヲ命ズルコトアルベシ
達警第二九二八號 明治四十四年七月廿八日

一一〇一

廣告物取締法施行規則取極心得

曩ニ廣告物取締法發布セラレ之が實施ニ付今般縣令第四十六號ヲ以テ施行規則制定セラレ候付テハ左記事項承知ノ上相當取締方法注意セラレベシ

- 一、規則第一條ノ趣旨ハ豫メ其禁止區域ヲ定メ特別ノ事由アルモノニ付許可ヲ與ヘラル、方針ニシテ特別ノ事由トハ例ヘバ祭典、法要、説教其他社寺堂説教所ノ類ガ其事務ノ爲ニスルモノ其他公益ノ爲ニスル廣告物ノ表示ヲ云フ尙ホ地種又ハ區域方第一條ノ範圍内ナルモ場所ニ依リテハ何等風教ニ關係ナキ地點アルベシ、如斯場所ニ廣告物ヲ設置スルハ亦特別ノ事由アルモノトシテ之ヲ許可セラル、方針ナリ
- 一、規則第二條ノ大サノ制限ニ二個以上ノモノ集メテ一ツノ廣告ヲ爲スモノニアリテハ其集リタルモノヲ積算シテ測定スルモノトス

- 一、法ノ適用ハ定着シタル廣告物ノミニ限ルニアラズ之レガ表示ヲ爲スタメ異常ノ形態ヲナシ諸方ヲ徘徊スルガ如キ者ニ關シテハ其廣告ノ爲ニ所持スル物又ハ形態ヲ組成スル物ヲ取締ルコトニヨリテ其目的ヲ達スベシ
- 一、縣令ニ罰則ノ規定ヲ設ケザルハ法第四條ノ範圍内ニ於テ適宜處罰セントスルニヨル之が適用ニ付テハ重キニ失セザル様注意セラレベシ
- 一、法第三條ノ適用ニ付テハ實業ノ開發ト危險豫防公安維持ト調和ヲ失セザル様取扱フ方針ナルヲ以テ同條ノ處分ヲ必要ト認メタル時ハ急速ヲ要スル場合ノ外一應稟議ノ上指揮ヲ受ク

ベシ

- 一、從來ヨリ設置ノ廣告物ハ法ノ適用ヲ受ケザルモノニ付本令施行後ノモノハ區別ヲ明カニシ其存置セシムベカラザルモノト認メタルモノハ其改修等ノ場合ニ際シ説諭ヲ加ヘ除却セシムルノ方針ヲ取ラレベシ

廣告物取締ニ關スル件

大正十三年十一月一日

達保第一〇六九五號(警察部長)

自家用ノ爲自家ノ屋上又ハ墻壁等ニ設置スル廣告物ニ就テハ將來許可ヲ要セザルコト、相成候條及示達候也

追テ之等廣告物ニ付テハ廣告物取締法第三條並同施行規則第三條及第四條ニ依リ嚴重取締セラレベシ

廣告物取締法施行規則中改正ニ關スル件

大正十三年二月四日達保第七九四號(警察部長)

本年二月二日大分縣令第一號ヲ以テ廣告物取締法施行規則一部改正セラレ候處(場所ハ鐵道沿線ヲ加フ)改正ノ趣旨ハ近時鐵道軌道沿線ニ廣告物ヲ設置スルモノ漸ク増加シ風致美觀取締上頗ル寒心ニ堪ヘザルモノ有之候處、昨年五月本縣ニ於テ九州各縣警察部長會議開催セラレ鐵道軌道沿線ニハ廣告物ノ設置ヲ許可セザルコトニ決議相成候結果ニ有之候得共該沿線ニ絕對許可セザルニ於テハ不便不躄ニ依リ市街地其他ノ場所ニシテ自己ノ屋上又ハ墻壁ノ廣告若ハ毫モ風致美觀ヲ損セザルモノ其他公益ノ爲ニスルモノ、如キハ規則第一條ノ但書ニ依リ許可スベキ方針ニ有之候條取扱上遺憾ナキヲ期セラレベシ

(ハ) 寄附金及講會其他射倖行爲の取締

本項取締中寄附金に關するものは暫く措き其他の講會及其他射倖行爲に至りては之が取締制度の歴史も亦相當古きものあるを見る之蓋し動々もすれば其の主催者の不正及一般國民の之に伴ひ來らんとする遊惰、放盪の弊を豫防せんとするに外ならず即ち、明治元年十二月には布吾を以て先づ「金錢融通を名とし或は社寺再建等に托し興行することを嚴禁」すると同時に「富興行を禁止」し更に同十五年に至りては之が取締の徹底を期する爲め右禁令に基き「富籤賣買の牙保、補助を爲し及び富籤を購買したる者」の處分方を布告し、其後同三十三年及同四十二年には内務省令に依り又大正十二年七月には縣令を以て何れも「懸賞又は富籤類似其他射倖行爲及投票募集」等の取締規則を制定して之が取締の徹底を期したり今之等關係の制度にして參考となるべき記録を採り、(1)寄附金、(2)講會、(3)其他射倖行爲の三段に區別して左に之を掲ぐることにしやう。

(1) 寄 附 金

縣令第三十八號 明治三十年八月廿七日

名義ノ如何ニ拘ハラズ人ノ居室ニ就キ金穀物件ノ寄附ヲ勸誘募集セント欲スル者ハ豫メ其目的及方法ヲ具シ所轄警察官署ヘ届出テ承認ヲ受クベシ違フ者ハ一日以上十日以下ノ拘留又ハ五錢以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

但シ現住者其町村内ノ神佛祭典ノタメ其町村内ヲ限リ寄附ヲ求ムル者ハ此限ニアラズ

明治三十六年六月十九日縣令第四十九號ヲ以テ寄附募集取締規則制定ニ依リ廢止トナル

大分縣令第四十九號 明治三十六年六月十九日

寄附募集取締規則(大綱)

第一條 寄附募集者出願手續

第二條 他人ヲシテ寄附募集ニ從事セシムル場合

第四章 警察取締の變遷

第三條 寄附募集者死亡又ハ罷業ノ場合
 第四條 不許可條件
 第五條 募集者ニ帳簿備付ト記入ヲ命ス
 第六條 警察官ニ於テ帳簿檢査ノ規定
 第七條 許可取消條件

第八條 罰則
 第九條 本則不適用ノ寄附行爲
 第十條 本則施行前ヨリ繼續募集スル者ニ一部適用
 第十一條 本則ハ明治三十六年七月一日ヨリ施行ス

(2) 講 會

應第二百二十二號 明治九年十二月五日 權會名

從前頼母子講無盡講ナト、唱へ多人數ノ出金ヲ要シ各種ノ方法ヲ設ケ施行出願ノ向有之候得共其所爲多クハ富講ニ類似スルモノニ付爾後拔圖等ノ方法ヲ僥倖ノ利ヲ得ルカ如キ不正之組立ハ假令出願候共不聞屆候條爲心得此旨豫テ及布達置候事

甲第六七號 明治十三年八月三十一日 縣令

近來頼母子講或ハ無盡講其他種々ノ講名ヲ設ケ不正ノ組立ヲナシ民心ヲ誘惑シ僥倖浮利ヲ射ントスル者有之哉ノ趣以ノ外ノ事ニ付自今慣行頼母子講ノ外一切不相成候條此旨布達候事

但慣行頼母子講ト雖モ株數一百以上ニ及モノハ規則書并加入人連名簿(本人ノ調印アルモノ)相添へ所轄警察分署へ届出審査ヲ受クベシ

甲第八十七號 明治十五年八月八日 縣令

自今無慣行頼母子講又ハ無盡講ヲ爲サント欲スル者ハ規則書并加入人名簿相添へ所管警察署又ハ分署へ届出ベシ此旨布達候事但明治十三年八月甲第六七號ハ廢止ス

內務省令第二十二號 明治三十八年十二月二十日

神佛ノ參拜其ノ他ノ代理、周旋行爲取締ノ件

第一條 神佛ノ參拜若ハ神樂、祈禱、禁厭ノ請求若ハ神符守札其ノ他ノ物品ノ請受ニ關スル代理又ハ周旋ヲ爲ス行爲ニシテ財物ヲ

受ケ又ハ受ケントシ因テ公安ヲ害スルノ虞アリト認ムルモノハ廳府縣長官(東京府ニ於テハ警視總監)ニ於テ之ヲ禁止シ又ハ判限スルコトヲ得

禁止及制限ノ效力ハ全國ニ及ブ

第二條 前條ノ禁止又ハ制限ヲ命セラシタル場合ニ於テ其命令ニ違反シタル者及情ヲ知テ之ヲ幫助シタル者ハ二十五日以下ノ重禁錮又ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

大分縣令第六十一號 明治四十一年九月十五日

公衆ヲ會シテ頼母子講無盡講及之ニ類似ノモノヲ興行セントスルトキハ其發起人ヨリ加名者ノ住所氏名並會場及開會ノ年月日時ヲ記シ規約書ヲ添へ十日以前ニ所轄警察官署ヲ經テ當廳ニ届出ヘシ犯シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス現ニ興行中ノ者ハ本令發布ノ日ヨリ二十日以内ニ本令ニ依リ届出ヘシ

(註) 明治四十四年四月縣令第三四號を以て改正されたり條文は略

大分縣令第二十五號 大正四年五月三十一日

講費及會費募集取締規則

第一條 祝祭參拜、遊覽、保存其他之ニ類スル目的ヲ以テ講又ハ會ヲ組織シ講費會費ヲ募集セントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ出願許可ヲ受クヘシ之ヲ變更セントスル場合亦同シ

一、住所、氏名、身分、職業、年齢
 二、名稱及組織方法
 三、募集ノ目的

四、募集ノ方法
 五、募集ノ區域
 六、募集ノ期限
 七、募集ノ金額
 八、發起人及管理人ノ住所、氏名、身分、職業、年齢
 九、講金、會金、保管及支出ノ方法
 十、募集スヘキ講員、會員ノ數
 十一、趣意書會則規約等アラバ其ノ寫

(以下略)

講費及會費募集取締規則取廢ノ件 連保第二六三七號 大正四年六月一日

今般縣令第二十五號ヲ以テ講費及會費募集取締規則發布相成候處右ハ重ニ近時種々ノ名稱ヲ附シ講又ハ會等ヲ組織シ講費會費ヲ募

第三節 保安警察

集シテ不正ノ利ヲ圖リ或ハ糊口ノ資ニ供センコトヲ企テ美名ノ下ニ質朴ノ良民ヲ誘惑シ自己ノ欲望ヲ遂ゲントスル惡徳不逞ノ徒ノ跋扈ヲ取締ラントスル趣旨ニ有之候條其ノ取扱ニ關シテハ左ノ通心得ラルヘシ

一、本則ニ依リ出願許可ヲ受クヘキモノハ何等ノ名稱ヲ以テスルニ拘ハラズ講、會、團等ヲ組織シ苟クモ講費、會費、團費等ヲ募集スルモノハ總テ包含スルモノナリト雖モ一定資格ヲ基礎トシ専ラ會員ノ結集ヲ目的トスル會例ヘハ青年會在郷軍人會學士會醫師會等ノ會員カ其ノ會ノ費用ヲ分擔據出スル類ノ如キハ出願許可ヲ受ケシムルヲ要セス(下略)

團體旅行費募集出願者ニ對スル取扱注意方ノ件

連保第一八三八號 大正五年三月三十日

講費及會費募集取締規則取扱ニ關シテハ大正四年六月一日連保第二六三七號ヲ以テ示達致置候處同則ニ依リ團體旅行費募集出願者アリタル場合ノ取扱方向左記ノ通心得ベシ

一、團體旅行ノ發起人等ニ於テ團費ヲ不正ニ使用シ自己ノ口腹ヲ肥スガ如キ者ニ對シテハ嚴ニ之ヲ取締ラサルベカラズ例ヘバ團體幹部員ナル者カ車中其ノ他旅行先ニ於テ飲酒シタル費用又ハ各所ノ單獨觀光ヲ爲シタル費用等ヲ團費ヨリ支出シ其ノ他虚偽ノ證據書類ヲ作成スルモノ等アルコトハ往々之ヲ耳ニスル所ナリ今後斯ルモノニ對シテハ斷然許可スベカラザルニ付出願ノ場合ニ於ケル其内容調査ハ特ニ精確ナルヲ要ス

二、募集費ニ不勝金額ヲ支出セルモノアリ例ヘバ應募者勸誘ノ爲多數ノ人員ヲ使用シ應募者一人ヲ得ル毎ニ請負的報酬ヲ與フルアリ向カモ其使用人ニ適當ノ者ヲ得サル等ノ爲多額ノ募集費ヲ要シタルアリ或ハ僅々十五人ノ應募者ヲ得タルモノニシテ新聞廣告其他募集費二百七十圓ヲ要シタルノ事例アリ後者ノ如キハ多々主催者ノ缺損ニ歸スルコト當然ナリトハ云ヘ何レニシテモ待遇其他ニ於テ加入者ノ損失實際尠カラサルベシト認ム而シテ募集方法ノ如キハ濫リニ之ヲ制限スベキモノニアラズト雖モ可成正實適切ナル方法ニ依ラシメ且失費ヲ節スルヲ以テ主眼タラシムルヲ要スルヲ以テ是亦精確調査スルコト

三、出願者中身元薄弱ニシテ殆ンド常業的ニ團體旅行ヲ企畫スルモノアリ調査ニ際シ注意ヲ要ス

四、許可ヲ與ヘタル者ノ旅行費收支計算ニ對シテハ爾後精確検査ヲ爲スベキ方針ナルニ付許可書ヲ交附スルニ際シテハ願人ニ對シ斷シテ不都合ナキヲ期スベキ旨ヲ警告シタル後之ヲ交附スルコト

講會の沿革

講會の沿革に就ては嘗て昭和十一年七月時の保安課長石坂義男氏が「講會取締に就て」の題下に警告に其説を掲げた事がある、其中の沿革の項を掲載して参考としたい。

講會の沿革

純近一般に講會に關心を有する様になつて來た。試に其の起源を釋ねれば遠く印度の原始佛教に發して居るとも言はれて居るが發達の歴史は明でない、我國に於て文獻に残つて居る所では今より約六百六十年前鎌倉時代に「憑支」と稱し一種の金融機關として一般に利用せられて居た記録がある(高野山文書)

更に無盡なる名稱は今より五百五十餘年前室町時代に香取神宮の相模御神樂大饗の當番が貧困であつた爲め無盡を始めて神事を行つたと云ふ記録が存するである。

頼母子と無盡 講會の中にも幾多の種類があり名稱があることは勿論であるが大體に於て頼母子講と無盡講とが普通此の地方に行はるゝ稱である。其語源は兎も角として、前に述べた如く關西に發達したものが憑支より憑子、憑敷、頼支、頼子憑母子等の文學が用ひられ相互に頼み合ふ頼母子講となり、關東に發達したものが無盡講と稱されて居た様である。

講會の種類 もと／＼頼母子講にしろ無盡講にしろ始めから金融的性質を含んで居た様であるが主たる目的は共濟隣保、相互扶助の意味から行なはれたものと、神社佛閣參拜の目的を以て行はれるものと二つであつて、譬へば貧困者の救濟とか、農家が頼母子講を仕立て、お互に順々に牛を買ふとか、或は當り籤の者が伊勢參宮をして來るとかであつて、今でも村落の方には、御伊勢溝など言ふものが残つて居り我々が子供の時分によく耳にした所である。

其の組織の方法も色々であるが、親無盡、親無盡の二方法があり、親無盡は親の救助を目的とする共濟的のものに多く、親無し無盡は有力者の發起に依り親睦若くは金融を目的としたもので、今日の營業無盡は此の親無し無盡から發達したものである。

營業無盡と講會 如斯講會は其初期に於ては主として濟論的色彩が濃厚であつたが徳川時代に至つて射倖的となり、富籤又取退

きにまで發展して無盡講全盛時代を現出し幾多の弊害を誘發した爲めに遂に幕府の禁止彈壓を受けた、更に明治時代に入にて泰西文明の輸入と共に企業熱の勃興を見、新興階級の金融機關として銀行の制度も入り來つて簇出したにも不拘、庶民の相互扶助的金融機關として講會は陰然たる勢力を以て益々普及せられ、一面活發に中小企業家に利用せらるゝに至り營業化して營業無盡なるもの、現出を見るに至つたのである。

當時取締もなく營業者間に自然自由競争が行はれ不正の徒の乘ずる所となつて、情弊を倍加し大正四年十一月一日法律第二四號を以て無盡業法の制定となり大正十年並に昭和六年遂次改正せられ、一方講會に對しては其の取締を地方廳に委ねられ本縣に於ても明治四十四年四月大分縣令第三四號を以て頼母子講、無盡講取締令を公布し今日に至つたのである。

營業無盡と講會とは營業として行ふや否やに依つて定まるのであるが、一方は純然たる金融機關であり一方は相互的共濟的である、従前講と名付るものであつても、之に依つて講元或は管理人が繼續的に利益を獲得すれば即ち營業無盡となり無盡業法の適用を受くべきである、縣下に於ても時に營業にまぎらほしいものを組織して同一人が次々に數組の日掛けと稱し又は色々の名稱をつけてやつて居るものがあるのではないかと思はれる。無盡が地方の金融に至大の影響を有し、其基礎の確否が延て農山漁村の死活に及ぶ虞があるので、營業無盡は同法第四條により資本金三萬圓以上にして拂込金額壹萬五千圓以上の株式會社たることを要し大藏大臣の認可、監督を受け、講會は地方長官の認可を要し其の取締を受くるのである。

前にも一寸書いた様に營業無盡は講會の親無し無盡が發達進化したものであつて其の

方法 は講會との間に大差はなく、一定の口數と、一定の給付金額とを定め、定期に掛金を掛込ましめ、一口毎に抽籤、入札、其他類似の方法によつて金錢又は有價證券等の給付を爲すもので、基本的形態は更に之を三別することが出来る。それは東京式、大阪式、折衷式、であつて東京式は關東地方に多く行はれ、拂込掛金額が給付金額を超過する方法で早期の資金利用者有利である大阪式は關西地方に利用せられ給付金額が拂込掛金額より多い仕組になつて居り終會に近く給付を受くるものが有利となり、貯蓄希望者の意を満す様に出來て居り兩者の長所妙味を有し、折衷式は兩者の中庸をとつたものである(後に續くとあるが其雜誌に掲載なきを遺憾とす)

富興業ヲ禁スル事

明治元年十二月廿三日太政官布告
富興行之儀者兼テ御禁制ニ有之處近年諸國ニ於テ金錢融通ヲ名トシ或ハ社寺再建等ニ託シ興行致候向モ有之趣元來澆季之弊風僥倖之利ヲ以テ民心ヲ誘惑スルヨリ自然農工商共其職業ヲ惰リ往々是ガ爲ニ家産ヲ破候者モ不少哉ニ相聞ヘ以テノ外之事ニ候斯御一新之折柄右様之所業殊ニ御趣意ニ相戻リ候儀ニ付更ニ嚴禁被仰出候事

布告第二十五號 明治十五年五月廿四日

明治元年十二月二十三日ノ布告ニ原ツキ富籤賣買ノ牙保補助ヲ爲シ及ビ富籤ヲ購買シタル者處分方左ノ通制定ス
第一條 凡富籤賣買ノ牙保若クハ補助ヲ爲シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
第二條 凡富籤ヲ購買シタル者ハ其價ヲ拂ヒタルト未タ拂ハサ

ルトヲ問ハス二十日以上四月以下ノ重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス他人ノ名ヲ借りテ購買シタル者及他人ヨリ譲リ受ケタル者亦同シ

第三條 第一條第二條ノ罪ヲ再犯シタル者ハ同條ニ定メタル刑期金額ノ二倍ニ處ス但初犯ニ科シタル刑期金額ニ下ルコトヲ得ス

第四條 富籤ニ關スル犯罪ヲ告發シタル者ニハ其徵スル所ノ罰金ノ半額ヲ給與ス

第五條 富籤ニ關スル罪ヲ犯シ事未タ發覺セサル以前ニ於テ官ニ自首シタル者ハ其罪ヲ免ス

再犯ニ係ル者ハ自首スルト雖モ其罪ヲ免セス

第六條 富籤ニ關スル犯罪ニ因テ得タル財物ハ之ヲ沒收ス

自首ニ因テ罪ヲ免シタル者ト雖モ財物沒收ハ仍ホ前項ニ依ル

(3) 其他射倖行爲

內務省令第二十號 明治四十二年八月十日

(懸賞又ハ富籤類似其ノ他射倖方法提供ノ行爲取締ニ關スル件)

懸賞又ハ富籤類似其ノ他射倖ノ方法ニ用キムコトヲ提供シ又ハ投票ヲ募集スルノ行爲ニシテ公安又ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムル者ハ廳府縣長官(東京府ニ於テハ警視總監)ニ於テ之ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得
前項禁止又ハ制限ヲ命セラレタル場合ニ於テ其ノ命令ニ違背シタル者ハ三月以下ノ徵沒又ハ百圓以内ノ罰金、情ヲ知リテ其ノ行爲ニ附隨シテ寄贈ヲ申出又ハ提供ヲ應諾シ若ハ投票ヲ行ヒ又ハ投票ノ結果ニ依リ彰表物ヲ受ケタル者ハ科料ニ處ス

本令ハ明治四十二年十月十五日ヨリ之ヲ施行ス
明治三十三年内務省令第二十六號ハ之ヲ廢止ス
これに對し本縣では大正十二年七月二十五日縣令第四三號を以つて取締規則を制定したが現行のものにつき條文は省略す。

遼保第二四五七號 昭和八年三月二日

競馬開催ヲ利用スル射倂行爲取締ノ件

近時競馬開催ニ當リ「ファン」吸收ノ目的ヲ以テ主催者又ハ第三者カ種々ナル射倂方法ヲ用ムコトヲ提供シ動モスレバ競馬ニ關心ナキ不特定多數人ヲ集メントスル傾向アリ之等ハ著シク射倂心ヲ挑發シ各種ノ弊害ヲ伴フ虞アルヲ以テ將來斯種行爲ハ成ルベク認可セザル方針ヲ以テ嚴重取締セラレ度此段及通牒候也

遼保第一四九六〇號 昭和十年十一月十九日

「パチンコ」ト稱スル遊技場取締ニ關スル件

近時都市ヲ中心トシテ各地方ノ祝祭日、縁日、等ニ於テ「パチンコ」ト稱スル別記遊戯方法ニヨル遊技場ヲ開設スルモノ相當有之ガ遊技ニ當リテハ遊技ノ結果タル「メタル」ノ保有高ニ依リ其ノ賞品ヲ贈與シ技術ノ巧拙ニ因リ其ノ賞品ニ差異アリト雖モ時々遊技料金ニ數倍スル價格ノ賞品ヲ贈與スル方法ヲ用ヒ射倂的行爲ノ過分ニ含マレ居ル關係上遊技者殊ニ小學兒童ニ對シ射倂心ヲ助長誘發スルコト頗ル大ナルモノアル様思料セラレ、ニ付之ガ取締ハ當分ノ間大正十二年縣令第四十三號懸賞又ハ富籤類似其ノ他射倂行爲及投票募集取締規則ヲ適用シ左ノ制限ニ依ルモノ、外之ガ認可ヲ爲ササル様セララルベシ
右及通牒候也

追而既ニ認可済ノモノニ在リテハ同則第八條ニヨリ制限ヲ加ヘ且ツ本制限ニ違反スル者ニ對シテハ規則第十條ヲ適用スル等取締上遺憾ナキヲ期セララルベシ

制限

- 一、 小學校兒童ニ對シテハ遊技ヲ爲サシメサルコト
- 二、 贈與スル賞品ノ價格ハ其ノ遊技料金ヲ超ヘシメサルコト
- 三、 遊技ハ遊技券トシテ「メタル」ヲ交附シ遊技器ニ現金ヲ投入又ハ落下セシメサルコト
- 四、 其ノ他公安上支障ナシト認ムルモノナルコト

別記

- 一、「パチンコ」(自働球遊器使用)
- 一、俗ニ「パチンコ」ト稱スル遊技ハ高さ約二尺七寸奥行約五寸ノ函内右側上方ニアル投入口ヨリ金壹錢銅貨壹個ヲ投入スレバ右側下方ニ内部ヨリ自動的ニ亞鉛玉壹個出ヅ
- 一、右ノ亞鉛玉ヲ同箇所ニ取付ケル把手ニテ彈クト玉ハ同函内

所謂「幸運の手紙」

昭和六年の春から初夏に掛けての事であつた、誰か始めたのか所謂「幸運の手紙」といふ信書やハガキが民間で頻りに往復し、非常に世間を迷はしたことがある一例を擧ぐると、

幸運の貴方様

「此ノ葉書受取マシタナラ二十四時間内ニ貴方様ノ親族ナリ知人ニ此文書ト同シ葉書ヲ九人ニ一枚宛オ出シナサイ九月迄ニ大ナル幸運ガアリマス若シ此儘ニシテオイテハ大ナル悪事ガ來マス前ニ私モ或ル人カラ此ハガキヲ受取マシタカラ貴方様ニ出シマスガ之ハ米國ノ大官ガ初メマシタソウデス地球ヲ九ヘン巡ラネバナリマセン迷信セズニ實行ナサイヤハリ幸運ガオトズレマス」と言つた様なもので、偶然にもせよ貰つた者こそ迷惑で、出さねば何か祟りがありそうといつて、出せば限りが無いといふので本縣等でも、いろ／＼と取沙汰せられたものである、所がこれが取締に付宮城縣知事の伺として「斯う云ふことは警視廳でも逸早く取締つて居るさうだが東京通信局では郵便法四十六條及郵便規則第一條ノ二に依リ公安を妨害するものとして發見次第沒收すると

のことで、仙臺通信局に照會した所本件は郵便禁制品として取締るべき限りにあらずといひ、取締上甚だ困るから、どうか全国的に取締の方針を一定して欲しい」といふに對し警保局長は「照會の事項は昭和六年五月廿七日郵業第三八八號通信省郵務局長の回答に依れば郵便禁制品として處理すべき限りでないところから此旨承知され度い」といふやうな要領を得ぬ回答をしてゐる、隨つて警察の取締としては警察犯處罰令の「猥りに吉凶禍福を解き、云々の條項を以つて、さうした流弊を取締つたのであるが、それとて下手人が分らねば處罰するわけに行かず手を焼いたが、然しこれも一時の流行でいつとはなしに消へて行つた。

遊藝場ノ景品ニ煙草使用禁止ノ件

昭和十五年七月十一日 達保第四三〇九號通牒

從來遊藝場ノ景品ニ煙草ヲ使用スルモノ有之候處近時煙草ノ需給圓滑ナラザル爲之等業者ハ勢ヒ小賣商方面ノ買ヒ漁リヲ行ヒ一般需用者ニ一層不便ヲ與ヘ喫煙者ヲシテ自然遊藝場ニ向ハシメ或ハ未成年者若ハ喫煙ノ習慣ナキ者ニ喫煙ノ惡習ヲ馴致スル等好マシカラザル結果ヲ招來スル虞アルベキニ付當該遊藝場ハ勿論祭典縁日等ニ於ケル巡業遊藝場ニ對シテモ景品ニ煙草ノ使用ヲ禁止シ他ノ物品ヲ當テシムル様趣旨ノ徹底ヲ期シ來ル七月二十日ヨリ實施セラルベシ

(ト) 競馬の取締

競馬なるものは古き以前より行はれて居つた事は既に一般周知の通りであるが其主眼は専ら畜産の獎勵にあつて別に弊害の甚しきものなく從て之に對する警察としては依て招來すべき危険の取締に就てのみ行はれて居たるに過ぎずして其法制的のものとしては見るものはなかつた。然るに大正の初期頃より漸次勝馬投票等の行はるゝに至つて競馬其のものゝ危険よりも因て生ずる風紀上の取締を全然放任すべからざる情勢に立ち至りしに鑑み本縣に於ては大正十三年六月縣令第三四號に依り茲に始めて「競馬取締規則」を制定し爾來同年訓令保第五二八六號「競馬取締規則取扱手續」を、同年達保第五五九號「競馬取締に關する取扱心得方」を又同十五年三月には縣令第一一號を以て右規則を廢し新に「優勝馬投票取締規則」を制定し取締來りしが昭和二年八月に至り農林省令を以て「地方競

馬規則」の發布あり越へて同九年四月本縣は縣令第二八號を以て右規則施行細則を設けて從前の規則を廢し續いて同十五年二月縣令第九號に依り右細則をも之を廢するに至りたるものなるが、之より先即ち同十三年十一月之が取締に關し内務省より嚴重なる通牒あり本縣亦之に基き別添昭和十四年二月八日保達第七九號警察部長通牒に依り嚴重なる取締をなす事となり今日に至りたるものにて之が推移は、事人々の射倖心を唆る關係上、地方的に最も注目さるゝものがあつた。

大分縣令第三十四號 大正十三年六月六日

競馬取締規則

- 第一條 競馬ヲ行ハムトスルトキハ左記事項ヲ具シ實施二日前迄ニ所轄警察官署ニ届出ツベシ其ノ之ヲ變更又ハ中止セムトスルトキハ直ニ届出ツベシ
- 一、開催者ノ住所、氏名、生年月日（團體ニ於テ行ハムトスルトキハ團體名及其ノ代表者ノ住所、氏名、生年月日）
- 二、日時及場所
- 三、番組豫定數
- 四、入場料ヲ徵收セムトスルモノニアリテハ入場料金
- 五、優勝馬ニ對シ賞與ヲ授與セムトスルモノニアリテハ其ノ要領
- 六、競馬場ノ設備
- 第二條 投票ノ方法ニ依リ優勝馬の中者ニ對シ景品ヲ贈與セムトスル競馬ニアリテハ前條各號ノ外左記事項ヲ具シ入場料（投票券添付ノ儘）見本ヲ添付シ所轄警察官署ニ届出テ認可ヲ受クベシ其ノ之ヲ變更セムトスルトキ亦同ジ、中止セント

第三節 保安警察

スルトキハ其ノ旨直ニ届出ツベシ

- 一、投票ヲ施行スベキ競馬豫定番組數
- 二、入場券ノ發賣豫定數
- 三、競馬ニ關スル規定並投票施行ニ關スル規定
- 四、剩餘金ノ處分方法
- 前項第一號第二號ノ事項ハ數日ニ互ル場合ニアリテハ一日毎ニ別記スベシ
- 第三條 前條ノ競馬ハ畜産組合又ハ之ニ準スベキモノニ非ザレバ行フコトヲ得ス
- 第四條 競馬ニ付テハ凡テ左ノ制限ヲ遵守スベシ
 - 一、競馬ノ競走路ハ一週二分ノ一哩以上ニシテ幅員五間以上タルベシ但シ第一條ノ競馬ニアリテハ此ノ限ニ在ラス
 - 二、競馬ノ爲入場スル馬匹ノ年令ハ明ケ三歳以上タルヘシ但シ明ケ二歳以上ニシテ發育良好ナルモノハ此ノ限ニ在ラス
 - 三、競走ノ距離ハ明ケ二歳以上ハ四分ノ一哩以内、明ケ三歳以上ハ一哩半以内、明ケ四歳以上ハ二哩以内タルベシ
 - 四、馬場其ノ他ハ危險豫防上充分ノ設備ヲナスベシ

第五條 投票ヲ添付セル入場券ニ付テハ左ノ制限ヲ遵守スベシ
 一、投票券ハ入場券ト同一紙片ニ印刷セルモノノ外發賣若ハ頒布スルコトヲ得ス
 二、入場券一枚ノ料金ハ五圓ヲ限度トシ之ニ添付スル投票券一枚ニ對スル入場料金ノ割合ハ一圓ヲ超ユルコトヲ得ス
 三、投票券ヲ添付セル入場券ハ競馬開催當日ノ外發賣スルコトヲ得ス又競馬場入口以外ノ場所ニ於テ發賣スルコトヲ得ス
 四、投票券ヲ添付セル入場券ハ入場者一人ニ付一日一枚ノ外發賣スルコトヲ得ス
 學生生徒又ハ未成年者ニ對シテハ發賣スルコトヲ得ス
 第六條 投票券ヲ添付セル入場券ハ何人ト雖モ一日一枚ノ外購買スルコトヲ得ス
 投票券ヲ取得シタル者ハ之ヲ讓渡スルコトヲ得ス
 第七條 學生、生徒又ハ未成年者ハ投票ヲ爲スコトヲ得ス
 學生、生徒又ハ未成年者ニ投票ヲナサシムルコトヲ得ス
 第八條 投票ニ關スル一切ノ行爲ハ他人ヲシテ請負ハシムルコトヲ得ス
 競走馬ノ所有者競馬會ノ役員其ノ他直接競馬ニ關係アル者ハ投票ヲ爲シ又ハ他人ノ投票ニ關スルコトヲ得ス
 第九條 一競走番組ニ對スル投票ハ一人一票ニ限ル
 第十條 投票施行ニ關スル規定ハ競馬場内見易キ箇所ニ揭示スベシ
 第十一條 投票ニ關シ特ニ射倖心ヲ誘發スルガ如キ廣告ヲ爲ス

コトヲ得ス
 第十二條 各組ノ投票締切前ニ其ノ出場馬ニ對スル投票數又ハ其ノ多寡等ヲ表示スルコトヲ得ス
 第十三條 同一所有者ニ屬スル馬匹ノミノ競走ニ對シテハ投票ヲ爲シ又ハナサシムルコトヲ得ズ
 第十四條 左記各號ノ一ニ該當スル場合ハ投票券ヲ無効トス施行シタル投票券ハ入場料ノ割合金額ヲ以テ買戻ニ應ズベシ投票券ニ表示セラレタル馬出場セザルニ至リタルトキ其ノ馬ニ對スル投票ハ付亦同シ
 一、其ノ組ニ參加スル馬一頭トナリタルコト
 二、同一所有者ノ馬ノミガ出場シタルコト
 三、競走成立セズ又ハ競馬ヲ中止シタルコト
 四、競走ニ勝馬ナキコト
 第十五條 投票の中者ニ對スル贈與ハ物品又ハ商品券ニ限り現金ヲ以テスルコトヲ得ス
 前項ノ物品又ハ商品券ノ價格ハ的中シタル投票券ニ對スル入場料金ノ割合ノ拾倍ヲ超ユルコトヲ得ス
 第十六條 開催者ハ各組ノ競走終了ノ都度總投票數、的中投票數、並贈與額ヲ場内見易キ箇所ニ揭示シ計算ヲ明ニスベシ
 第十七條 投票の中者ハ競馬場内又ハ其ノ附近ニ於テ商品券ノ現金引換又ハ割引讓渡等ヲナスコトヲ得ス
 第十八條 開催者投票施行ノ費用ニ充ツル爲投票券ニ對スル入場料金ノ割合ヨリ控除スル金額ハ二割以内トス但シ贈與額計算ニ當リ錢以下切捨テノ餘金ハ此ノ限ニ在ラス

第十九條 第二條ニ依ル競馬開催者ハ收支計算書ニ投票券ヲ添付セル入場券ノ發賣數投票ヲ施行セル競馬番組數、投票總數、的中投票數等ヲ記載シタル書類ヲ添ヘ一日毎ニ別記シ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツベシ
 第二十條 警察官吏必要アリト認ムルトキハ帳簿、書類等ヲ檢閲シ必要ナル事項ヲ尋問シ若ハ特殊ノ施設ヲ爲サシムルコトヲ得

註 この縣令は大正十五年三月廿五日縣令第十一號優良馬投票取締規則發布に依つて廢止された。

連保第五五九號 大正十三年六月十一日

競馬取締ニ關スル件

競馬ノ取締ニ關シテハ本月六日縣令第三十四號競馬取締規則發布セラレ同時ニ訓令保第五二八六號ヲ以テ同則取扱手續制定セラレ候處尙概略左記ニ據リ取締上遺憾ナキヲ期セラレベシ

記

一、勝馬投票ノ方法ニ依ル競馬ハ可成畜産組合以外ノモノニハ認可セズ且畜産組合ニ對シテモ其ノ区域内ニ於テ一年間春秋二季ニ各一回ヲ限度トシテ認可スルノ方針ヲ採ルコト
 二、規則第三條ノ「之ニ準スベキモノ」ニ認可スルハ畜産組合ノ設置ナキカ若ハ其ノ他萬已ムヲ得ザル場合ニ限り且基礎鞏固目的確實ニシテ産馬獎理上效果アリト認メタルモノニ限ルノ方針ヲ採ルコト
 三、規則第二條第四號ノ剩餘金ノ處分ハ産馬獎勵其ノ他各種ノ公共事業ニ投ゼシメ苟モ私利私益ヲ許サズ若シ之ニ反スルモ

第三節 保安警察

第廿一條 競馬ヲ行ヒ又ハ投票ヲ施行スルニ當リ公安又ハ風俗ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ所轄警察官署ハ之ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得
 第廿二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
 一、第一條乃至第十九條ノ規定ニ違背セルトキ
 二、第二十條ノ檢閲ヲ拒ミ又ハ尋問ニ應ゼザルトキ
 三、第二十條第二十一條ニ依ル命令ニ從ハサルトキ
 ノハ認可セザル方針ヲ採リ第十九條ニ依リ收支計算書ヲ提出シタルトキハ特ニ此ノ處分ソ正否ヲ檢シ不正ヲナカラシムルコト
 四、馬場並ニ附近ノ設備ハ危險豫防上充分ナラシムルト共ニ規則違反ノ行爲ヲ行フノ餘地ナキ様(例ヘバ入場券發賣所、投票所等)嚴密檢査シ適當ナル指示ヲ與フルコト
 五、勝馬投票ヲ施行スル競馬ハ二日ヲ超ヘテ行フコトヲ禁シ且投票ヲ行フ競走番組ハ一日十番以内ニ限定スルコト
 六、勝馬投票ハ一種ノ射倖行爲ナルコトヲ念トシ之ニ附隨シテ起ル各種ノ不正行爲ヲ防止スルニ充分ノ力ヲ用フルコト

地方競馬の取締につき嚴達

由來地方競馬に對する一般の興味は非常なもので眞に馬匹の改良に對する關心でなく、悪い意味に於てこれを機として馬券購入や其他射倖心の挑發から、或る者は相當有識階級の者で、多數の紅裙を携行して競馬場に自動車を飛ばし、白晝公然賭博に等しい行ひをやるといふ傾向が濃度に看取せらるゝと云ふ、聞くも忌はしい状況であつた、それかあらぬか、内務省では昭和十三年十一月、これが取締に就き各地方長官に對し、嚴重なる通牒を發すると共にこれが取締の實情を報告せしめた、左にこれに基く本縣の通牒を掲げて見る。

競馬取締ニ關スル件 (昭和十四年二月八日 保達第七九號 警察部長)

地方競馬ノ實施ニ當リテハ優勝馬投票券附入場券ニ關スル規定ノ勵行ヲ圖ルコト最モ肝要ナルニモ拘ラズ從來ハ動モスレバ閉却セラレ警察取締上甚ダ徹底ヲ缺クガ如キ實情ニ在リ爲ニ入場者中ニハ多數ノ入場券ヲ購入スルコトヲ默認セラレタルガ如キ印象ヲ懷キ殆ンド公然ト規定ヲ無視スルモノ漸次増加スルガ如キ傾向ニアリ其結果射倖心ヲ誘發シ國家風教上好マシカラザル弊害ヲ惹起シタル事例寡カラズ優勝馬投票券制度ハ馬事思想ノ普及及馬産ノ獎勵并ニ馬事施設ノ充實ヲ期スルガ爲止ムヲ得ザル必要ニ出ツルモノナリトハ云ヘ之ニ伴フ弊害ヲ最少限度ニ防止スルコトハ風教上特ニ慎重ナル考慮ヲ要スベキ所ニシテ規定ノ主旨トスル所モ亦茲ニアリ殊ニ現下ノ如ク舉國堅忍持久非常時生活様式ノ確實ヲ圖リ社會風潮ヲ一新スルノ要緊切ナルモノアルトキニ當リテハ之ガ弊害ヲ免除スルノ必要特ニ大ナルモノアリト認メラレ其筋ヨリ指示ノ次第モアルヲ以テ爾今競馬ニ對スル諸般ノ取締特ニ優勝馬投票券付入場券ニ對スル取締ヲ嚴重勸行シ以テ競馬ノ淨化ヲ圖リ國家風教ノ振肅ヲ期セララルベシ
追テ競馬施行地所轄警察署ニアリテハ當分ノ間左記各項ニ依リ施行後十日以内ニ報告セララルベシ
尙取締ノ實施ニ當リテハ豫メ關係方面トノ連絡ヲ密ニシ競馬開催者ニ對シテ規定ヲ遵守セシムル様警告スルトトモニ開催當日ハ入場者ニ對シ主ナル規則内容ノ揭示又ハ規則違反ノ場合ハ嚴重取締ルベキ旨ノ警告ヲ行フ等豫防ニ關シ適切ナル措置ヲ講ゼララルベシ

- 一、競馬施行者及場所
- 二、開催日數
- 三、入場者數入場料(入場料ノミノ分ト投票券付入場ノ分ヲ區別スルコト)及前回トノ増減比較
- 四、競馬取締ノ概況特ニ本通牒ニ基ク取締ノ概況
- 五、競馬犯罪ノ種類別檢舉件數、送致件數、并人員及前回トノ増減比較
- 六、本通牒ニ基ク競馬取締ニ對スル一般民并競馬關係者等ノ意嚮
- 七、競馬取締ニ對スル參考事項

因ニ別府競馬の馬券賣上の狀況を擧げて見るに(昭和十三年七月調)

日期	入場者數	投票賣上高	一人平均投票券購入高
七月二十一日	一、四五七	二二、八〇三	一四、九五強
七月二十二日	一、四一一	二一、七二五	一五、三八
七月二十三日	一、三六八	二二、七四九	一六、六〇
七月二十四日	一、四二二	三〇、三五〇	二一、三四
計	五、六五八	九七、六二七	一七、二五強

日期	入場人員	馬券賣上高	一人購買高
九月十七日	一、八八〇	二二、七三六	一二、〇〇強
九月十八日	二、〇一五	二五、八一三	一二、八〇
九月十九日	一、四四七	二〇、三三五	一四、〇〇
計	五、三四二	六八、八八四	一三、〇〇

第三節 保安警察

(チ) 賣淫の取締

茲に賣淫と稱するは婦女の貞操を賣るの行爲にして其の私にせるもの即ち密賣淫の意なり、而して之が取締は古來相當嚴重なりしにも拘らず性の本能より來るものなれば精神的抑制以外には中々根絶に至らざるものにて警察取締中亦相當難問題の一たるを免れず従つて之が取締に關する法制に於ても的確獨立のものなく現在に在りては彼の一般法たる警察犯處罰令中其の第一條第二號の規定を唯一無二のものとし其の他の手段乃至善後措置に至りては行政執行法を第一として或は風俗に又は衛生に各其の部門に屬する法規典例中に於て抱括規定され居るに過ぎず故に之等は總て其の主的部門に於て記することゝし茲には單に本項に關し簡單なる沿革と獨立的存在の法制に基きてのみ其概要を識るすことゝせり。

抑も我國に於ける法制中に私娼の語を用ひたるは明治六年十二月太政官第二百六號改定律例に始まり其第二百六十七條に於て「私娼を街賣する者及窩主、媒合者、容止者、又は之を指令したる父母」を處罰することを規定（原文別添）したるものにして其の以前に於ては明治三年十二月制定の新律綱領に就て見るも其の「姦律」又は「婦女犯罪」等の律中、姦を罰すべき明文はあるも私娼取締の法制あることなきが如し（尤延享年間隱賣女御仕置の事等あるは格別）併して明治九年一月には第一號布告を以て前記改定例中の第二百六十七條私娼處罰の條を廢し、賣淫取締の義は擧げて地方官に任じたり、於茲同年一月二十三日内務卿は、自今賣淫取締に關し其の處罰の標準を示し本縣仍ち之に依り同年二月二十八日警布第十二號に依り賣淫罰則を定めたり、之本縣に於ける此種法制の第一歩である。爾來幾多變遷を経て明治四十一年九月内務省令第十六號警察犯處罰令の發布せらるや同令中に之か違反者處罰の一

項を規定せらるゝに至り茲に永年地方官に任せられし本取締も全國を統一して本令に依り取締ることとなり以て今日に至るものである。唯此間今日と比較し特に相違の甚だしいのは罰條の嚴酷なりし事である。又賣淫罰則より生じた罰金は時に地方の警察費や又は貧民救済の費用に充つべしとありしも（明治九年内務省達及本縣罰則）これは僅かに二年を経て同十一年に至り廢止となつてゐる、何れにしても金に變りはなきもの、これを特に規定の條文に記したことは今から思へば甚だ滑稽である。

新律綱領（拔萃） 太政官第九四號明治三年十二月二十日

婦女犯罪

凡婦女。死罪。不孝。姦。盜。人命。放火。ノ徒罪以上ヲ犯ス者ハ。各律ニ依テ斷決シ。笞杖ニ該スル者ハ。日數ニ折シ。笞杖一十毎トニ、十日ニ折シテ。禁獄ニ換フ
其餘ノ罪ハ。並ニ法ニ依テ收贖スルコトヲ聽ス

改定律例（拔萃） 明治六年六月十三日 太政官第二〇六號

第二百六十七條 凡私娼ヲ街賣スル。窩主ハ。懲役四十日。婦女。及ヒ媒合容止スル者ハ。一等ヲ減ズ。若シ父母ノ指令ヲ受クル者ハ。罪ヲ其父母ニ坐シ。婦女ハ坐セス

布告第壹號 明治九年一月十二日 太政大臣

改定律例第二百六十七條私娼街賣條例相廢シ賣淫取締懲罰ノ儀ハ警視廳並各地方官へ被任候條此旨布告候事

内務省乙第九號 明治九年一月廿三日 内務卿

本年第一號ヲ以テ改定律例第二百六十七條廢止ノ儀御布告相成候ニ付テハ過料三拾圓以内懲戒六ヶ月以内適宜ノ方法ヲ設ケ賣淫取締一層行届候様處分可致此旨相達候事

但取締方法當省へ可届出事

第三節 保安警察

第四章 警察取締の變遷

一二二〇

内務省乙第二十五號 明治九年三月九日 内務卿
本年第一號ヲ以テ賣淫取締懲罰ノ儀警視廳並各地方へ御任ノ儀
公布相成猶又右罰則ノ儀當省乙第九號ヲ以テ相違候處此罰金ハ各
廳ニ預置警察費又ハ徵毒検査費貧民教育費等ニ遣拂不苦尤徵收
ノ金高及遣拂明細共毎三ヶ月分取置當省へ届可出此旨相違候事

賣淫罰則 (明治九、二、二八)

第一條 縣廳ノ認可ヲ得シテ賣淫ヲ爲シ及ヒ媒合容止スル者
ハ二圓ヨリ少カラス十五圓ヨリ多カラス高主ハ三圓ヨリ少カ
ラス卅圓ヨリ多カラサル罰金ヲ科スヘシ若シ父母ノ指令ヲ受
ル婦女ハ其指令スル父母ニ罰金ヲ科スヘシ
第二條 若シ赤貧無力ニシテ罰金ヲ徵收スヘカラサル賣淫者及
媒合容止指令スル者ハ一ヶ月ヨリ少カラス三ヶ月ヨリ多カラ
ズ高主ハ二月ヨリ少カラス六月ヨリ多カラサル時間懲治監ニ
入レ苦役ニ處ス

第三條 賣淫ノ罰ヲ受ケシ者赤貧ニシテ自存スル能ハサルハ授
産所ニ付シ工藝ヲ授クヘシ其工事ニ練熟シ工錢之贏餘ヲ以テ
就産之目的アルカ或ハ人ニ嫁スル等之類ハ親戚之外タリトモ
身元儲ナル者之保證ヲ以テ下付スルヲ許ス

第四條 親戚及身元儲ナル者へ下付スルノ後再犯ヲナストキハ
保證人ヨリモ二圓ヨリ少カラス五圓ヨリ多カラサル罰金ヲ科
スヘシ
第五條 寄留之者賣淫ノ罰ニ處セシトキハ其親戚又ハ保證人或
ハ寄留之村町ニ責付シ本籍ニ送致スルコトアルヘシ

第六條 前條ノ罰金ハ總テ貧民救恤所ノ費用ニ充ツヘシ

警第十三號 明治九年二月廿八日 大分縣令名

今般賣淫女罰則布達ニ就テハ町村伍長共ニ於テモ精々注意シ犯
則者無之様可心掛旨伍中之者へ篤ト懇諭可致最區戸長ニ於テハ
行狀不宜聞有之婦女ハ時々教諭ヲ加ヘ自然罰則ヲ犯ス者モ候ハ
、直ニ警部出張所巡查屯所へ届出ヘク此段相違候事
但シ賣淫之所業ニ紛敷聞有之婦女ハ出張所屯所ニテモ視察可
致答ニ付住所姓名年齢等時々届出可申事

○明治十一年七月十七日警布第五號ヲ以テ賣淫罰則第六條削除
ノ旨布達セラレ

賣淫罰則 (明治一、一、一九)

賣淫罰則左ノ通改正ス
第一條 凡テ縣廳ノ認可ヲ得シテ賣淫ヲ爲シ及ヒ媒合容止ス
ルモノ者初犯ハ拾圓以内再犯以上ハ貳拾圓以内高主初犯ハ拾
五圓以内再犯以上ハ三拾圓以内ノ罰金ヲ科スル
但父母等ノ指令ヲナス者ハ其罰ヲ指令者ニ科ス

第二條 若シ無力ニシテ罰金ヲ徵收スヘカラサル賣淫者及媒合
容止者初犯ハ二ヶ月半以内再犯以上ハ五ヶ月以内高主初犯ハ
三ヶ月以内再犯以上ハ六ヶ月以内ノ苦役ニ處ス

第三條 賣淫ノ類スル猥褻ノ現跡ヲ認ムル三度ニ至ル者此規則
ニ照シ處置スヘシ
第四條 寄留ノ者賣淫ノ罰ニ處セシトキハ其親戚又ハ雇主受人
或ハ寄留ノ村町へ責付シ本籍へ送還セシムルコトアルヘシ

○明治十二年三月廿日 警布第三號ヲ以テ前掲賣淫罰則第三條
ヲ削除ス

○明治十四年十二月九日 布告第六十四號ヲ以テ密賣淫ノ儀ハ

刑法第四百二十五條第十項ニ明文アルモ當分ノ内其取締懲罰
ハ従前ノ通東京ハ警視廳其他ハ地方官へ委任セラレ
本縣申第八號 明治十八年三月十四日
密賣淫處分規則紙ノ通相定メ來ル四月一日ヨリ施行候條此旨
布達候事但明治十一年十一月警布第十八號布達ハ同日限り相廢
シ候事

密賣淫處分規則

密賣淫取扱手續 明治十八年三月十三日 本課第七號(本局名)

これは密賣淫に對する單行の取扱手續を定めたるものなり、現行の違警罪即決例の一部に該るものなるも、特種の
箇條二三を抜抄せんとす。

第一條 警察官及巡查ハ平素所轄人民ノ風俗行爲ニ注意シ現行
犯ニアラスト雖モ密賣淫ノ所爲アリト思料スルトキハ差押フ
ルコトヲ得
第二條 現ニ密賣淫アリト思料スル時ハ何人ノ家宅何時ヲ問ハ
ス之レニ立入差押フルコトヲ得此場合ニ於テ其證票ヲ携帶ス

(リ) 其他

茲に其他と稱するは風俗取締中以上列擧したる以外のものにして、時に史的興味の深いものもあるので左に原文を
掲ぐることにせり。

盆踊之儀ニ付廳下市中へ達シ 明治五年七月十二日

第三節 保安警察

一二二一

從前盆踊ト唱ヘ市郷共歌舞雜戲ヲナシ徒ニ數日ノ光陰ヲ費シ候儀ハ元來不開化ノ陋習ニ候得共仕來ノ事ト相聞候ニ付差許候然ル處
管内一般ニ日モ速ニ善良ノ風俗ニ進歩候様兼テ注意致候儀ハ每及布告置候通リナリ樂モ自分一己ノ活計相立候程ノ者ハ一家和陸親
戚打寄リ相樂候儀ハ優美ニシテ奥床敷候得共無益ノ冗費ヲモ願ミズ他日ノ生活ニ相障リ風俗ノ開化ヲ相妨ケ候様ニテハ甚以不可然
且又當地ハ管内一般ノ模範トモ可成儀ニ付假令一時ノ雜戲タリトモ管内人民ノ心得共可相成候様致度管ニ付市街雜沓中喧嘩口論或
ハ淫行猥ケ間敷儀無之様屹度相誠候條此旨當町小前末々ニ至ル迄行届候様懇々可申論此段相達候事

盆踊ノ儀ハ去ル十二日及告諭候通ノ趣意ニ有之候處兎角不宜風儀モ不勢趣建言モ有之旁以十五日日ノ出ヨリ十六日日没ヲ限リ可申

尤市中ハ門内限リ隣村ノ者ハ門内ニ入ルヲ許サズ其所々ニ於テ賑ヒ可申就テハ取締捕亡吏差出候間若心得違ノ者於有之ハ早速差押
可及處置候條此旨小前末々ニ至ル迄急速無洩可相達候事

廳下市中へ達シ 明治五年八月四日

方今開化ノ世ニ際シ當市中ノ者店前ニ於テ袒裼裸躰ニテ賣物取扱候族モ有之實ニ野蠻醜俗ノ姿容又買主ニ對シ失敬且人之ヲ忌ム豈
ニ商賈ノ不吉ナラス哉既ニ三府諸縣ニ於テモ裸躰取締ノ布令アリト聞ク當市中ノ如キハ縣廳ニ密通シ別シテ從前ノ汚習ヲ洗滌シ善
良ノ風俗ニ變シ開化ノ御趣意ヲ擴充シ管内一般ノ模範トモ相成候儀ハ每々布令ノ通ニ候條 朝廷ノ御趣意ヲ遵奉シ開化ノ良民タル
ニ背カザル様精々注意肝要タルベキ事

雜戲俳優云々告諭ノ文 明治五年八月十二日

夫レ神社ノ祭祀ハ苟モ誠敬ノ心アレバ薄品ノ供物ニテモ神祇之ヲ享ケ給フ誠敬ノ心ナク遊樂ヲ主トスルキハ神祇ノ幸セザルハ判
然タルノ道理ナリ然ルニ祭祀ノ節或ハ祈雨解願等ヲ名トシ俄踊其他俳優ノ真似等相催候村々許多有之自然右等ノ所業追々管内ニ傳
播シ蚩々ノ黎民眩昧ノ婦女之ニ奔波シ遊樂ニ流レ途ニ一時ノ宴會或ハ雜戲等相企其末互ノ意氣張ニテ家産ノ衰微ヲ相招ニ立至候テ
ハ祭祀ノ本旨ヲ失フ而已ナラズ銘々ノ生活モ難澁ニ及ヘク愚昧ノ至リトヤ謂ハン實ニ憫然ノ事ト候條向後右等浮華ノ遊樂相止候テ
勤勉忍耐ノ力ヲ以テ神祇ニ奉事シ神慮ヲモ慰メ幸福ヲモ祈念候様銘々可心掛此旨告諭者也

酒狂者取締 明治五年二月十七日

酒狂云々候テ御布告(庚午十二月太政官第三百十七號ナリ)モ有之處向心得違ノ者モ有之哉ニ相聞ヘ甚以不埒ノ至ニ候自今違犯ノ
族於有之ハ速ニ捕縛嚴重ノ所置ニ及ブベク候事

扮劇禁止ノ達シ 明治五年九月二十四日

俄踊ノ儀是迄路上徘徊丈ハ差免候處忽其名ヲ假リ其實ハ全ク俳優雇入レ數句手附致シ候向モ間々有之哉ニ相聞以ノ外ノ事ニ候右ハ
獨リ其業ニ怠ルノミナラズ失費モ亦不鮮終ニ破産流離ノ徒出來加之浮華ノ醜風ニ相遷候儀ハ必然ノ勢ニテ其弊相萌シ最以不可然次
第二付常祭解願等ニ假托致シ扮劇相真似候様ノ垢習斷然相止メ先般告諭ノ趣意篤ト斟酌致シ何卒淳良ノ風俗ニ進歩候様銘々心掛肝
要タルベク候事

習儀體裁云々布達 明治七年一月廿九日 甲第五號

近世變遷ノ體裁殆ンド古代簡素ノ姿ニ復シ都鄙漸ク風ヲ同フスルノ域ニ臨ミ候處間ニハ散斷髮ノ外ヘ龜頭ト唱ヘ一種ノ異風醜態ヲ
爲ス者モ有之趣甚無謂事ニ候體操ハ各自ノ自由ニ任スト雖モ其醜否ハ一般ニ關シ自然歸一ノ風化ヲ妨ケ候事ニ付異様ノ風體無之様
戶保長ニ於テ説諭可致此旨布達候事

俄踊其他俳優ノ真似等云々達 明治八年九月十八日 甲第九十二號

神社祭禮之節俄踊其他俳優ノ真似等致問敷云々之儀去ル壬申八月及告諭置候處先般靈祭引續昨年豐年祭ト唱ヘ右等ノ所業相催シ甚
敷ニ至リテハ其不正ヲ知ル者モ其黨ニ加ハラザレバ却テ都中ノ内交ヲ絶チ或ハ組外シニ致ス杯ト虛唱ヲ以テ人氣ヲ聳動シ餘燼再ヒ
燃ヘ舊習ニ泥ムノ萌シ有之哉ニ相聞ヘ以テノ外ノ事ニ候區戶長ニ於テ精々取締心得違之者無之様區内人民ヘ無漏可及説諭此旨相達
候事

應第七十九號 明治九年八月十日 權參事名

從前盆踊ト唱ヘ舊曆七月歌舞雜戲ヲ爲ス之陋習者維新ノ今日有ル間敷事ニ候處邊陲ノ地ニ至テハ名ヲ換ヘ或ハ他事ニ托シ昨年迄モ
依然猥醜之所爲有之趣相聞不都合ノ事ニ候依之已後右體之儀者屹度差止候條區戶長ニ於テ精々説諭ヲ加ヘ速ニ開明淳良ノ風俗ニ化

誘候様厚ク注意致可此旨布達候事

本縣本第三八九號 明治十三年九月十四日

近來乞食體ノモノ各所徘徊致候趣相聞候條右等ノ者見當リ候ハ篤ト取糺シ原籍アルモノハ説諭ノ上歸國セシメ無籍ノモノハ其地ノ戸長ニ引渡スベシ此旨相達候事

本縣乙第七六號 明治十四年九月廿日

今般甲第百二十四號ヲ以テ明治九年庶第七十九號布達取消候ニ付テハ街上ニ歌舞雜戲ヲ爲シ或ハ異裝ヲ爲シテ横行スルモ不差支義ト相心得候者有之哉モ雖斗右等ノ所業ハ因ヨリ不相成筋ニ付心得違之者無之様戸長ニ於テ町村内へ無洩説示スベシ此旨相達候事

本縣甲第二十八號 明治十六年七月十六日

諸遊藝人取締規則

明治廿三年三月卅一日縣令甲第三十一號ヲ以テ第七條ヲ削除第八條ヲ改正ス

明治三十二年五月廿三日縣令第二十號ヲ以テ廢止

第一條 左ノ業ヲ營ムモノハ此規則ヲ遵守スヘシ

遊藝師匠、遊藝稼人、相撲、行司、俳優

第二條 前條ノ業ヲ營マント欲スルモノハ身元引受人相立別紙

賴書式ニ準シ所轄警察署又ハ分署ニ願出鑑札ヲ受ク可シ但本

縣在籍ノ戸主ニ非サレハ身元引受人トナスコトヲ得ス

第三條 鑑札ハ常ニ携帯スヘシ但何人ニ限ラス鑑札ヲ見シコト

ヲ需ムルトキハ速ニ之ヲ示スヘシ

第四條 鑑札ハ轉籍寄留改名等ニテ異動ヲ生スルカ或ハ水火盜

難其他ノ事故ニ依リ毀失スルトキハ其事由ヲ詳記シ第二條ノ

手續ニ準シ更ニ願受クヘシ

第五條 鑑札ハ賣買讓與貸借ヲ許サス

第六條 廢業或ハ他府縣へ轉籍寄留スルトキハ町村役所ヲ經テ

所轄警察署又ハ分署へ鑑札ヲ返納ス可シ

第七條 取締上妨害アリト見認ムル時ハ營業ヲ停止或ハ禁止ス

ルコトアル可シ

第八條 此規則ニ違背シタルモノハ違警罪ニ依リ罰セラルヘシ

(以下書式略)

保秘第一三〇六二號 昭和八年十一月十三日

「ダンス」ホール取締ニ關スル件

近來宿屋料理屋營業者等ニシテ其ノ營業用家屋内ニ「ダンスホ

ール」(舞踏場)ヲ設置シ來客ヲシテ「ダンス」ヲ爲サシムルモ

ノアリ之等ノ中ニハ不良性ヲ帶ヘル「ダンス」(舞踏手)ヲ雇

傭シテ客ヲ誘引シ專ラ營利ヲ目的トシテ自由ニ男女抱擁「ダン

ス」ヲ演セシムルモノ相當アルヤノ聞アリ之ヲ看過スルニ於テ

ハ一般社會ノ善良ナル風俗ヲ頽廢セシムルノ虞アリト認メラル

ルヲ以テ近ク縣令制定ノ見込ナルモ現在ノ狀態ヨリ見テ當分左記方法ニ依リ之ガ取締ヲ勵行シ其弊風ヲ一掃スルコトニ努メラレ度

記

一、宿屋、料理屋、飲食店其他風俗警察上取締ヲ要スル營業ノ

場所又ハ其ノ營業用家屋内ニハ「ダンスホール」ヲ設置シ又

ハ他人ヲシテ之ヲ設置セシメザルコト、尙將來「ダンスホー

ール」設置ヲ計畫シ前記營業許可ヲ願出タル場合ハ特ニ此旨命

令シ置クコト

二、前項營業者ニシテ既ニ「ダンスホール」ヲ設置セル者ニ在

リテハ左記各號ノ事項ヲ嚴守セシムルコト

1、酌婦女給其ノ他名稱ノ何タルヲ問ハズ料理屋飲食店ノ雇

女及泥醉者、未成年者、學生生徒ニシテ出入スル者アルト

キハ諭示シテ中止セシムルコト

2、「ダンスホール」ノ内部ハ公衆ノ通行シ得ル場所ヨリ透

視得ザル様設置スルコト

3、「ダンスホール」ハ直接營業ノ爲ニ使用スル場所ト完全

ニ區劃スルコト

4、「ダンスホール」内ニハ相當光力ヲ有スル電燈(普通新

聞紙ヲ讀ミ得ル程度)ヲ設備シ舞踏中光力ヲ減減セザルコ

ト

5、休憩室其他名稱ノ何タルヲ問ハズ「ダンスホール」ニ伴

フ別室ヲ設ケザルコト

6、營業所又ハ其ノ出入口其ノ他道路ヨリ望見シ得ル場所ニ

第三節 保安警察

「ダンス」ニ關スル立看板其ノ他ノ廣告ヲナサザルコト

7、「ダンスホール」内ニ於テハ絕對ニ飲酒ヲ爲シ又ハ爲サ

シメザルコト

8、「ダンス」ハ日出ヨリ夜間十一時限ト爲スコト

9、「ダンス」其ノ他ノ雇人ニ對シテハ宿屋又ハ料理屋、

飲食店取締規則ニ依ル雇入解雇ノ手續ヲ履行スルコト

10、「ダンスホール」内ニハ適當ナル消火並避難設備ヲ爲ス

コト

三、前項ノ「ダンスホール」ニハ隨時警察史ヲ派遣シ左記事項

ヲ内偵セシメ公安風俗上如何ハシキモノニ對シテハ其ノ狀況

報告ノ上漸次之ガ整理ヲ斷行スルノ方針ヲ以テ取締ヲ勵スル

コト

1、「ダンスホール」内ニ於テ風俗ヲ紊ルガ如キ行爲ヲナキヤ

2、營業者若ハ其ノ家族雇人等ニシテ密賣淫ノ媒合容止ヲ爲

スノ虞ナキヤ

3、「ダンス」ノ素行動靜

4、出入者ニシテ警察上注意ヲ要スベキモノナキヤ

四、經營者ニハ「ダンスホール」ニ關スル簿冊ヲ備ヘシメ左記

事項ヲ調査記入セシムルコト

1、「ダンス」ノ原籍、住所、職業、氏名、年齢經歷(特

ニ從前ノ業態)及素行ノ概要

2、「ダンス」ノ雇關係(前借給料等)

3、「ダンスホール」ニ當ニ出入スル者(所謂常連)ノ住所

職業、氏名、年齢

4、毎日ノ入場並收支ノ狀況
 5、第二項以外ノ場所ニ於ケル「ダンスホール」又ハ眞ニ社交
 尙舞踏場及舞踏教授所ノ取締ニ關シテハ昭和十三年六月二十二日付内務省發警第三九號ヲ以テ警保局長ヨリ（極秘）通牒アリ本縣亦此意ヲ承ケ別府署長ニ對シ左ノ示達ヲ爲シタリ

保秘達第八九一六號 昭和十三年七月十八日 別府警察署長宛 警察部長名

舞踏場及舞踏教授所ノ取締ニ關スル件

舞踏場ノ取締ニ關シテハ昭和八年十一月十三日附保秘達第一三〇六二號示達ニ基キ嚴重取締中ト信ゼラル、ガ舞踏ハ本來我國情ニ背反シ婦道ヲ紊リ青年子弟ノ氣風ヲ浮薄ナラシメ國家風教ニ惡影響ヲ及ボスコト尠カラザルノ言ヲ俟タザルノ實情ニアリ今回國民風紀振肅ヲ期スル爲メ内務省警保局長ヨリ其取締方ニ關シ通牒ノ次第モ有之候ニ付テハ一層取締ヲ強化シ圓滑ニ之カ根絶ヲ期スル方針ノ下ニ別紙取締要綱ニ基キ取締ヲ勵行スルコト、ナリタルニ依リ克ク其ノ趣旨ノ存スル處ヲ領得シ適切ナル方策ニ擴リ取締上萬遺憾ナキヲ期セラレベシ（取締要綱ハ最近ノ事實ニ付省略）

風俗ニ關スル營業取締

本件ニ關シ昭和十三年六月廿二日内務省發警第三八號ヲ以テ警保局長ヨリ通牒アリ依テ本縣ハ其ノ意ヲ承ケ左ノ示達ヲ爲シタリ
 達秘保第三八號 昭和十三年七月二十九日

風俗ニ關スル營業ノ取締ニ關スル件

一國風教ノ振否ハ國運ノ消長ニ至大ノ影響アルハ史實ノ示所ナルカ之ト密接不可分ノ關係ヲ有スル所謂風俗營業ノ取扱ニ當リテハ具ニ國家社會ノ動向ヲ洞察シ一貫シタル方針ノ下ニ所謂風俗警察運用ノ妙ヲ發揮シ社會風潮ノ刷新ヲ圖リ以テ健全ナル風教ノ興隆ヲ畫スベキハ最モ緊要トスル所ナルガ指導取締當ヲ失シ爲ニ反ツテ輕兆奇激ノ時流ニ投ゼシメ弊風助長ノ慮ヲ與ヘ其ノ業益々醜惡化スルノ傾向ヲ生シ中ニハ學園其ノ他特ニ清淨安謐ヲ要スル地域又ハ其ノ附近ニ斯種營業ノ散在スルアリ「學童、婦女子等ノ純眞ナル精神ニハ因ヨリ」一般社會風教上ニモ好マシカラザル影響ヲ與ヘツ、アルヤノ事例アルニ鑑ミ其ノ弊風防除ノ爲主務省

ニ於テハ國ヲ通ジ糞ニ之ガ根本方策ノ確立ヲ見タルヲ以テ本縣ニ於テモ地方的實情ヲ參酌シ左記ノ通取締大綱ヲ樹立シタルヲ以テ適切有效ナル方途ヲ講ジ其ノ實績ヲ舉グルニ努メラレベシ

左記（最近ノ事實にて事機密に屬するものもあれば省略）

署名ヲ求ムル者等ノ取締

本件ニ付テハ昭和十三年九月十四日内務省發警第六九號ヲ以テ警保局長ヨリ通牒アリ本縣ハ之ニ基キ左ノ通達ヲ爲シタリ
 達保第二九號 昭和十三年十月五日

署名ヲ求ムル者等ノ取締ニ關スル件

近來外國人、演劇、映畫等ノ關係者、運動選手等ヲ訪問又ハ追隨シテ署名（サイン）ヲ要請シ或ハ交際ヲ求ムル等ノ事例、青年、婦女、學生、生徒ノ間ニ於テ著シク増加シ殊ニ中央都市等ニ於ケル此種傾向ハ最モ甚敷ク中ニハ公衆ノ面前ニ於テ誘惑的言動ヲ爲シ迎合的姿態ヲ爲ス等全ク正視ニ耐ヘザル醜態ヲ演ジテ毫モ羞恥ヲ感ゼザルモノアリ之ヲ放任センカ此ノ弊風ハ漸次地方ニ瀰漫シ愈々盲目的ナル外國崇拜思想ヲ助長シ帝國ノ威信ヲ失墜シ或ハ風俗ヲ紊リ國民風教ヲ馳緩セシムル虞著シキモノアリト認メラレ上局ヨリ指示ノ次第モアリ爾今左記ニ依リ取締ヲ勵行セラレベシ

記

- 一、公衆ノ面前ニ於テ外國人、演劇映畫關係者（俳優、レビニューガール等）運動選手等ニサイン等ヲ要請シ其狀況特ニ風俗ヲ害スルコト著シキモノアルトキハ、懇切諭示シ、尙之ヲ肯セザル者ニ對シテハ警察署ニ同行ノ上説諭ヲ加ヘ保護者ニ引渡スコト
- 二、學生、生徒、婦女子等ニシテ、サイン、ヲ求メ花環等ヲ贈呈スルガ爲劇場等ノ樂屋裏、外國人、演劇、映畫關係者、運動選手等ノ宿泊所、控室等ニ出入螺集スルガ如キハ弊害甚カラザルヲ以テ豫メ興行主、宿主、演劇映畫關係者等ニ警告シテ能フ限り出入ヲ阻止セシムルト共ニサイン花環等ヲ拒絕セシムルコト、シ現ニ出入又ハ螺集スル者ニシテ特ニ風俗ヲ紊ルモノアルトキハ前號ト同様ノ取扱ヲ爲スコト
- 三、外國艦船等ノ發着ニ際シ之ヲ送迎觀覽スル婦女子ニシテ特ニ風俗ヲ紊ルガ如キ行爲アルトキモ亦第一號ト同様ノ取扱ヲ爲スコト

第三節 保安警察

- 四、前各號ノ取締ヲ行フニ當リテハ豫メ學校及各種教化團體等ト緊密ナル連絡ヲ採リ之等ヲ通ジ學生、生徒其ノ他ニ對シ充分趣旨ヲ徹底セシメ自發的ニ此種行爲ヲ中止セシムルコト
- 五、宿屋、料理屋、カフェー等が外國人、演劇、映畫關係者ノ歡待ノ爲メ特殊ノサービス、服飾等ヲナシ延ヒテハ著シク風俗ヲ紊スガ如キコトナキ豫メ注意スルコト
- 六、官公署各種團體等ノ行フ外國人歡待ニ際シテハ其ノ接待ノ方法ニツキ特ニ慎重ナル考慮ヲ拂フコト
- 七、第一乃至第三號ノ取締ヲナスニ當リテモ被取締者ノ相手方外國人ナルトキハ其ノ相手方ヲシテ感知セラレザル方法ニ依リ注意説諭ヲナスコト(下略)

三、營業

營業を分つて、(イ)古物商及質屋ノ取締、(ロ)紹介業及案内業ノ取締、(ハ)湯屋ノ取締、(ニ)宿屋及汽船問屋ノ取締、(ホ)市場及牛馬商ノ取締、(ヘ)代書人及印章彫刻ノ取締、(ト)其他、の七項とし順次左に述べんとす。

(イ) 古物商及質屋の取締

質屋、古物商は現在の社會常識より考察する時は古物商に對しては盜犯防止乃至衛生的方面より多分の取締を要し、質屋は一種の民間金融機關的存在として惡徳不正の所業なからしむべく此處に警察の干渉を必要とするものにして其の間自ら意義を異にするものなきにあらざるも往時は未だ夫等に想及せず單に盜品並遺失物搜索上の便利てふ點より觀察し二者共通の目的の爲め其の制度を設けたるもの、如く即ち明治九年三月九日警第十四號を以て「盜品並遺失物搜索便利の爲商業の者に對し組合規則を立つべき」を命じ専ら以上目的の下に業者を強制して自戒的規則を

設けしめ以て其實行を監督取締たり。其後同十二年に至り十月四日警布第三十五號を以て右組合規則を廢し新に「商職業取締規則」を制定して略直接取締の法制的體面を現はしたりと雖も、其の内容に至りては依然として業者の組合設立に重きを置きたるもの、如く、後古物商は明治十六十二月布告第五〇號を以て、又質屋は翌十七年三月に至り布告第九號を以て共に取締條例を制定し茲に始めて業體別獨立せる法制上完全なる取締制度を確立した。

然れ共其の内容に至りては例令は質屋には未だ利息の制限なく、古物商に今尙衛生的方面の規定なきのみならず古物商の定義中に猶ほ染物並屑買等の營業を含まさりし等不備の點尠からざりしより同二十年三月に至り不取敢縣令を以て染物、屑買等の營業取締規則を定め更に明治二十八年三月法律第十三號は古物商取締法を又同月法律第十四號は質屋取締法を夫々制定さるに至り茲に全く兩者の取締法に完備を見續いて内務省令又は縣令を以て各其の隨屬規定を設け爾來部分的必要の改正を加へ今日に至れり。

以上本項に對する沿革の大要なるが此外質屋にありては既に卷頭一言せる如く民間に於ける金融機關的存在の一營業なる點より時勢の變遷は漸く此意味に於て重要性を帯ぶるに至り、民衆利便と地方公共團體の財源の一方法として遂に昭和二年四月法律第三五號は公益質屋法を制定し現に本縣に在りても同法に依り既に數個の公益質屋設立を爲し居れり。以下古物商と質屋とを區別して各現存の記録を登載せん。

(1) 古物商

縣警一四號 明治九年三月九日
今般盜品並遺失物搜索便利ノ爲左ノ通商業ノ者夫々規則相定候事

- 一 質屋
- 一 古衣類商賣
- 一 古鐵古金類商賣

一 古道具類商賣

組合規則

- 第一則 各商共一小區又ハ二三小區ニテ組合ヲ定ムベシ若二三小區ニテ一人或ハ三四人位同商ノ者有之ハ組合ヲ立ツニ及ハスト雖揭示條款ノ手續ヲナササルヲ得ス
- 但立組ノ者ハ其適宜ニ任セ毎組人撰シテ取締人一人或ハ數人ヲ置キ取締ヲナシムベシ
- 第二則 質屋ハ皆同業ニテ組ヲ立ツヘシ
- 第三則 古着類商賣ハ従前ノ古着類古着買西洋服ノ古着等ヲ取扱フ者ニテ組合ヲ立ツベシ
- 第五則 古道具類商賣ハ従前ノ雜道具屋西洋靴傘等ノ古着ヲ取扱フ者ニテ組合ヲ立ツベシ
- 第六則 從來商賣ノ者又ハ新ニ商賣ヲ營ム者悉皆組合ヘ編入ノ上取締人ヨリ戸長ヲ經テ監督ヘ申出書札ヲ受クベシ
- 但シ同業者ニシテ組合ヲ立ツルニ不及者ハ銘々ヨリ戸長ヲ經申出書札ヲ受ヘシ
- 第七則 各組合毎ニ名前帳二冊ヲ製シ商業住所本籍寄留姓名年齢等ヲ記シ銘々印形ヲ押シ其區戸長ヘ差出スヘシ區戸長ハ一冊ヲ有シ一冊ハ警部出張所エ差出スベシ若シ移住シ従前ノ業ヲ營ム者ハ名前帳相改ムベシ又新ニ加入改業病死等ハ其時々届出ツベシ
- 但名前帳ヲ製スル時ハ其組取締人ノ任タルヘシ
- 組合不立者ハ銘々ヨリ可届出
- 第七則 取締人ハ新ニ組合ニ入ル者ヨリ金ヲ貸リ又ハ飲食其他

ハ相當ノ處分スベシ

- 第六條 居商ハ店頭ニ看板ヲ掲ケ置ケ置ベシ
- 第七條 品觸ノ飾寫帳ニ記載シ似寄りノ品アラバ速ニ警部出張所又ハ屯所ヘ訴出スベシ
- 第九條 街衢途上郊路等ニ於テ身元儲ナラサル者ヨリ物品ヲ買取ルベカラス
- 第九條 古着買古鐵買其一家ヲナサシテ買廻ル者ハ其同商ノ買子或ハ雇丁トシテ鑑札ニ何某買子或ハ雇丁タル證ヲ持テシムベシ
- 但各其商業外ノ品物ヲ買取ルベカラス
- 明治九年七月十一日警第廿五號。同年十二月九日警第三十六號
- 同十年二月二十八日警達第八號ヲ以テ右大文字ノ如ク改正ヲ加ヘタリ(各本文ハ質屋ノ項ニ在リ)
- 本縣布達甲第三號 明治十七年二月六日
- 古物商取締細則及組合頭取心得別紙ノ通定但從來營業ノ者ハ本年二月十日限り願出鑑札ヲ受クヘシ

古物商取締細則

- 第一條 古物商取締條例ニ依商業(居商行商)ヲ營マント欲スル者ハ第一號書式ニ依所管警察署又ハ分署ヘ願書差出シ免許鑑札ヲ受クヘシ
- 但賣子ヲシテ行商ヲナサシメントスルトキハ第二號書式ニ依リ鑑札願受クヘシ
- 第二條 古物商ハ同業中組合ヲ設ケ頭取ヲ撰舉シ警察官ノ認可

第三節 保安警察

ノ入費相掛ケル等ノ事嚴禁タルベシ

第九則 取締人手數料等ノ入費ハ組合中熟儀ノ上申出差圖ヲ受クベシ

揭示條款

- 第一條 銘々明細帳ヲ製シ其取締并戸長之押切判ヲ取り成規ノ印紙ヲ貼付シ置キ其商業取引人ノ姓名住所品物等總テ此帳ニ記載スヘシ且又別ニ品觸寫帳ヲ製シ置キ品觸アラバ之レヲ詳記スベシ
- 但品觸寫帳ハ取締并戸長ノ押切判ニ及ハス
- 第二條 賣入レ主、賣主ノ住所姓名熟知セサル者ト物品取引スルトキハ必ス住所姓名ヲ知ル者一員男女ヲ不論證人ノ姓名ヲ記シ兩判ヲ取り置クベシ
- 第三條 同商ニテ鑑札所持ノ者ト取引スト雖モ必ス證印ヲ取ルベシ尤モ其鑑札ヲ以テ證トナスヲ以テ其面ヲ知ラサル者ト雖モ證人ヲ要スルニ及バザルベシ
- 第四條 官廳ノ印アル品或ハ官品ト見定メタル物ヲ買入シ又ハ賣買スル者アラハ留置警部出張所又ハ其屯所ニ訴出スベシ
- 第五條 買入主又ハ賣主ヲ怪シク見受タルトキハ速ニ同様訴ヘ出ベシ
- 第六條 不正品ト心付品觸ヲ待ス速ニ訴出タル分ハ他日不正品タルコト相顯レシ節 證據ノ上金五圓以下ヲ褻給シ 品觸アリテ速ニ訴出タル者ハ 同斷金三圓以下ヲ褻給ス 若シ其者不 正ノ所業之レアル時ハ相當ノ處分アルベシ

ヲ受クヘシ

但都合ニ依リ類似又ハ類似セサル古物商業者ト組合ヲナスモ妨ナシ

- 第三條 頭取ハ警察官ニ於テ改撰改セシムルコトアルヘシ
- 第四條 組合ニ關スル費用ハ組合中協議ヲ以テ支辨スヘシ
- 第五條 (鑑札毀損又は遺失の場合ノ手續)
- 第六條 (廢業の場合)
- 第七條 鑑札ハ賣買讓與貸借ヲ許サス
- 第八條 居商ハ店頭ニ看板ヲ掲ケ行商ハ鑑札ヲ携帯スヘシ
- 第九條 古物商ハ左ノ帳簿ヲ製シ紙數ヲ記シ所管警察署又ハ分署ノ檢印ヲ受クヘシ
- 物品買入帳 物品賣渡帳 物品交換帳 物品預帳
- 第十條 物品買入帳ニハ買入タル物品ノ名稱素質模樣員數代價年月日時其賣主ノ住所氏名及證人アルモノハ其住所氏名ヲ空行ナク登記シ之ニ實印若クハ拇印ヲナサシメ置ヘシ
- 但警察官若クハ巡查ノ認可ヲ受ケ買入タルトキモ亦同シ
- 第十一條 物品賣渡帳ニハ其賣渡シタル物品ノ種類個數代價年月日ヲ記載スヘシ
- 但刀劍又ハ之ヲ仕込タル器具ヲ賣渡シタルトキハ其買主ノ住所氏名年齢ヲ記載スヘシ
- 第十二條 (物品交換帳ノ規定)
- 第十三條 物品預り帳ニハ其預リタル事由ヲ詳ニシ其他第十條ニ準據記載スヘシ
- 但警察官ノ認可ヲ受ケ預リタルトキモ亦同シ

第四章 警察取締の變遷

第十四條 物品ヲ他府縣ニ運送セントスルトキ又ハ他府縣ヨリ受取リタルトキハ其物品ノ名稱素質模樣數代價及運送先キ又ハ差出人ノ住所氏名年月日等ヲ詳記シ直チニ所管警察署又ハ分署ヘ届出ヘシ

第十五條 古物商ハ其買入品又ハ讓受品若クハ預リ品ニ不審アリト思料スルトキハ假令身元詳ナル歟又ハ證人アリト雖モ所管警察署分署又ハ巡行ノ巡查ニ密告スヘシ

第十六條 古物商ハ物品ノ故態若クハ形狀ヲ變換スルノ委託ヲ受ケタル際其物品不審ト認ムルトキハ直チニ所管警察署分署又ハ巡行ノ巡查ニ密告スヘシ

第十七條 此規則ニ違背シタル者古物商取締條例ニ明文アルノ外ハ違警罪ニ依テ罰セラルヘシ

古物商取締細則中改正之儀ニ付何

(明治一八年二月一四日本局)

古物營業者警察官ノ許可ヲ得シテ盜罪詐欺取財ノ罪刑法第三百九十九條第四百一條ノ處斷ヲ受ケタル者ヨリ物品ヲ買取り又ハ交換及容藏スル者ハ古物取締條例第六條ノ制裁ヲ受ケタル上尙同條例第十六條ニ依リ行政上特別之取締ニ付セラル而シテ自ラ盜罪及詐欺取財ノ罪ヲ犯シタル場合ニ於テハ刑法ノ制裁ヲ受ケル勿論ナリト雖モ行政上之方取締ヲ爲スノ法アルヲ見ス夫レ他人ノ之ヲ犯シテ買取り又ハ交換若クハ容藏スルモノスラ斯ノ如ク特別取締ニ付セラルルノ條項アリ已レ犯シ販賣營業スル者ハ情狀一層重キヲ加フルナラン手然ルニ行政上取締ノ法ナキハ權衡當ヲ得サル儀ト被存殊ニ目下差掛タル事件モ有之候ニ付古

物商取締細則中左案ノ通改正可然哉相何候

甲第六十八號

明治十七年二月本縣甲第三號布達古物取締細則第十七條左ノ通改正候條此旨布達候事

明治十八年十二月十七日

長官名

第十七條 此規則ニ違背シタル者ハ古物商取締條例ニ明文アルノ外ハ違警罪ニ依テ罰セラレ尙其狀情ニ依リ營業ヲ停止若クハ禁止スルコトアルベシ

縣令甲第廿九號 明治廿年三月四日
染物營業並屠買營業取締規則別冊ノ通相定メ來ル五月一月ヨリ施行ス

但明治十五年六月甲第六十九號布達ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ニ付該營業者ハ本則ニ依リ更ニ相當ノ手續ヲ爲スヘシ

染物營業並屠買營業取締規則
第一條 染物營業ヲ爲ス者ハ所管警察署又ハ分署ニ届出ツヘシ屠買(紙屑襤褸買ヲ云フ)ヲ營業ヲ爲サントスル者ハ所管警察署又ハ分署ニ願出免託鑑札ヲ受ケヘシ
但雇人ヲシテ行商ヲナサシメントスルトキハ其雇主ヨリ本文ニ準シ願出ツヘシ

第二條 (鑑札ヲ遺失毀損シタル場合ノ手續)
第三條 鑑札ハ賣買讓與貸借ヲ許サス
第四條 染物營業並屠買ハ店頭ニ看板ヲ掲ケヘシ
(看板類ノ雛形ハ登載ヲ略ス)

第五條 染物營業並屠買ハ左ノ場合ニ於テハ直ニ所管警察署分署派出所又ハ巡行ノ巡查ニ密告スヘシ

一、染色模様變換等ノ依頼ヲ受ケタル際其物品不審ト認ムルトキ

一、紙屑又ハ襤褸ヲ買取ル際其物品不審ト認ムルトキ

第六條 屠買ハ古物商ニ紛ハシキ所業ヲ爲スヘカラス

第七條 警察官ハ此規則ニ依リ營業ヲ爲ス者ノ店舗ニ臨ミ検査

(2) 質屋

丙第二號質屋渡世ノ者心得違シ 明治六年十月十三日

當管内質屋渡世ノ者從前質物受取金子貨渡候節質札ト號シ金高並品數期限等記載シ相渡金子借主ヨリハ證書不差入其金子返済ノ節質札ノ金高ニ利子ヲ加ヘ受取候迄ニテ貸借預リノ證書不明瞭ノ仕來ニ有之候處今般印紙御發行ニ付質屋共ヨリ質札ノ儀何出候向モ有之從前仕來ノ儘右質札ヲ利付證書ト看做シ御規則第二條第類ト相心得候様相達置候處自今ハ質屋渡世ノ者自家ニ備置候質帳ハ第一類ノ證書ヲ受證書替リ調印爲致質札ノ儀ハ質物預リ書ニテ第一類ノ證書ト心得金高十圓以下ハ界紙十圓以上ハ一錢印紙貼用可致候若然ラサルハ犯則人タルヘク候條質屋渡世ノ者ハ勿論人民一般此旨可相心得置候事

明治六年十二月五日「丙第七號質屋渡世ノ者云々布達」アリ

警第十四號 明治九年三月九日 大分縣令名

今般盜品並遺失物搜索便利之爲メ質屋外商業ノ者別冊之通規則相定候條第六則各組名前帳ハ來ル四月卅日迄ニ管理ノ警部出張所ヘ可指出此旨相達候事

今般盜品並遺失物搜索便利之爲メ左之商業ノ者共夫々規則相定候事
一質屋

第三節 保安警察

- 一 古衣類商賣
 - 一 古鐵古金商賣
 - 一 古道具類商賣
- 組合規則
- 第一則 各商共一小區又ハ二三小區ニテ組合ヲ立ヘシ若二三小區ニテ一人或ハ三四人位同商之者有之組合之ニ及ハスト雖掲示條款之手續ヲナササルヲ得ス

- 但立組ノ者ハ其適宜ニ任セ毎組人撰シテ取締人一人或ハ數人ヲ置キ取締ヲナサシムヘシ
 - 第二則 質屋ハ皆同業ニテ組ヲ立ツヘシ
 - 第三則 古衣類商賣ハ従前ノ古着屋古着買西洋服ノ古着等ヲ取扱フ者ニテ組合ヲ立ツヘシ
 - 第四則 古銅鐵金銀類商賣ハ従前ノ唐物屋小道具屋古鐵買並漬シ金銀地金賣買時計屋袋物屋刀劍類ヲ取扱フ者ニテ組合ヲ立ツヘシ
 - 第五則 古道具類商賣ハ従前ノ雜具屋西洋靴傘等ノ古器ヲ取扱フ者ニテ組合ヲ立ツヘシ
 - 第六則 各組毎ニ名前帳二冊ヲ製シ商業住所本籍寄留姓名年令等ヲ記シ銘々印形ヲ押シ其區戸長ニ差出スヘシ一冊ハ警部出張所ヘ差出スヘシ若シ移住シ従前ノ業ヲ營ム者ハ名合帳相改ムヘシ又新ニ加入改業病死等ハ其時ニ届出ツヘシ
 - 但名前帳ヲ製スル等ハ其組取締人ノ任タルヘシ組合不立者ハ銘々ヨリ可届出
 - 第七則 取締人ハ新ニ組合ニ入ル者ヨリ金ヲ食リ又ハ飲食其他ノ入費相掛クル等ノ事嚴禁タルヘシ
 - 第八則 取締人ノ手数料等ノ入費ハ組合熟議ノ上申立差圖ヲ受クヘシ
- 掲示條款**
- 第一條 銘々明細帳ヲ製シ其取締並戸長之押切判ヲ取り置キ其商業取引人之姓名住所品物等總テ此帳ニ記載スヘシ且又別ニ品觸寫帳ヲ製シ置キ品觸アラハ之ヲ詳記スヘシ
 - 但品觸寫帳ハ取締戸長ノ押切判ニ及ハス
 - 第二條 典賣主ノ住所姓名熟知セサル者ト物品取引スルトキハ必ス住所姓名ヲ知ル者壹員男女ヲ不論證人ノ姓名ヲ記シ兩判ヲ取り置クヘシ
 - 第三條 官廳ノ印アル品或ハ官品ト見定メタル物ヲ典賣スル者アラハ留置警部出張所又ハ其屯所ニ訴出ツヘシ
 - 第四條 典賣主ヲ怪シク見受ケタルトキハ速ニ同様訴出ツヘシ
 - 第五條 不正品ト心付品觸ヲ待テ訴出タル分ハ他日不正タルコト相顯レシ節其全價ヲ證議ノ上下ケ與フヘシ品觸アリテ速ニ訴出タル者ハ原價十分ノ八分ヲ下與スヘシ若シ其物不正ノ所業之アルトキハ相當ノ處分アルヘシ
 - 但右下渡シ代價ハ當廳ニ於テ賍贖金ヲ以テ給與スヘシ
 - 第六條 居商ハ店頭ニ看板ヲ掲ケ置ヘシ
 - 第七條 街衢途上郊略等ニ於テ身元慥ナラサル者ヨリ物品ヲ買取ルヘカラス
 - 第八條 古着買古鐵買其一家ヲナスシテ買廻ル者ハ其同商ノ買子或ハ雇丁トシテ何某買子或ハ雇丁タル證ヲ持スヘシ
 - 但各其商業外ノ品物ヲ買取ルヘカラス
 - 警部廿五號 明治九年七月十一日 大分縣令代理名
 - 古着古鐵類組合規則本年三月警部第十四號ヲ以テ相達置候掲示條款中第五條左之通改正候條此旨相達候事
 - 第五條 不正品ト心付品觸ヲ待テ速ニ訴出タル者ハ他日不正タルコト相顯レシ節其價トシテ金三圓以下ヲ給ス品觸アリテ速ニ訴出タル者ハ同價金一圓以下ヲ給ス若シ其者不正ノ所業

- アルトキハ相當ノ處分アルヘシ
 - 一明治九年十二月九日警部三十六號(大分縣)ヲ以テ本年警部十四號及第廿五號盜品遺失品搜索便利之爲メ商業ノ者組合規則ヲ全部改正
 - 一明治十年二月廿八日警部第八號(大分縣)ヲ以テ前規則ノ一部改正
 - 警部第三十五號 明治十二年十月四日
 - 商職業取締規則別紙之通相定候條此旨布達
 - 但明治九年十二月警部三十六號(組合規則のこと)ハ相廢候事
- 商職業取締規則**
- 第一條 左ノ商職業ヲ營ム者ハ以下各條ノ規則ヲ遵守スヘシ
質屋、古着商、古金商、古道具屋、書畫骨董商、金銀細工類、時計寒暖計類、鑄物職、鑄掛職、鍛冶職、金銀細工職
 - 第二條 右商業免許ノ者ハ一町村又ハ數町村聯合同業者限リ組合ヲ立テ毎組々長ヲ撰ヒ其所管警察署又ハ分署ヘ届出ヘシ尤一軒ニテ數種ノ營業ヲナシ其稅額ノ多キモノヲ納メ鑑札受ケ居ル者モ實際此商業ヲナスモノハ組合ニ入ル勿論ナリトス
 - 但同業者ナク組合ヲ立テカキ場所ハ其旨本人ヨリ所管警察署又ハ分署ヘ届出ヘシ
 - 第三條 第一條ノ職業ヲナス者ハ所管警察署ヘ願出鑑札ヲ受クヘシ
 - 但組合ヲ立テ組頭ヲ置ク等ノ手續ハ第二條ノ通りタルヘシ
 - 第四條 (品觸の規定)
 - 第五條 組頭ハ組合名前帳ヲ製シ其組合人ノ住所本籍寄留姓名年令等ヲ詳記セシメ各自ノ證印ヲ取置クヘシ(以下略)

(ロ) 紹介業及案内業の取締

本項に付ては概して特記すべきものなきも、紹介業の變遷に就て一言を試みれば、明治三十三年十一月縣令第四十五號を以て始めて紹介業取締規則なるものを制定し(業體等に付ては別添原文に於て明なり)其の業者の不正乃至は風俗上の取締を行ひ來りたるものなるが時運は漸く諸鑛工業等の進展に伴ひ人的殊に努力方面に多分を要求するに至り其の間企業に尙公私の別あり從而人的配給に公平を期し依て生産需求の圓滑を圖らんには徒らに在來民間の斯界業者にのみ任せをくも望み得難きに至りたるを以て茲に營利職業紹介の業を統制整備し國家自ら之を行ふことなり即ち大正十五年には營利職業紹介事業取締規則を、又昭和十一年には職業紹介法、船員職業紹介法、勞働者募集

取締令。營利職業紹介事業取締規則等逐次その制定を見るに至り茲に所謂在來の紹介業とは僅かに藝妓酌婦、水仕等の一局部の者に極限さるゝに至りたり之正に業者に對し將又取締上に關する一大變遷と稱すべく以下現任の記録を列ねて參考に資せんとす。

(1) 紹介業

大分縣令第四十五號 明治三十三年十一月十日

紹介業取締規則

- 第一條 本則ニ於テ紹介業ト稱スルハ娼妓、藝妓、仲居、酌婦、僕車又ハ其他ノ勞務者ヲ紹介スルヲ以テ業トスルヲ謂フ
- 第二條 紹介業ヲ爲サントスル者ハ自己ノ住所氏名年令及住所以外ニ營業所ヲ有スル者ハ其營業所ヲ詳記シ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ
- 前項ノ許可ヲ受ケタルトキハ直ニ紹介手数料額ヲ定メ認可ヲ受クヘシ
- 第三條 宿屋、料理屋、飲食店、待合茶屋、貸座敷ノ業ヲ爲ス者又ハ藝妓ヲ寄寓セシムル者ハ紹介業者タルコトヲ得ス
- 第四條 紹介業者法令ニ違反シ必要アリト認ムルトキハ其業ヲ停止又ハ禁止スルコトアルヘシ
- 第五條 紹介業ニ使用スルノ目的ヲ以テ雇人ヲ雇ヒ入レタルトキハ三日以内ニ其ノ住所氏名年令ヲ記シ所轄警察官署ニ届出ヘシ其ノ解雇シタルトキ亦同シ
- 前項ノ雇人ニ對シテハ第三條ヲ適用ス
- 第六條 (住所變更又ハ廢業ノ手續)
- 第七條 (紹介名簿ノ規程)
- 第八條 紹介名簿ハ其記載事項ニ關係アル者ニ於テ閱覽ヲ求ムル時ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス
- 第九條 紹介セラルル者未成年者ナルトキハ其ノ親權ヲ行フ者又ハ後見人及戸主ノ承諾スル場合ノ外紹介ヲ爲スコトヲ得ス
- 第十條 紹介セラルル者又ハ紹介ヲ受タル者ノ身元ヲ詳ニセシムテ紹介ヲ爲スコトヲ得ス
- 第十一條 紹介セラルル者又ハ紹介ヲ受クル者ニ對シ定額ニ超過スル紹介手数料又ハ紹介手数料ノ外何等ノ名義ニ拘ハラズ報酬ヲ請求スルコトヲ得ス
- 第十二條 紹介業者ハ其ノ住所又ハ營業所ニ紹介セラルル者ヲ宿泊セシムルコトヲ得ス若シ止ヲ得スシテ宿泊セシメントスルトキハ警察官署ノ承認ヲ受クヘシ
- 第十三條 紹介手数料ノ抵償トシテ紹介セラルル者ノ所持スル物品ヲ取受スルコトヲ得ス
- 第十四條 紹介セラルル者ノ紹介先ヲ尋ヌル者アルトキハ之

ヲ隠蔽スルコトヲ得ス

- 第十五條 第二條、第五條、第六條、第七條、第八條、第九條、第十條、第十一條、第十二條、第十三條、第十四條ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

○明治四十五年五月三十日縣令第二十八號ヲ以テ第十五條ヲ改

營利職業紹介事業取締規則施行

本則は大正十四年十二月内務省令第三十號で發布になつたものか同十六年即ち(昭和二年)一月一日より施行になつたものである。そこで本縣では大正十五年十二月廿四日達保第一〇〇六七號を以つてこれが施行心得方を示達してゐる。

要 領

- 一、本令施行ニ當リテハ既ニ本縣令紹介業取締規則ニ依リ許可ヲ受ケ營業ヲ爲ス者ニ關シテハ本令附則第二項ニ依リ營業ノ繼續ヲ認メラルルモ縣下ニ於ケル十一月末現在營業者總數百十名ノ内本令ノ適用ヲ受クルモノ僅ニ十名其他ハ藝妓、娼妓、酌婦ノ周旋ヲナス者ニシテ本令ノ適用ヲ除外セラレタルヲ以テ之レ等ハ從來ノ通本縣令紹介業取締規則ニ依リ取締ヲナスベキモノナリ
- 二、本令施行後新ニ營利職業紹介事業ノ許可申請アリタル場合ハ紹介所トノ關係及土地ノ狀況等ニ依リ其必要ヲ認ムルニアラサレバ容易ニ許可セサル方針ナリ殊ニ紹介業者ノ身元ヲ嚴重調査シ不適當ナルモノハ之ヲ許可セス云々(下略)

紹介業取締ニ關スル件

達保第九三二四號 昭和十一年七月十八日

紹介營業ハ明治三十三年紹介營業取締規則ニヨリ僕婢、店員、事務員、乳母、藝妓、娼妓、酌婦、諸雇人又ハ船員、船夫、職工其他勞働者ノ口入周旋ヲ爲スヲ業トシ居タルカ其ノ後職業紹介法、船員職業紹介法、勞働者募集取締令、營利職業紹介事業取締規則等ノ法令公布セラレ縣令ニ依ル紹介營業者ハ單ニ藝妓、娼妓、酌婦又ハ之ニ類スル者ノミヲ紹介シ得ルニ止マリ其ノ範圍モ自然縮少セラレタルニ之ヲ業トスル者ノ數年次増加ノ傾向ヲ示シ從テ競争ノ結果仕替ヲ教唆シ或ハ詐言ヲ用ヒテ轉稼セシメ不正ノ利ヲ圖ル等種々ナル反則不正ノ行爲ヲ敢行スルノ因ヲ爲シ勞務弊害ヲ醸成シ途ニハ公安風俗ヲ純ルノ事態ヲ惹起スルノ虞アリ警察上看過ヲ許サゲルノ實情ニアリ傍々勞務需給關係ヲ考慮シ斯種業者ヲ現在數以下ニ減少セシムルコトハ現下ノ情勢上最モ緊要ノコトト存

第三節 保安警察

セラレ候ニ就テハ自今新ニ營業願出ノ者ニ對シテハ特別ノ事由ナキ限り許可セサルコトシ又既免許營業者ニシテ其ノ行狀面白カラス不適當ト認メラルルモノニ對シテハ此ノ際他ニ轉職セシムル等適宜措置シ以テ如上ノ弊害防止ニ一段ノ努力ヲ拂ハレ度右及通牒候也

(2) 案 内 業

大分縣令第三十一號 明治三十六年三月十七日

案内業者取締規則

明治四十年七月二十七日内務省令第二十一號ヲ以テ案内業者取締規則ヲ制定セラレ本則ハ自然消滅ス

第一條 本則ニ於テ案内業者ト稱スルハ通譯ニ依リ諸般ノ案内ヲ業トスル者ヲ謂フ

第二條 案内業ヲ爲サントスル者ハ願書ニ住所氏名年令ヲ記シ左ノ書類ヲ添へ所轄警察官署ヲ經テ當廳へ差出シ免許ヲ受クヘシ

一 履歷書

二 修業證書若ハ卒業證書ヲ所持スル者ハ其寫

第三條 案内業ハ當廳ニ於テ外國語ノ試験ヲ爲シタル上之ヲ免許ス但シ中學校又ハ之ト同等以上ノ學校卒業ノ者ハ試験ヲ爲サスシテ免許スルコトアルヘシ

第四條 左記各號ノ一ニ該當スル者ハ免許セス

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレ滿期又ハ赦免ノ後三箇年ヲ經過セサル者
二 精神病又ハ癡癡スヘキ疾病アル者

三 素行不良ト認ムル者
四 未成年者

第五條 免許證ハ擔保又ハ賣買讓與與ヲナスコトヲ得ス

(中 略)

第十一條 案内業者事務所ヲ設ケタルトキハ五日以内ニ所轄警察官署ヲ經由シ當廳ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第十二條 案内ノ報酬其ノ他費用ハ邦語及外國語ヲ以テ記載シ被案内者ニ交付シ且事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ事務所内見易キ場所ニ掲出スヘシ

第十三條 案内業者本則ニ違背シ又ハ第四條第一號乃至第三號ニ該當スヘキ事實ノ生シタルトキハ其ノ業務ヲ停止シ又ハ免許ヲ取消スコトアルヘシ

第十四條 第二條及第五條乃至第十一條ニ違背シ又ハ前條ノ業停止中案内ヲ爲シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

附 則

第十五條 他府縣ニ於テ案内業ノ免許ヲ受ケタル者ハ第二條ノ手續ヲ爲サスシテ案内業ヲ爲スコトヲ得但シ被案内者ヨリ受

クヘキ報酬其ノ他諸費用ニ付テハ其ノ免許ヲ爲シタル府縣ノ認可額ニ依ル
第十六條 三箇年以上案内業ニ從事シ現ニ營業中ノ者ニシテ本則施行ノ日ヨリ三十日以内ニ所轄警察官署ヲ經由シ當廳ニ出

願スルトキハ試験ヲ爲サスシテ免許スルコトアルヘシ願書ニハ前項ノ事實ヲ證明スルニ足ルヘキ書類ヲ添付スヘシ
第十七條 本則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(ハ) 湯 屋 の 取 締

湯屋の取締に就ては本縣は明治十八年始めて其「取締規則」を定めて居るが、規則の達文から見るとすでに業者は其以前からあつたやうである、現に明治六年七月布告第五六號及同年十月本縣乙第一號違式罪目中「男女入込ノ湯屋ヲ渡世スル者」といふ規定あるより見て既に其頃より其一部が取締られてゐたことが判る(第六節司法警察の四警察罰則の項参照)爾來明治三十二年八月に「湯屋營業取締規則」を定め十八年の規則を廢してゐるが、此時特に「營業」なる文字を使用したことは注目すべきである。而してこれが取締の目的は以前は主として其構造設備に重きを置いた様だが時代の進歩に依りそれは漸く風俗及浴客の保安に迄規程を整備し、此間風俗取締の件で「男女混浴」に對する罰則には随分手厳しいものがある、詳しくは關係記録に譲ることとする。

本縣甲號布達第五十四號 明治十八年七月六日

湯屋取締規則別紙ノ通相定ム但從來營業ノ者ハ來ル八月十五日

限願出鑑札ヲ受クヘシ

明治廿三年三月卅日縣令甲第二十六號ヲ以テ下記規則第二條第二十條ヲ改正

湯屋取締規則

第一條 湯屋營業者ハ此規則ヲ遵守スヘシ

第三節 保安警察

第五條 廢業ノ節ハ鑑札相添ヘ所管警察署又ハ分署ヘ届出ヘシ
第六條 鑑札賣買貸借譲與スルヲ許サス
第七條 火焚所ノ周圍并天井裏及煙筒ハ不燃質ノ物ヲ以テ構造シ所管警察署又ハ分署ノ検査ヲ受クヘシ

但一ヶ月一回以上定日ヲ設ケ掃除ヲナスヘシ

第八條 浴槽並ニ洗場及ヒ衣類脱場ハ男女區域ヲ設クヘシ

第九條 前條ノ場所ハ往來ヨリ見ヘサル様目隠シヲ設クヘシ

第十條 洗湯藥湯ハ汚濁不潔ノ水ヲ用ユヘカラス

但洗湯ハ毎日其湯ヲ新ニスヘシ

第十一條 浴槽洗場并器物ハ日々清潔ニ洗滌スヘシ

第十二條 洗湯ノ溝ハ石又ハ板漆喰等ヲ用ヒ汚水ノ溜滞セサル様時々掃除スヘシ

第十三條 湯ノ温度ハ華氏ノ檢温器百二十度ヲ超ユヘカラス

第十四條 夜十二時ヲ限リ入浴ヲ止ムヘシ

「註」此の規則は明治三十二年八月縣令第四〇號「湯屋營業取締規則」の發布に依り廢止となる。

營業浴場ノ風紀取締ニ關スル件

内務省令第二十五號 明治三十三年五月廿四日

客ノ來集ヲ目的トスル浴場ニ於テハ十二歳以上ノ男女ヲシテ混浴セシムルコトヲ得ス

前項ニ違背シタル營業者ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

本令ハ明治三十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但廳府長官（東京府ニ於テハ警視總監）ハ營業者ノ出願ニ對シ本令施行ノ日ヨリ起算シ一年以内ノ範圍ニ於テ浴場ノ設備ヲ爲スニ必要期間本令ノ適用ヲ猶豫スルコトヲ得

大正三年規則の一部改正理由

「湯屋取締規則」明治三十二年八月十八日大分縣令第四十號ヲ以テ發布セラレ以テ今日ニ至リタルモノニシテ該規則ノ精神ハ一ニ其構造設備等ニ在リテ營業者タル人物夫レ自體ニ對シテハ何等制限ナク單ニ物的許可ニ過キサルカ故ニ之レカ讓渡又ハ相續ヲ認ム

ルモ別ニ差支ナキノミナラス却テ必要的規定ナリト雖モ本則ヲ此規定ヲ缺如セルカ爲實際讓渡ヲ受ケ又ハ相續シタルモノハ更ニ同則第二條第三條所定ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受ケサルベカラザルノ不便アリ加之明治四十五年六月大分縣令第三十二號ヲ以テ鑛泉取締規則發布セラレ總テ鑛泉ヲ取締ルコトトナリシヲ以テ湯屋取締規則中鑛泉ニ關スル幾部ノ規定ハ當然消滅ニ歸シタルヲ以テ規則ノ面上技ニ一部改正ノ必要ヲ相生レ候云々」

「註」これに依つて即ち從來の規程中に湯屋の讓渡及相續規定を設け、并に鑛泉に關する規定の削除を見たのである。

(二) 宿屋の取締

宿屋の營業たる。其家屋は宿泊人其者に取ては一夜の安住地である。従つてこれが安寧保持と危害の防止とは夙に取締當局の意を注ぎし所なり故にこれに備ふべく宿泊人其者の取締を嚴にしたるは勿論、宿屋の構造設備に對する取締の變遷は時代と共に漸く周密を極め來れり。由來本縣は温冷泉の湧出ありて所謂温泉地帯たるの名稱は全國に冠たるものがある關係上營業者の數も頗る多く殊に之等温泉地帯にありては法規上の宿屋以外に湯治客相手に間貸又は素人下宿の名に於て或は知友故舊を名とする湯治客收容の業者漸増するに鑑み當局はこれ等家主に對し明治四十三年十月縣令第四十九號を以て「宿屋貸座敷營業者以外にて入浴者を宿泊せしめたる場合届出の件」を規定して一部の取締を行ふ事にしたる外、同四十二年には「宿屋に於て料理屋飲食店の兼業不許可の方針」を定めたる等特種的取締の跡を見るも爾來數次の規則設正に依り之等個々の規定は一定の基準の下に漸く成文化し今日に至つたものである、詳しくは添付の記録が其間の消息を傳ふるを以て茲に説明を省略す。

旅人宿帳云々達シ 明治五年七月二十五日

今般寄留旅行ノ者總テ鑛札持參ニ不及旨御布告（第百八十號）有之候處萬一無頼ノ徒此機ニ乘ジ潜行致候義有候テハ不相濟候條戶

籍法第十六則ノ通宿帳ハ七日毎ニ其戸長ヘ差出シ改テ受ケ其餘旅籠屋ニ限ラズ都テ逗留三日以上ハ其戸長ヘ届出旅人病氣又ハ異變有之候ハ速ニ届方ノ義失念致間敷候尙又不審ニ見受候者ハ其時ヲ延ヘス申出ベシ品ニ寄リ喪美可差遣事
右之趣管内無洩相違候條區長戸長副保長ヨリ心得違ノ者無之様申論シ平常注意致スベク候事

外國人旅行免狀ヲ宿屋主人檢査セシムベキ布達 (明治八、七、二内務卿) 特高部該項參照

警達第九號 明治十一年五月三十日 權令名

旅人宿心得左ノ通假定候條該商營業ノ者ヘ無洩可相違候此旨相違候事

旅人宿心得

一、旅人宿營業ノ者ハ單身ノ旅客ト雖モ故障ナク宿泊セシメ何人ニ拘ハラズ懇切ニ取扱ヒ藝妓等ヲ勸誘シ客人ヲシテ浪費セシメザル様注意スベシ尤其原籍姓名年齢等ヲ帳簿ニ詳記シ置臨時取調ノ用ニ供スベキ事

但警察署分署ヘ宿泊人届出ノ儀ハ是迄通

一、宿泊人ノ内金錢ノ遺失等其他不審ト認ムルモノハ警察署分署又ハ巡行ノ巡查ヘ密告スベキ事

一、宿泊人變死及流行病ニ罹リ又ハ所持ノ物品紛失シタルトキハ速ニ警察署分署又ハ巡行ノ巡查ヘ訴出ツベキ事

明治十九年六月十四日内務訓令第七號ヲ以テ宿屋取締ノ件ニ付キ其標準ヲ示ス

縣令甲第五十八號 明治二十年七月十五日

宿屋取締規則別冊ノ通相定來十月一日ヨリ施行ス

宿屋取締規則

第一章 通則

第六條 宿引ヲ出シ又ハ車夫等ト謀合セテ客ヲ引入ル等ノ所爲

第五條 宿屋營業者ハ店頭又ハ門戸ニ看板ヲ掲ゲ旅人宿及木賃宿ハ夜中標證ヲ以テ之ニ代フベシ

三遺失又ハ紛失シタルトキ

二轉居又ハ改氏名其他免許證ニ異動ヲ生ジタルトキ

一廢業又ハ第三條ノ各項ニ觸レタルトキ

第四條 左ノ場合ニ於テハ其事由ヲ届出免許證返納又ハ書換若クハ再渡ヲ請フベシ

四風俗ヲ紊ルベキ所爲アリト認メタル者

三監視中ノ者

二強窃盜及詐欺取財ノ罪ヲ犯シタル者

一未丁年ニシテ後見人ナキ者

第一條 宿屋ヲ分テ左ノ三種トス

一旅人宿 二下宿屋 三木賃宿

第二條 宿屋營業ヲ爲サントスル者ハ其種類並ニ營業用ニ供スル建物坪數及間取ヲ記シタル圖面ヲ添ヘ所管警察署ヘ願出免許證ヲ受クベシ其間取坪數等ヲ變更増減シタルトキハ圖面ヲ以テ届出認可ヲ受クベシ

第三條 左ノ各項ニ觸ル、モノハ允許ヲ與ヘズ

アルベカラズ

第七條 宿泊人ノ所持品ハ特ニ寄托ヲ受ケザルモ紛失セザル様注意スヘシ

第八條 宿泊人ノ承諾ナクシテ來訪其他ノ者ヲ濫リニ室内ニ入ラシムベカラズ

第九條 左ノ場合ニ於テハ即時ニ所管警察署分署巡查派出所若クハ巡行ノ巡查ニ届出ベシ

一 宿泊人傳染病ニ罹リ若クハ變死シ又ハ其所持品紛失シタルトキ但此場合ニ於テハ其關係人ト認メタル者ハ外出ヲ止ムベシ

二 宿泊料ノ抵償トシテ宿泊人ノ所持品ヲ押收又ハ受領セザルヲ得ザルトキ

三 宿泊人ノ内不正ノ處爲アルカ或ハ不審ノ者ト見認タルトキ

第十條 宿泊人ニ遊興ヲ勸メ又ハ客ノ求メナキ食物ヲ供スベカラズ

第十一條 宿泊料其他宿泊人ニ關スル緊要ノ事項ハ帳場又ハ客ノ見易キ所ニ揭示スベシ

第十二條 宿泊人ノ遺留品アリタルトキハ速ニ還付ノ手續ヲナシ其主分明ナラザルトキハ所管警察署分署又ハ巡查派出所ニ届出ベシ

第二章 旅人宿

第十三條 旅人宿トハ旅籠屋船宿荷主宿ヲ云フ其客室ハ十坪以上ノ家屋ニ限ルベシ

第十四條 客室ハ日々掃除シテ清潔ナラシメ充分ニ光線ヲ取り

第三節 保安警察

空氣ヲ流通セシムベシ

第十五條 客室ニハ堅固ナル錠前付ノ押入又ハ戸欄ヲ設クベシ但客室ノ出入口錠前付ナルトキハ此限ニアラス

第十六條 二階以上ノ客室十五坪以上ナルトキハ梯子二個以上ヲ設クベシ但二個ノ梯子ノ内一個ハ幅四尺以上タルベシ

第十七條 便所ハ臭氣ノ客室ニ及バザル所ニ設ケ尿尿ヲ受容スベキ部分ハ石漆噴陶器等ヲ以テ構造スベシ但構造上特ニ認可ヲ得タルモノハ此限ニアラス

第十八條 便所ハ日々清潔ニ掃除ヲ爲スベシ

第十九條 客室ハ旅客一名ニ付一坪半ヲ下ル可カラズ但同行者ハ此限ニアラス

第二十條 客室ノ番號並定員ハ客室ノ出入口ニ揭示スベシ

第二十一條 正當ノ理由ナクシテ旅人ノ宿泊ヲ拒絕スベカラズ

第二十二條 營業者ハ左ノ書式ニ從ヒ宿泊人名簿ヲ調製シ宿泊人看發每名簿ニ記載シ其夜限リ所管警察署分署又ハ巡查派出所ヘ差出シ檢印ヲ受クヘシ (巡查監檢シタル時ハ名簿差出ニ及バズ) 但警察署分署巡查派出所アラザル町村ニ於テハ警察官吏巡回ノ節名簿ニ檢印ヲ受クベシ

(名簿様式略)

第二十三條 營業者ハ宿泊人滞在中外泊シタル者アル時ハ名簿ニ其旨ヲ記載シ置クベシ

第二十四條 下宿屋トハ一ヶ月賄料座敷料等ヲ約定シテ寄寓セシムルモノヲ云フ其客室二坪以上ノ家屋ニ限ルベシ

第三章 下宿屋

第二十五條 下宿屋トハ一ヶ月賄料座敷料等ヲ約定シテ寄寓セシムルモノヲ云フ其客室二坪以上ノ家屋ニ限ルベシ

第四章 警察取締の變遷

第廿五條 營業者ハ下宿人投宿後三日内ニ其下宿人ト連署シ下宿人ノ族籍住所氏名年齢並下宿ノ理由ヲ記シタル届書ヲ所管警察署分署又ハ巡查派出所ニ差出し檢印ヲ受クベシ

第廿六條 第十四條第十五條第十六條第十七條第十八條ハ下宿屋ニ付テモ亦之ヲ適用ス

第廿七條 下宿人ノ族籍氏名ヲ記シタル木札ヲ店頭又ハ門戸ニ掲出スベシ

第廿八條 下宿人他ヘ轉宿シ又ハ五日以上外泊シテ其所在不分明ナルトキハ其旨所管警察署分署又ハ巡查派出所ニ届出ヘシ

第四章 木貨宿

第廿九條 木貨宿營業ハ場所ニ依リ許可スベシ

第三十條 第二十二條第二十三條ハ木貨宿ニ付テモ亦適用ス

「註」 明治二十五年八月卅一日縣令甲第五十二號を以て前規則第二條中に組合を設けしむるの一項を追加す

大正八年三月十五日縣令第二十一號を以て『宿屋營業取締規則』を定め、本則は廢止となる。

警第五二八號 明治四十二年一月廿六日 各警察署長宛 警保課長名

土地ノ狀況ニ依リテハ宿屋營業ト料理屋又ハ飲食店營業ト相兼ヌル事ヲ許可セラル、場合モ有之候處大分町中津町白杵町佐伯町別府町及日田町ニ於テハ之ヲ許サザルモ何不賃便ヲ感ズルコトナキ實況ニ付此等各町ハ將來兼業(木貨宿ト客席ノ設ナキ飲食店ヲ兼ヌル場合ハ例外)ヲ許可セザル方針ヲ探ラレ度其他ノ町村ニ在リテハ能ク實狀ヲ調査シ必要ナキモノハ之ヲ許可セズ其止ムヲ得ザル事情アリト認ムルモノハ暗黙ノ間ニ兼業行爲ヲ認容スル等姑息ノ手段ニ依ラス斷然之ヲ許可スルト共ニ風俗其他嚴重ニ取締勵行相成度而シテ一面ニ於テハ藝妓營業組合ニ論シテ其規約中ニ宿屋ニ於テ一切營業ヲ爲サマルコト及止ムヲ得ザル事情ニ依リテ料理屋飲食店貸座敷等普通ニ接客ヲ招致スルノ目的ニ出ル場屋以外ノ場所ニ營業ノ爲メ立越ストキハ其都度警察官ノ認可ヲ受クベキ

旨ヲ規約セシメ宿屋藝妓双方共嚴ニ監視シ以テ現在スル風俗上ノ宿弊ヲ一掃セラレ候様御配慮相成度依命此段及通牒候也

追テ藝妓規則ハ今回改正相成候ニ付此際ヲ機トシ直ニ規約改訂方勵行相成度尙宿屋料理屋兼業許可ノ場合ニ御稟議ヲ要スルハ申迄モ無之義ニ候爲念申添候也

大分縣令第四十九號 明治四十三年十月三十一日

宿屋又ハ貸座敷營業者ニアラザル者温泉入浴者ヲ宿泊セシメタルトキハ宿泊者ノ原籍住所職業氏名年齢ヲ記シ二十四時間以内ニ其ノ著發ヲ所轄警察官署若クハ派出所駐在所又ハ巡行ノ警察官吏ニ届出ベシ

前項ノ届出ヲ爲サザル者ハ一圓二十五錢以下ノ科料ニ處ス

料理屋飲食店と宿屋の兼業

これは各其規定に依り原則として兩業の兼業(同一營業家屋に於て)を禁じてゐるが特定の場合これを許可してゐた、現に縣北長洲其他山中部に於て其例を見る所であるが、これが取締及取扱に就き規定の矛盾があるといふので、縣では大正二年十一月十九日其取締上の統一を圖るべく一の訓達をしてゐる、左の理由書が其消息を物語つてゐる。

記

明治三十七年大分縣訓令第九〇號料理屋飲食店取締規則施行手續第七條ニ依レバ料理屋又ハ飲食店營業家屋ニシテ宿屋營業ノ兼業ヲ願出タル時ハ其事由ヲ具シ警務長ニ稟議スベシトアリ又明治三十一年六月保起第四四號宿屋取締規則施行心得第一條第四號ニ於テハ宿屋營業者ニシテ飲食店ノ兼業ヲ願出タルトキハ實地ヲ調査シ其業應單ニ饅饅蕎麥又ハ煮賣等ニ止ルモノハ免許ヲ與ヘ其旨報告スルモ妨ナシ云々トアリテ前者ハ其業應ノ輕重ニ不拘必ズ稟議ヲ要シ後者ハ警察署長ニ於テ其輕重ヲ鑒別シ許可ヲ與フルノ職權ヲ有シ其規定ノ矛盾ハ勿論實際取締上ニ於テモ統一ヲ缺ク難ナシトセズ故ニ之レガ改正ノ必要ヲ相認メ候條左案ノ通り改正相成可然哉相候

達保第五一〇六號 大正二年十一月十九日 部長名 各署長宛

明治三十一年六月廿八日保起第四四號宿屋取締規則施行心得第一條第四號ヲ左ノ通改正ス

第三節 保安警察

四、飲食店ノ兼業ヲ願出タル時ハ實地調査ノ上事由ヲ詳具シ稟議スルシ

(ホ) 市場及牛馬商の取締

市場の取締規程に就ては明治三十六年縣令第二十五號水産物委託販賣業取締規則の發布以來大正六年一月縣令第三號に依りこれが改正及明治四十一年二月縣令第四號に依り青物及乾物類市場取締規則と同四十四年二月縣令第四號家畜市場法施行細則の外別になきが如く、従つてこれが變遷に就いては別に記すべきもなく唯今次の日支事變の起るに及び諸物資の需給統制の關係より漸次これ等の企業合同等を促進せられし事は注目し値すべきである。次は牛馬商の取締であるが、由來之等の營業に對する取締の傾向は極めて嚴密を極め巷間の諺に傳ふる如く「博奕博勞半盜人」の語は、此種營業者を恰かも普通人と毛色の變りし者の如く視て官の取締態度も隨分手厳しかつた様であるが、併し時代の變遷は之等營業者をして漸く人格付け「營業の神聖」に目醒めしめし感が多い。以下取締制度の變遷につき二三の記録を掲記して見ることにする。

(民部省二〇〇) 明治三年三月十四日

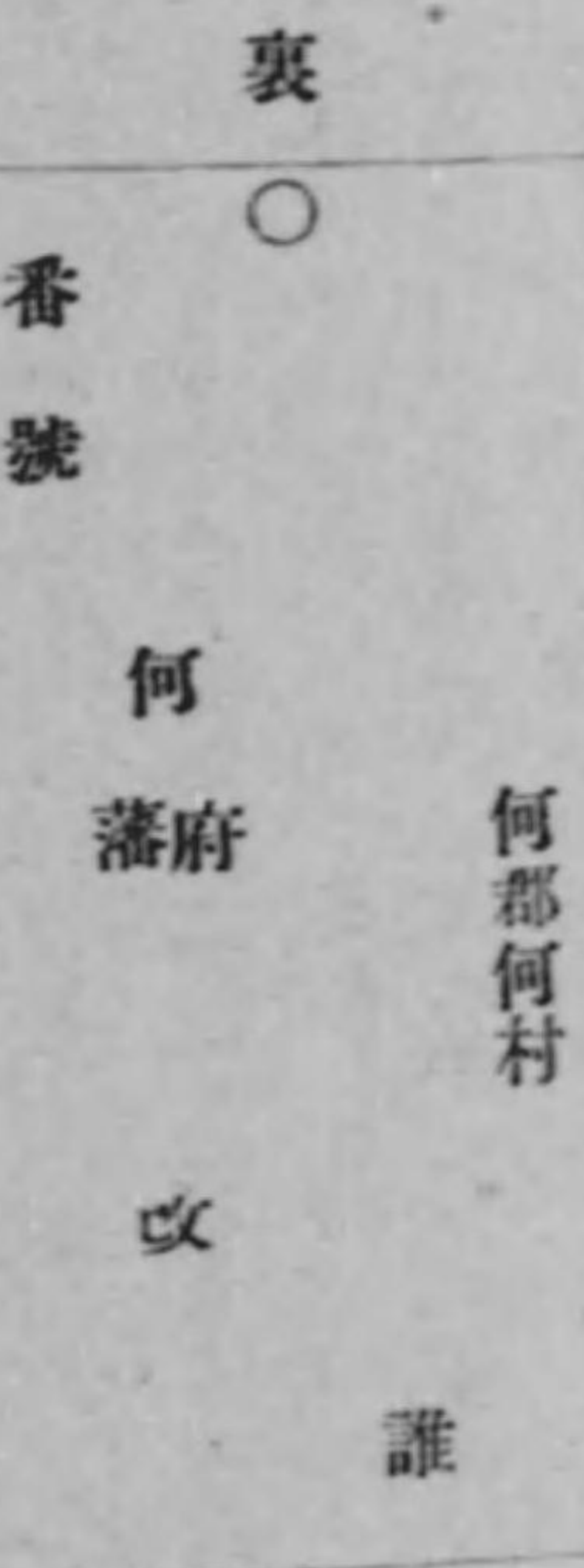
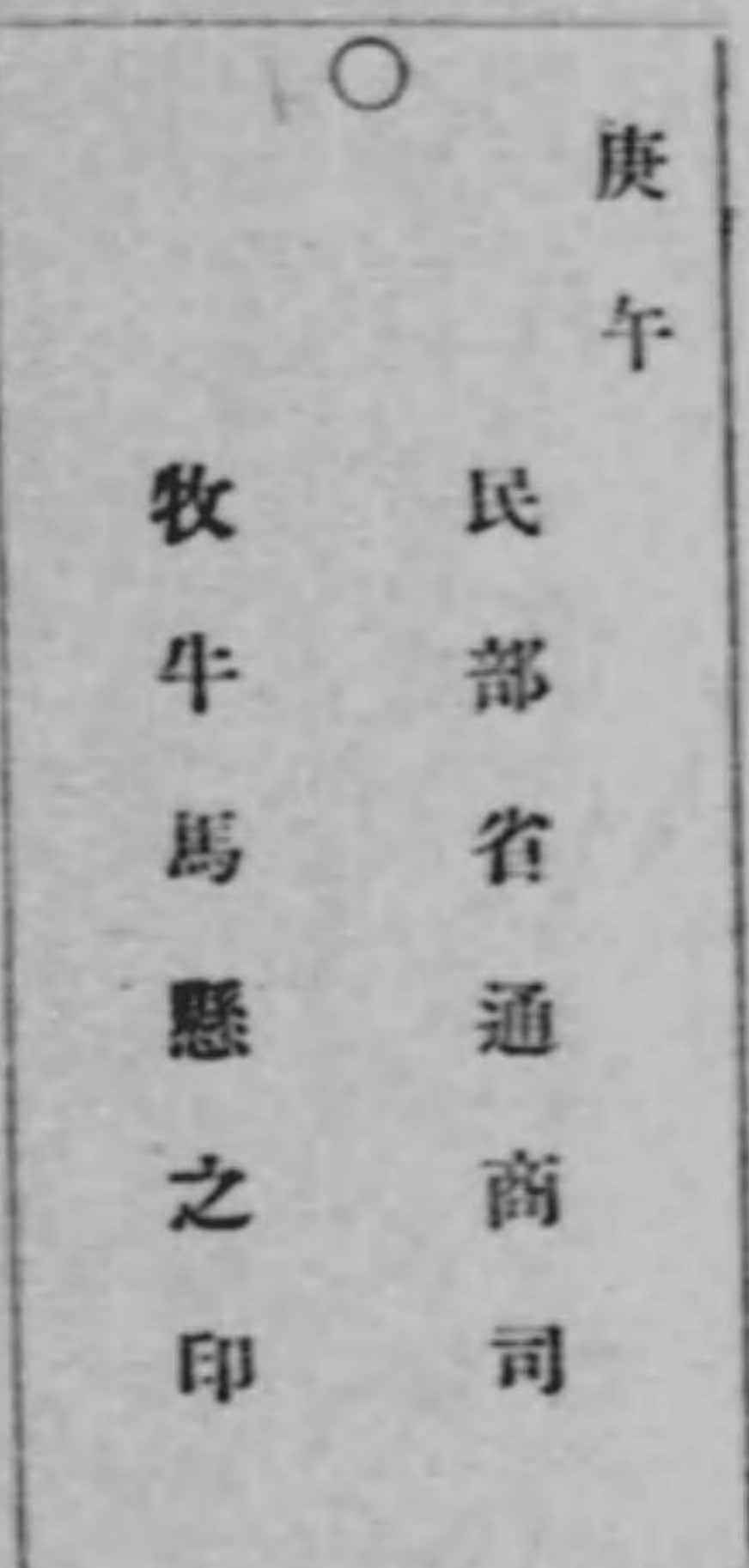
牛馬賣買渡世之者往々不埒ノ取扱イタシ候哉ノ趣甚ダ不都合ノ事ニ候仍テ自今無鑿札ニテ右渡世致候議決テ不相成候間於地方官別紙鑿形ノ鑑札相製渡世ノモノ能ク取札候上下ケ渡追テ右名前番號通商司へ可届出事

但鑑札一枚ニ付爲冥加金二分ツマ年々取立六月限通商司へ可相納候事

(民部省二〇一) 同日

去ル辰年(明治元年)中會計間ヨリ牛馬賣買渡世ノ者へ印鑑下ケ渡置候處今般別紙鑿形ノ通印鑑相定候間製造ノ上引換通商司へ可相納候事

(形 鑑) 檜板燒印事ノ表



布告第三二〇號 明治五年十一月

牛馬賣買渡世ノ者免許稅ノ義昨辛未十二月中大藏省ヨリ相達候處今般別紙規則書ノ通相定候條各管内共區々ノ取計無之様可致候事

牛馬賣買規則

第一條 各管轄所ニ於テ其管下牛馬賣買渡世ノ者取調牛馬一鼻網ニ付免許鑑札一枚相渡可申事

但一鼻網ハ牛馬共七匹ニ限リ鑑札一枚ヲ所持スル者旅行ノ時ハ七匹以内二枚ヲ所持スル者ハ十四匹ニ限ルベシ其餘準之可申事

第二條 免許鑑札新規願受候者六月以前ハ全年分、七月以後ハ半年分納稅シ廢業ノ者七月以後ハ全年分六月以前ハ半年分納稅可致事

第三條 免許鑑札萬一燒失流盜難等ニテ失ヒ候者有之其段申出候ハハ事家取調鑑札相渡可申事

第四條 免許鑑札一枚ニ付一ヶ年税金壹圓上納可致事
但右税金前半年分ハ一月三十二日限リ後半年分ハ七月三十一日限リ各管轄へ取立租稅「寮」へ上納可致尤モ新規免許

第三節 保安警察

ノ者ハ其都度半額直ニ取立上納可致候事

第五條 免許鑑札燒印并ニ押切判ハ鑿形ノ通其管轄所ニ於テ製造シ各豫人共へ相渡可申事

但鑑札相渡次第豫人共國郡町村名及ヒ名面等詳細取調右鑑札印鑑相添當省へ可差出事

第六條 右様取締相立候上ハ向後無鑑札ニテ賣買不相成萬一無鑑札ニテ密ニ賣買候者有之相顯ルニ於テハ牛馬共取上ケ免許稅十倍ノ科料可申付事

但密賣買候者他ヨリ見出シ訴出ルニ於テハ其訴主へ取上ケ牛馬拂代金十分ノ二發美トシテ被下候事

第七條 取上牛馬拂代并ニ科料金ノ儀ハ第四條但書ニ照準上納可致事

第八條 此規則施行ニ付諸入費ハ一ヶ年試驗ノ上可申立事

第九條 免許鑑札ハ貸借決テ不相成候事
但免許鑑札借受賣買スル者ハ規則第六條密賣買ノ廉ニ照シ處分可致貸渡シ候者ハ免許稅五倍ノ科料可申付事
右ノ鑑札水火盜難又ハ過誤等ニテ遺失或ハ毀損候節ハ其旨管轄廳へ届出新規鑑札可申受事

但手數料トシテ一枚ニ付金貳拾錢可相納事

博勞取締云々布達 丙第十一號 明治七年二月廿八日

博勞ト唱ルモノ從來怠惰惡漢ノ所業トナシ其身怠惰流ル、ト雖モ會テ耻ツルノ心ナリ人モ亦之ヲ恒トシテ怪ムノ色ナシ均シク是人世中ノ營業ニシテ獨博勞ノミ惡漢ノ名ヲ得テ潔クスル心ナリ活然トシテ營業ヲナスノ理アラシキ、是從前博勞共私利ニ惑弱シ惡牛馬既觸鬻跟等ノ癖アルヲ一時其質ヲ挫折シ其體ヲ肥澤セシメ誦詐ヲ以テ之ヲ販賣ナス等ノ舊弊ヨリシテ終ニ惡漢ノ營業トナルニ至レリ、カ、ル汚名ヲ蒙リナガラ耻チ且歎セサル者アラン哉今ヤ開明ノ時ニ當リ右等不正ノ所業ハ無之事ナレトモ邊陲ニ至リテハ未タ舊弊洗除セザルモノナキニシモ非ス今般左ノ通規則相設候條牛馬賣買ノ者共從前ノ惡習ヲ一掃シ實意ヲ以テ營業ヲナシ管内ノ牛馬一層繁殖增加セン事ヲ庶幾ス此旨布達候事

博勞取締規則

第一條 牛馬賣買ニ付大藏省御規則遵奉可致事

第二條 一二小區乃至三四小區稼人ノ多寡ニ寄リ實體ナル者相撰ミ取締ノモノ相立可申事

第三條 取締ノモノハ勸業專務ニ於テ人物能々相札書付ヲ以可申付事

第四條 博勞稼致度者ハ取締ノ者へ申出右ノ者連印ノ上戸保長ノ順序ヲ經テ可願出事

第五條 取締ノ者依估偏頗或ハ壅閉抑壓之儀有之候ハ、早速確證ヲ以可申出吟味ノ上取締并博勞鑑札引揚渡世差止候事

第六條 取締ノ者常ニ見廻リ組内ノ博勞如何ノ所業有之歟民間ノ風俗ニ係リ候儀有之候ハ、戸保長ノ順序ヲ經テ早速可申出糺ノ上其次第柄ニ付博勞禁止可申付事

第七條 組内牛馬數并斃牛馬共毎年六月十二月兩度取調可差出事

第八條 組内牛馬税金取纏ハ二月限リ戸長手許へ差出上納可致事

第九條 組内ニ牛馬市有之候ハ、不取締ノ儀無之様注意可致事右之通可相守者也

丙第卅四號 牛馬皮賣買云々達 明治七年七月五日

先般及布達候斃牛馬買入並皮賣買免訴鑑札願受候者牛馬一頭ニ付金三錢皮一枚ニ付金三錢ツ、稅納之規則ニ候處右每數取調方今般區内受持ノ博勞取締人へ申付候條以後每數兼テ取調置六月十二月兩度稅納之節連印之上可相納候尤此費用トシテ右三錢之内一錢ツ、可下渡候條區戸長手許ニ於テ此内相渡シ其段仕譯書ヲ以税金一同可差出候此旨博勞取締ノ者へ可相達候事

但右取締向ハ第三大區一小區牧牛會所へ甲付有之儀ハ先般布

達之通可相心得事

丙第六十四號 牛馬賣買取締云々達 明治七年十月三十日

牛馬賣買之儀ニ付左ノ通改正候條不所業無之様區戸長ニ於テ乾度取締可致此段相達候事

但管内取締博勞ハ無洩可相達置候事

一、博勞稼並斃牛馬賣買取締之義第三大區一小區牧牛會所へ申付來リ候處詮議之次第有之自今牧牛會所取締之方法相廢シ候條不所業之取扱無之様區戸長ニ於テ可致取締候事

一、牛馬賣買ハ必ス鑑札願受候者ニ限レル義ニテ同區村内ト雖モ相對賣買不相成最新類懇意之者互ニ飼養之牛馬一時交換賣買ハ格別ニテ口勞錢ハ無之義ニ候得共右モ營業ニ紛敷義ハ不相成候其他博勞ニ倚テ賣買ノ牛馬ハ其代價ニ應シ口勞錢之差等ハ相對可爲勝手候乍然過當ノ口勞食リ取候等ノ所業ハ不相成候事

一、口勞錢之内馬一頭ニ付金一錢五厘牛一頭ニ付金一錢ツ、下博勞之者ヨリ時々差出候義ハ是迄之通り相心得區戸長ニ於テ取纏メ置十二月毎ニ區内取締博勞給料トシテ相渡其段可届出候且斃牛馬賣買等稅納之儀ハ是迄之通可相心得事

明治九年二月十九日「勸第十二號 牛馬賣買鑑札云々達」アリ

丙第八號 明治八年一月十八日

牛馬賣買規則書云々達

是迄牛馬賣買世顯出候者へハ御規則拔萃壹綴相渡右取締人申付候節ハ博勞取締規則壹綴ツ、何レモ壹人毎ニ相渡來候處以來規則書各小區用務所へ相渡置別段本人へハ不下渡候條右釋願出

第三節 保安警察

之者へハ規則熟知候様注意可致候此旨相達候事

牛馬賣買世顯出候條

(內容ハ前項明治五年十一月布告三二〇號「牛馬賣買規則」ト同様ニ付省略)

博勞取締規則

(一條ヨリ八條迄ハ前ニ記シアルヲ以テ九條以下ヲ記ス)

第九條 斃牛馬買入并皮賣買免訴鑑札願受候者牛馬一頭ニ付三錢皮一枚ニ付三錢ツ、稅納ノ規則ニ候處右每數ヲ兼テ取調置六月十二月兩度稅納ノ節連印ノ可相上納候者此費用トシテ右三錢ノ内一錢ツ、可下渡ニ付區戸長手本ニ於内相渡シ其段仕譯書ヲ以テ税金一同可差出事

右之通可相守モノ也

大分縣令第五號 明治三十六年一月十六日

牛馬賣買營業取締規則

第一條 此規則ニ於テ牛馬賣買營業者ト稱スルハ總テ牛馬ヲ賣買交換ノ媒介ヲ營業トスル者ヲ謂フ

第二條 牛馬賣買營業ヲ爲サントスル者ハ住所氏名年齢ヲ記シ所轄警察署警察分署ニ願出免許鑑札ヲ受クヘシ

第三條 鑑札ハ擔保ニ供シ又ハ賣渡讓渡貸與ヲ爲スコトヲ得ズ

第四條 鑑札面ニ異動ヲ生シ又ハ鑑札ヲ亡失毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ記十日以内ニ書換又ハ再渡ヲ請フヘシ

第五條 牛馬賣買營業者死亡又ハ廢業シタルトキハ十日以内ニ其ノ遺族又ハ本人ヨリ其ノ旨届出テ鑑札ヲ返納スヘシ

第六條 牛馬賣買營業者營業中ハ必ス鑑札ヲ携帶シ閱覽ヲ求ム

一二四九

- ル者アルトキハ直ニ之ヲ示スヘシ
- 第七條 牛馬賣買營業者ハ他人ニ賣買交換ヲ強請シ若ハ依頼ナクシテ濫リニ賣買交換ニ干與スルコトヲ得ス
- 第八條 牛馬ニ疾病又ハ惡癖アルコトヲ隱蔽シテ賣買交換又ハ媒介ヲ爲スコトヲ得ス
- 第九條 牛馬賣買營業者ハ住所氏名評ナラサル者ト牛馬ヲ賣買交換シ又ハ其ノ媒介ヲ爲スコトヲ得ス但シ警察官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此限ニアラス
- 第十條 牛馬賣買營業者ハ出所不正ノ疑アル牛馬ナリト認メタルトキハ賣買交換又ハ媒介前直ニ警察官ニ申告スヘシ
- 獸疫發生ノ疑アリト認メタル牛馬ニ關シテモ前項ノ規定ヲ準用ス
- 第十一條 名義ノ如何ニ拘ハラズ定額ノ手数料外ニ金錢物品ヲ請求スルコトヲ得ス
- 第十二條 牛馬賣買營業者ハ第一號乃至第三號様式ノ帳簿ヲ調製シ賣買交換又ハ媒介ヲ爲シタルトキ若ハ牛馬ヲ宿泊セシメルトキハ其都度之ニ記入スヘシ
- 帳簿ハ一ヶ年毎ニ新調シ使用後三ヶ年間保存スヘシ
- 第十三條 前條ノ帳簿ハ警察官ニ於テ臨時検査スルコトアルヘシ此場合ニ於テハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ
- 第十四條 牛馬ヲ賣買交換シタルトキハ其ノ相手方ヨリ賣渡又ハ交換證書ヲ受取り置クヘシ
- 第十五條 牛馬市場ヲ開設セントスルトキハ其ノ日時場所ヲ明記シ所轄警察署分署ニ願出訴可ヲ受クヘシ
- 第十六條 牛馬賣買營業者其營業ニ關シ犯罪其他公益ヲ害スル行爲アリト認ムルトキハ其ノ營業ヲ禁止スルコトアルヘシ前項ニヨリ營業ヲ禁止セラレタルトキハ直ニ鑑札ヲ返納スヘシ
- 第十七條 牛馬賣買營業者ハ警察署又ハ警察分署ノ管轄區域ニ從ヒ組合ヲ設クヘシ
- 第十八條 組合ニ加入セサルモノハ牛馬賣買營業ヲ爲スコトヲ得ス
- 第十九條 牛馬賣買營業組合ニハ左ノ役員ヲ置クヘシ
組長 一名 副組長 一名
- 第二十條 組長ハ組合一般ノ事務ヲ總理ス
副組長ハ組長ヲ補佐シ組長不在又ハ事故アルトキハ之ヲ代理ス
- 第二十一條 組合ニ於テハ左ノ各項ニ準據シ規約ヲ定メ所轄警察署又ハ警察分署ヲ經テ知事ノ認可ヲ受クヘシ其ノ規約ヲ變更スル場可亦同シ
- 一組合ノ名稱及事務所ノ位置
- 一組合ノ地區
- 一加入及脱退ニ關スル規定
- 一牛馬賣買交換ニ關スル媒介手数料
- 一牛馬賣買慣行上覺悟矯正ニ關スル規定
- 一役員選舉ノ方法職務權限及其任期
- 一組合會議ニ關スル規程

- 一會計ニ關スル規定
- 一規約變更ニ關スル規定
- 一違約者處分ノ方法
- 一其ノ他必要ノ事項
- 第二十二條 第二條、第三條、第四條、第五條、第六條、第七條、第八條、第九條、第十條、第十一條、第十三條、第十四條、第十五條ニ違背シタル者及第十二條ノ記載ヲ怠リ又ハ虚偽ノ記載ヲナシタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

- 第二十三條 本則施行前大分縣稅賦課徵收方法施行細則ニ依リ下附シタル鑑札ハ本則ニ依リ下附シタル鑑札ト同一ノ效力ヲ有ス
- 第二十四條 本則ハ明治三十六年二月一日ヨリ施行ス
(帳簿様式省略)
- 「註」 この規則は明治四十四年二月一日農商務省令「牛馬商取締規則」發布に依り消滅し、爾來本縣は明治四十四年二月縣令第四號を以て其施行細則を定め大正二年五月に至り又之を全改して今日に至つてゐる。

(ハ) 代書人及印章彫刻

代書人に關する取締の制度としては壬申(明治五年)九月司法部第十四號を以て「訴訟入費の義に付云々」の達があり其第一條に「認料」(一枚十六行十五字詰金十錢)及證人及引合人手當(一日五十錢遠方より來り宿泊の者は廿五錢増)其他通辨料、翻譯料、使賃等の規定があるが、主として現在の司法代書人の事にて裁判所の取締を受くるものである。

其他の代書人に付ては本縣としては明治三十六年十一月縣令第七十號を以て「代書人取締規則」を設け其第一條に「本則ニ於テ代書人ト稱スルハ他人ノ依頼ヲ受ケ文書ノ代書ヲ業トスル者ヲ謂フ」と定義を擧げ、以下十三條を以つて終つてゐるが、事實は其以前よりあつたものゝ如く「人民の口頭願届受付」を認めたる制度等より見て市井に於ける代書業は既に相當以前より跋扈してゐた様で或る時は之を「警察構内ニ置クベカラズ」とさへ言はれた時代

もある様である。斯うした地方的規則が大正九年の十一月内務省令(第四〇號)に依つて統一され代書人規則として現はるゝに至つたものである。

印章彫刻の取締については明治三十六年十二月縣令第七十七號を以つて其取締規則を定めてゐるが、これも其以前より營業者のあつたことは其附則に「従前ノ營業者ハ本令ノ日(發布ノ日)ヨリ二十日以内ニ本規定ノ手續ヲ爲スベシ」とあるより見ても察せられる。由來本縣は明治以前より貨紙幣の偽造者が非常に多く其等の輩に印版彫刻者の加はつてゐることは屢々なれば、これが取締規則の如き今少しく早く制定を見てもよくはなかつたか寧ろ其制定時期の遅い憾がある。

(ト) 其の他の取締

現在に於ては既に其の名の存在を見ざるも其の以前本縣に於て「介辨業取締規則」なるものありて「他人の委託に依り金品の請求、資産又は人事商事に關する探聞、調査及び土地物件の貸借、賣買、並金錢貸借の仲介、周旋其の他之に類する行爲を爲す」者を取締たり。然るに本業たる抑も辯護士の職業範圍に屬し加之「自己の利益を圖るの目的を以て利害の關係なき訴訟、非訟事件、若くは他人の爭議に關し紹介、鑑定、和解、仲裁、助言其の他干涉を爲し又は告訴告發を勸誘、周旋する」等辯護士以外の者若くは辯護士に於ても敢て爲す能はざる行爲に對する禁令の既にして明治四十一年五月縣令第三十四號の嚴存するものありて全く駄則否寧ろ之在るが爲めに前述辯護士獨得の業務侵犯を公許するやの感をさえ生すべき奇怪のものありたり。於茲か世論は漸く其の非を問ふに至り遂に大正三年一月縣令第六號制定以來僅かに九年二ヶ月間にして同十二年三月廢止されたり。之實に縣警察史上所謂

一種の失敗的制度なりしと謂ふべく詳細は以下添する現存の關係記録に譲る。

大分縣令第三四號 明治四十一年五月二十二日制定 明治四十一年十二月 日縣令第百號改正

法令ノ規定ニ依ル者ノ外自己ノ利益ヲ圖ルノ目的ヲ以テ利害ノ關係ナキ訴訟、非訟事件若シクハ他人ノ爭議ニ關シ紹介、鑑定、和解、仲裁、助言其ノ他ノ干涉ヲ爲シ又ハ告訴告發ヲ勸誘周旋スルコトヲ得ス
前項ニ違背シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

抑も本縣に於て右縣令を發するに至りし當時の發令理由は今茲に明ならざるも公秩維持の爲めには最も適切なる縣令なりと認めらる、然るに其後即ち大正三年一月に至り介辨業取締規則の制定ありて恰かも其の一部行爲を認めたるやの感なきにあらざりしを以て一部に非難の聲と共に大分辯護士會の如きは斯る矛盾の介辨業取締規則等廢止し前記縣令に據る取締方要望もあり旁々遂に大正十二年三月に至り右介辨業取締規則を廢止するに至りたり(廢止の理由及將來の此種業者取締に付ては明治四十一年發布の本令に據るべきは別途當時の警察部長の示達あり)。

然る處實際に於ては縣下各地を通じ興信所其他の名義を以て利害の關係なき他人の債權取立を爲し、又は債權を讓受け、訴訟行爲をなし其間に介在して不正に自己の利を圖ることを殆ど常業的に爲し居る者漸く多きを加へんとする狀況に至りたるを以て(此間大分辯護士會の請願。及大分地方裁判所檢事正の希望等もあり)左の通改正したり(大正一三、九、一二縣令四四號)因に當時大分辯護士會の協議事項は左の如であつて之に基き右改正を要求したものである。

◎大分辯護士會協議事項

第三節 保安警察

大正十三年三月五日大分辯護士會協議會ニ於テ協議シタル事項左ノ如シ

△訴訟行爲ヲ業トスル者(三百的行爲)ノ取締ニ關スル件

- 一、訴訟行爲ヲ業トスル者トハ債權ノ讓渡ヲ受ケ又ハ訴訟ノ仲介ヲ爲シ其他一般訴訟ニ介在シ職業的ニ爲ス行爲者ヲ謂フ
- 二、前項行爲者ノ事件ニ付テハ訴訟ノ委任ヲ受ケス又ハ辯護ノ委任ヲ爲ササルコト
- 三、第一項前段ノ事實ヲ知リタル相手方ハ信託法第十一條ニ依リ讓渡無効ノ抗辯ヲ爲スコト
- 四、第一項ノ者ニ對シ縣令違背ノ廉アルトキハ辯護士會ヨリ直ニ告發スルコト

債權取立其他訴訟行爲等ニ關スル件 大分縣令第四十四號 大正十三年九月二十二日

第一條 法令ノ規定ニ依ル者ノ外興信所其ノ他何等ノ名稱ヲ以テスルニ拘ラス他人ノ依頼ヲ受ケ債權ノ取立ヲ爲シ又ハ他人ノ債權ヲ讓受ケ訴訟行爲ヲ爲スコトヲ業トスルコトヲ得ス

第二條 法令ノ規定ニ依ル者ノ外自己ノ利益ヲ圖ル目的ヲ以テ利害ノ關係ナキ訴訟、非訟事件若ハ他人ノ爭議ニ關シ紹介、鑑定、和解、仲裁、助言其ノ他ノ干渉ヲ爲シ又ハ告訴、告發ヲ勸誘、周旋スルコトヲ得ス

第三條 前二條ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

附 則

第四條 明治四十一年五月大分縣令第三十四號訴訟事件ニ干渉シ告訴、告發、勸誘、周旋スル者取締方ノ件ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

介 辦 業 取 締 則 大分縣令第六號 大正三年一月二十日

第一條 本則ニ於テ介辦業ト稱スルハ別段ノ規定ニ依ルモノノ外他人ノ委託ニ依リ金品ノ請求、資産又ハ人事商事ニ關スル探聞、調査及ヒ土地物件ノ賃借賣買並金錢貸借ノ仲介周旋其ノ他之ニ類スル行爲ヲ爲スヲ業トスルモノヲ謂フ

第二條 介辦業ヲ營マントスル者ハ左記各號ノ事項ヲ具シ履歷書ヲ添(所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ(以下中略))

附 則

第十六條 本則ハ公布ノ日ヨリ施行ス

第十七條 本則發布ノ際現ニ第一條ニ該當スル業務ニ従事スルモノハ本則施行ノ日ヨリ二十日以内ニ第二條ニ依リ許可ヲ受クヘシ
註 大正十二年三月二十八日縣令第十五號を以て廢せらる。

此の介辦業取締規則の制定當初の理由に就ては縣下各地の情勢に徴して其必要を認め先づ警察部々會(現在の部課長會議)に諮り成案の上發布したもので都市に於ける所謂信用告知業又は興信所類似の業を營む者に對しこれか許可制を採ると同時に其業態に就き取締の徹底を期する爲めと云ふのであつた、今本則發布の理由書とも云ふべき何案の全部を掲げて其由來を傳へたいと思ふ。

記

近時興信所、探信所、高等紹介所等萬有名義下ニ信用告知、債權取立、婚姻調査其他種々ノ仲介ヲ業トスルモノ續出ノ傾向アリ當業者中ニハ全々名義假冒ノモノアリ或ハ如何敷人物アリテ裏面ニハ隨分甚シキ弊害有之趣ニ付テハ之カ取締規則制定ノ必要ヲ認メ候條左ニ縣令案并訓令案併テ相伺候也

介辦業取締規則廢止ニ關スル件 保第二三四三號 大正十二年三月三十一日

大正三年一月二十日大分縣令第六號介辦業取締規則ハ本年三月二十八日大分縣令第十五號ヲ以テ廢止ノラレ候處之ヲ廢止シタル理由ハ該行爲ニ對スル取締ヲ全ク放任シタルモノニアラスシテ却テ之カ取締ヲ嚴ニセントスルノ目的ニ出タル者ニ有之候元來介辦業者ノ營業行爲ハ主トシテ民事又ハ商事ニ屬スルモノニシテ之ヲ警察署ニ於テ許可ヲ與フルハ穩當ヲ缺クノ嫌アルノミナラズ營業者中ニハ往々營業行爲ヲ許可セラレタルヲ奇貨トシ不正行爲ヲ取テスルノ傾向アルヲ以テ之等ノ者ニ對シ刑法其ノ他ノ法令ヲ適用セントスルモ該規則ノ制定アル爲メ取扱上支障尠カラサルモノアリ又明治四十一年五月二十二日大分縣令第三十四號訴訟事件ニ干渉シ告訴告發ヲ勸誘周旋スル者取締方ノ件ニヨリ取締ル方寧ロ適切ナリトスルヲ以テ廢止シタルモノニ有之候就テハ從來ノ營業者又ハ三百代言的行爲ヲ常習トスル者等ハ規則ノ廢止セラレタルヲ誤解シ全ク放任セラレタルモノノ如キ感ヲ以テ倍々不正行爲ヲ逞クセンモ難斗ニ依リ此際之等常習的行爲者ニ對シテハ他ノ法令ノ規定ヲ適用シ一層嚴重ナル取締ヲ勵行シ遺策ナキヲ期セラルヘシ
追テ從來營業許可ヲ受ケ居ル者ハ大正十二年六月三十日限リ其許可ノ效力ヲ失フコトニ相成候ニ付テハ其ノ部内各營業者ニ指示

シテ期間内ニ可成廢業ノ手續ヲナサシメ若廢業ヲ肯セサル者アラハ期間滿了ト同時ニ營業許可證ヲ回收スル等適當ノ方法ヲ講シ以テ營業者ノ絶滅ヲ期セラレ度尙大正三年三月三日達保第一〇三一號並同年八月五日達保第五二七三號ハ規則廢止ト同時ニ自然消滅ニ歸シタルモノニ有之候條承知セラルヘシ

(参考)

年次	旅人宿	木賃宿	下宿	貨座敷	料理屋	飲食店	カフェ	藝妓	娼妓	酌婦	劇場	寄席	活動寫真	古物商	質屋	牛馬商
明治十一年	一、七四	九一	一一四	一、五二五	一一八	一、七五八	一一一	一一一	一一五	女給	劇場	寄席	活動寫真	古物商	質屋	牛馬商
明治十五年	一、四二	一〇八	一四八	一、七五八	一八六	一、二六	一一三	一一三	一一三	女給	劇場	寄席	活動寫真	古物商	質屋	牛馬商
明治二十年	五七	六六	五〇	一、五〇	九四六	一八六	一一六	一一六	一一六	女給	劇場	寄席	活動寫真	古物商	質屋	牛馬商
明治廿四年	六九	一、二九	八六	四三	一、九五	四〇八	一九三	一〇三	一〇三	女給	劇場	寄席	活動寫真	古物商	質屋	牛馬商
明治卅五年	七三	一、五二	一〇〇	三七	三、六	四、五八〇	三三二	一一一	一一一	女給	劇場	寄席	活動寫真	古物商	質屋	牛馬商
明治四十五年	八二	一、二二	九六	七四	三、九	二、六六七	五八〇	二七〇	二八二	女給	劇場	寄席	活動寫真	古物商	質屋	牛馬商
大正十年	八四〇	九三〇	八八	七二	五、三	三、〇八	七五	五二〇	三三三	女給	劇場	寄席	活動寫真	古物商	質屋	牛馬商
大正十五年	一、〇八	八九	一八三	九一	七、七	三、七三五	七三	五三七	五三二	女給	劇場	寄席	活動寫真	古物商	質屋	牛馬商
昭和五年	一、〇五〇	八七	二六	九〇	八、八	三、八四二	六四	五七	五七	女給	劇場	寄席	活動寫真	古物商	質屋	牛馬商
昭和十年	一、〇七八	八八	三五	七〇	一、〇	四、〇八	九二	七〇	三二	女給	劇場	寄席	活動寫真	古物商	質屋	牛馬商
明治十二年							一八六									
明治十四年							二五〇									

年次	牛乳營業	山羊乳營業	清涼飲料水製造	氷雪製造	理髮業	髮結業	屠場	獸肉販賣業	屠殺牛馬其他數
明治二十年	一九				五一	一八五	一四	三九四	一、六七
明治二十四年	二四				二八		一九	七一六	一、七五〇
明治三十五年	四四		一五一	八		一、一七二	二六	一、五五九	四、一九七
明治四十五年	七二		四三	一〇	九六一	五三九	一五	五五二	六、一四〇
大正十年	五九	一七	四一		一、七九九	六三一	一五	二、五四二	一〇、九〇八
大正十五年	七三	一七	四一		五、四〇五	六三一	一五	九〇八	七、六三五
昭和五年	八五		五七		一一、二〇〇	五八三	一五	一、〇三八	三、八九三
昭和十年	九一	一九	五四		一五、二四九	六五六	一五	一、〇六〇	七、一一七

「註本表は衛生警察對象の營業者なるも前表との比較上茲に掲記せり

交通

本項は編史の便宜上、(イ)軌道及索道ノ取締、(ロ)道路及橋梁渡津ノ取締、(ハ)諸車取締、の三に大別した。

(イ) 軌道及索道の取締

本縣に於ける軌道は別府、大分間の電氣鐵道を以て嚆矢とするものなるが本事業は明治二十三年本縣一等警部平塚恰が愛媛縣人菊地行造なる者と謀り其計畫を爲したるに初まり(詳細は別添に就き茲に省略)明治二十七年十一月三十日豊州電氣鐵道株式會社として大分町別府町間に電氣鐵道を布設し運輸の業を營むことの特許を得同二十九年四月資本金二十萬圓を以て右會社を創立し爾來幾多の迂餘曲折を経て同三十三年四月に至り開通したり之に對し縣としては同時に(三十三年四月)縣令第十六號を以て「電氣鐵道取締規則」を設けて之に處したりしが其後國東鐵

道、宇佐參宮鐵道、象縣鐵道、耶溪鐵道、等築出或は築出せんとする機運を迎へ茲に大正五年七月に至り縣令第二十二號を以て前記取締規則を廢し新に軌道取締規則を設け更に同十年四月十四日法律第七十六號軌道法同十二年十月二十日內務、鐵道省令を以て同法施行規則の發布を見て今日に至る。

索道は縣下北海郡津久見町、南海郡八幡村等に於ける「セメント」工場に於て使用せる原石運搬の爲の小規模のものとの其後別府市内に新設されたる遊覽客を目的とする短距離間の運輸事業用「ケーブルカー」位に過ぎざるが本取締の對策として大正十一年二月二十三日縣令第七號は索道取締規則を制定して之に臨み其の後昭和二年九月三日逓信省令第三十六號索道事業規則の發布を見て之と併せ取締を行ひ今日に至つたものである。以下關係の記録を發載せん。

軌道及索道

(1) 軌道 (印は文書現存のもの)

- ◎明治三十三年四月縣令第一六號ヲ以テ電氣鐵道取締規則ヲ制定ス
- ◎大正三年十月二十六日逓保第六六一號ヲ以テ軌道ニ於ケル事故報告ニ關スル件ヲ達ス
- ×大正五年七月十五日縣令第二二號ヲ以テ右電氣鐵道取締規則ヲ廢シ軌道取締規則ヲ制定ス
- ×大正五年七月三十一日訓令第一九號ヲ以テ軌道取締規則施行手續ヲ制定ス
- ◎大正五年八月三日逓保第五九〇三號ヲ以テ軌道取締ニ關シ取扱心得ヲ達ス
- ×大正九年八月二十日逓保第六三五九號ヲ以テ軌道業者乗客荷物賃金申請ニ關スル心得方
- ×大正十年四月十四日法律第七六號ヲ以テ軌道法施行規則
- ×大正十二年十二月二十日內務鐵道省令ヲ以テ軌道法施行規則ヲ制定
- (參考別府大分電氣鐵道「前豐洲電氣鐵道」ニ關スル狀況添付)
- (2) 索道
- ◎大正十一年二月二十三日縣令第七號ヲ以テ索道取締規則ヲ制定ス
- ×昭和二年九月三日逓信省令第三六號ヲ以テ索道事業規則ヲ制定ス

×昭和二年九月三日逓信省訓令第二號ヲ以テ索道事業ノ許可等ニ關スル件ヲ定ム

◎昭和二年九月廿八日監鐵第七一七一號ヲ以テ右規則取扱ニ關シ誤扱ナキ様鐵道省監督局長ヨリ通牒

(1) 軌道

電氣鐵道取締規則 (明治三十三年四月廿四日縣令第十六號)

本則ハ大正五年七月十五日縣令第二十二號軌道取締規則發布ニ依リ消滅

第一條 電車ニハ一定ノ方法ヲ以テ外部ヨリ見易キ箇所ニ其進行スル方向ヲ表示スヘシ
前項ノ方法ハ之ヲ知事ニ届出テ認可ヲ受クヘシ其變更ヲ要スルトキ亦同シ

第二條 街角曲道及交通頻繁ナル場所ニハ必要ニ應シ信號人ヲ置キ且電車運轉ニ關スル信號方法ヲ定ムヘシ
前項ノ場所及信號方法ハ之ヲ知事ニ届出テ認可ヲ受クヘシ其變更ヲ要スルトキ亦同シ

第三條 警察官ニ於テ臨時必要ヲ認メタルトキハ特ニ場所ヲ指定シ信號人ヲ置カシメ若ハ信號方法ヲ設ケシムルコトヲ得
第四條 左ノ事項ハ官廳ヨリ特ニ指定サレタル制限ニ從フヘシ
一、電車ノ速力
二、電車ノ寸法
三、乗客ノ定員
四、貨物ノ積量
五、車輛ノ連繫數

第三節 保安警察

- 第五條 電車發着時刻及乗客並貨物ノ運賃ハ豫メ知事ニ届出テ認可ヲ受クヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ
- 第六條 乗客貨物ノ運賃表ハ乗客待合所並電車内ニ掲示スヘシ
- 第七條 電車ニハ避難器緩急器警鈴及遠見燈ヲ備フヘシ
- 第八條 軌道内及ヒ軌道ノ兩側二尺以内ハ事業者ニ於テ掃除ヲ爲スヘシ
- 第九條 電車進行中ハ車掌運轉手ヲ乗込マシムヘシ
前項車掌運轉手ノ氏名ハ電車内ニ掲示スヘシ
- 第十條 車掌、運轉手、信號人ヲ雇入レタルトキハ其種別、族稱、住所、氏名、年令ヲ記シ運轉手ハ履歷書ヲ添ヘ三日以内ニ所轄警察官署ヘ届出ヘシ其ノ解雇シタルトキ亦同シ
運轉手ハ滿二十年以上ノ男子ニシテ體質強壯技術ニ熟達シタルモノニ限ル
- 第十一條 (車掌遵守事項)
- 第十二條 (運轉手遵守事項)
- 第十三條 (信號人ノ勤務)
- 第十四條 (事故届出規定)
- 第十五條 電車内ニ傳染病又ハ其疑アル患者若ハ其ノ死者アリタルトキハ乗客ノ昇降ヲ謝絶シ速ニ當該官吏ニ届出テ指示ヲ受クヘシ
前項届出義務者ハ車掌トス但シ車掌已ムラ得サル事故ニ依リ届出ヲ爲スコト能ハサルトキハ運轉手ヨリ届出ヘシ
- 第十六條 警察官吏ニ於テ危険ノ虞アリト認メタルトキハ一時

第四章 警察取締の變遷

電車ノ進行停止ヲ命スルコトヲ得
第十七條 左ノ場合ニ於テ車掌ハ乗車ヲ拒絶シ又ハ降車セシムルコトヲ得

- 一、暴行ヲ爲ス者
- 一、風俗ヲ亂ルノ行爲アルモノ

第十八條 (罰則)

第二十一條 第十四條第十五條ノ届出ハ口頭ヲ以テ爲スコトヲ得

第二十二條 此ノ規則ハ軌道條例及電氣事業取締規則ニ依ル電氣鐵道ニ適用ス

軌道ニ於ケル事故報告ニ關スル件

大正三年十月二十六日 達保第六六一號

軌道條例ニ依ル軌道ニシテ事故發生ノ場合ハ左記事項詳細調査ノ上急報セラルヘシ

記

豐洲電氣鐵道會社

明治廿三年大分縣一等警部平塚恰(熊本縣人)氏ガ愛媛縣人菊地行造氏ト謀リ別府大分間ニ電氣鐵道ヲ敷ク計畫中、大分町ノ宿屋業園田梅吉、秦誠一郎ノ兩人ガ馬車鐵道ノ敷設ヲ出願シテ競争トナリタルガ、縣ニテハ馬鐵ノ時代遅レナルヲ説キテ共同セシメ、明治廿九年四月六日、資本金二十萬圓ノ豐洲電氣鐵道會社ヲ創立シタルガ、開業ニ至ラズシテ行キ詰リタリ、ソコデ菊地氏ト藤田建策氏トガ事業ヲ繼ギ、別府地方ノ有力者ト協力シテ三十年十月登記ヲ済マセシモ、依然トシテ資金難ニ躊躇中小倉市ノ神崎岩藏森永久吉ノ兩氏ガ乗出シテ、増資ヲ爲シ、三十三年四月五日計畫後五ヶ年ニシテ漸ク開通ノ運ビニ至リタリ、サレド事業振ハズ、

又十萬圓ノ社債ヲ起シテ大分市ノ後藤喜太郎、甲斐治平ノ兩氏相次テ社長ニ就任シタルモ之レ亦駄目ナリシ、愛媛縣人佐々木長治氏引受ケテ社長ノ椅子ニ就キ、三十九年一月「豊後電氣鐵道」ト改稱シタルガ、當時日露戰爭後ニテ世間ノ好景氣ニ乗ジ、長野善五郎、中尾義三郎ノ兩氏ガ大分水力電氣會社ヲ組織シ四十年九月豊後電氣ト合併シテ長野氏社長トナリ、大正五年三月更ニ九水ト合併シタルガ、昭和二年六月マタ分離シテ大阪ノ資本團ト共同經營ニ移リ、名稱現在ノ如ク、別府大分電氣鐵道ト改稱シタリ、爾來車體レール等着々改善シテ昭和四年四月末日迄、大分、別府兩市内ノ複線ヲ竣シ別府、龜川間ノ延長ヲ實施シテ今日ニ及ベルナリ、明治三十三年五月十日開通當時ノ幹部ハ社長神崎岩藏、取締森永久吉、支配人嘉嘉久馬、會計課長河村秀夫ノ諸氏ナリシ、四月五日別府ヨリ堀川迄全線ノ試運轉ヲ行ヒ五十分間ヲ要シタリ當時ノ車體ハ長サ三間横九尺、車内ニ十燭燈ガ五個アリ、賃錢ハ一人上等二十錢、下等十錢ナリシ四月廿四日日本縣ハ縣令第十六號ヲ以テ電氣鐵道取締規則ヲ公布セリ(史家佐藤藏太郎氏記)

これに就いて一つの挿話は、この事業に對抗した、大分、別府間の馬車同業者である、彼等は當時此間の馬車賃を一人五錢に引下げ大競争をやつたが、これでも電車の方が早くて乗心地がよいので乗客の大半は電車で奪はれた。然しこの文明の利器も開通當時はよく脱線もした。田の浦附近でレールの上に松の太木が横はつてゐるといふので取り除けやうとしたら大蛇であつたり、高崎山の麓に數十匹の猿群が横列を作つて電車が通るので珍らしさうに見物したり、佛崎で轢かれた老婆の幽霊が、毎夜終電車に乗込んで運轉手を睨んだりしたといふやうな悲喜劇や、怪奇談が、言ひ觸らされたといふこである。

(2) 乘 道

乘 道 取 締 規 則 大分縣令第七號 大正十一年二月二十三日

第一條 索道ヲ架設セムトスルモノハ左記各號ヲ具シ知事ニ出願許可ヲ受クヘシ其ノ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ第一號變更ノ場合ニ在リテハ五日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

- 一、原籍、住所、氏名、年齢、法人ニ付リテハ名、稱、事務所所在地、並代表者ノ氏名、定款
- 二、起業目論見書
- 三、工事設計書及圖面

第三節 保安警察

四、工事着手及工事成成ノ期日（以下附則迄省略）

附 則

第十三條 本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十四條 本則施行ノ際既設ノ索道ハ本則ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス但シ本則施行後三ヶ月以内ニ第一條第一號乃至第三

號ノ事項ヲ知事ニ届出ツヘシ

（註） 本則に對し昭和二年九月三日逓信省令第三六號を以て索道事業規則を制定せられたるも條文省略

監鐵第七一七號 昭和二年九月廿八日 鐵道省監督局長依命通牒

本年九月三日逓信省令第三六號ヲ以テ索道事業規則發布相成候處同規則ノ適用ヲ受クベキ索道トハ第一條ニ規定スル如ク索條（ロ
一フ）ニ搬器ヲ懸吊シタル運搬設備ニ止リ軌條（レール）ヲ用ヒタル懸垂鐵道ハ鐵道トシテ地方鐵道法ニ遵據スベキ儀ニ有之候條
誤扱ナキ様致度云々

（ロ） 道路及橋梁渡津の取締

「道路は人の血管なり」とは或る學者の標言であるが眞に交通警察上最重要の客體なり之蓋し交通上將又産業上國
民生活に直接關係する處大なるが故なり然るに往時は多く交通の安全をのみ目標として總ての制度を設けたるも
の、如く從而之が法制の如きも一に地方官憲に委し内容亦警察權力下の路上取締に重點を置きて其管理を輕んずる
嫌ひなしとせざりき於茲か政府は大正八年法律を以て道路法を制定し即ち總則以外に道路の「種類等級及路線の認
定」「道路の管理」「道路に關する費用及義務」「監督及罰」及「訴願訴訟」等の事象を網羅又同九年十二月には内
務省令に依る道路取締令を制定して専ら警察取締の條項を規定したり。今左に之が取締制度沿革の概要を述べれば、
國家としては先づ國道の指定を始として明治五年十月布告を以て各地道路掃除規則を定め同九年に郵便線路の里程

表同十年十二月に便所下水芥溜の掃除等に關する規程又は一篇の通牒程度に過ぎず、本縣亦概ね之に準じ明治六年
以降掃除、里程表識、岐路標木の建設、を始として同九年に往還拜借願、等の事を達し専ら區戸長をして處理取締
の任に當らしめたりしが、同十年に至り道路拜借の事項を所轄の警察署管理とし、同十三年二月九日衛布第三號市
街掃除規則及同月二十三日警布第一號道路取締規則の制定を見て始めて法制の第一歩を印し、更に同二十年七月十
五日縣令甲第五十七號は街路取締規則を同三十一年四月には訓令に依りて道路看護人設置規程及看護人心得を制
定する等着々整備中大正八年に至りて法律第五十八號を以て道路法を制定すると共に、勅令或は内務省令等は續い
て之が施行上必要な規定を定め、更に翌九年十二月十六日には内務省令第四十五號に依り道路取締令及其他の附
屬規程を定めて交通取締の定規を確立しその統合整理を行つた。茲に於て本縣亦同十年五月二十七日縣令第三十三
號に依り道路取締令施行細則を設けて従前の街路取締規則、道路取締規則、自轉車取締規則、荷車取締規則等個々
の諸規程を廢しこれに吸収し今日に至るものなり。以下明治初年以來現在中の記録數種を列記して取締の變遷を知
る参考に資せんとす。

馬上乗切及中間體ノ者乘馬往來ヲ禁ス 太政官第五百五十八 明治二年六月二十三日

馬上乗切ノ儀ハ尤急使ノ爲ニ候得共市中ニ於テ間々怪我等モ有之趣相聞ヘ不可忍事候篤ト勘辨可致候且又口附或ハ中間體ノ者乘
馬往來致候向モ有之趣相聞ヘ甚以不埒ニ候向後右様ノ儀無之様夫々主人ヨリ屹度可申付事

無刀乘馬ヲ禁ス 太政官第千三十三 明治二年十一月二日

近來無刀ニテ乘馬ノ者有之右ハ素ヨリ士族ノ輩ニハ有之間敷候得共口附其他ノ者トモ兵隊ニ相紛レ右體ノ所業致シ候者有之哉ニ相
見ヘ如何ノ事ニ付向後不心得ノ輩無之様其主宰主宰ヨリ屹度取締可致事

第三節 保安警察

太政官第九十(四年四月十八日布告) 自今平民乘馬被差許候事

道路橋梁等通行費徵收ノ件 明治四年十二月十四日 第六四八號太政官布告

水路ノ儀ハ地方ノ要務ニシテ物産蕃盛庶民殷富ノ基本ニ付府縣管下ニ於テ有志ノ者共自費或ハ會社ヲ結ヒ水行ヲ疎シ險路ヲ開キ橋梁ヲ架スル等設般運輸ノ便利ヲ興シ候者ハ落成ノ上功費ノ多寡ニ應シ年限ヲ定メ税金取立方被差許候間地方官ニ於テ此旨相心得右等ノ儀願出候者有之節ハ其ノ地ノ民情ヲ詳察シ利害得失ヲ考ヘ入費税金ノ制限等篤ト取調大藏省ヘ可申出事但本文ノ趣管内無洩可相違事

平民乘馬御差許云々達シ 明治五年四月八日

平民乘馬御差許相成候逆駁法不心得ノ者徒ニ外見ヲ飾リ民庶集會ノ場所ニテ猥ニ馬ヲ走ラセ路人ノ妨害ト相成候ハ篤キ御趣意ニ背馳候義決シテ不相濟事ニ候條右等ノ所業無之様屹度可相心得候事

第三二五號

近來道路掃除之儀多クニ等閑ニ相成甚以不相濟事ニ候條各地方官ニ於テ厚ク注意シ追テ道路之制被相立候迄ハ從前掃除請持有之道筋ハ勿論持場無之場所ハ最寄町村江公平ニ割渡シ左ノ條日之通掃除可爲致事

第一條

一、總テ掃除請持丁場ハ風雨等之障リ有無ニ不拘必ス三ヶ月中一度宛掃除可致事

第二條

一、風雨ノ後ハ必ス其持場ヲ掃除溜水ハ左右之溝江導キ水溜リ之場所相減候様可致事

第三條

一、並木根返リ風折雪折等ハ追テ其廳ヨリ所分有之ト雖モ不取敢通路妨ナキ様片付置可申事

第四條

一、左右ニ溝渠有之通路ハ可成丈ケ路之兩緣ヲ低下シ兩水之捌方宜敷可致事

第五條

一、掃除丁場標杭往々等閑ニ致シ置候向モ有之右ハ必ス其請持丁場境ニ從是東西或ハ南北何百何十何丁何郡何村掃除丁場ト誌シ標杭可相建事

第六條

一、路舖在々田畑ニ切添候ヨリ並木根サシヲ失シ之カ爲ニ根返ニ及ヒ易ク以之外之事ニ候以來決テ右等之所業致ス間敷事右之通堅可相守候若シ等閑ニ差置ニ於テハ掛ノ官員巡廻ノ節屹

度可申付事

壬申十月廿八日

太 政 官

右之通御布告相成候條區内申合請持丁場相極メ掃除修理道路ヲ

凸ニシ日數三十日ヲ限リ其段可届出候若等閑ニ致置ニ於テハ掛リ官員巡回之節屹度可申付候事 一月十八日 縣 廳

渡船場へ一人タリトモ出船ノ儀揭示セシム 明治六年五月七日 大藏省達第七十五號

諸道川々渡船場ノ儀ハ至當ノ貨錢ヲ請取越立候儀ニ付譬一人タリトモ速ニ可越立ハ當然ニ候處多人數ニ及ヒ候迄行旅ヲ留置候弊習有之趣相聞以ノ外ノ儀ニ付以來一人タリ共早々出船候様川場ヘ揭示可致置候事

甲ノ第十六號 明治六年十一月七日 權令名

道路掃除之儀ハ昨壬申十月中第三百二十五號御布告ノ趣有之且當廳ニ於テモ毎々布令候次第人民一同篤ク體認可致之處間ニハ耕地ニ接界之道敷ヲ切添杯致シ候向モ有之趣百度御維新之今日ニ際シ丁場道路之掃除ハ勿論從來狹隘迂曲等ニテ人馬不便之場所等ハ早々申立新開道換等萬人ノ便宜ヲ可謀之處右様眼前之小利ニ迷ヒ自儘ノ所業甚以不相濟事ニ候以後右髓ノ者於有之ハ屹度及處分候條戶保長ニ於テ精々注意可度此旨布達候事

甲第五二號路上ニ馬ヲ繫キ云々布達 明治七年七月十三日

路上ニ馬ヲ繫ニ置或ハ狹路ニ牛ヲ放チ遣リ通行之者及難澁候趣相聞兼テ違式例御頒布ノ旨意ニ悖リ不相濟事ニ候尙又所柄ニ因リ從來ノ弊習ニテ稻作植付ノ節祝ト唱ヘ泥苗ヲ抛チ通路人民ノ障碍ヲ爲シ候向モ有之趣右等今日ニ至リ有間敷事ニ候條以後心得違ノ者無之様區戶長ニ於テ教諭ヲ加ヘ精々取締可致此旨布達候事

勸第十九號往還拜借願云々ノ布達 明治九年三月十九日

家屋普請中木石等置場トシテ往還拜借之者願問敷ヨリ多分張出シ或ハ滿期後等閑ニ差置甚數ハ無願ニテ諸品往來ヘ据置候向有之通行差支不都合之事ニ候條自今拜借願濟之上ハ用務所ニ於テ左之體形之通書載現地ヘ建置可申自然等閑之所業於有之ハ屹度可及處分此段布達候事

(建札雜形略)

第四章 警察取締の變遷

警第三十七號 明治九年十二月廿日 權令代理

各人民家屋普請中木石置場或ハ土練場等ノ用ニ供スル爲メ道路借用並暑中日覆イ張出願等は迄時々當廳へ差出來候處爾來其場接近各種ノ地所々有ノ者共且區戶長捺印ノ上管理ノ警察出張所又ハ屯所へ可届出最道路ハ六十日ヲ一期トシ日覆ハ暑中ヲ限リ其建札ノ如キハ本年勸第十九號達ニ基キ不都合無之様可取斗自然六十日ニテ差支候事故出來候節ハ事實詳細書ヲ以テ重テ出張所屯所へ可願出此段相達候事

但廣小路等往來差支無之ケ所ニ於テ興業モノ等營業ノ爲借地致候向ハ其日數ニ應シ道路修繕費トシテ相當ノ借地稅上納スヘキ見込相立更ニ當廳へ可願出事

警布第三號道路借用云々布達 明治十年三月五日

道路借用之儀ニ付昨九年警第三十七號ヲ以テ區戶長へ相達候次條モ有之候處右ハ詮議之次第モ有之取消更ニ左之通相定候條其旨可相心得此段布達候事

第一條 道路之内妨害不相成ケ所へ各人民家屋普請中木石置場或ハ土練場等之用ニ供スル爲メ借用并ニ暑中日覆張出シ等之願ハ總テ左ノ様形ニ倣ヒ相認メ管理警察出張所又屯所へ可差出事

但借用場所建札之如キハ昨九年當廳勸第十九號達ニ基キ不都合無之様區戶長ニ於テモ注意可致事

第二條 廣小路等障害不相成場所へ雜劇等興行之爲借用致度向モ前條之通タルヘキ事

第三條 右借用滿日數三十日未滿之分ハ借地料獨除スヘシト雖モ滿日數三十日以上借用之分ハ相當之借地料收入可致事但シ借地料ヲ收入スルモノニ限リ警察官吏ノ踏勘書ヲ以テ

本廳又ハ支廳へ可願出事

第四條 其地相當之借地料相納ムト雖モ其借用期限ハ滿三ヶ月ヲ超過スルヲ得ス尤モ不得止事故有之分ハ滿期ニ至リ詳細中立何分之指揮ヲ受クヘキ事

(願書式様形略)

警布第六號 明治十一年八月十九日 權會代リ名

道路拜借ノ義ニ付客年三月警布第三號ヲ以テ相達置候處右ハ相廢條條自今家屋普請等ノ不得止爲メ拜借致度向ハ三十日以内日數ヲ限リ管理警察署宛ノ書面ヲ以テ警察署又ハ分署へ可願出此旨更ニ布達候事

但暑中日除ノ義ハ往來ノ防害ニ不相成様取設候ハ適宜不苦候事

警布第三號 明治十三年二月九日 縣令名

市街掃除規則左ノ通り相定 但市街地ノ儀ハ昨十二年六月警布第十一號布達ノ通り

市街掃除規則

第一條 住宅前道路ハ不潔ナキ様掃除スヘシ

第二條 降雪ノ時ハ之ヲ河海水其他通行ノ妨トナフサル場所へ取捨テ道路中央ニ積置ヘカラス

第三條 諸橋上廣場火除地等ハ町村役所ニ於テ擔當シ從前ノ方法ニ依リ時々掃除ヲナサシムヘシ

第四條 下水及埋樋ハ年々兩度三月、十月浚ヘ方ヲナスヘシ尤土砂塵芥等流通ヲ妨クル時ハ定時ニ拘ヲス取除クヘシ

第五條 下水ヲ浚ヘタル游泥并塵芥等ハ人家遠隔ノ地ニ搬出シ路傍ニ堆積又ハ道路修繕ニ用フヘカラス

第六條 此規則ハ左ノ區別ニ從ヒ其責ニ任スヘシ 第一項 道路掃除ハ地主地借店借ヲ問ハス總テ現在ノ居住人ニテ負荷スヘシ

第二項 家屋兩側ニアルモノハ道ノ中央ヲ折半シテ負荷シ其片側ナル場所ハ全路ヲ負荷スヘシ

第三項 空屋及空地ノ周圍ハ其家主地主ノ負荷タルヘシ

第四項 下水浚及修繕等ハ地主ノ負荷タルヘシ

第五項 差配人請負人ヲ定メ置キタル地先道路下水ハ該差配人受負人ノ負荷タルヘシ

第六項 組合持天下水浚ヘ方ハ年番月番ヲ定メ置キ當番ノ者負荷スヘシ

第七條 炎天ノ候及烈風等ノ節ハ度々路上ニ水ヲ灑クヘシ 但十二月一日ヨリ二月廿八日迄ハ午後三時ヨリ午前九時迄路上ニ水ヲ灑クヘカラス

第三節 保安警察

第八條 滲漏ノ汚水ハ勿論魚鳥其他汚穢物ヲ洗滌シタル水ハ決シテ路上ニ灑クヘカヘス

第九條 塵芥及汚穢物等道路又ハ河下水等へ投棄スヘカラス 第十條 荷拵又ハ炭薪積ミ卸シ等ニテ塵芥散布スル時ハ其都度掃除スヘシ

第十一條 下水ニ堰ヲ設ケ塵芥ヲ滯積シ流通ヲ妨クヘカラス

第十二條 禽獸ノ屍アレハ人家隔絕ノ地ニ埋没スヘシ

第十三條 塵芥燒捨場及ヒ汚泥埋設場ハ便宜ノ地ニ設置スヘシ 第十四條 街上ニ設置セル厠圍ハ不潔ナラサル様日々掃除スヘシ

警布第一號 明治十三年二月廿三日 縣令名 道路取締規則左ノ通り相定候 但從前ノ達及指令等本文ニ牴觸スルモノハ渾テ廢止ト可相心得

(明治廿三年十一月廿一日縣令甲第六十一號ヲ以テ改定廿四年一月一日ヨリ施行ス)

第一條 凡下水外又ハ軒下外ニ招牌(釣看板等ノ類)及ヒ物干等ヲ建設スヘカラス

第二條 日除ケ張出シ及物品ヲ排列スルハ軒下又ハ下水ヨリ二尺マテニ限ルヘシ

但已ムヲ得サル事情アリテ許可ヲ得ルカ又ハ露店及神佛祭緣日等路傍ニ於テ物品販賣ノ者ハ本條ノ限ニアラス

第三條 街燈(門又ハ擔先等へ點燈ヲ設クルモ同シ)及標旗ヲ

第四章 警察取締の變遷

一二六八

建設スルハ軒下又ハ下水ヨリ一尺マテニ限ルヘシ
但從前設置ノ分制限外ニ及フト雖モ往來ノ妨害ニナラサル
モノハ本條ノ限ニアラスト雖モ漸次引直スヘシ
第四條 荷車其他諸車ヲ置クハ檐下又ハ垣牆等ニ寄セ往來ノ妨
害ヲナスヘカラス
第五條 左ノ諸件ニ就テハ其場ノ圖面ヲ添所管ノ警察署又ハ分
署ヘ願出ヘシ
但第一第三第四第五ノ各項ハ使用日數ヲ其願書ニ記入スヘ
シ

第一項 第二條ノ場合ニ於テ已ムヲ得ス制限外ニ及フ者

第二項 第三條ノ建設ヲナサントスル者

第三項 街頭ニ於テ荷拵又ハ木挽等ヲナサントスル者

第四項 材木土石薪炭等ヲ街頭ニ置キ或ハ板圍足場等ヲ設ク
ルモノ

第五項 家屋土藏等甲地ヨリ乙地ヘ引移ス爲メ街路ヲ通過ス
ル者

第六項 公衆ノ爲メ街頭ニ便所ヲ建設セントスル者

第六條 材木土石等運搬ノ節不得止一夜已上往來ノ妨害ニナラ
サル場所ヘ停メ置クハ妨ケナシト雖モ其都度所管警察署分署
又ハ巡行ノ巡查ヘ届出ヘシ

但夜中ハ通行人ノ衝突セサル様目標ヲ建設クヘシ

第七條 街路ニ沿フタル地ニ竹木ヲ貯フルモノハ必ス繩索等ヲ
以テ嚴ニ纏繞シ願出セサルヨウ注意スヘシ

第八條 家屋垣牆等朽腐壞敗シ又ハ瓦石ノ墜落セントスル危險

(以下一、街路ノ安寧保持 二、街路ノ清潔 三、街路ノ通行
四、罰則等あるも省略)
警第一五四九號 明治二十年八月廿九日
街路取締規則取扱手續

本手續ハ其第一章ニ於テ通則 第二章街路ノ安寧及保存 第三
章街路ノ清潔 第四章街路ノ通行 第五章違犯者處分 トニ區
分シ總テ十七ヶ條ヲ以テ成レリ内容ハ夫々ノ場合ニ於ケル心得
方並其手續ヲ示シタルモノナレハ茲ニ全文ハ省略スルモ其一例
トシテ左ニ其一箇章ヲ掲ケン

第五章 違犯者處分
第十六條 規則違犯ノ處分ハ通行人ニ妨害ヲ與メ又ハ制止ヲ肯
セス若クハ再三説諭スルモ之ニ服従セサル者ヲ處分シ其他ハ
可成嚴戒説諭ニ置メ行政警察ノ周到ヲ期スヘキナリ
第十七條 本則ハ専ラ大分町外七十三ヶ町村ニ適用スヘキモノ
ナレハ其他ノ町村ニシテ取締ヲ必要ト認ムルヶ所ハ本則ノ意
ヲ藉リ單ニ實行上ノ取締ヲナスヘシ本則には六十三ヶ町村と
あり此ノ手續には七十三ヶ町村とあり或は施行區域増加の爲か
保第二九七號 明治廿四年四月八日
道路取締規則實施以外ノ道路ニ關スル取締方標準左之通定メラ
ル

一、道路取締規則實施以外ノ道路ニ關スル取締ハ道路取締規則
ノ旨意ニ準シテ注意スヘシ
二、左ノ市街地ニ在ツテ道路取締規則第四條ノ諸件ニ係ルモノ
ハ從來ノ例ニ依リ所轄警察署又ハ分署ニ願出シメ許否スヘシ

第三節 保安警察

ノ虞アル者ハ速ニ修補又ハ改造スヘシ
第九條 屋上又ハ檐端等ニ物品ヲ積載スル時ハ墜落セサル様防
禦ヲ嚴ニスヘシ

第十條 第二條第三條第四條第七條第八條第九條ノ場合ニ於テ
通行ノ妨害トナルヘキ者又ハ墜落ノ虞アルモノハ直ニ取除カ
シムルコトアルヘシ

第十一條 街路中央ニ佇立シ或ハ小兒ヲ遊歩セシメ通行ヲ妨
可カラス

第十二條 紙鳶ヲ揚ケ羽子ヲツキ獨樂手毬等ヲ玩弄シ通行ヲ妨
クヘカラス

縣告示第三十一號 明治十八年二月十七日
車馬通行ノ節軍隊並砲車輜重車ニ行逢フトキハ右方ヘ避讓スヘ
シ此旨告示候事

縣令甲第五十七號 明治二十年七月十五日

第一章 通則

第一條 街路ト稱スルハ道敷及道路ニ沿フタル下水並橋梁トス

第二條 本則ハ左ノ市街ヲ以テ施行區域トス
豐後國大分郡、大分町、同南海部郡佐伯村、同北海部郡、白
杵町、同直入郡、竹田町、同日田郡、豆田町、隈町、同速見
郡、別府村、濱脇村、日出村、杵築村、南杵築村、豐前國下
毛郡、中津六十三ヶ町村

第三條 本則ニ於テ爲スヘキ義務ヲ怠リ官署ノ督促ヲ受クルモ
應セサルトキハ官ニ於テ執行シ其費用ヲ徴收ス

大分郡西大分町 鶴崎町大字鶴崎
速見郡豐岡村字頭成
東國東郡國崎村大字鶴川 高田町
西國東郡玉津村大字玉津 四日市村大字四日市
宇佐郡宇佐町大字南宇佐
長洲村大字長洲
下毛郡大江村大字蛸瀬角木 豐田村大字島田
玖珠郡森村大字森 久住村
直入郡玉來村大字玉來 犬飼村大字犬飼
大野郡三重村大字市場
北海部郡佐賀關町大字關

三、前項市街地外ノ道路ニテ道路取締規則第四條第二項ニ係ル
時ハ所轄警察署又ハ分署ニ願出シメ許否スヘシ
但其他ノ事項ハ駐在巡查ニ届出(届書ヲ故ラ徵セス口述ニ
テ妨ナシ)シメ其届ヲ受ケタル巡查ハ便宜所屬署ニ報告セ
シムヘシ

四、明治二十年十月訓令甲第八十五號並大分縣警察官吏配及勤
務規程第二十六條四項ニ係ル件ハ前項ノ例ニ依リ便宜駐在巡
査ニ委任シテ取扱ハシメ所屬署ニ報告セシムヘシ

街路取締規則の施行區域

大分縣令第十七號 明治三十二年四月十四日

明治二十年七月大分縣令甲第五十七號街路取締規則第二條施行
區域ニ左ノ市街ヲ追加ス

大分郡西大分町、花隈村大字三芳字大道、鶴崎町大字鶴崎

一二六九

第四章 警察取締の變遷

速見郡豐岡町大字豐岡字頭成、大字平道字小浦
西國東郡玉津町大字玉津、高田町
宇佐郡宇佐町大字南宇佐、四日市町大字四日市、長洲町大字
長洲

下毛郡大江村大字蛸瀬字新町、豐田村大字島田
玖珠郡森町大字森

直入郡玉來村大字玉來
大野郡三重町大字市場
北海部郡佐賀關町大字關

運保第九一六八號 大正十年二月廿二日

道路取締ニ關スル件

客年十二月十六日ヲ以テ公布ノ道路取締令ハ本年一月ヨリ施行
相成候處右實施ノ機會ニ於テ取締令規定條項中日常遵守スヘキ
事項ヲ一般民衆ニ普ク了解セシメ義務ノ觀念ヲ厚カラシムルニ
努メ交通ノ危險ヲ防止シ安全ヲ圖ルニ備フルハ時宜ニ適シタル
措置ト思料セララルニ付此際其ノ普及宣傳ノタメ別紙印刷物ヲ
公衆ノ類々出入スル左記ケ所其ノ他一般ノ注意ヲ惹起スヘシト
認メラルル場所ニ夫々交渉ノ上之ヲ配布若ハ揭示セラレ度尙自
動車、馬車、人力車等ノ營業者ニ對シテハ取締令ノ趣旨ヲ示達
ノ上之ヲ嚴守スルニ從順ナラシメ違反行爲ヲ遂行スルコトナキ
ヲ期セラルヘク又一面ニ於テ青年會、講話會等多數會同ノ機會
ヲ利用シテ交通取締上必要ノ事項ヲ説示シ民衆ヲシテ交通上ニ
於ケル規律節制ヲ重ニスルノ習慣ヲ馴致セシメラレ度尙本件取
締ノ任ニアル警察官吏ニシテ道路ノ通行等ニ當リ規則ノ條項ニ

背反スルノ舉措ニ出ル様ノコト有之候テハ一般民衆ニ於テ面白
カラサル感想ヲ惹起シ執行上ニ及ホス影響モ不尠ニ付此邊十分
取締規則ノ趣旨ヲ體得シ以テ範ヲ一般ニ示シ相待テ交通警察ノ
目的ヲ達成セララルヘシ

追テ本件ハ交通ノ保全ヲ圖ルノ豫防警察上極メテ緊要ナルニ
付平素ニ於テ取締ヲ勵行スルハ勿論ナルモ、典其ノ他多衆集
合ノ場合ニ於テハ相當員數ノ警察官ヲシテ交通整理ニ當ラシ
メラレ度尙其ノ執行ニ當ル警察官ニシテ取締ノ趣旨ヲ充分了得
セス執行警察ニ涉ルカ如キコトアリテハ徒ラニ民衆ノ反感ヲ
來タシ所期ノ目的ヲ達スル能ハサルノ結果ヲ生スヘキ懸念ナ
キニアラサレハ此邊周到ニ注意ヲ拂ハレ度候
(揭示スヘキ注意事項及之ヲ揭示スヘキ場所ハ何レモ省略)

以下參考

布告第四百十六號 明治五年五月三日

鐵道取締則

第一條 貨金ノ事 何人ニ不限鐵道ノ列車ニテ旅行セント欲ス
ル者ハ先貨金ヲ拂ヒ手形ヲ受取ルヘシ然ラサレハ決シテ列車
ニ乗ル可ラス
第二條 手形檢査及渡方ノ事 (以下條文略)
第三條 途中 (ステーション) ニテ乘組並手形ノ事、途中 (ス
テーション) ニ於テハ列車中餘地ノ有無ニ應シテ乘組ムコ
トヲ得ヘシ若シ其手形ヲ買取リシ總人數ヲ容ルヘキ餘地ナキ

時ハ其中ニテ最遠キ地ニ趣ク手形所持ノ人丈ケ先ツ乗込ムコ
トヲ得ヘシ若シ又同里程ノ地ニ趣ク客數人アル時ハ其手形ノ
番號ノ順序ヲ以テ乗ルコトヲ得ヘシ

第四條 偽欺ノ者扱方ノ事 (以下條文略)

第五條 列車運轉中出入禁止ノ事 (以下條文略)

第六條 痲瘋等ノ病人ヲ禁止スル事 (前同)

第七條 吸烟並婦人部屋男子出入禁止ノ事

何人ニ限ラス (ステーション) 構内吸烟ヲ禁セシ場所并ニ吸
烟ヲ禁セシ車内ニテ吸烟スルコトヲ許サス且婦人ノ爲ニ設ア
ル車及部屋等ニ男子妄リニ立入ルヲ許サス若右等ノ禁ヲ犯シ
掛リノ者ノ戒ヲ用ヒサル者ハ車外并ニ鐵道構外ニ直ニ退去セ
シムヘシ

第八條 醉人及不行狀人扱方ノ事 (以下條文略)

第九條 鐵道ニ屬スル物品ヲ毀損スル時ノ事 (以下條文略)

第十條 機關車等へ乗込ヲ禁スル事 (前同)

第十一條 鐵道地所へ妄リニ立入者扱方ノ事 (前同)

第十二條 旅客ノ荷物紛失毀損取扱方ノ事 (前同)

第十三條 高金及大切ノ物品紛失毀損ニ關不關アル事 (前同)

第十四條 牛馬獸類運送ノ事 (前同)

第十五條 砲發ヲ禁スル事 (前同)

第十六條 爆發質アル危害物運輸ヲ禁スル事 (前同)

第十七條 荷物目錄ヲ渡スヘキ事 (前同)

第十八條 物品並畜類損害償方定限ノ事 (前同)

第十九條 荷物運送貨金ノ事 (前同)

第二十條 規則ニ從ハサル者ノ事 (前同)

第二十一條 規則等ノ變革布達ノ事 (前同)

第二十二條 荷物運送引請方ノ事 (前同)

第二十三條 此規則ヲ施行スルカ爲メニ夫々法官ニ訴ヘ犯罪人罰
シ方等ノ裁判ヲ乞フ手形 (鐵道頭) 或ハ鐵道支配人ノ間ニ
テ其取扱アルヘシ

第二十四條 旅客並荷物ノ運賃ハ時宜ニ隨ヒ變アルト雖モ其變革
毎ニ二週日前ニ告達スヘシ尤 (鐵道頭) 鐵道支配方及運輸頭
取ノ間ニ於テ前條ノ如キ告達ナク臨時ニ當例ヨリ下等ノ運賃
ヲ以テ別ニ列車ヲ仕立ルコトモアルヘシ

第二十五條 此規則來ル五月七日ヨリ施行スヘシ 右ノ條々此度
確定候事

布告第四百一號 明治六年三月

壬申第四百四十七號布告鐵道犯罪罰例別紙ノ通改正相成候條此旨
相達候事

鐵道犯罪罰例 (略登載)

布告第二十三號 (工部卿連署) 明治十六年七月十日

明治五年 (五月) 第四百十六號布告鐵道略則及同六年 (三月)

第四百一號布告鐵道犯罪罰例ハ私設鐵道ニモ適用ス

交通事 故 (始めて開通した鐵道)

第三節 保安警察

現在日豊、豊肥、久大の三幹線の元締格である本縣は由來鐵道建設には淺からぬ因縁がある、特に明治三十年、日清戦役の大勝利で景氣を呈した本縣は各所に鐵道敷設か計畫された、其先驅を承つたのか南豊鐵道の建設認可(六月)で續いて日田、中津間の鎮西鐵道か八月に兩地ら測量を始め、九月廿五には豊州鐵道の行橋、長洲間か開通し中津驛で盛大な全通式か舉げられた、まさに縣内鐵道の處女運轉である、來賓八百名、餅撒、煙火、藝妓手踊、博多仁輪伽等で中津町内は空前の大賑であつた、當時の社長は松本重太郎、停車場は新田原、推田、松江、宇ノ島(以上福岡縣)中津、今津、四日市(高家)長洲(柳浦)(以上大分縣)に設けられた、其祝のさなか、同二十七日高家村内で汽車の脱線騒ぎがあり満員の乗客は總立となるといふ様な大騒ぎも起つた、其後長洲鐵道(現在の豊州線)の實測に着手する等の事があつたが、其の内委を替へて出現し今日文化の恩恵に浴してゐるものは日豊本線と耶鐵線である。

機關車爆發 (廿三名慘死)

昭和五年四月六日午後零時三分大湯線鬼ヶ瀬驛を發した客車が小野屋に向ふ途中突如機關車が爆發して熱湯を噴出し連結せる客車二輛と郵便列車を破壊し乗客二十七名は熱湯と破片で重傷を負ひ二十三名は慘死した、花嫁、女學生、親戚五名みな罹災死亡などの悲惨なものがあつた、原因は四十分の一の勾配上り坂(バック)運轉に於ける機關車内の給水不足に由るものとして重傷乍ら不思議に助つた機關手前田武雄助手岡成麻男の兩名は起訴された、處が全國機關手會は奮起してこれを不當として實地檢證、鑑定或は機關車爆發に依る實檢等萬全の原因檢討研究を續け、殆んど三年の月日を重ねたが結局機關手助手二名の重大過失に依るものとして前田は三月岡成は二ヶ月の實刑を科せられた、罹災者に對しては別府で大追悼會が行はれ、鐵道省の損害は三十萬圓に上つた

(ハ) 諸車の取締

本項は便宜上(1)人力車及馬車、(2)荷車、(3)自轉車、(4)自動車の四つに區別して記せんとす、

(1) 人力車及馬車

人力車及馬車(乗合馬車の事)は共に往時に於ては唯一最高の交通機關として明治初年より既に本縣にも存在せしものゝ如く別添現存の記録に依ても明なる處なるが之に對する官憲の取締は夜間無提燈を戒め、業者に組合を設立せしめて間接の取締を企圖し賃錢或は轆子に就ての制限等は散見し得らるゝも之が車體或は従業者の品性乃至服裝等に至りては明治十五年七月甲第七十九號にて馬車營業、又同日甲第八十號にて人力車營業の各取締規則の制定を以て始めて其の片鱗を示すに至りたり。之本縣法的制度の始祖たるが如し、其の後同十九年六月に至り内務省訓令は之等兩者の取締規則標準を定め本縣之に依り其の翌二十年七月縣令甲第五十九號を以て乗合馬車の又同日同第六十號は營業人力車の取締規則を制定して稍々完備するに至りたり、然るに彼等營業者に取り一大變遷とも稱すべきは漸次社會の進歩に伴ひ國、私、各種の鐵道布設もさる事ながら彼の大正の初期頃より起りて長足の發達を遂げたる自動車爲め一朝にして其營業を壓迫せらるゝに至り累年其の營業範圍を縮少せられ既に大正の末期より昭和の初期に互りては近距離間に於ける僅少の人力車を除きては殆ど其姿を没するに至り一掬同情に堪へざるものありき然るに其後偶々昭和十二年七月支那事變の突發は惹ひて世界動亂迄進展し爲めに自動車に於ける血の一滴たる燃料統制は又漸く彼の自由營業を許さざるに至りし結果徐行的ながらも市街地に人力車の漸増を見、時に郊外又乗合馬車の再生を見んとするに至つた。

(2) 荷車

荷車は往時未だ貨物運搬機關幼稚の時代にありては唯一の存在として相當重用せられしは想ふに難からざるも其の人力に據るものは勿論、荷牛馬車と雖も比較的に及ぼす危険性の重大ならずとする觀念に依るものか、以前は街、

道路の取締と併せ其の制度中に包含し（明治二十年制定の街路取締規則に於て見る）一部の取締（積載重量容積等の制限又は車體検査等の規定未だなし）條項を規定して取締るに過ぎなかつた。然るに其後明治三十四年に至り二月五日縣令第八號を以て荷車取締規則を制定して茲に荷車に對し獨立の取締制度を設け爾來必要の改正を加へつゝありし際大正八年道路法同九年道路取締令の制定せらるゝに當り之に包含せられたるを以て遂に前掲道路の項に於て述べたる如く同十年五月縣令第三十三號に依り此規則は廢止となつた。尙荷車に付きても前記人力車馬車と等しく自動車の發達に依る影響亦頗る大なるものあるは茲に牒々を要せざる處である。

(3) 自 轉 車

自轉車は明治三十年前後より本縣下に姿を現はし、同三十七年六月縣令第三十九號を以て自轉車取締規則を制定して取締中之亦大正八年同九年に亘る道路法令に包括され茲に同十年縣令第三十三號に依り單獨の法制としては終焉を告ぐるに至りたるものなるが、最初此利器の本縣内に入り來るや一時長足の流行を來し併かも尙官民を通じ比較的上流階級者間に一種道樂的存在として其の寵を恣にせし感ありしが、其後自動車の發達に伴ひ自轉車の使用は自己勞力を要する爲にや大正の中期頃より漸次凋落の傾向を示し、更に昭和の初期頃に至りては主として商業界に在りて所謂丁稚小僧の得意先廻り乃至は學生、又は勞務者の往復運輸機關としての必需的使用に供せらるゝに過ぎざるやの感を呈してゐたが最近再び復活の路を辿つてゐる。

(4) 自 動 車

本縣に於ける自動車は大正の初期に於て漸く其の姿を現はしたるものなるが、數年ならずして遂に其數増加せんとする傾向を示せるを以て、早くも大正七年には其の七月達保第六七四七號を以て自動車取締の標準を定めたりしが、翌八年一月に至り内務省令第一號自動車取締令の發布せらるゝに及び本縣又同年二月十日縣令第十號を以て右施行細則を設け其の營業、車體、積載量、構造及運轉手並運轉行爲等を始めとして取締上必要の條項を網羅規定し、其後昭和六年四月法律第五十二號は自動車交通事業法を、又昭和八年八月内務省令第二十三號は前記取締令の全面的改正を行ひ、之れに呼應して本縣は同年十月三十一日縣令第五十一號を以つて同施行細則を、又同九年九月には勅令第四十九號を以て自動車々庫取締規則を制定せらるゝ等以て今日に及べるが其間幾多規則改正或は新規則發布ありたるが、更に今次の事變に依り、自動車の生命たる燃料に一大規正を要するに至り、遂に昭和十三年以降新規營業は勿論從來營業のものに於てすら漸次其數を減じ來れるは勿論燃料の大部分は「ガソリン」に代ふるに木炭を以てする等辛ふじて運轉を繼續せるは一大變遷なると同時に一面又聊か憫然の情なくんばあらず、以下各項に就き現存の記録を掲揚せんとす。

(1) 人力車及び馬車關係

警第九號 明治九年二月十八日 縣令名

人力車挽之者夜中無提燈ニテ渡世致シ候者モ有之哉ニ相聞ヘ以之外之事ニ候爾來右様ノ者於有之ハ來ル三月一日ヨリ違式該違條例ニ依リ急度可及處分候條區内同業者之者へ無洩可相達候事

廉第九十九號 明治九年十月六日 權參事名

近來各地共人力車營業ノ者其地々々ニテ組ヲ立テ甲地ノ車乙地ヘ往キ其乙地ノ車組ヘ金若干ヲ差出ササレハ乘客歸車スルヲ支障シ

乙地ノ車甲地へ往ク亦同様ノ弊風有之隨テ車賃自ラ騰貴シ乘客ノ難義候義モ有之趣以之外之事ニ候元來車力ハ行旅人民ノ便ツ通ル義ニテ之ヲ營業スル者不當ノ贏利ヲ貪ル等ノ所業有之間敷答ニ付向後屹度相心得右様ノ弊風無之様各區内人力車營業ノ者並ニ通運會社營業ノ者へ無洩可相達此旨相達候事

應第廿七號人力車營業云々 明治十年三月八日 (管内區戸長、各驛通運取扱人)

人力車營業ノモノ近來肥薩縣擾之際不當之賃金請求候モノ有之趣相聞候總テ力役ヲ營業トスルモノハ其勞力相當之賃價ヲ得ルヲ以本職トス勞セスシテ夥多之賃金ヲ貪ルハ假令示談ノ上タリトモ畢竟乘客ニ對シ強迫之行為ニシテ其本分ノ職務ヲ失スルノミナラス甚途上ノ妨害ト相成不都合之至ニ候就テハ自今通運會社ノ定額ヲ超過シ賃金受取候者ハ屹度取糾之上其品ニ寄リ斷然營業可差止候條其旨右營業者へ無洩可及嚴達此段相達候事

但本文之趣ハ人力車夫ニ不限各地ニ於テ公私用ニ兼使スル人馬共同様可相心得旨是又可相達候事

警布第十號人力車營業云々 明治十一年九月廿八日

人力車ヲ扱キ渡世スル者ノ内間々幼年ノ者相見ヘ右ハ一家生計ノ究乏ヨリ無餘儀該業營ミ候義ニハ可有之候得共爲メニ身體ノ成長ヲ妨ケ智力ノ發達ヲ害シ大ニ養生ノ道ヲ失シ加之時トシテ腕力ノ堪ヘサルヨリ不慮ノ危難ニ陥リ候例モ不少篤ト彼我ノ妨害ヲ顧ミレハ決シテ幼年ノ者ノ營業スヘキ事ニ無之候條自今年令二十歳未滿ノ者ハ可成他ノ適當ノ業ニ從事シ該業ハ營マサル様可致此旨諭達候事

行旅取扱及諸運搬取締の布達

應布第四十一號 明治十二年五月廿七日

行旅取扱及ヒ諸運搬ニ關スル營業ヲ爲スモノハ自今左ノ通可相心得此旨布達候事
但本文事件ニ保ハル從前ノ諸達中概觸スル廉ハ消滅候條ト可相心得事

各驛通運取扱人、各驛村人馬繼立取扱人、問屋、旅籠屋、飛脚屋、駄賃屋、人力車稼、荷車稼、牛馬車稼、川舟稼、渡海ノ地ヲ極メテ他人ノ荷物等ヲ運送スルモノ、渡海舟稼、仲仕稼

右營業者ナルモノハ尋常ノ稼業トハ異ニシテ專ラ行旅ノ便利ヲ爲シ他人ノ貴重スル所有物貿易品等ヲ預リ又ハ運搬スルモノニシテ

能ク之ヲ保全スヘキコト本務タリ故ニ取扱中危險損害ノ患無キヲ保證スヘキ要約方法ヲ設ケ行旅人及ヒ物主ヲシテ確信セシムヘキヲ要スヘシ此方法粗ニシテ行旅上患難アリ運搬上災害アル時ハ官私萬般ノ不便最モ許多ナリ宜ク方法ヲ確整セシメサル可ラサル以所ナリ依之明治八年甲番外九號ヲ以テ通運會社ニ聯合規則相立營業可致旨及示諭候處爾後逐々規約ヲ立實踐スヘキ旨申出候モ有之候ヘトモ間ニハ猶左右ニ假託シ社則ニモ據ラス方法ヲモ設ケス營業スル者有之殊ニ運搬稼ノモノニ於テハ依然從來ノ弊習ヲ履ミ行人又ハ物主ニ對スルニ高賃ヲ慾望シ之ヲ得サレハ使傭ヲ拒ミ或ハ送期ヲ怠ル等不良ノ所業モ尠カラス斯ノ如キハ能ク道路ノ便利ヲ力ムルモノニ非ラスシテ却テ不便ヲ爲シ障礙ヲ爲スモノト云フヘシ運搬上ノ便否ニモ關シ最モ不都合ニ付自今右營業ヲ爲ントスルモノハ行旅人及運搬物取扱規則相立可出願義ト相定候條左ノ通心得ヘシ

但本文營業者ト稱スルモノハ實際稼業ヲ爲スモノヲ云フ假令一時他人ノ所有セル牛馬車舟ヲ借受營業スルモノタリトモ本文ノ通相心得ヘシ

- 一 自今新ニ前記營業ノ内ヲ爲ント欲スルモノハ最寄通運會社ニ聯合結社ノ上規約ヲ違ヘス實踐スヘキ旨ヲ記載シタル願書郡役所へ差出スヘシ尤戸長及社長ノ保證印ヲ要スヘシ
- 但不得止事故アリテ聯合シ難キモノハ別途組合ヲ立候モ不苦然ル時ハ其組合ニテ確乎タル受負規則ヲ立各自保守スヘキ要約ヲ爲シ右要約書寫ニ各自記名捺印郡役所經由當廳へ伺出ヘシ
- 一 通運取扱人ニ於テハ入社入ルルモノアル時ハ必ス社則ヲ實踐スヘキ旨ヲ示シ締結済ノ上願書面ニ記名捺印スヘシ
- 一 町村役所ニ於テハ願書面通運社長ノ證印無相違ヲ見認候上捺印スヘシ尤將來右規約上取締筋相心得精々注意有名無實ニ涉ラサル様可爲致施行候若聯合要約ノ事件解得シ難キ義ハ驛選係へ可致質疑
- 但不得止事故有之別途組合ヲ立ント要スルモノハ其情狀及ヒ規則ノ成否ヲ取締詳細相添書ヲ以テ申出ヘシ
- 一 從來通運取扱人ニテ前記營業者聯合社則未ダ整頓セサル分ハ各營業者協議ノ上確實施行スヘキ適當ノ社則ヲ立戸長ノ調査ヲ請條約書ヲ製シ右條約書寫ニ各自記名捺印何書相添郡役所經由當廳へ差出ヘシ
- 一 從來ノ稼業者ニテ未ダ規則相立サルモノ此節在來ノ社業ニ聯合スル分ハ約定済ノ上其段郡役所へ可届出尤右願書ハ戸長社長共

保證印アルヘシ

一 約定書中人員増減ハ其時ニ届出ニ不及社長ニ於テ名簿ヲ製シ毎年三月中郡役所ヲ經テ當廳ニ差出スヘシ

甲第七十九號 明治十五年七月十二日 縣令名

馬車營業取締規則別紙之通相定來ル八月十日ヨリ施行候條此旨
但明治十二年庶布第四十一號布達中馬車營業ニ關スル廉ハ取消
ト心得ヘシ

馬車營業取締規則

第一條 馬車營業ヲ爲ス者ハ左ノ條項ヲ遵守スヘシ

第二條 無鑑札ニテ馬車營業ヲ爲スヲ許サス

第三條 馬車營業ヲ爲サント欲スル者ハ別紙書式ニ準シ所管警察署又ハ分署ヘ願出鑑札ヲ申受クヘシ

第四條 鑑札ハ貸借スルヲ許サス

第五條 馬車ハ一臺毎ニ所管警察署又ハ分署ニ於テ車體ノ検査ヲ受クヘシ

第六條 馬車營業ヲ爲ス者ハ各地方ノ便宜ニ從ヒ組合ヲ設ケ取締人ヲ選舉シ一組毎ニ規約ヲ作り賃錢ヲ定メ所管警察署又ハ分署ニ届出認可ヲ受クヘシ

但新ニ加入スルモノハ其旨所管警察署又ハ分署ヘ届出ツヘシ

第七條 馬車乘客ハ左ノ定員ヲ過クヘカラス

馬一疋立 六人

馬二疋立 十人

業ヲ停止或ハ禁止スルコトアルヘシ

(營業鑑札下付願書式略)

甲第八十號 明治十五年七月十二日 縣令名

人力車營業取締規則別紙ノ通相定來ル八月十日ヨリ施行候條
此旨布達候事

但明治十二年庶布第四十一號布達中人力車營業ニ關スル廉ハ取消ト心得ヘシ

(人力車營業取締規則ハ前掲馬車營業取締規則中ノ第七條乃至第十三條ノ七個條ヲ除キタルト殆同様ノ如キヲ以テ登載ヲ省略ス)

內務部令第七號 明治十九年六月十四日

乗合馬車人力車宿屋ノ營業及街路ニ於ケルヤ警察上各其取締ノ方法ヲ設ケサル可カラズ而シテ民衆ノ高低土地ノ都鄙ニ由リ其間自ラ寬嚴ノ差ナキヲ得サルモノナレハ必シモ各地畫一ノ制ヲ要セスト雖モ大體ニ於テ其則チ取ル所ナカルヘカラス依テ今般街路乗合馬車營業人力車宿屋取締ノ件ニ付別紙ヲ編制シテ其標準ヲ示ス各地方ニ於テ各標準ノ趣旨ニ從ヒ便宜増損規則ヲ設ケ本省ノ認可ヲ經テ施行ス可シ(以下省略)

縣令甲第五十九號 明治二十年七月十五日

乗合馬車取締規則別紙ノ通相定來ル十月一日ヨリ施行ス

乗合馬車取締規則

第一章 通則(第一條ヨリ第十四條マテ十四條)

第二章 車體馬匹及屬具(第十五條ヨリ第十七條マテ三條)

第三章 取者馬丁ノ資格及服裝(第十八條ヨリ第二十條マテ三條)

第三節 保安警察

但乘客十歳未満ノ者ハ二人ヲ以テ一人ト見做シ三歳未満ノモノハ定員外トス

第八條 乘客ノ定員及賃錢表ハ車中見易キ處ニ標記ス可シ

第九條 左ニ記載スル者ハ取者タルヲ得ス

一、二十年未満ノ者

二、瘋癲白痴ノ者

第十條 途中ハ可成聲音遠ク達スル器物ヲ用フルカ又ハ屢揚聲スヘシ

第十一條 橋梁又ハ道路ノ屈曲(曲リ角)庶人雜群集等ノ地ハ馬丁ヲ前行セシムルカ又ハ取者下リテ轡ヲ取り前行スヘシ

第十二條 馬ハ強壯ニシテ可成轆車ニ習熟シタルモノヲ使用スヘシ

第十三條 夜間ハ車臺ノ左右ニ點燈スヘシ

第十四條 廢業ノ節ハ鑑札相添所管警察署又ハ分署ニ届出ツヘシ

第十五條 強テ乗車ヲ動メ又ハ不當ノ賃錢並約束外ノ金錢ヲ請求スヘカラス

第十六條 車内ノ遺留品アルトキハ其主分明ナルハ之ヲ還付シ然ラサルハ速ニ警察署又ハ分署ニ届出ツヘシ

第十七條 此規則ニ違背シタル者ハ明治十五年本縣甲第七十六號布達違警罪ヲ以テ罰セラルルノ外警察署又ハ分署ニ於テ警ケテ

ケ條) 取者馬丁就業制限(第二十一條ヨリ第三十七條マテ十七條)

第四章 取者馬丁就業制限(第二十一條ヨリ第三十七條マテ十七條)

第五章 乘載制限(第三十八條ヨリ第四十條マテ三條)

第六章 賃錢及駐車場(第四十一條ヨリ第四十五條マテ五條)

第七章 營業組合(第四十六條ヨリ第五十八條マテ十三條)

第八章 罰則(第五十九條ヨリ第六十三條マテ五條)

以上八章六十二條ヨリ成ル

縣令甲第六十號 明治二十年七月十五日

營業人力車取締規則別紙ノ通相定來ル十月一日ヨリ施行ス

營業人力車取締規則

第一章 通則(第一條ヨリ第十六條マテ十六條)

らしむることか規則の根本の精神であつて、それには營業者其者の素行取締は勿論、狂奔なる馬匹の使用、賃錢の不當要求禁止、其他細微に互り種々な制限規定があるか其中でも特に重きを置かれてあるのは事故の防止規定で明治から大正にかけて縣下唯一の交通機關たる觀を呈した乗合馬車の取締乃至車體馬匹屬具の検査は警察の行事中でも最も重なる一つであつた。左に乗合馬車の駐車器の採用に就き面白い通譯があるので附記することにする。

達第一二五一號 大正三年三月十七日(部長名各署長宛)

乗合馬車駐車器ニ關スル件

乗合馬車取締規則第九條但書ハ完全ナル駐車器ノ設備ヲ以テ馬丁附屬ヲ免除スルノ一要件トシ之レガ標準ニ付テハ明治四十年三月號第一五〇〇號ヲ以テ示達ノ次第モ有之而シテ從來各署ニ於テ認許セル駐車器ハ不完全ナカラ當時之以上ノモノ無之爲メ當分同器ヲ以テ各署共馬丁附屬免除ノ一要件ノ標準トナシ來リタル實況ニ有之候處爾來實例ノ示ス所ニ依レハ駐車器ノ不完全ニ基因スル事故頻々發生シテ誠ニ遺憾ト致居リシカ今同大分市太田喜三郎ノ考案ニ係ル實用新案特許第二七一八八號乗合馬車安全駐車器ハ比較的新歩セルモノニシテ在來ノモノニ比シ遙ニ優等ナリト認ムルニ付ヨリ以上ノモノ現出スル迄同器ノ設備ヲ以テ規則第九條ノ但書ノ一要件タル完全ナル駐車器ト認メ馬丁

乗合馬車賃錢認可標準の改正

これは大正六年十二月二十二日達保第九五六二號を以て示達された、前議に曰く「乗合馬車賃錢ノ認可標準額ハ明治四十年三月日警

附屬免除ノ標準ト致度尙同器ヲ以テ全然完全ノモノト認メタル義ニハ無之ニ付ヨリ以上ノ駐車器發顯セラルル場合ハ何時ニテモ取替ユル事ノ條件ヲ留保シテ許可候様被取扱度候也。追テ五月中旬頃迄ニハ營業者ニ於テ之ガ供給ヲ充タスコトヲ得ル見込ニ有之候モ一時多數ノ注文ハ供給上支障ヲ生スル事アルヤモ不計候ニ付營業者ヲシテ豫メ交渉セシメ候様致度尙價格ハ取附料ヲ除キ五圓七十錢位トノ由ニ有之。保第一二五一號ノ二 大正三年九月八日 部長名

乗合馬車駐車器ニ關シテハ本年三月十七日付達保第一二五一號ヲ以テ及示達置候次第ナルカ各署共都合上之カ實施ノ運ニ至ラサルノ實況ニ有之候就テハ縣下統一上來ル十一月ノ定期検査ヲ期シ一齊ニ御實行相成様致度此段重テ及示達候也。追テ左記ノ考案ニ係ル乗合馬車安全駐車器モ實地試験ノ結果比較的完全ノモノト認メ候條同様ノ取扱可然之ガ撰擇ハ營業者ノ隨意ニ任セラレ度申添候也。

原籍 高知縣高岡郡窪川村大字口神ノ川
當時 南海部郡佐伯町七百六十一番地

中 村 國 次 郎

「註」これについては「中村式乗合馬車安全駐車機説明書」なる長文の文書に車體に馬を仕掛けたる詳しい説明圖迄添へてあるが省略する。

第一六九四號ヲ以テ規定セラレ其後大正元年十一月保第二六九八號ヲ以テ別紙(省略)ノ通り改正セラレ居リ候處諸物價騰貴ノ今日ニ於テハ多少増額ノ必要ヲ認メタルト共ニ一方改良護謄輪ノ乗合馬身發達シ來タリツ、アリ之等ハ多額ノ經費ヲ要スベキニ付之レニ對シテハ幾分賃錢ノ増額ヲ認ムノ必要アリト相考候云々」とあり、民衆の生活程度の向上と護謄輪馬車の全盛を物語るものがある。而して賃錢額は

改良ゴム輪

十錢以内

一、平道一里八錢以内

同

十一錢以内

一、難道二等九錢以内

同

十三錢以内

一、一臺一日履切(三里以内)

金壹圓七十錢以内

半日履切九十錢以内

改良ゴム輪 一日履切 一圓九十錢以内

半日履切 金一圓以内

備考 本改正前の賃錢は平道一里七錢、一等難道九錢二等難道八錢以内、一日履切一圓五十錢、半日履切八十錢以内であつた。

大正六年十二月廿五日 縣令第三九號ヲ以テ乗合馬營業取締規則中第十四條第十六條及第二十二條ヲ改正ス

(要領) 車體を黒色漆塗とし屋根に防水布を用ゆること、鐵輪の外護謄輪をも認めこれを規則の明文としたること、車夫馬丁の被服を夫れ迄「紺色法被股引」としたるも「詰襟洋服」に改めた等である。

(2) 荷 車

大分縣令第八號 明治三十四年二月五日

荷車取締規則

大正三年三月五日縣令第二十一號ヲ以テ第二十五條ヲ改正ス

第一條 本則ニ於テ荷車ト稱スルハ貨物運搬ノ用ニ供スル諸車ヲ云フ

但シ行商等ニ専用スル小車(荷臺面積七平方尺積荷重量四十貫未滿ノモノ)ニハ本則ヲ適用セス

第二條 荷車ノ車輪ハ左ノ制限ニ從ヒ構造シ所轄警察官署ノ檢

印ヲ受クヘシ其ノ檢印ナキモノハ使用スルコトヲ得ス

一、中小車(荷臺面積十四平方尺未滿ノモノ)ハ輪鐵ノ幅二

第三節 保安警察

輪車ハ一寸四分以上、三輪車ハ一寸以上、四輪車ハ七分以
上
二、大車(荷臺面積十四平方尺以上ノモノ)ハ輪鐵ノ幅二輪
車ハ二寸以上、三輪車ハ一寸四分以上、四輪車ハ一寸以上
三、荷牛馬車ハ輪鐵ノ幅二輪車ハ三寸以上、三輪車ハ二寸以
上、四輪車ハ一寸五分以上

第三條 輪鐵ハ前條ノ制限ニ適フト雖モ輪面磨滅シテ凸形トナ
リタルモノハ使用スヘカラス

第四條 荷車ニ棍棒一個ヲ附シタルモノハ其ノ尖端ニ横六寸以
上ノ撞木ヲ附スヘシ

第五條 荷車ニハ右側ニ所有者ノ住所氏名ヲ明記スヘシ

第六條 積荷ハ左ノ重量ヲ超過スヘカラス

一、中小車 八拾貫目

二、大車 百貳拾貫目

三、荷牛馬車 百六拾貫目

第七條 積荷ハ左ノ容積ヲ超過スヘカラス

但シ竹木其他分割シ能ハサル物件ハ此限ニアラス

一、車臺ヨリ高サ六尺

二、車臺リリ前後突出各二尺

三、車臺ヨリ左右張出各一尺

第八條 前二條ノ制限内ト雖モ警察官吏ニ於テ道路ヲ毀損シ又
ハ危険ノ虞アリト認ムルトキハ之ヲ制限スルコトアルヘシ

第九條 第六條ノ制限ニ據リ難キ事情アルトキハ其ノ旨警察官
署ニ届出認可ヲ受クヘシ

寄七置クヘシ

第廿二條 荷車ハ街角橋上其ノ他通行ノ妨害トナルヘキ場所ニ
駐車スヘカラス

第廿三條 荷車避讓ハ左ノ各項ニ據ルヘシ

一、街角ヲ廻ルトキハ右ハ大廻リ左ハ小廻リヲナスヘシ

二、歩行者又ハ車馬ニ逢フトキハ左ニ避ケ軍隊又ハ砲車輻重
車ニ逢フトキハ右ニ避クヘシ

三、實車ニ對シテ空車、坂路ニ於テハ登リ車又ハ空車之ヲ避
クヘシ

四、前車ニ先タチ進行セントスルトキハ後車ヨリ相當合圖ヲ
ナシ前車ハ左ニ避ケ後車ハ右ヲ通過スヘシ

五、郵便又ハ消防用ノ車馬若クハ灌水車其ノ他學生、生徒ノ
コトヲ得ス

荷車取締規則の劃期的改正 (大正六和六月三十日縣令第二十四號ヲ以テ全部改正)

それは大正六年六月横山警察部長(保安課小野七郎警部)の當時である、左に當時の狀態を知る爲めこれが改正に關する縣令發布
の前議を抄録して見る。

縣令改正ノ件

本縣荷車取締規則ハ明治三十四年二月縣令第八號ヲ以テ制定セラレ居リ候處其後時世ニ伴ヒ輸送力強大トナリ爲ニ道路ノ保護上荷
車ノ輪鐵ノ幅ヲ廣クシ一方ニハ馬匹改良セラレタル結果積載重量ノ制限ヲ増加スルノ必要ヲ認メ尙且從來其開廢ニ關スル事務ハ警
察官署ニテ取扱ヒ來リタルモ斯クテハ税金徵收等異動互報連絡上不便ノ點アルニヨリ之ヲ郡市役所ノ主管事務ニ移スノ要アリ旁
此際同則改正致度縣令左ニ相圖候

尙本令の施行は大正六年七月十日である。

荷車取締ニ關スル件

達保第二一六〇號

大正九年四月二日

(各署長宛)

第三節 保安警察

第十條 粉類ヲ積載シタルトキハ飛散ヲ防クヘキ裝置ヲ爲シ尖
端アル物件ハ安全ナル方法ヲ以テ其ノ尖端ヲ緊束スヘシ

第十一條 荷牛馬車ハ市街地其ノ他人家連齋ノ地ニ於テハ道幅
九尺以内ノ道路ヲ通行スヘカラス

但シ貨物ノ發着地又ハ荷車ノ置場ニ出入スルハ此ノ限ニア
ラス

第十二條 狂躁ノ癖アル牛馬ヲシテ荷車ヲ轆カシムヘカラス

第十三條 荷車ニ使用スル牛馬ハ苛酷ノ取扱ヲナスヘカラス

(明治三十八年十一月四日縣令第四十七號ヲ以テ第十四條ヲ左
ノ通り改正ス)

第十四條 駁者臺ノ設ケアルモノ、外荷牛馬車ニ乗取スヘカ
ラス

第十五條 荷牛馬車ノ牽綱ハ三尺以上ニ把ルヘカラス

第十六條 夜間燈火ナクシテ荷車ヲ轆クヘカラス

第十七條 濫リニ出火場、祭典場、其ノ他群集ノ場所ニ荷車ヲ
轆入ルヘカラス

第十八條 二輛以上荷車ヲ連繫シテ貨物ヲ運搬セントスルトキ
ハ其ノ事由道筋ヲ具シ發送地所轄ノ警察官署ニ届出テ認可ヲ
受ケ其ノ證ヲ携帶スヘシ

第十九條 荷車ヲ並轆シ又ハ濫リニ疾驅シテ通行ノ妨害ヲナス
ヘカラス

第二十條 先轆ナキ荷車ヲ後推ニテ行車スヘカラス

第二十一條 路上ニ一時駐車スルトキハ側面ヲ道路ニ向ケ路ニ片
隊伍及葬儀等ニ逢フトキハ便宜避讓スヘシ

第廿四條 二車以上連行スルトキハ後車ハ前車ヨリ二間以上ノ
距離ヲ取ルヘシ

第廿五條 第二條、第三條、第四條、第五條、第六條、第七條
第十條、第十一條、第十二條、第十三條、第十四條、第十六
條、第十七條、第十八條、第十九條、第二十條、第二十一條
第二十二條ニ違背シタル者及第十五條第二十四條ニ違背シ其
ノ制止ヲ肯セサル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附 則

第廿六條 本則施行ノ際現ニ使用スル荷車ニシテ第二條ノ制限
ニ適合セサルモノハ明治三十五年十二月ヲ限り之ヲ使用スル
コトヲ得ス

現行荷車取締規則ハ大正六年六月改正セラレ其後客年二月改正前ノ荷車使用期間ヲ大正十年六月末日ニ延期ノ改正アリ兼ニ改正主旨ハ主トシテ輪鐵ノ幅ヲ廣メテ道路面ヲ保護スルト積載量ヲ増シテ貨物運輸ノ圓滑ヲ圖ルニ在リシモ其ノ後ノ實況ニ依レハ規則改正前ノ荷車ニ比シ改正規則ニ據ル荷車ハ其曳力ニ多クヲ要スル趣ニテ一般當業者ハ車體ノ改造ヲ厭ヒ居ル傾向アルノミナラス規則改正前ノ荷車使用者ハ積載量ヲ誤魔化サンコトニ努メ居ル者多キヲ聞ク例ヘハ一見積載量ノ判別シ易キ米俵ノ如キハ其ノ運搬ヲ厭ヒ或ハ運賃ヲ多額ニ要求シ一面ニハ積載量ノ一見判別困難ナル石材、木材等ハ規定ノ積載量ヲ超過シテ運搬スル者アルタメ路面ヲ損壞スルコト甚シキモ取締困難ノ結果其弊ヲ防止スル能ハサリシ狀況ニアルハ法ノ威信ニ影響アルハ勿論取締上遺憾ナリシカ客月三十一日付本縣令第二十八號ヲ以テ規則改正前ノ荷車ニ無限軌道ヲ用フルトキハ改正規則ニ據ル荷車ト同量ノ積荷ヲ爲シ得ルノミナラス大正十年七月以降モ繼續使用シ得ルコトトナリ無限軌道ヲ用ユレハ尙改正規則ニ據ル荷車ニシテ無限軌道ヲ用キルトキハ積載量四割ヲ増加シ得ルコトニ改正相成リタルニ就テハ爾今其積載量ノ取締ニ意ヲ用ヒ部下ニ對シ各種積荷ノ種類ニ依リ其重量鑑別ノ方法ヲ研究セシメテ取締ノ徹底ヲ期セラルヘク尙右改正ノ結果規則第十一條第一項ニ依リ制限超過ノ運搬ヲ認可スル場合ニ於テ其積荷重量超過ナルトキハ改良車又ハ無限軌道ヲ用キルモノニ限ラルルコトト相成タルニ付其方針ニ據リ處理セラルヘシ

荷牛馬車乘取ニ關スル件 達保第一三四八號 大正十一年二月廿四日

從來荷牛馬車ニ乘取スルニハ大正十年本縣令第三十三號道路取締令施行細則第三條ノ制限アリ爲ニ該規則ニ違反スル者多ク有之中ニハ事情察スヘキモノモ不抄ト思料セラレ候條爾今第三條第一項第一號ハ車體ノ前方ヲ利用シテ長サ二尺以上ノ餘地ヲ存シ車體ト同一幅ニシテ高サ一尺以上ヲ有スル腰掛臺ヲ車體ニ取付クルトキハ之ヲ制規ノ取者臺トシ乘取差支ナキモノト相認候條右ニヨリ取締セラルヘシ

追テ右取者臺ハ移動式ニテモ可ナレトモ乘取ノ際ハ必ス車體ニ嚴重ニ取付ケ得ヘキ裝置ヲ爲ササル限リハ本條ニ適ハサルモノニシテ且同條第一項第二號ノ信號器及止轡ヲ必要トスルハ勿論假令制規ノ裝置ヲ爲シタルトキト雖モ同條第二項其他ノ制限ニ依ルヘキ儀ニ付右遺策ナキヲ期セラルヘシ

(3) 自轉車

大分縣令第三十九號 明治三十七年六月廿七日

(大正十年五月廿八日縣令第三三號道路取締令施行細則ニ依リ廢止)

自轉車取締規則

- 第一條 自轉車ヲ使用スル者ハ道路ニ於テ左ノ行爲ヲ爲スヘカラス
- 一、信號器ヲ備ヘス又ハ夜間燈火ナクシテ乘用スルコト
 - 二、濫ニ競争シ又ハ曲乘若ハ練習ヲ爲スコト
 - 但警察官署ノ許可ヲ得タル場所ニ於テ練習ヲ爲スハ此ノ限ニアラス
 - 三、一人乘ニ二人以上同乘スルコト
 - 四、頰冠、鉢巻ヲ爲シ又ハ袒裸體若ハ上脚ヲ露シ其ノ他不體裁ノ形裝ヲ爲シテ乘車スルコト
 - 五、多乘交通ノ場所ニ於テ車體ヲ並行シ又ハ濫ニ急走シ若ハ下リ「ハンドル」ヲ使用シ又ハ兩手ヲ「ハンドル」ヨリ離スコト(以下略)

(4) 自動車

達保第六七四號 大正七年七月十三日

自動車取締ニ關スル件

近時交通機關ノ發達ニ伴ヒ縣下ニ於テモ自動車ヲ乘用スル者頗ニ増加シ之カ取締ニ付テハ充分注意ヲ拂ハレ居ルコトトハ信ス

第三節 保安警察

ルモ縣ニ於テハ未ダ之カ取締規則ノ制定ナク中央令ノ發布ヲ待テ詳細ノ規定ヲ設ケラルヘキモ當分左記方法ニヨリ取締ニ努メラルヘシ

記

- 一、自動車ヲ使用セントスル者ハ總テ知事ニ出願シ車輛并ニ附屬品ノ検査ヲ受ケ承認ヲ經ルニアラサレハ使用セシムベカラス
- 二、自動車ヲ以テ運輸營業ヲ營メントスルモノハ營業ノ方法ヲ具シ知事ニ出願承認ヲ受ケシムヘシ
- 三、運轉手タラントスルモノ知事ニ出願シ資格試驗ヲ受ケ承認ヲ經タルモノニアラサレハ自動車ヲ運轉セシムベカラス
- 四、車輛進行ノ速度ハ市街地ニアリテハ一時間八哩其他ハ一時間十八哩ヲ超過セシムヘカラス但シ橋梁街角交通雜路ノ場所ニ於テハ除行セシムヘシ
- 五、前各項ノ外自動車ノ運轉上必要ナル事項ハ車輛使用承認若ハ營業承認ノ都度出願人ニ命令スヘキニヨリ該命令ニ違反セシメサルコト

自動車取締令 (昭和八年八月十八日 內務省令第三三號)

(條文省略點略記)

改正自動車取締令內容一覽表 (新舊對照) 參照舊取締令

- | | |
|--------------|-----|
| 第一章 通則 | 第一條 |
| 第二章 普通、特殊、小型 | 第一條 |

第四章 警察取締の變遷

第三條	車輛重量、自動車總重量	第二十五條	車輛検査官廳
第四條	停車、駐車	第二十六條	定員、積載量
第五條	第二章 構造裝置	第二十七條	車輛検査證、車輛番號
第六條	長、幅、高	第二十八條	有效期間
第七條	安定	第二十九條	有效期間更新手續
第八條	回轉半徑	第三十條	主タル使用地變更
第九條	逆行裝置	第三十一條	検査證、番號ノ標示
第十條	堅牢安全	第三十二條	變更検査
第十一條	騒音惡臭	第三十三條	定期臨時検査
第十二條	消音裝置	第三十四條	延長、短縮、停止、禁止
第十三條	機能確實	第三十五條	車輛検査證ノ再交付
第十四條	制動裝置	第三十六條	車輛検査證ノ返納
第十五條	前照燈	第四十條	第四章 運轉免許
第十六條	尾燈	第三十七條	效力、種別
第十七條	速度計	第三十八條	免許申請ノ手續
第十八條	警音器	第三十九條	有效期間
第十九條	輪帶	第四十條	免許更新手續
第二十條	方向指示器其ノ他	第四十一條	免許資格
第二十一條	自動三輪車等ノ特例	第四十二條	試験ノ省略
第二十二條	特殊、小型特例	第四十三條	假運轉免許
第二十三條	特別制限	第四十四條	免許證ノ携帶
第二十四條	第三章 檢査	第四十五條	主タル運轉地變更
	車輛検査	第四十六條	免許ノ取締停止
		第四十七條	再交付
			第五條第八條

第二十五條	車輛検査官廳	第五條
第二十六條	定員、積載量	第五條
第二十七條	車輛検査證、車輛番號	第五條
第二十八條	有效期間	第五條
第二十九條	有效期間更新手續	第六條
第三十條	主タル使用地變更	第二十三條
第三十一條	検査證、番號ノ標示	第七條
第三十二條	變更検査	第九條
第三十三條	定期臨時検査	第九條
第三十四條	延長、短縮、停止、禁止	第十一條
第三十五條	車輛検査證ノ再交付	第十一條
第三十六條	車輛検査證ノ返納	第十一條
第四十條	第四章 運轉免許	
第三十七條	效力、種別	第十五條
第三十八條	免許申請ノ手續	第十五條
第三十九條	有效期間	第十五條
第四十條	免許更新手續	第十五條
第四十一條	免許資格	第十六條
第四十二條	試験ノ省略	第十六條ノ二
第四十三條	假運轉免許	第十七條
第四十四條	免許證ノ携帶	第十七條
第四十五條	主タル運轉地變更	第二十條
第四十六條	免許ノ取締停止	第二十條
第四十七條	再交付	第二十七條

第四十八條 免許證ノ再交付
 第四十九條 免許證ノ返納

第十八條
 第十九條

第六十條 車輛ノ牽引
 第七十一條 車輛牽引ノ制限
 第七十二條 特別規定

第六條
 第七條
 第九條

第五十條 道路ノ制限
 第五十一條 最高速度
 第五十二條 安全速度方法
 第五十三條 信號
 第五十四條 優先交通
 第五十五條 避讓
 第五十六條 追越
 第五十七條 踏切通過方法
 第五十八條 電車側方停車
 第五十九條 騒音取締
 第六十條 瓦斯、煤煙
 第六十一條 點燈、減光
 第六十二條 酒氣、喫煙
 第六十三條 定員、積載量等ノ嚴守
 第六十四條 停車、駐車場所ノ制限
 第六十五條 駐車時間ノ制限
 第六十六條 駐車場
 第六十七條 停車、駐車ノ方法
 第六十八條 停車狀態保持
 第六十九條 標示、指示ノ遵守
 第七十條 事故ノ處置

第二條
 第三條

第七十三條 就業免許ノ效力
 第七十四條 申請手續
 第七十五條 有效期間
 第七十六條 免許資格
 第七十七條 就業地變更
 第七十八條 取消、停止
 第七十九條 準用

第二十條

第六十六條 駐車時間ノ制限
 第六十七條 駐車場
 第六十八條 停車、駐車ノ方法
 第六十九條 停車狀態保持
 第七十條 事故ノ處置

第二十五條

第八十條 懲役、禁錮、罰金、拘留、科料
 第八十一條 過失犯
 第八十二條 拘留、科料
 第八十三條 準用
 第八十四條 無能力者、法人ノ違反
 第八十五條 家族雇人ノ違反

第二十八條
 第二十九條
 第三十條
 第三十一條、第三十二條

第六十六條 駐車時間ノ制限
 第六十七條 駐車場
 第六十八條 停車、駐車ノ方法
 第六十九條 停車狀態保持
 第七十條 事故ノ處置

第三節 保安警察

第八十六條 施行時期
 第八十七條 施行前ノ受検査自動車
 第八十八條 新ニ要車輛検査自動車
 第八十九條 現在使用自動車ノ構造裝置
 第九十條 現在免許證受有者

第三十五條

第九十一條 新ニ要運轉免許者

第九十二條

現在普通自動車ニ付運轉手免許ヲ有スル者

自動車取締改正の要旨

(昭和八年九月 警察協會雜誌)

内務省警保局 原 仙 吉

交通機關の發達を説く者は謂ふ「駕籠かきは漸く一人の客を運んだに過ぎない、人力車は一人の車夫にして一人の客を運び、自轉車は一人の操縦者自ら自身を運ぶ、自動車に至つては一人の運轉者自ら自身を運ぶと共に多く數人又は數十人の客を運ぶ、而も前者より後者に及ぶに従つてそのスピードを増して居る」と斯く觀じれば洵に交通は文明の尺度であり文明其ものゝ姿であるといふことも出来る。

刻下交通警察上の重要問題として多年の懸案であつた改正自動車取締令は官と謂はず民と謂はず交通に關係各方面待望の裡に去る八月十八日(昭和八年)の官報を以つて公布せらるるに至つた、大正八年制定の本令か、昭和八年に改正され、而も八月八日に内務省の決議を経て八月十八日に其の公布を見るのは何の因縁ぞやと謂ひ度くなる(中略)今回の改正につき立案當局として最も御盡力されたのは當時の警保局警務課長であつた現岡山縣内務部長土屋書記官、現警務課長宮野書記官、増田事務官、小野寺技師等の諸氏であり囑託として參與し技術的方面の立案に大きな貢獻をされた人々に帝大工學部教授隈部工學博士と陸軍自動車學校教授三木技師の兩先生があつた、之等の方々の永い御努力が遂に別掲の如く八章九十二條の新條文に結晶した次第である。

自動車取締令の改正 (昭和十三年十月五日 内務省令第三五號)

自動車取締令が始めて制定せられたのは大正八年であつて其當時に於ける自動車の數は全國を通して僅かに五千臺(編者註大分縣は數臺)足らずであつたばかりでなく、全く贅澤品として其の利用は一部に限られてゐたのであるが、其後十數年を経過して見ると、自動車は十萬臺を越へ(大分縣は約二千臺)而かも樞要なる交通機關として利用せらるゝに至つたので昭和八年法令の全般に亘り根本的改正が加へられた、然るに茲數年間に於ける各國各種産業の躍進振りは實に未曾有の感あり之に伴ひ交通運輸の事業も亦驚威的發展を爲したる結果僅々五年の間に自動車の數は感急劇に遞増し(昭和十三年大分縣の自動車數三千臺)運轉者數も六十萬に垂々とする状態となり又一面自動車に對する一般の知識、技能も漸次向上して來たから、此際自動車運轉者の負擔を思ひ切つて輕減すると共に警察事務を徹底的に整理刷新する目的から、自動車取締令中相當重要な部分に就て改正が加へられ昭和十三年

十月五日内務省令第三十五號を以て公布即日より施行せられた、尙それと同時に省令改正の根本趣旨を徹底せしむる爲内務省令發警第七六號を以て改正省令の運用其他に關し詳細なる通牒が發せられた、改正の要點は

- 一 運轉免許の有効期間を撤廢したること
- 一 就業免許の制度撤廢
- 一 運轉者の年令引き下げ
- 一 運轉免許證の検査規定を設けたること
- 一 運轉免許制度の簡易化

薪炭瓦斯自動車の由來 (昭和十三年七月 警察協會雜誌)

商工省囑託 三木 吉 平

一、薪炭瓦斯自動車とは普通一般に薪(瓦斯)自動車、木片(瓦斯)自動車、木炭(瓦斯)自動車と稱して居るものを含んだ名稱でありすが恐れ多くも 上御一人の御報聞に達したる名稱でございまして、光榮この上もなき名稱でございませう。

二、自動車のガソリンタンク内に其燃料たるガソリンが無い時は其自動車の機構が如何に立派であつても、其自動車は絶対に動くものではない、此の事は自動車が動かなくなつた場合、其故障の原因を探究する時に、先づガソリンを見よ、即ちガソリンタンク内に燃料が有るか無いかを見よと、故障に對する注意書に書かれてあるのを見ても明かである、一面からこれを見れば極めて卑近な事柄でもあり、またかゝる場合ガソリンスタンド迄問題は解決する爲に、何人も重大なる意義ありとは思はず、日常茶飯事と思はるゝかも知れないが、云ふ迄もなくこのガソリンは國産ガソリンが少い爲に外國より購入せるものが九割以上を占めてゐて一ヶ年に其代價一億圓餘を外國に支拂つて居るのである、これを何とかしてガソリンを使用せず、他の物を持つて自動車を動かして見たい、そして外國に支拂ふ巨萬の金を助けたいと云ふ考へを持つのは當然である、況や外國と事を構へ輸入が杜絶した場合を考へると一つ二つの自動車の問題ではない、我國のガソリンタンクが空になるのであつて其爲如何なる結果を見るかは戰慄せずには居られない、斯くの如き考への下に手取り早くガソリン自動車を其のまま使用し而かも國産品たるは云ふ迄もなく持續性に富み多量に存するもので自動車燃料たり得るものを研究しそれに依らなければならぬ、茲に於て先づ薪炭に着目したのである、これが薪炭自動車が産れ來つた意義といふか由來で今日時局柄とは云へ薪炭自動車が盛んになつて來たのは誠に慶賀すべきことである、茲に一言したきは今日此薪炭瓦斯自動車は時代の寵兒として新聞に書く程盛になつて來ましたが云ふ迄もな

く時局に直面して一朝一夕に出来上つたのではなく十数年前より上述の如き國家的の重大性に思を致し研究を積んだ結晶であることは充分な承知を願ひたい(下略)

驚く勿れ自動車ノ元祖ハ我日本ニ在?

標題を一見した丈では誰しも驚くであらうが實は今を去る二百年も前に今や交通機關の寵兒たる自動車に似た「陸奔車」なるものを創製した話、之は大正十年四月二十五日付大阪朝日新聞に掲載されたものであるが自動車に對する一の智識でもあり又面白くもあるので其記事を茲に紹介することにした。

「二百年も前に、自動車に似た、陸奔車、天文學者の彦根藩士が創製」

江州彦根藩士平石久平治時光は享保年間に於ける天文學者として知られた人であるが彦根町史編纂史料蒐集中の史蹟研究家中川泉三氏はこのほど時光の子息彌右衛門重實が同町長松院境内の鐵塔中に埋めてゐた時光の遺書類中からはからずも陸奔車創製の原書を發見した、陸奔車とは現在の自動車と同じ代物で享保十八年に完成試乗に成功したもので大正初期に舶來の自動車を我國に輸入し賤いだが、すでにそれより二百年前に邦人の發明した木製自動車のある事を知つては一驚せざるを得なむ愉快事で、當の中川氏は「全く今日迄隠れて居た發明で邦人の誇りである」と雀躍して喜んで居る、木製自動車の陸奔車は桐材を使つて作られた小舟型に長さ九尺で外面は黒塗、中央に楫を立て、運轉者が自ら其楫を執つて前進する、舟型の下には四輪車があり、二輪は中央の左右に現はれ、二輪は前後につけ車をしその前車、後車を奔車、左右二輪を遊行車と名づけ車は大小ある、速力は一刻に七里を走ると記されてゐるからいまの時間で一時間三里半のスピードが出るわけで進止屈曲も楫によつて自由でその原書の讃辭を和譯すると「手に舞し足にて踏む、實にこの器ありて行かんと欲するものは足下にて往き、止まらんと欲せば直ぐに止まり、曲らんと欲せば掌中にて曲る嗚呼奇たる哉」と讚し機關部は簡單なれど秘して圖とせずと斷つて居るが。

この新考案發明品も當時の權勢者に容れられず「人間には足がある、危險の件ふ乗物まかりならん」と叩き壊され漸く文書によつてのみその會心の創製を鐵塔下に埋め遺したものである。

交通運轉

年	軌道		乗合		貨物		其他	
	營業者	車臺	營業者	車臺	營業者	車臺	乘合	營業力
明治十四年							馬車	荷車
明治二十年							一三一	一、五〇五
明治二十四年							三一	一、八二一
明治三一年							四四	八二五
明治三五年							四八	八三四
明治四十年							五四	八三一
明治四五年							四八	七九一
大正四年							三九	九八九
大正十年	三	一一四	四九	一三二			三八	九八九
大正十五年	四	九一	一一七	三七二			一八	〇八五
昭和五年	六	一〇三	三六四	三九一			三三	五〇五
昭和十年	一	二五	一二四	五一〇	一六六	三八一	一一	二四一

大分縣に自動車の出現

日本で一等最初に自動車を通したものは「あるのである」の限候といふことになつてゐる、大分では米人宣教師デマリイ氏が大正の初頭あちからフォード一臺を持つて来て自家用にした、これが縣下自動車界の草分けといはれてゐる、次に成清博愛氏が二臺買ひ込んで大正四年の總選舉に戦線を馳驅した、勿論トラックなどいふ氣のきいたものは一臺もなかつた、それか足かけ廿五年を経た今日(昭和十年)ではどうであらう乗用八百臺貨物運搬用二百臺合計一千臺といふ豪勢な數字を示してゐる、そして縣はこ

の一千臺から六萬四千圓ほどの税を稼ぐことになつてゐる。
自動車も最初は免税してゐた、これは税物件を多くする爲の保護政策でもあつたから、あまり自動車の珍らしくなくなつた、大正八年に始めて課税した(衛藤庵氏縣財政太平記より)

五、山林及田野

本項を分つて、(イ)山林ノ取締、(ロ)田野ノ取締、(ハ)其他、の三項としたるが何れも特筆すべきものなし唯山林の取締に就て其の一例を擧ぐれば大正十五年五月より林野取締の徹底を期し以て山林の保護及危害防遏の爲め専務取締巡查數名を置き縣下樞要警察署に配置せしこと之なり(勤務の方法等詳細は警察署分署事務の部にあり参照)以下順を追て現存の記録を掲げんとす。

(イ) 山林の取締

官林畔燒云々布達 明治七年二月十八日 丙第七號

當管内從前官林畔燒或ハ刈立木ト唱へ舊縣々區々之方法ニテ出夫等官利之制有之候處元來畔燒ノ儀ハ野火延燒無之様豫防ノ爲ニシテ獨リ官林ノ爲ノミニ非ス且又野燒ノ儀ハ農家一般ノ使用ニシテ牛馬ノ林場或ハ耕地ノ肥素ニ供スル生草ノ繁茂ヲ謀ル爲メナレバ前以テ延燒無之様火路ヲ絶チ畔燒等致スハ當然ノ事ニ付自今官費ヲ以畔燒等致候儀ハ悉皆相廢止候併シ原野放火ノ節ハ先ツ畔ヲ燒キ火路ヲ絶チ官林等延燒之儀無之様戸保長ニ於テ屹度注意可致此旨布達候事

農商務省訓令第五號 明治二十一年三月十五日

各地ニ於テ火入ト稱シ山野ノ枯草ヲ燒キ其火延燒シテ隣接官私林ニ災害ヲ及スコト少シトセス因テ地方廳ハ左ノ標準ニ據リ從

來ノ習慣ヲ酌量シ山野火入取締規則ヲ設クヘシ
山野火入取締規則標準
第一條 山野ニ火入ヲナサント欲スル者アルトキハ地方廳ハ左

ノ各項ヲ具シタル願書ニ認可ヲ受ケシムヘシ

一、火入期日 一、箇所限地日段別及字番號

一、四至境界ヲ見ルヘキ實地略圖

第二條 前條ノ認可ヲ受ケタルモノハ其火入ヲ爲サント欲スル山野ノ森林原野ニ接シタル境界ニ防火線ヲ設ケ且其森林原野

有者(官林ナルトキハ大小林區署若クハ警察署へ少クトモ火入期日五日以前ニ其旨ヲ報告セシムヘシ)

第三條 防火線ハ幅三間以上トス都テ柴草ヲ刈採リ落葉並塵芥ヲ除去リ或ハ土堤又ハ堀溝等ノ設ケヲナサシムヘシ

但シ道路豁谷等ニテ本條ノ防火線ヲ設ケサルモ延燒ノ虞ナキ地ハ此限ニアラス

第四條 日出前日没後及風勢穩ナラサルトキハ火入ニ着手セシム可カラス

第五條 火入ノ期日間ハ番人ヲ出シ火氣全ク消滅スルニ至ルマテ其場ヲ退カシムヘカラス

第六條 火入認可ヲ受ケタル者ト雖モ郡區長警察官大小林區署派出所員戸長官林巡邏ニ於テ防火ノ準備不充分ト認メタルトキ又ハ風勢ノ變動等ニヨリ他ニ延燒ノ虞アリト思量スルトキハ直ニ之ヲ中止セシムルコトアルヘシ

山野火入取締規則 (明治廿二年一月廿四日) 縣令甲第二號

第一條 山野ニ火入ヲ爲サント欲スルトキハ左ノ各項ヲ具備シタル書面ヲ以テ所轄警察官署又ハ巡查駐在所ニ届出ヘシ

一、火入期日 一、町村(大字共)名字地日

一、四至ノ境界ヲ見ルヘキ實地略圖

第三節 保安警察

第二條 前條ノ届出ヲ爲シタル者ハ其火入ヲ爲サント欲スル山野ノ森林原野ニ接シタル境界ニ防火線ヲ設ケ且其森林原野官林ニ接スルトキハ大小林區署若クハ其派出所又ハ官林巡邏ニ届出其民林ニ接スルトキハ所有主ニ通知シ尙火入期日前所轄町村役場ニ其旨ヲ届出(口頭ヲ以テスルコトヲ得)スヘシ

第三條 防火線ハ幅三間以上トス其方法ハ都テ柴草ヲ刈採落葉并塵芥ヲ除去リ或ハ土堤又ハ堀溝等ヲ設クヘシ

但シ道路豁谷等ニテ本條ノ防火線ヲ設ケサルモ延燒ノ虞ナキ地ハ此限ニ非ス

第四條 日出前日没後及風勢穩ナラサル時ハ火入ニ着手スヘカラス

第五條 火入中ハ番人ヲ出シ火氣全ク消滅スルニ至ル迄ハ其場ヲ退カシムヘカラス

第六條 火入ハ可成一村或ハ組合限聯合施行スヘシ

第七條 火入ノ届出ヲ爲シタルモノト雖モ郡區長、警察官、大小林區署員、其派出所員、戸長、官林巡邏ニ於テ防火ノ準備不十分ト認メタルトキハ風勢ニヨリ他ニ延燒ノ虞アリト思量スルトキハ直ニ之ヲ中止セシムルコトアルヘシ

第八條 (罰條ナリ記載略)

(註) 本則はその後明治二十六年五月縣令甲第二八號を以て改正スル條文略

縣告示第一七號 明治三十一年一月廿九日

明治三十年十二月農商務省令第十九號森林法施行細則第十一條ニ依リ森林内ニ火入ヲ爲サント欲スル者ハ其書面ニ四至境界ノ

地種地日ヲ明記シタル圖面ヲ添付シ火入期日十日以前ニ小林區署若クハ所轄警察署又ハ警察分署ニ差出スヘシ
(註) 農商務省令森林法施行細則は略す

(口) 田野の取締

農第八十四號農追云云 明治九年八月十八日

從前村々ニ於テ虫追或ハ虫送ト唱ヘ夜中多人數ヲ催シ多數ノ松明ヲ點シ鐘鼓ヲ鳴シ各來往所ニ依リ空砲ヲ發スル等之舊習有之
猥雜不都合之嫌モ相聞候條今後ハ前以日限取極其旨當廳並管理之警部出張所又ハ屯所へ届出之上施行可致發砲之儀ハ不相成候
此旨相達候事

無號農書云云廣告 (明治十一年)

本年ハ當管内各郡トモ稻田之虫害甚ク此レニヨリ稻ノイタミ少ナカラス然ルニ其虫種類々アルヘクモ先ツ其著シキモノハ二種アリ粉虫實守虫ノ類一ツナリ、ス虫、指虫ノ類一ツナリ何レモ畏ルヘキ虫ナルカ故ニ驅除ノ方法等勸農局へ問ヒ合セタル處夫々答旨アリ且ツ同局ヨリ兼々報告セラレタル旨趣等ニヨリ其豫防ノ法及ヒ驅除ノ手順等大略廣告候ニ付虫害甚シキ村方ハ勿論其他トモ篤ク心ヲ用ヒ左之條件ヲ見合セ猶各種ノ術ヲ施シ驅除ノ實效ヲ立候ヨウ盡力可致候事

但此外猶良法ヲ得ハ追々廣告スヘク付テハ各地ニ於テモ驅除ノ適術ヲ得ハ委細報告致スヘク事
一、粉虫ト云ヒワシカトモ又實守トモ地方ニヨリ唱ヘハ種々ニ異レトモ同ク是レ稻田ノ害虫ニシテ大抵土用前後ニ顯ワレ出

テ稻ノ莖ニ附着ス若シ其年ノ氣候不順ナルアレハ忽チ増殖シテ害ヲナス甚クシ初メハ細微ノ虫ナレ共追々成長シ後チニハ變化シテ實守虫ト唱ル翼サアル青虫トナリ卵ヲ生ミテ死尖セル跡ニテ其卵再度小虫ヲ發生シ冬ノ内ハ土中等ニカクレ居リ寒氣カロキ年ハ活キナカラヘ居リ翌年ニ至リ又々稻田ニ顯出スルモノニテ油斷スレハ又々當年ノ通り蔓延スルモ計リ難シ
依テ最初發生ノ時分能々氣ヲ付ケ少シニテモ虫ヲ見出サハ速ニ驅除スルノ手段ヲ盡スヘク其仕方タル先ツ種油樟腦油或ハ鯨油等ヲ以テ虫ノ生シタル稻ノ間ニ撒布シ引續キ竿ニテ稻ヲ打チ拂ヒ虫ヲ水面ニ落シ油ノ爲メニ死ナシムルヲ要シ或ハ直ニ田ノ草ヲ取り稻ヲ搖カス等モ宜シトス一度ニテ盡キサレハ二三度迄モ此術ヲ施スヘシ尤モ日中田水ノワキテ燻カナル時ヲヨシトス此法モ手後レニナリテハ其效シ少キニ付總テ油斷セサルヲ第一トス若シ之ヲ殺シ盡サス終ニ翼ヲ生シテ實守虫トナルモ此レ亦勉テ驅除スヘシ其法ハ夜間炬火ヲ以テ田間ヲ縱横ニ振り歩キ燒殺スヘシ此レモ舊慣ノ弊風ニ從ヒ提燒燻大鼓等ヲ以テ虫逐ヒト唱ル所業ヲナスハ決テ無用ノ事ナリ尤該虫ノ蔓延ニ至ルハ全ク氣候ノ不順ニ因ルコトニテ決シテ肥シ類ノ媒助ヲナスニ非ル由ニ付肥シヲ入ルル事等ハ聊カ怠ルコトナカルヘシ
一、ス虫或中指等ト唱ル虫ハ兼テ其筋ヨリ報告等モ有之螟虫ノ類ト相見ヘ最モ畏ルヘキモノ最初ハ稻ノ外皮ヲ吸ヒ終ニハ莖ノ中心ニ喰込ミ後ニハ蛹トナリ數日ニシテ蛾ニ化シ卵ヲ生ミ其卵再ヒ發生シテ裸虫トナルモノナリ本年ハ大ニ秋劣リニテ

收穫ノ減量セシハ全ク右再生ノ虫稻ノ中心ニ喰込ミ稻莖ヲ早ク朽タシタルニヨリ案外ノ凶作ニ至リタルナラン本年稻刈ノ際現ニ各地ノ藁並稻株ニ六七分位ノ裸虫蟄シ居ルヲ見タリ此虫ハ寒中ニモ死セズ明年迄藁又ハ稻株等ノ中心ニカクレ居ルモノニ付當年ノ虫付タル藁ヲハ決シテ其儘田ノ肥シ等ニ入ルルヘカラス必ス燒クカ亦ハ牛馬ニ踏マセ積肥トナシ蒸シ殺シタル上田畑ニ用ユヘシ亦其稻株ハ悉ク堀上ケ棄メテ之ヲ燒キ盡スヘシ或ハ鋤ヲ以テ稻株ヲ耕堀シテ嚴寒ニ凍死セシムヘシ前條粉虫ノ豫防法ニ至テモ亦稻株ヲ燒キ盡ス等ハ其一策ニ之アルヘク又虫ノ潜伏シ或ハ卵ヲノコス等ハ總テ田間ノ草根等ニ附着スルモノニ付此レ亦心掛ケ枯草ノ時分ニ燒盡スヘシ故ニ此レ等豫防ノ術ハ決シテ怠ルヘカラス若シ怠ルトキハ來年ノ爲メニ虫害ノ種子ヲ蒔クニ異ナラス尤此虫來年ニ至リ稻田ニ顯出スルトキハ其驅除ノ術種々有ル可キモ勉メテ之ヲ捕ヘ殺シ其レヲシテ蛾ニ化セシメサルヨリ注意スル事肝要ノ由ニテ一度ヒ蛾ニ化スル時ハ其卵ヲ遺ス多數ナルニ付成ルヘク蛾ニナラサル以前ニ於テ篤ク心ヲ用ヒテ驅除スヘシ
右ハ其大概ノ手順ヲ示ス迄ニテ猶此外良術モ有之ヘク該虫ハ固ヨリ農家ノ爲メ大ナル怨敵ニ候得ハ各地人々心力ヲ盡シテ之ヲ防禦シ且ツ之ヲ驅除スルノ方法ハ各自勉メテ深ク講求スヘキモノナリ

農商務省第四十三號 明治十八年十二月五日

田圃耕作物ノ害虫ハ其發生ノ初ニ於テ各自之ヲ驅除スヘキハ勿論ニ候處往々之ヲ忽ニスルヨリ遂ニ蔓延ノ患ヲ來シ不測ノ災ヲ

第三節 保安警察

農スモノ不鈔ニ付田圃ノ大害ヲナス虫類ニ限リ左項ニ基ツキ豫防規則ヲ設ケ農商務省へ届出ツヘシ
第一項 田圃虫害豫防規則ヲ設ケヘキ害虫ノ種類ハ地方ノ狀況ニ據リテ之ヲ定ムヘシ
第二項 驅除田圃ニ發生セシトキハ其作人ヲシテ直チニ驅除ニ着手セシムヘシ
第三項 驅虫地區ハ町村ノ區域ニ據リ豫メ之ヲ劃定シ害虫蔓延ノ徵アリト認ムルトキハ其區域内人民ヲシテ驅除ニ從事セシムヘシ
第四項 前項ノ場合ニ於テハ其驅除ニ係ル一切ノ費用町村費ヲ以テ支辨セシムヘシ
第五項 田圃虫害豫防規則ニ違背スルモノハ違警罪ノ刑ヲ以テ之ヲ處分スヘシ

田圃虫害豫防規則 (明治十九年六月十七日 縣令甲第三二號)

- 第一條 田圃ニ於テ驅除豫防スヘキ害虫ハ浮塵子、螟虫、蟲、蝸蠖ノ四種トス
- 第二條 害虫豫防及驅除ノ區域ハ一町村ヲ以テ一區域ト定ム
- 第三條 害虫ノ發生ヲ發見シタルトキハ直ニ驅除豫防ニ着手シ其景況ヲ町村役場ニ報告スヘシ
- 但區域内他人ノ田圃ニ係ルトキハ速ニ町村役場又ハ作主ニ報告スヘシ
- 第四條 町村長ハ前條ノ報告ヲ受ケタルトキ速ニ實地ニ臨ミ相當ノ驅除豫防法ヲ指示スヘシ
- 第五條 前條ノ場合ニ於テ町村長ハ其時々景況ヲ取調郡役所ヲ

經テ當廳ニ届出ツヘシ
第六條 害虫蔓延ノ兆アルトキハ町村長ノ指示ニ從ヒ區域内ノ人民幾分若クハ全部驅除豫防ニ從事スヘシ

第七條 前條ノ場合ニ於テハ其驅除ニ係ル一切ノ費用ハ町村費ヲ以テ之ヲ支辨スヘシ
第八條 (罰條省略)

作物に關する病蟲害の驅除豫防に就てはこの後大正より昭和にかけ數次の改正あり或る時は「稻苗代の短冊時」或は「稻の正條植」等を強制したる事もあり、これ等取締の徹底と相俟つて穀物検査の周密を極めし結果、本縣米穀の改良には大に見るべきものあり産穀の聲價漸く昂り今日に至つて居るが、現在のこれが取締規則は二十年前の夫れと大に趣きを異にし即ち明治初年より大正年間迄はこの取締規則の適用範圍は稻を主としてゐたが昭和六年六月二十三日縣令第三十六號を以て定められたる「病害蟲豫防規則」は、獨り穀物のみならず、果樹其他凡ゆる農作物にもこれを及ぼすこととなつたものである。

其他

勸第三號威銃云々連 (明治九年一月廿七日) (狩獵の部参照)

威銃者有害ヲ防禦ノ爲ニ取設クルニ者ニシテ則空發ヲ以テ其鳥獸ヲ驅逐ナス義ニ付職銃獵ノ如ク鳥獸ヲ銃殺シ其利ヲ以テ生活トシ或ハ遊獵銃殺スル者ト判然區別有之候處間々威銃獵ト心得違職遊獵ニ紛敷義有之哉之趣ニ相聞甚以不都合之事ニ候依テ別紙之通り威銃規則改正候條此旨相達候事

威銃規則

第一條 小銃ヲ用テ有害ノ鳥獸ヲ驅逐シ防禦スルヲ威銃トス依テ威銃ハ彈丸ヲ用ユルコトヲ一切禁止ス

第二條 威銃者彈丸ヲ用ルヲ禁スト雖モ猛獸ノ類驅セ向ヒ其害止ムヲ得サル時機ニ臨ミテハ此限ニ非ス若シ其時ニ會シ彈丸ヲ發射シ獸ヲ斃ス時ハ其區戸長或者最寄ノ伍長等ノ内立合入札拂取計代價者總テ區内ノ費用ニ供ス可シ尤其旨第六條但書銃札(返納検査)ノ節詳細届出ヘシ
第三條 鳥獸ヲ銃殺スルハ職遊獵ニ限ルト雖モ職遊獵人員尠ク妨害多クシテ銃殺セサレハ難聞時ハ驅逐射殺ノ時日取極メ其趣ヲ具狀シ臨時ノ免許ヲ請フヘシ
第四條 威銃者一區大凡十名迄ヲ限ルト雖モ土地ノ景狀ニ依テ増員ヲ要スル時者其旨ヲ具狀シ増員ノ許可ヲ請フ可シ
第五條 威銃願書ハ住所身分年令ヲ記シ願出免許銃札ハ威銃ノ

節必ス所持スヘシ

但出願ノ節拾錢銃札手数料ヲ添ヘ差出ヘシ

第六條 威銃期限ハ九月十五日ヨリ三月十五日迄ヲ一期限トシ其地之模様ニ依テ伸縮シ或ハ年中ノ期限ヲ要スル者ハ出願ノ節其期限ヲ記載願出可シ

但滿期ニ至ラハ銃札速ニ返納スヘシ願繼之者ハ八月三十一日限リ追願書ヘ銃札相添差出検査ヲ受クヘシ

第七條 日没ヨリ日出迄之時間ハ銃獵ノ禁有リト雖モ威銃ハ空發ヲ用ル者ニ付此限ニ非ス

第八條 威銃銃札ヲ所持スル者職遊獵ニ紛敷所業ヲナシ得物之レ有ル時ハ職遊獵ヲ願受候者及其他之者タリトモ之ヲ確認シ用務所或ハ最寄ノ伍長等ヘ其犯ス者ヲ同道シ取調ノ上其旨區戸長ヨリ當廳ヘ届出所分ヲ請フヘシ

但犯人ハ鳥獸獵規則ニ依リ罰金ヲ科シ訴出者ハ犯人罰金ノ半ヲ賞譽トシテ與フヘシ

第九條 左之輩ヘハ銃札ヲ與ヘス
十六歳未滿之幼者
銃ノ取扱ヲ知ラサル者

白痴瘋癲人事ヲ辨セサル者
故ナク弓箭銃砲ヲ放ツノ刑ヲ受ケシ者
山林田野川澤等ノ監守者
獵事ニ關スル諸規則ヲ犯シ前刑ノ言渡シヲ承服セサル者

第十條 此諸規則ヲ犯ス者ハ取亂ノ上此處可及處分事
明治九年八月卅一日勸第四十四號威銃規則中第六條但八月以

第三節 保安警察

下ノ廿四字ヲ削除九月十五日限銃札並手数料相添更ニ免許銃札願受クヘシト改正

威銃者取締規則 (警布第三十一號) (明治十二年九月廿二日)

第一條 威銃トハ空砲ヲ放チ有害ノ鳥獸ヲ驅逐シ田野山間ノ植物ヲ防護スルヲ云故ニ彈丸ヲ用ヒ又ハ軍銃ヲ用フルコトヲ許サス

第二條 威銃ヲ爲サントスル者ハ其事情及族籍職分住所姓名年令ヲ詳細シ願出銃札申請スヘシ
但銃札願受ケタル節ハ其旨直ニ所管ノ警察署又ハ分署ヘ届出ヘシ

第三條 威銃使用ノ期限ハ其年九月一日ヨリ翌年五月三十日マテ一期トス若シ其地ノ景狀ニ依リ全年中ヲ要スル者ハ其事由ヲ詳細願出ツレハ其年中七月一日ヨリ翌年六月三十日迄許ス可シ滿期ニ至ラハ必ス銃札返納スヘシ

第四條 左ニ記載スル者ニハ銃札ヲ與ヘス
一十六歳未滿ノ者
一銃ノ取扱ヲ知ラサル者

一白痴瘋癲等人事ヲ辨セサル者
一故ナク弓箭銃砲ヲ放ツノ刑ヲ受ケシ者
第五條 人家極メテ接近ノ場所ニテ發放スルコトヲ禁ス
第六條 無銃札威銃ヲ爲シ又ハ銃札貸借賣買スルヲ許サス
第七條 若シ水火盜難ニテ銃札ヲ紛失セシトキハ速ニ其旨届出更ニ申受クヘシ

第八條 此規則ヲ犯ス者ヲ確認スル者ハ最寄警察署又ハ分署ニ
一二九七

訴出ヘシ
第九條 威銃施行ノ節ハ其銃札ヲ携帶スヘシ該銃札ヲ看ント請
フモノアルトキハ速ニ之ヲ示スヘシ

第十條 此規則ニ違フ者ハ相當ノ處分ニ及ヘシ
(註) 本則はその後明治十五年七月十二日縣令甲第七七號を以て全部改正されたるも同則は登載を省略す

六、漁業及狩獵

漁業の取締に就ては茲に記述することを省き之に代ふるにその主なる沿革を記して参考に資するに止め、狩獵の取締に就て一言すれば往時は狩獵を分つて職獵と遊獵との二としたる事之なり、これ或は現在に於ける一二三等の區別が幾部其意味を併有せるものゝ如きも現在の等級制は其の基準を専ら狩獵者の資力に置きたるに反し往時のそれは其の總てを事實に基きたりし爲め一見その制度に賛意を表する所なきにあらざるも之が許否の實際に當りては又極めて難事たるを免れず、又狩獵の方法に付ても往時は専ら銃器を使用するものの取締に重きを置きて其の他を閉却しさらに鳥獸蕃殖の保護規定等見受けざりしが明治二十八年三月法律第二十號狩獵法の制定を見て漸く之等完備の域に達し、更に同三十年及大正七年と順次改正を経て完成し以て今日に至るのである。以下此間に於ける法制の變遷等は現存の記録を擧げて参考に資せんとす。

(沿革) 明治十三年十二月甲第一一四號刺網漁ハ漁業ノ妨害トナリ水産繁殖ニモ關係アルニ付爾今禁止ヲ達ス○明治十六年五月甲第一四號小鮎取ヲ禁ス○明治十九年五月甲第二四號布達ウタセ網一名帆引網ヲ禁シ違反者ハ違警罪ニ處ス○明治二十二年十月十日縣令乙第一號ヲ以テ三隈川流域水産保護ノ爲築堰漁業取締規則ヲ制定ス○明治二十三年三月卅一日縣令甲第三三號ヲ以テ刺網、ウタセ網ノ二漁業ヲ禁止ス○明治二十八年九月二十日縣令第二九號三重川筋宇内田、鷺谷、赤嶺、小坂四里四十八町自今三ヶ年間鵜使漁禁止○明治二十八年十月縣令第三一號當廳ノ認可ヲ受ケタル漁業者ハ縣内外人ヲ問ハス其地ノ漁業組合ニ加入シ規約ニ從フ

ベシ○明治二十九年×月縣令第一五號大野川筋沈墮瀑ヨリ上流編蝠流迄三里七町、同沈墮瀑ヨリ支流妙見淵迄三里、三ヶ年鵜使漁禁止○明治二十九年十月二十日縣令第二七號ヲ以テ河川ニ於ケル鵜使漁業及網漁業ノ一定期禁止ス○明治三十年九月二十一日縣令第四一號ヲ以テ七瀬川筋鵜使漁業ヲ禁止ス○明治三十一年一月十八日縣令第一號ヲ以テ田代川外九川ノ川筋ニ於テ向三ヶ年間鵜使漁業ヲ禁止ス○明治三十二年二月十日縣令第二號ヲ以テ三重川筋ニ於ケル一定區間ノ鵜使漁業ヲ禁止ス○明治三十二年七月十七日縣令第三一號ヲ以テ漁業取締規則ヲ制定ス○明治三十五年七月廿九日縣令第四〇號ヲ以テ右規則ヲ廢シ新ニ漁業取締規則ヲ制定ス○明治三十七年四月縣令第二三號ヲ以テ右規則ヲ全部改正ス○明治四十年二月十五日縣令第三九號ヲ以テ右規則第四十七條ニ依ル漁業鑑札書換申請書ノ書式ヲ定ム○明治四十五年五月十五日縣令第二七號ヲ以テ漁業組合令施行規則ヲ制定ス○大正元年九月廿六日縣令第三號ヲ以テ漁業取締規則ヲ全部改正ス○此間數度一部改正を経て大正十年農商務省令第三十一號ヲ以テ汽船底曳網漁業取締規則ヲ制定○大正十四年九月十六日縣令第五六號ヲ以テ右規則中ノ大部分ヲ改正ス○此間數度の一部改正あつて昭和七年九月十三日縣令第四八號ヲ以テ機船底曳網漁業取締規則施行細則ヲ制定ス○昭和七年十二月廿八日縣令第七〇號ヲ以テ右施行細則ヲ廢止ス○昭和九年七月二十五日農林省令第二十號ヲ以テ機船底曳網漁業取締規則ヲ全部改正ス○其後同十一年三月同十三年三月同十四年四月ニハ何レモ縣令漁業取締規則ノ各一部ヲ改正シテ今日ニ至ル

白孝魚繁殖云云揭示ノ文 明治六年七月廿二日

舊岡藩士籍玉來村居住當地白孝ナル者其郷邑魚介ニ乏シク一小魚モ他方ニ求メサレハ得ヘカラスシテ寒士貧民ハ終身魚味ヲ食スルコト能ワサルヲ慨歎シ去ル慶應ノ比其藩廳ニ出願シ若干金ヲ拜借シ尙己ガ金幾兩ヲ投費シ肥後國ニ「カマスカ」ト云ヘル川魚アリ多ク子ヲ産スルヲ以テ彼ノ國ヨリ「カマスカ」數百尾ヲ生キナカラ買得之ヲ其郷里川々ヘ放チ置ケレハ年々繁殖夥多ニシテ今ハ直入大野兩郡ノ川々ニ充滿シ土人其恩惠ヲ蒙ルヨリ終ニ「カマスカ」ト唱ヘスシテ白孝魚ト稱スルニ至ルト云自今有志ノ徒協意同力國益ヲ興シ民福ヲ謀ル者苟モ其土地ニ就テ物産繁殖ノ方法ヲ講求シ日下ノ利益ヲ去リ他日ノ功業ヲ期セハ豈啻白孝ノ魚ノミナランヤ予深ク白孝ノ篤其功德ノ既ニ發顯スルヲ嘉シ亦有志ノ者其後ニ繼テ興ル者アラント望ム因テ自今管内「カマスカ」魚ヲ以テ白孝魚ト稱スヘシ揭示以テ偏ク知ラシムル者也(縣治概要)

狩獵の取締

第二十五號 明治六年一月廿日 太政官

鳥獸獵免許取締規則等別紙ノ通被定候ニ付管内無遺漏觸示シ願出候者有之候者ハ身元并近傍故障有無相訪差支無之ハ規則ニ照準鳥獸獵免許鑑札相渡屹度取締可相立事

但從前ノ獵銃稅ヲ相廢シ第二十八號布告ノ銃砲取締規則第六條ハ此規則ニ引換候事

一、從來鳥獸獵差許來候地所ノ字地名共取調七月迄大藏省へ届出銃獵ノ分ハ陸軍省へモ可届出事

但從來許來候地所ニテモ人民障得相成候場所ハ更禁止ノ見込取調本文同様可申立事

一、鳥獸獵免許ノ者ハ新古ニ拘ラス名面取調毎年十二月迄大藏省へ届出銃獵又ハ陸軍省へモ可届出事

一、鑑札免許稅ハ收入ノ度毎大藏省へ相納一ヶ年分一人別帳ヲ製シ毎年十二月限リ同省へ指出右總計ハ雜稅帳へ組入歳入皆濟帳ヲ以成算可致事

一、新規免許鑑札願出候者ハ時間ノ遲速ニ拘ラス税金ハ一ヶ年ノ本額可爲納事

一、過料金ハ一ヶ年ニ括リ明細仕澤書ヲ以テ司法省へ可差出事

一、鑑札雛形ノ通相心得燒印并割印ノ儀ハ在來相用爲見本一枚大藏省へ可差出事

一、從前免許鑑札ヲ渡置モノ此規則ニ從ヒ鑑札改渡税金上納濟ノ分ハ下戻更ニ本額ノ税金可爲致上納事

鳥獸獵規則

第一條 銃砲ヲ用テ鳥獸ヲ獵シ以テ生活トスル者ヲ職獵トシテ遊樂ノタメニスルヲ遊獵トス

第二條 銃獵ノ事自今免許鑑札ナキモノ一切禁止シ有害ノ鳥獸ヲ或シ或ハ殺スコトハ地方官ノ便宜ニヨリ臨時ノ免許ヲ與フヘシ

第三條 職獵遊獵トモ必ス願書ニ名住所身分年齢ヲ記シ地方官廳へ願出免許鑑札ヲ受ケ出獵ノ節ハ必ス之ヲ所持スヘシ

第四條 獵銃ハ一人一己ノ用トナスヘクシテ只一ヶ年ノミ效アリトス

第五條 鑑札ヲ渡スニハ職獵ニハ壹圓遊獵ニハ十圓ツ、ノ稅ヲ納ムヘシ

第六條 鑑札ハ各地方廳ニテ別紙雛形ノ通製造シ相與へ尙翠年モ願出ルモノハ最前ノ手續ヲ用ユヘシ

第七條 鑑札ハ借貸或ハ賣買スルコトヲ禁ス

第八條 鑑札ヲ遺失スル者及遺失セル鑑札ヲ拾ヒ得ル者ハ直ニ管廳へ届出ツヘシ

但遺失セシ者ハ印鑑遺失例ニ照スヘシ

第九條 左ノ輩へハ鑑札ヲ與フヘカラス

一十五歳以下ノ幼者

一 獵銃用ヒ方ヲ知ラサル者

一 白痴瘋癲等人事ヲ辨セサル者

一 故シク弓箭銃砲ヲ放ツノ刑ヲ受ケシ者

一 山林田野川澤等ノ監守者

一 獵事ニ關スル諸規則ヲ犯シ前刑ノ言渡ヲ遵守セサルモノ

第十條 左ノ場所ニハ銃獵スヘカラス

一 人家稠密ノ地

一 假令郊外ト雖モ銃丸ノ進リテ人ヲ害スルノ恐アル所

一 禁獵制札ノ場所

一 他人ノ住居或ハ構内

第十一條 獵銃ハ和銃四匁八分玉以下ノ小筒并西洋獵銃等併セ用ユ可シ軍用小銃ニテ鳥獸ヲ獵スルヲ禁ス

但獵銃ヲ所持スル者銃砲取締規則ニ照準スヘキ事

第十二條 獵ヲ禁スル地ニ非スト雖モ田畑植物ヲ踏荒シ且樹木ヲ毀損スル事ヲ嚴禁トス

第十三條 銃獵期限ハ十二月一日ヨリ三月中ヲ限リトス右時限ノ外ハ出獵ヲ禁ス

但銃獵期限ハ地方ノ模様ニヨリ其見込ヲ以テ此期限ヲ伸縮シ山間等人家ニ隔遠ノ地ハ其期限ヲ定メサルコトモアルヘシ

第十四條 戶長選卒地主山林田畑川澤等ノ監守者銃獵者所持ノ鑑札ヲ檢査スルノ權アルヘシ若シ檢査スル事ヲ否マハ無鑑札ノモノト見做スヘシ而シテ此諸規則ヲ犯スモノハ右ノ輩申立ニ據リ其罪ヲ論ス猶決シ難キ時ハ證人ヲ以テ證スヘシ

第十五條 犯人アリト雖モ之ヲ即時ニ捕ヘ又ハ其獵具ヲ直ニ取上クルニ及ハス犯人ノ鑑札ヲ所持スルモノ其番號姓名等ヲ取調申立ヘシ若シ鑑札ナキモノハ其姓名住所ヲ開糾其犯人ニ同行シテ其本宅ヲ認ムヘシ若シ犯人其面ヲ隠シ又其姓名ヲ告背

セス且住所本宅知レサル時ハ最寄ノ役所ニ伴ヒ其身上ヲ開糾スヘシ

第十六條 此諸規則ヲ犯スモノハ所在裁判所及地方官廳ニテ罪及罰金ノ言渡ヲ受クヘシ

第十七條 銃獵セシ者ノ爲メ其官廳へ出訴スル時ハ右出訴ニ屬スル入費其不理ナリト裁判ヲ受クルモノヨリ出サシムルコト

一般ノ公布面通リタルヘシ

第十八條 凡テ再犯以上ノ罰金ハ倍シテ取ルヘシ

但罪ヲ犯シタル時ヨリ十二月内ニ諸規則ヲ犯ス者ヲ再犯トス

第十九條 此諸規則ヲ犯スニ詐僞脅迫ノ舉動アル者ハ本律ニ因リ從重科斷ス

第二十條 若シ無力ニシテ罰金ヲ出ス事能ハサル者徵役法ニ依ルヘシ

第二十一條 此諸規則ヲ犯スニ由リ他人ニ損害ヲ蒙ラシムル者ハ之ヲ償フヘシ

第二十二條 何ノ罪ヲ問ハス此諸規則ヲ犯スモノ銃器ヲ取揚ケ本罪ヲ科シ及免許ヲ得スシテ獵スル者ハ職獵遊獵ヲ問ハス銃器ヲ取上ケ罰金六圓ヲ科ス

第二十三條 此諸規則ヲ犯シテ獲タル鳥獸ハ之ヲ取上クヘシ

第二十四條 鳥獸ノ死シ或ハ落碎スヘキ餌或ハ藥品ヲ用ヒテ獵スルコトヲ禁ス

第二十五條 總テ犯禁ノモノヲ他ヨリ證據ヲ取り訴出ル時ハ犯人罰金ノ半ヲ賞譽トシテ賜フヘシ

第四章 警察取締の變遷

罪名	職獵罰金	遊獵罰金	獵ヲ禁スル時限中獵スル者
並許ヲ得テ獵札ヲ持サル者	貳拾錢	壹圓	貳圓
他人ノ遺失セル獵札ヲ以テ獵スル者	貳圓	拾貳圓	貳圓
禁獵制札ノ場所ニ於テ獵スル者	壹圓四拾錢	六圓	壹圓四拾錢
獵ヲ禁スル地ニ於テ獵スル者	壹圓四拾錢	六圓	貳圓
			獵ヲ禁スル時限中獵スル者
			獵札ヲ貸シ或ハ之ヲ賣ル者
			獵札ヲ借リ或ハ之ヲ買フ者
			鳥獸ノ死シ或ハ落碎スヘキ餌等ヲ以テ獵スル者
			(免許獵札雜形略)
			貳圓
			拾貳圓
			六圓
			拾貳圓

第八十五號 明治六年三月四日 太政官

田細村里ノ近傍人ノ往來スル地ニ於テワナ。オトシアナ、等ヲ取設候儀堅ク禁止候事

但深山曠野ニ於テ猛獸鷲鳥等往來シ人ノ害ヲ爲スニヨリ不得止取設候節ハ人ノ心付キ不近寄様目印ヲ立又ハ繩張等ヲ致シ置ヘシ若目印繩張等ヲ設ケシテ人ヲ殺傷スル者ハ嚴重處置可有之候心得違無之様可致事

布告第百十號 明治六年三月十八日

本年第二十五號布告鳥獸獵免許取締規則別紙ノ通改正候ニ付各管内ヘ布達シ願出候者ハ身本並近傍故障有無取調差支無之ハ規則ニ照準免許獵札相渡屹度取締可致事(中略)

鳥獸獵規則(拔萃)

條文ハ一條ヨリ第二十三條マデ(省略)

鳥獸獵取締規則云云達シ 明治六年三月廿八日

今般鳥獸獵取締規則(大政官第廿五號第百十號更正アリ略ス)被仰出候ニ付テハ從前免許相受ケ獵札所持ノ者ハ來ル四月十三日迄毎小區限リ取廻メ悉皆返上可致候若シ等閑ニ相心得右期限後迄舊獵札所持ノ者有之節ハ御規則ノ税金可爲上納候條此旨相心得所持ノ獵札屹度返上可致候事

但職遊獵共免許獵札相願度者ハ更ニ願書差出シ可申事
更ニ(明治六年四月十三日)鳥獸獵免許獵札上納云々達シアリ

丙第五十一號 獵獵期限云云布達 明治七年九月十二日

獵獵期限ハ十一月一日ヨリ三月三十一日迄ヲ限リトスル御規則ニ有之候處當縣内之義ハ過半山間原野ニシテ鳥獸ノ害不少譯ヲ以更改ニ本年十月一日ヨリ五月三十一日迄前後寬期一般差免候條昨年來相渡有之職遊獵札ハ當月中ニ無洩可致返納此旨布達候事

附是迄獵獵免許候上ハ本人ヨリ受書差出來候得共今後不及其儀候事
(註) 明治七年十一月布告第一二二號鳥獸獵規則あるも省略

丙第二十七號 獵獵云云達 明治八年三月八日(大分縣)

小銃ヲ用ヒテ鳥獸ヲ獵シ生活トスル者ヲ職獵トスル御規則ニ付區戶長其他勤役之者ハ遊獵ノ外職獵之儀ハ出願無之管ニ候處願書面ニ士族或ハ農商トノ記載シ非役之體ヲ以願出候者間々有之不都合之事ニ候條爾後右等ノ儀無之様屹度可相心得且成銃ノ義モ同様勤役之者ニテ出願候不相成儀ト可在此段相達候事

(註) 明治十年一月十九日内務省令乙第二號ヲ以テ「區戶長及神官郵便取扱役等職獵不相成」達アリ又同年二月八日内務省乙第十一號「獵獵免許狀渡方條例」アルモ省略ス

本縣令甲第五十七號 明治廿五年十一月二日

獵獵ニ關スル出願手續

- 第一條 獵獵免許ヲ受ケント欲スル者ハ獵獵規則施行細則第三條ニ據ルノ外願書ニ左ノ事項ヲ詳記シ所轄警察署又ハ分署ニ差出スヘシ
 - 一、職獵遊獵ノ區別
 - 二、家族ナレハ戶主ノ住所氏名及其所得稅ノ納額
 - 三、所用ノ銃名玉目又ハ獵具ノ種類
- 但獵獵免許ヲ請フノ願書ニハ獵獵規則第八條各項ニ觸レサルコトヲスル爲メ現住地町村長ノ證明ヲ受ケ差出スヘシ
- 第二條 獵區設定ノ免許ヲ得ントスル者ハ獵獵規則施行細則第五條ニ據ルノ外願書ニ左ノ書類ヲ添ヘ所轄警察署又ハ分署ニ差出スヘシ
 - 一、獵區設定ノ場所官有ニ係ルモノハ其管轄官廳ノ借用許可證寫
 - 二、他人ノ所有ニ係ルモノハ其所有者又ハ管理人ノ承諾書寫
 - 第三條 禁獵制札ノ建設ヲ欲スル願書ニハ禁獵ヲ要スル場所ノ面積方位所有地借地ノ別并建札ノ位置及方位距離等ヲ詳記シタル圖面ヲ添ヘ所轄警察署又ハ分署ニ差出スヘシ
 - 第四條 前條ノ許可ヲ得タルモノハ獵獵規則施行細則第八條ニ

第三節 保安警察

